

第49集

日本労働年鑑

1979年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1979
VOL. XXXXIX

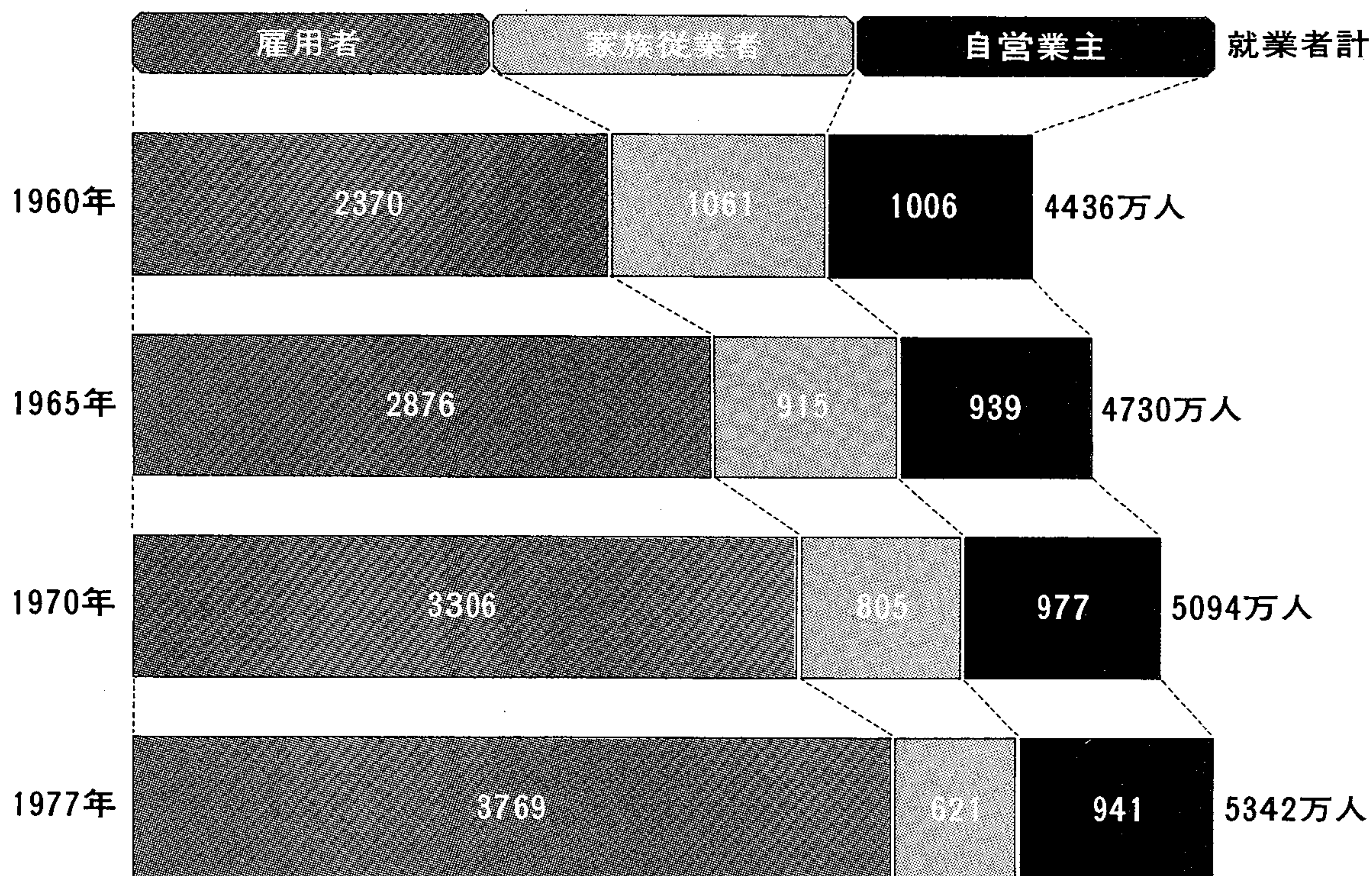
法政
大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

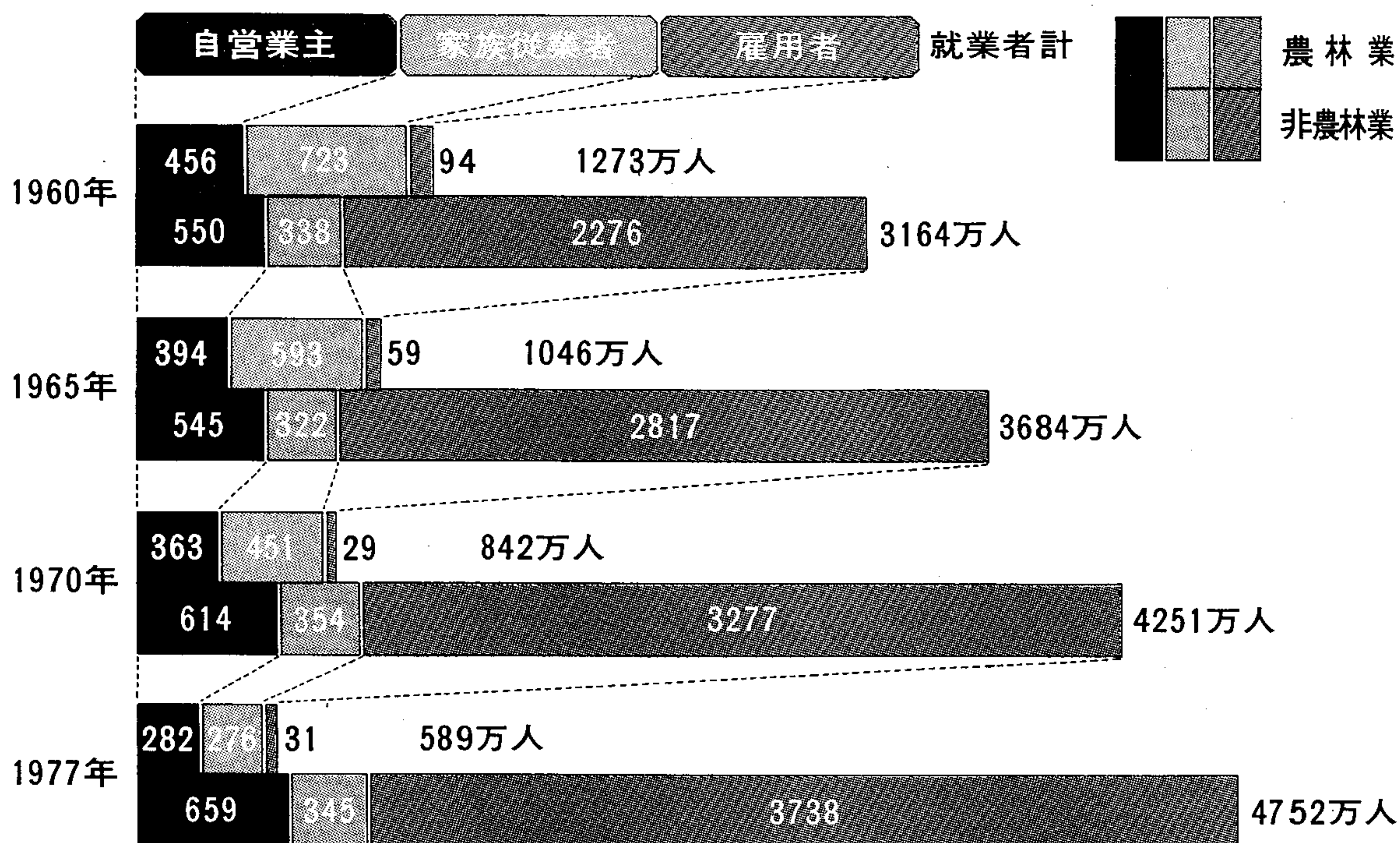
労働旬報社

増大する賃金労働者

〔A〕 就業者構成



〔B〕 農林業・非農林業別就業者構成

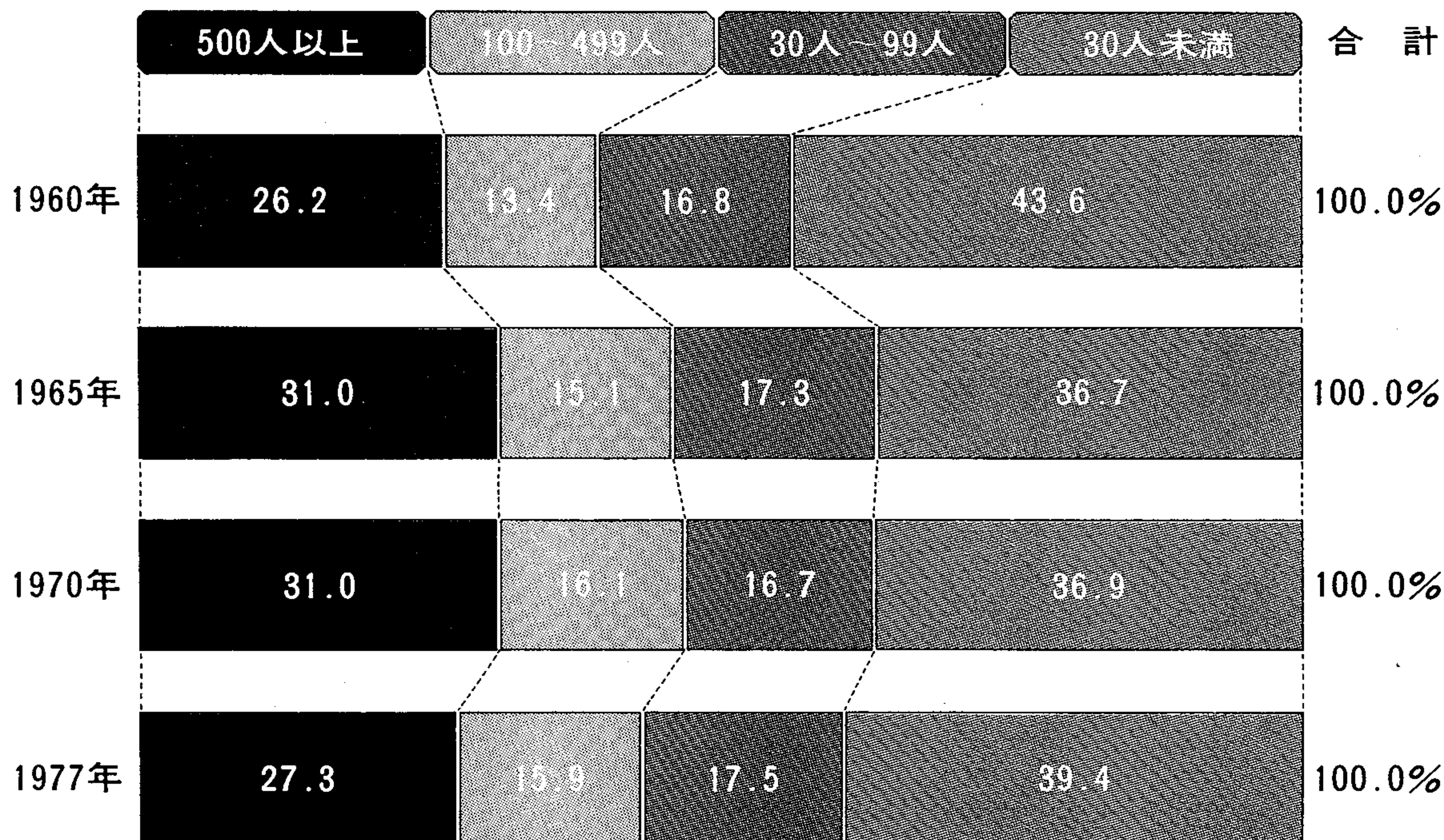


〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

 わが国の雇用者数は1960年の2370万人から、1977年には3769万人へと増加した。農林業就業者は一貫して減少しており、1977年には589万人となった。

労働者の大多数は中小企業で働いている

従業者階級別非農林業雇用者比率

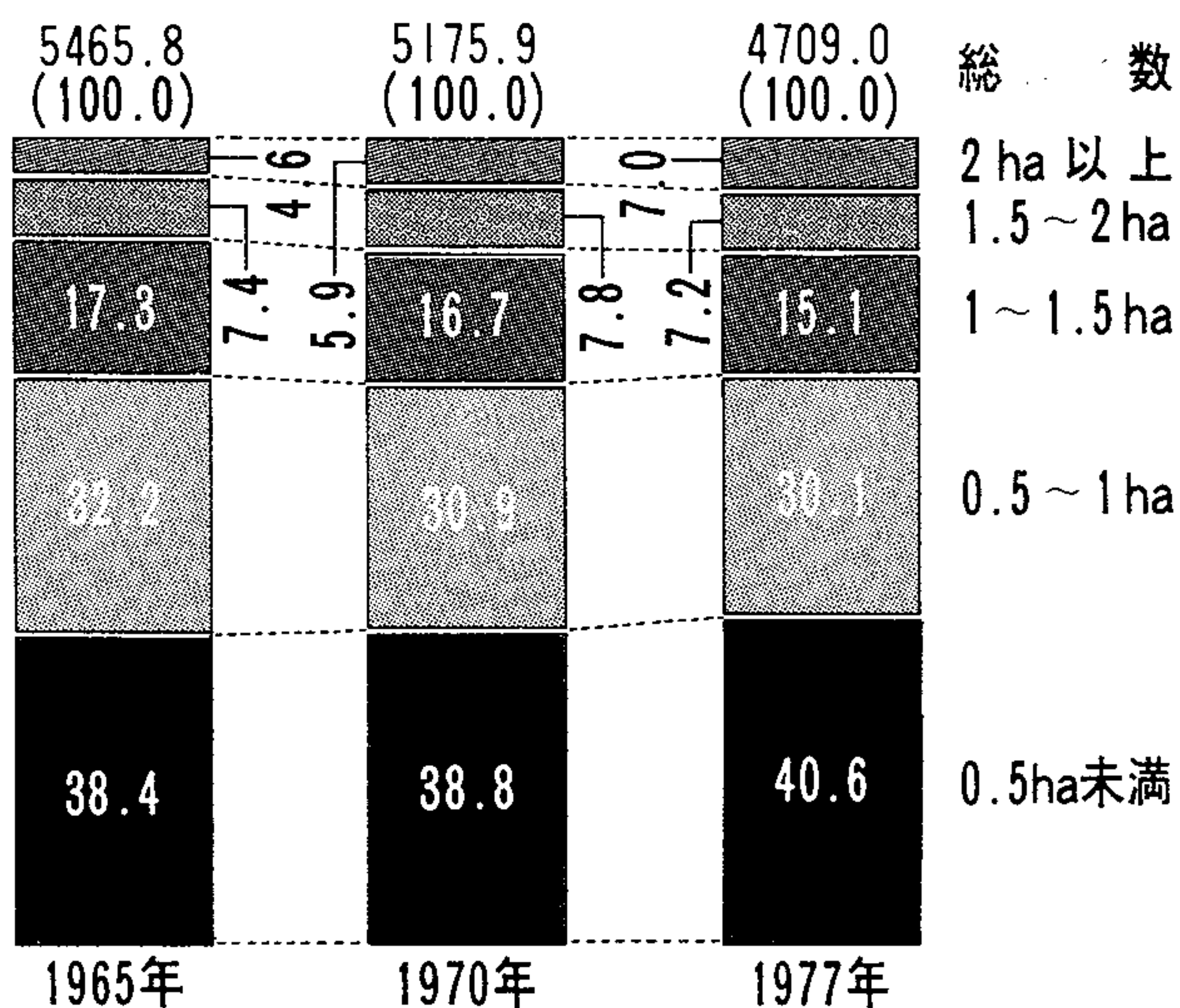


〔備考〕 1) 官公部門の雇用者をのぞく。
2) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

減少する農家

経営耕地規模別農家数の推移

(北海道をのぞく都府県 単位 千戸：%)



〔備考〕 1) 1965年・1970年は2月現在、1977年は1月現在。

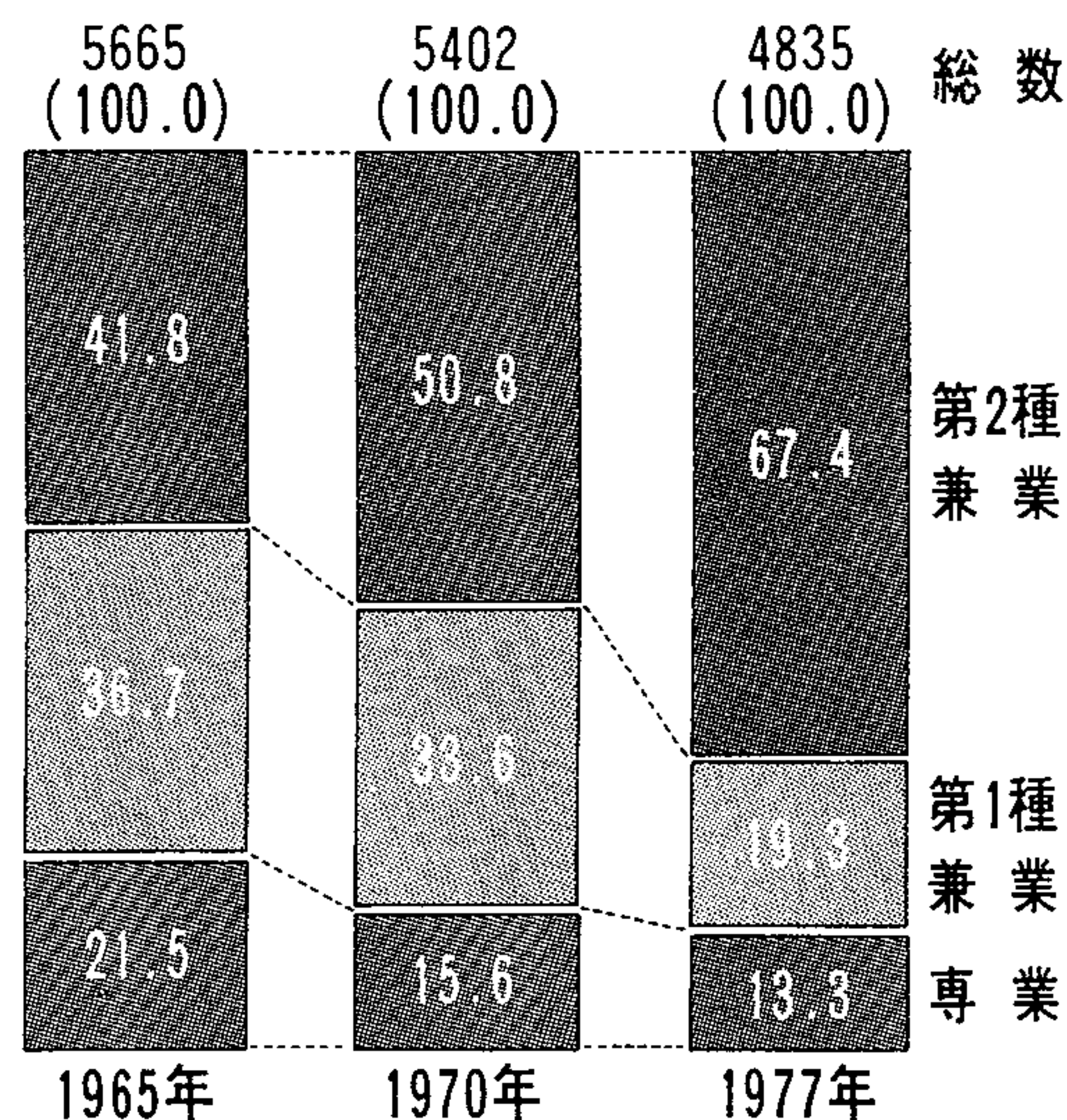
2) 1965年・1970年は農林省統計情報部「1975年農業センサス結果概要」〔I〕、1977年は「農業調査」による。

農家数・農家人口は全体として減少をつづけている。1973年には農家数が500万の大台を割り、さらに1977年には471万戸となった。経営耕地規模別にみても、1970年代は農民層分化基軸は2.5ha~3haとなった。

兼業化する農家

専兼業別農家数の推移

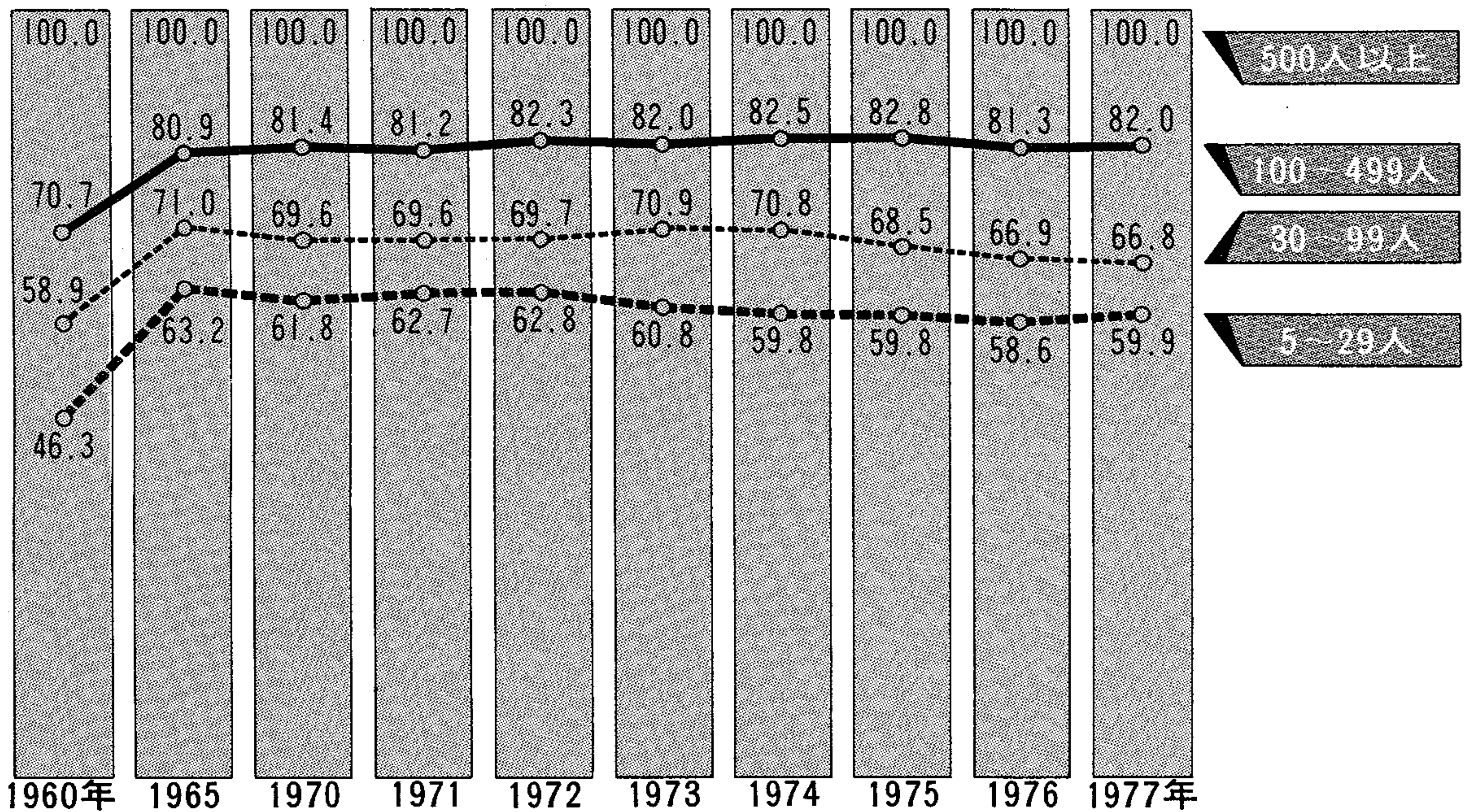
(全国 単位 千戸：%)



農家のうち、もっぱら農業に従事する農家は、1977年では13.3%に減少した。他方、農業外収入を主とする第2種兼業農家は、1977年には67.4%に達している。

✧ 製造業規模別賃金格差の推移

(現金給与総額)

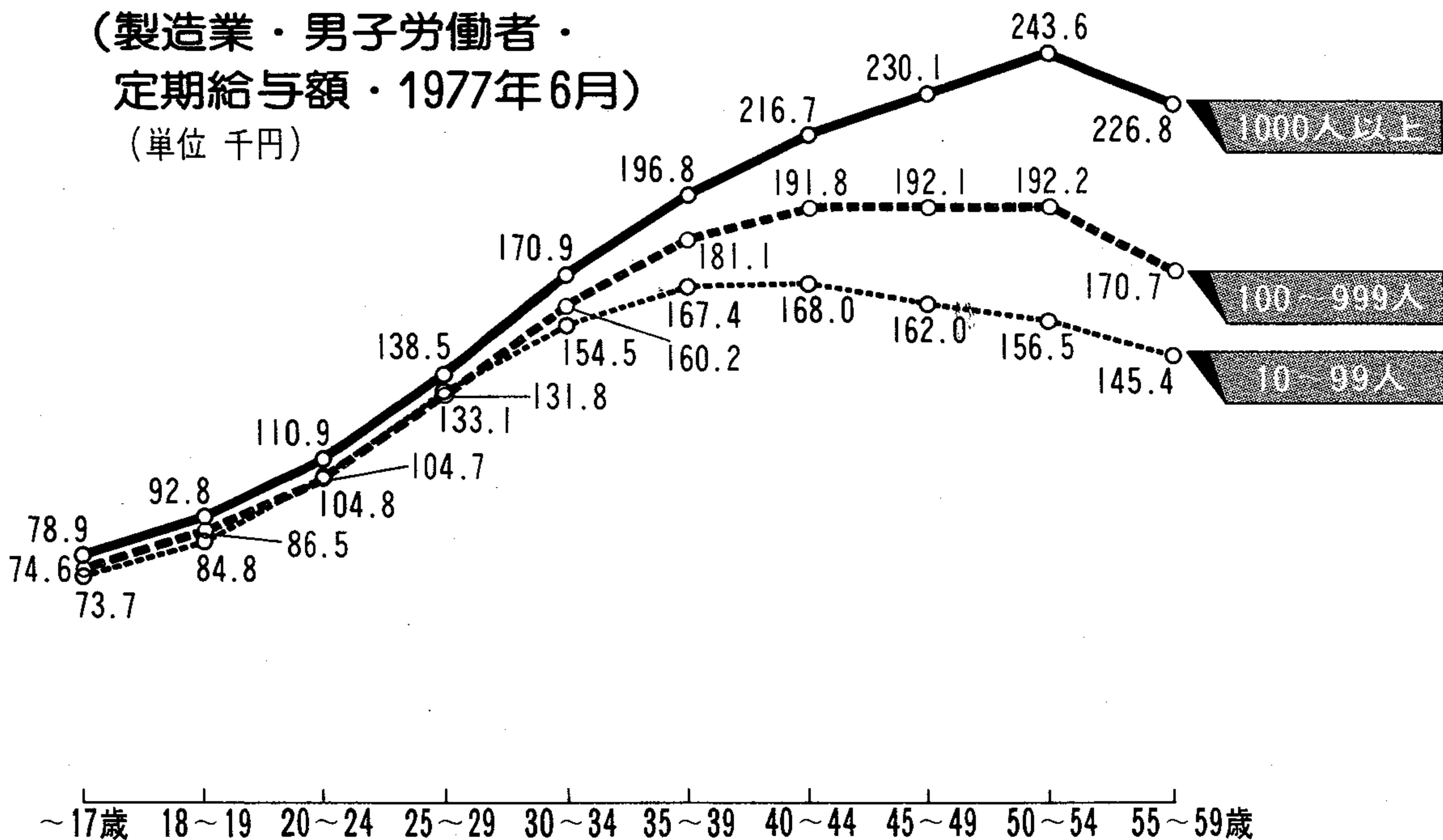


〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

■ 企業規模別賃金格差は、1965年頃までは縮小傾向を示していた。だがそれ以後は、この傾向が頭打ちし、停滞傾向にある。

✧ 製造業における企業規模別・年齢別賃金格差

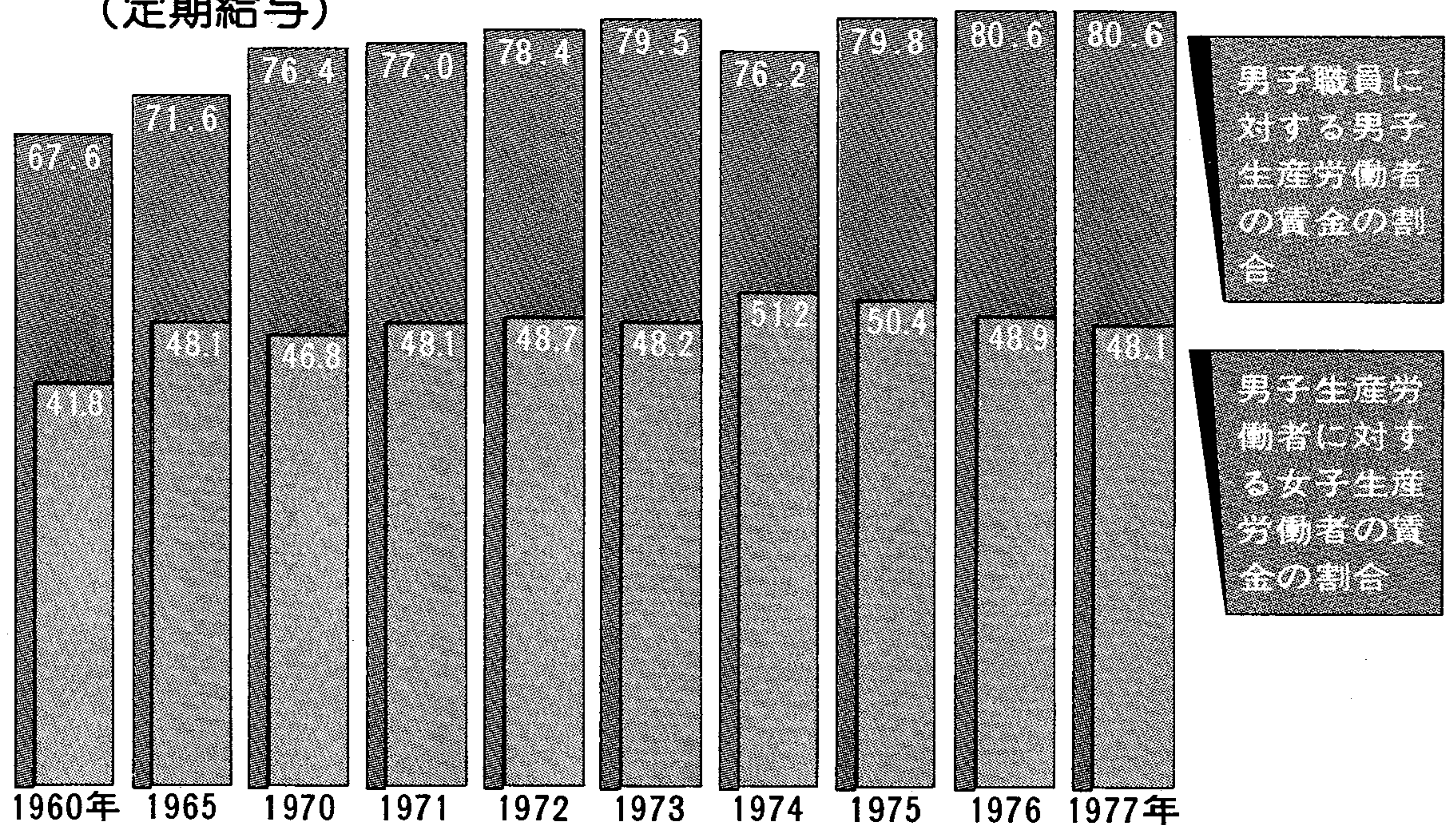
(製造業・男子労働者・
定期給与額・1977年6月)
(単位 千円)



〔備考〕労働省「賃金構造基本調査」による。

■ 若年労働力不足による初任給水準の上昇のため、若年層の賃金の企業規模別格差は縮小した。だがその後の賃金上昇カーブは企業規模別にみて大きな開きがでている。とくに企業規模が小さいほど、賃金上昇の頭打ち傾向が早くなっている。

✧ 製造業における労職・男女別賃金格差の推移 (定期給与)

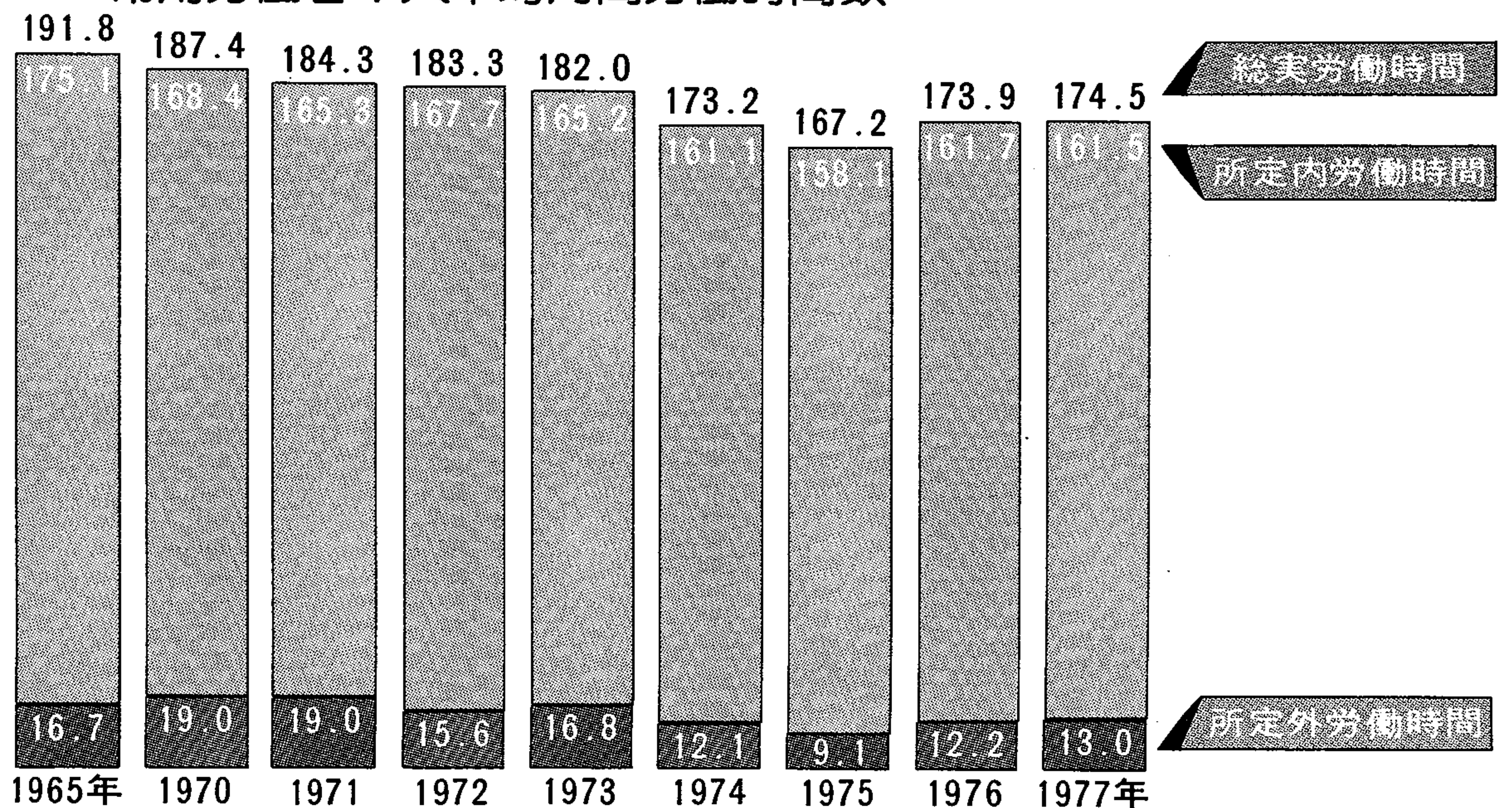


〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

- ❑ 労職別賃金格差は、1970年までは縮小傾向を示してきたが、1970年代にはいつてからは、やや縮小傾向がにぶっている。男女別賃金格差は相変わらず大きく、1974年にようやく5割台に達したものの、1976年にはふたたび4割台に落ちている。

✧ 製造業における労働時間の推移

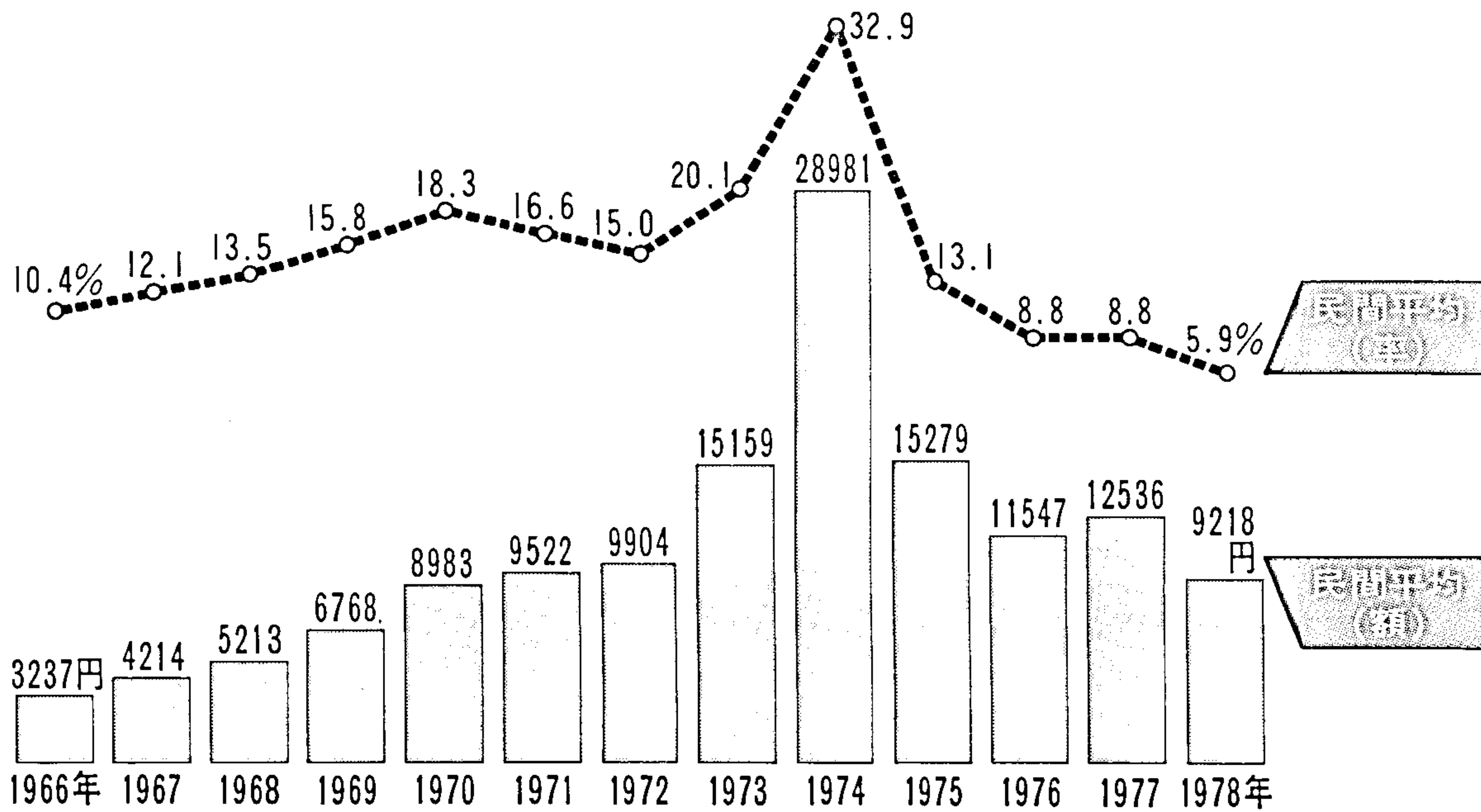
常用労働者1人平均月間労働時間数



〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

- ❑ 労働時間は、長期的にみて減少傾向にある。1974年、1975年は景気的大幅な後退を反映し、所定内・所定外労働時間とも目立って減少した。1976年、1977年はわずかながら、増加している。

✧ 春闘賃上げ額・率の推移



〔備考〕 1) 労働省労政局調べ。

2) 集計対象は主要産業に属する労働組合のある大手企業における労働組合。

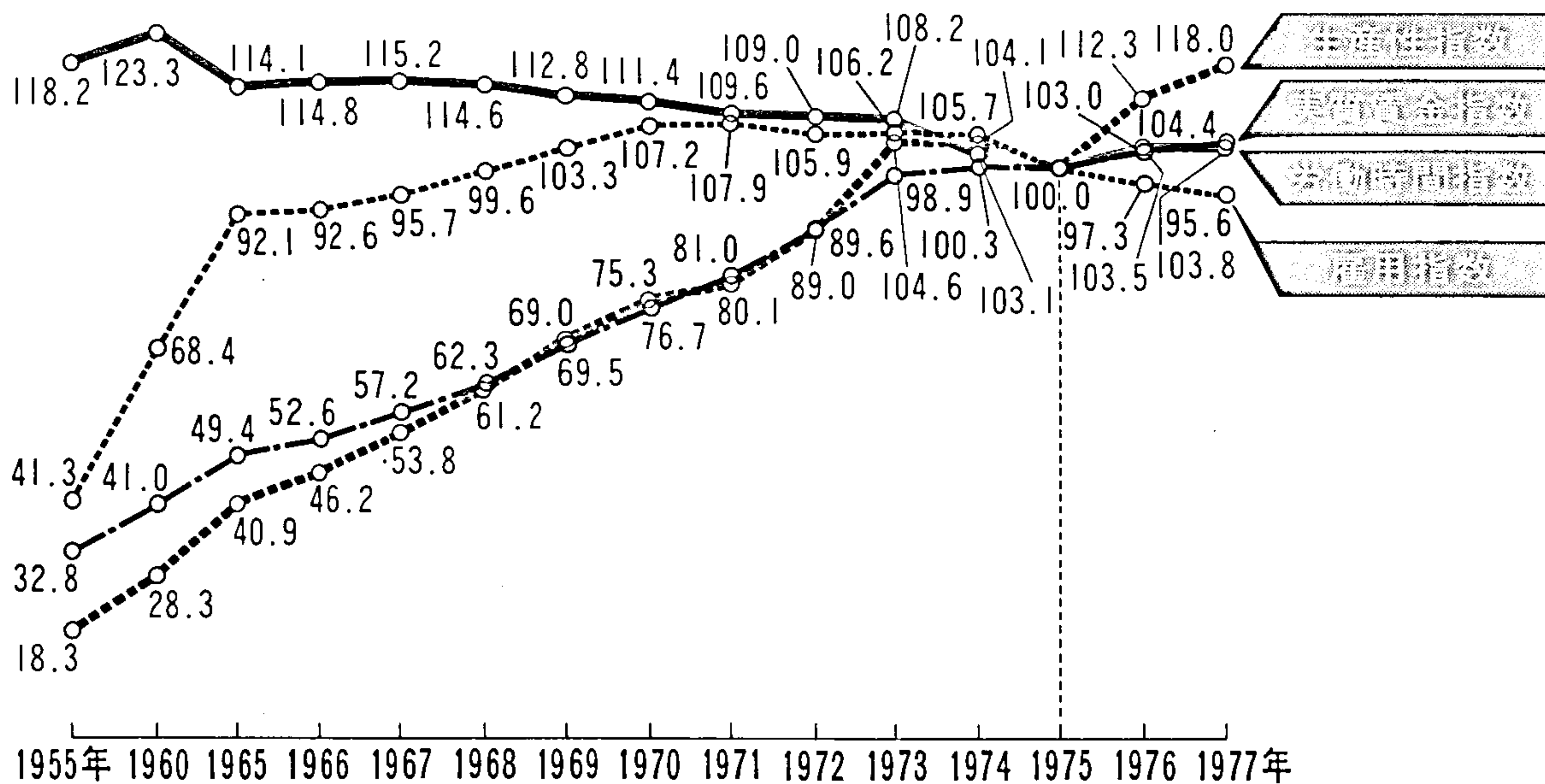
3) 賃上げ額には定昇分を含む。

4) 賃上げ率は基準内賃金に対する賃上げ額の比率である。

5) 1972年までは旧系列による調査であり、1973年以降は新系列(業種・企業数とも増加)による調査。

■ 1974年に額・率とも、春闘史上空前の妥結結果を示したが、1975年～1978年は一転して額・率とも大幅に落ちこんだ。1978年は金額で5ケタを割った。

✧ 製造業における雇用・生産性・労働時間



〔備考〕 1) 雇用指数は常用労働者30人以上を雇用する「毎月勤労統計」対象事業所の常用労働者の指数。

2) 労働生産性指数は各業種別労働生産性指数を付加価値ウェイトで総合したもの。

3) 実質賃金指数は「毎月勤労統計」の常用労働者1人平均月間現金給与総額を指数化し、それを消費者物価指数で除したもの。

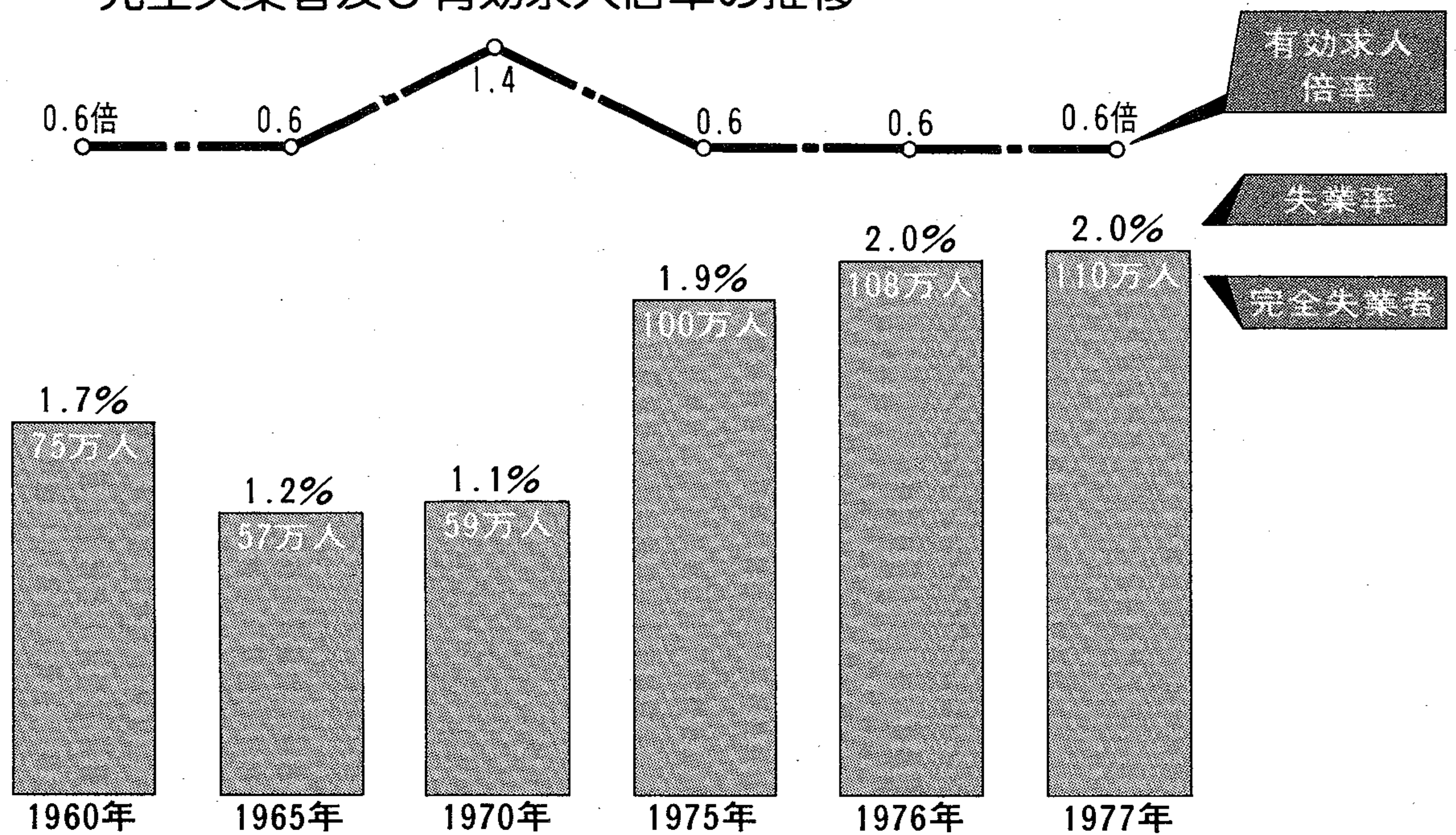
4) 労働時間指数は「毎月勤労統計」の常用労働者の総実労働時間を指数化したもの。

5) 労働省「昭和52年労働経済の分析」による。

■ 製造業における生産性・実質賃金・雇用・労働時間とも、1974年から1975年にかけての不況の影響を顕著にあらわしている。とくに雇用の停滞が目立つ。

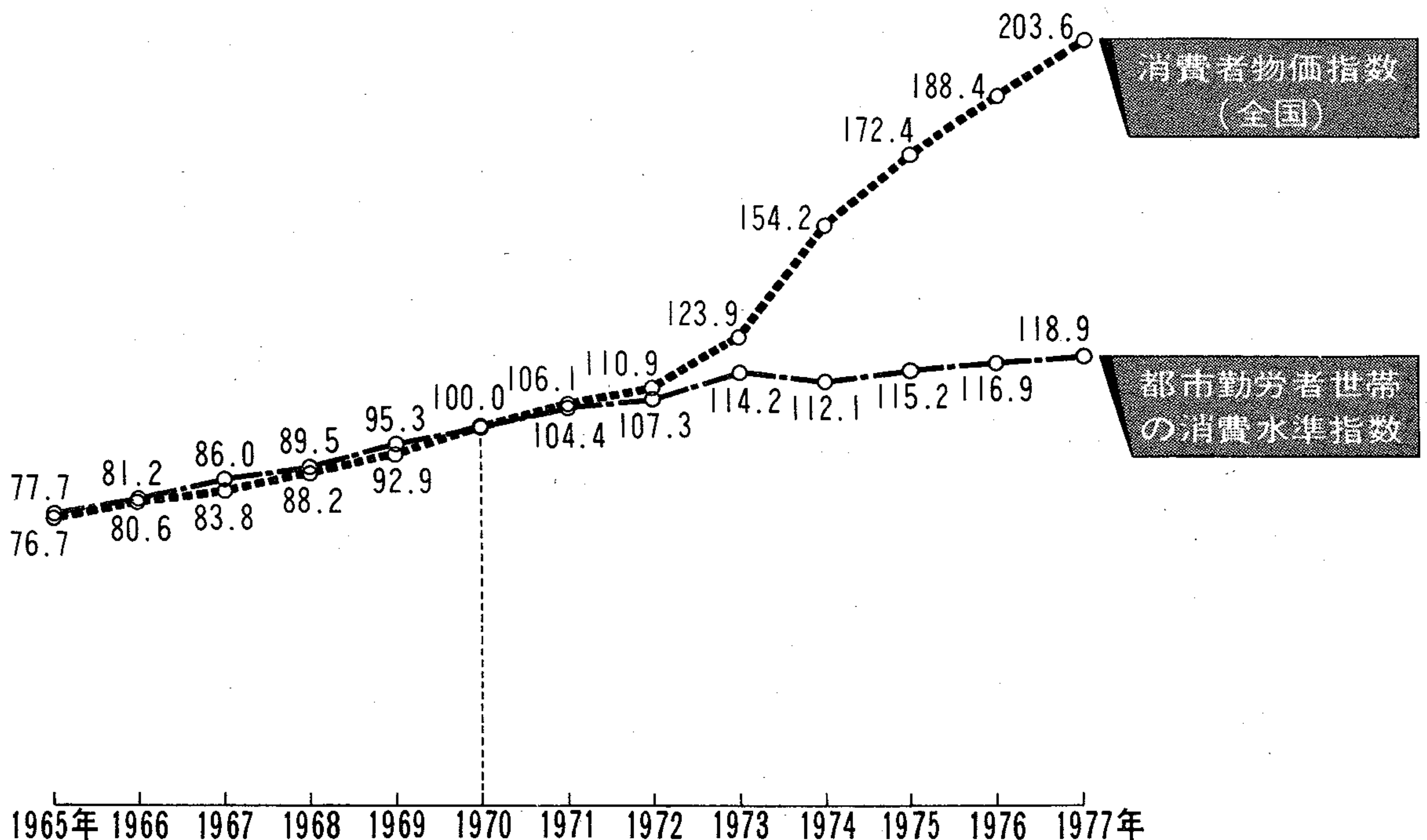
✧ 雇用・失業情勢の動向

完全失業者及び有効求人倍率の推移



■ 高度経済成長期、完全失業者は100万人(失業率1%台)を割り、有効求人倍率も1967年からは1倍を上回っていた。だが1975年以降、完全失業者は100万人に達し、有効求人倍率も0.6倍台に低下している。

✧ 消費者物価と勤労者世帯の消費水準の推移

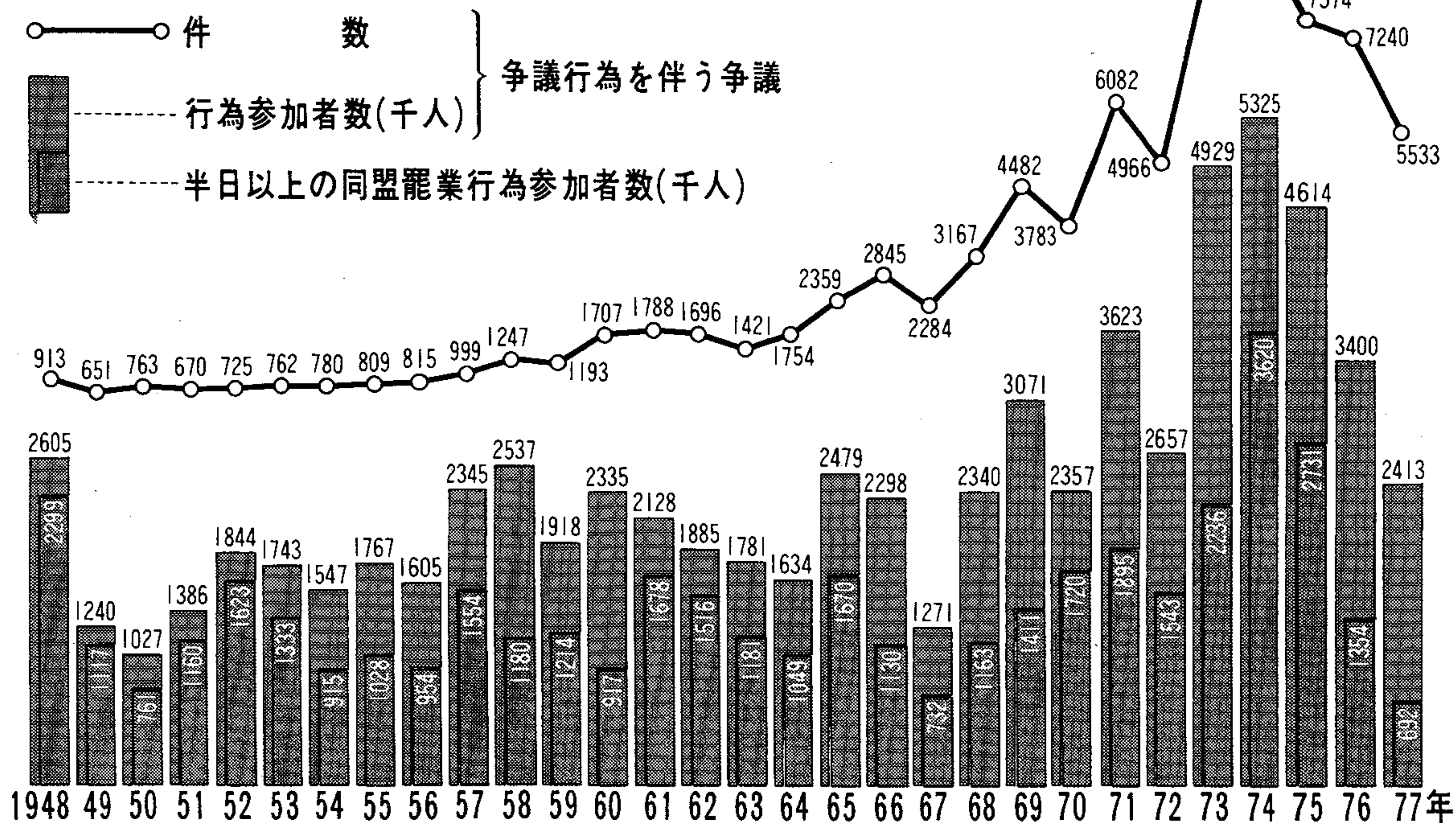


〔備考〕1)消費者物価指数は総理府統計局発表による。

2)消費水準指数は総理府統計局の「家計調査」の人口5万人以上の都市勤労者世帯の1ヵ月平均消費支出金額をマルチプル方式で、4人30.4日に換算して指数化し、消費者物価指数で除したもの。

■ 1973年以降、消費者物価は急騰し、勤労者世帯の消費水準は伸び悩んでいる。

✧ ストライキ闘争の推移

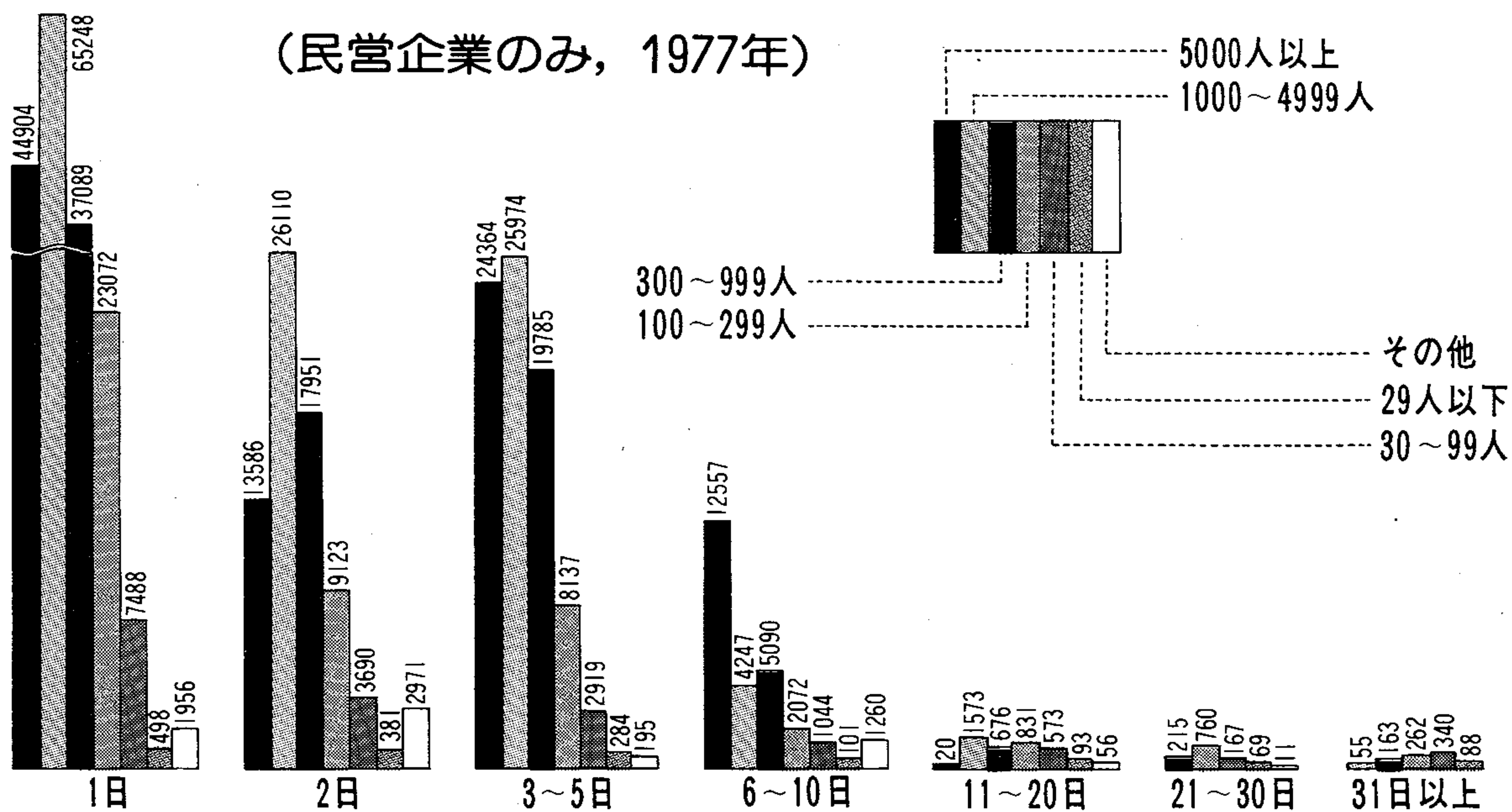


〔備考〕労働省の各年「労働争議統計調査年報告」によって作成。

❑ わが国労働者のストライキ闘争は、件数・参加人員ともに1974年に史上最高を記録したが、そのご不況のもと、雇用調整などのすすむなかで、春闘は不調におわり、ストライキ闘争も年をおって下火になる傾向をみせている。

✧ 企業規模別ならびに行為参加人員1人当り労働損失日数別にみた半日以上の同盟罷業及び作業所閉鎖行為参加人員

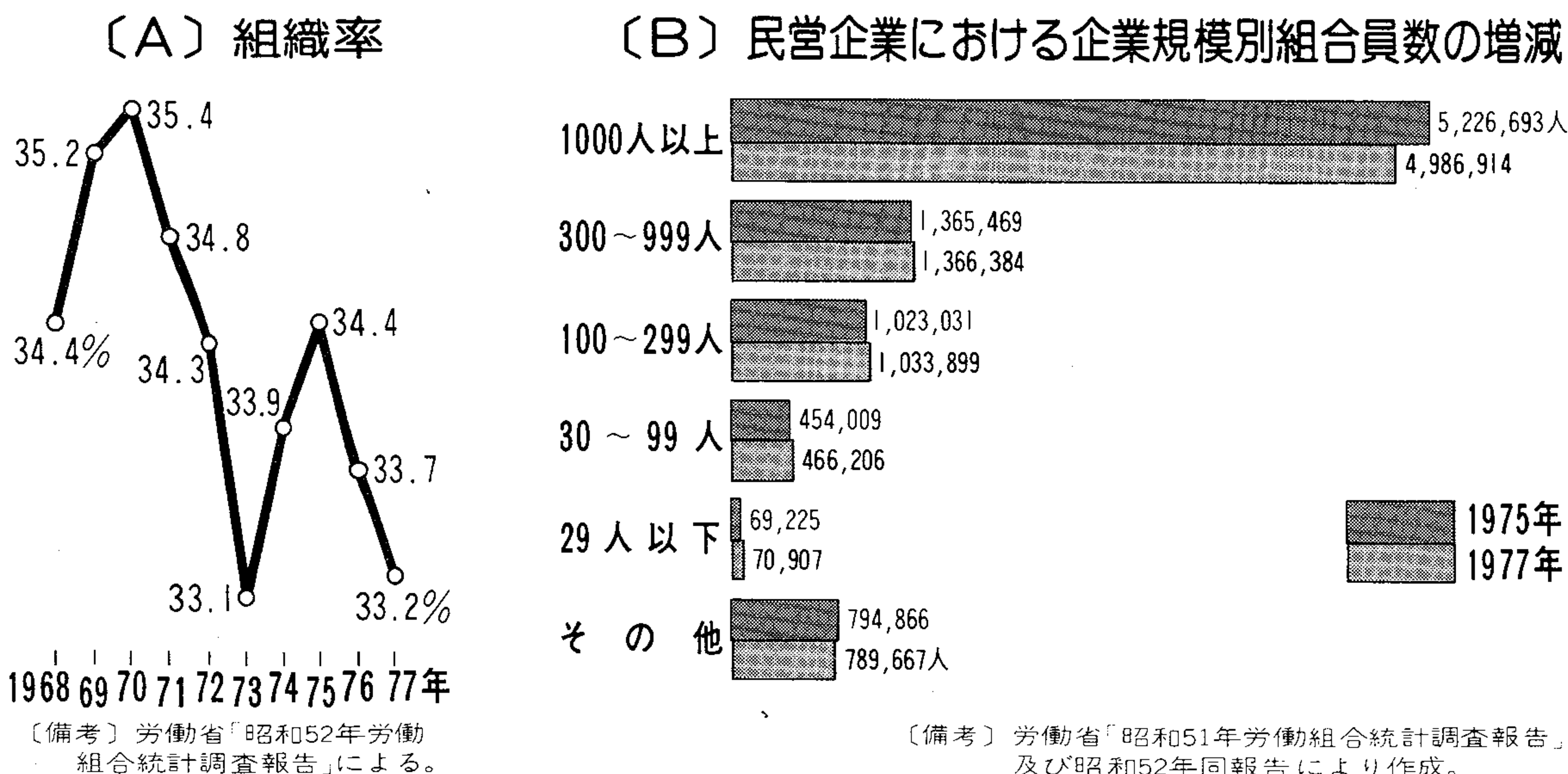
(民営企業のみ、1977年)



〔備考〕労働省「昭和52年労働争議統計調査年報告」による。

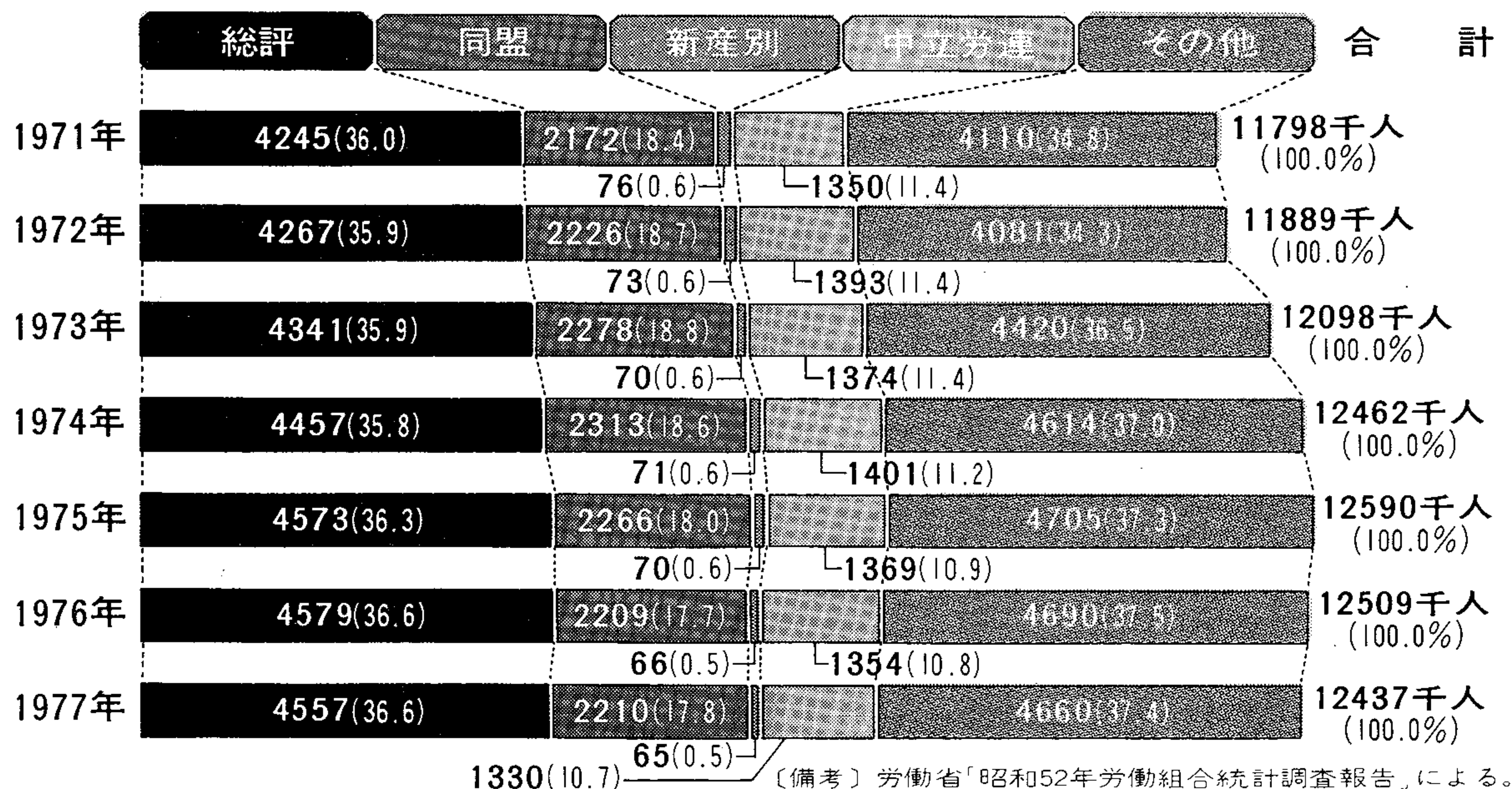
❑ 1977年におけるわが国労働者のストライキ闘争は、企業規模別にみると、4999人以下規模の企業に集中するとともに、組織率の低い中小零細企業、とりわけ299人以下の規模の企業では長期的ストライキがたたかわれている。

労働組合の組織率の推移と企業規模別にみた組合員数の増減



- わが国の労働組合員数は1975年の約1259万人をピークにして、その後減少にむかっているが、組織率もまた後退し、1977年には33.2%へと低下した。
- わが国の労働組合員数は、1975年に比べて1977年には約16万人減少したが、これを民営企業についてのみ見ると、さらに大幅に、約22万人減少している。しかし減少したのは、もっぱら1000人以上規模の大企業の労働組合員で、999人以下規模の企業では、月間1000件以上にのぼる倒産がつづくという困難な状況のなかで、組合員数はむしろ若干増加している。

労働組合中央組織の組合員数と組織率の推移



- わが国の労働組合中央組織のうち、最大の加盟員数をもっているのは総評である。しかし、同盟はその結成いらい毎年加盟員数をふやし、1974年には総評の約445万7000人にたいし約231万3000人と迫り、中立労連はこの年に140万1000人をかぞえた。しかし、1975年以降は、この傾向が逆になり、総評が増加し同盟と中立労連が減少する傾向にあり、1974年に比べると1977年に総評は約10万人増、同盟は約10万3000人減、中立労連は約7万1000人減であった。

はしがき

本年鑑のとりあつかった時期は、一九七七年後半から一九七八年前半にかけての約二年間である。この間の国際情勢は、政治・経済ともいじろしい変動を示したが、とくに資本主義世界においての主たる問題は経済不況の長期化と国際的矛盾の深化であった。七三年秋のオイル・ショックを契機に発現したスタグフレーション（不況下の物価高騰）と失業の拡大から資本主義世界が抜けだす道は、いぜんとして見いだせていない。米・独・日・仏等資本主義諸国の不均等発展にもとづく国際的矛盾をのがれるために、各国は保護貿易への傾斜を見せているが、なかでもドルの減価、円・マルク為替相場の高騰による貿易問題の尖鋭化にみられるように、世界資本主義は大きな不協和音をたてた。西ドイツ・ボンにおける先進国首脳会議もこの問題を根本的には解決しえなかった。

このような世界情勢と不可分に関連しつつ、日本の国内情勢もまた大きく揺れ動いた。政治的には、保守党のひきつづく退潮傾向にもかかわらず、七八年四月の京都府知事選や横浜市長選に典型的に見られたように革新の相つぐ敗退が現われた。野党の足並みの乱れ、革新政党の結束の不十分さの間隙をぬって、保守の一定の「勝利」が見られた。とはいえ、大勢としては保守政治の不安定性は増大しつつあり、これを補うものとしていわゆる「中道連合」が出現したが、中道派の結束といえども必ずしも強いものとはいえない。全体として政界はきわめて流動的な情勢を示した。

一方、わが国経済は、一九七七年秋より、ドル安・円高によって構造不況はいっそう深刻化し、長期不況を抜けだす景気回復への手がかりは、政府の膨大な公共事業、財政投融资その他の政策実施にかかわらず、まだつかまれていない。このような景気の落ちこみをもたらした要因は、基本的には巨大な過剰設備と国内大衆消費の停滞にあるが、とくに欧米諸

国からの輸入にたいして規制を強めたこと、民間設備投資が停滞していることをあげることができる。この困難な情勢下に構造不況に悩む企業経営は、製品価格の上昇といわゆる「減量経営」によって苦境からの切りぬけをはかった。

しかし、企業の採用した合理化、減量経営方策、とくに「過剰雇用」の切捨ておよび新規採用手控えは、当然のことに雇用情勢をいっそう悪化させた。有効求人倍率も長期にわたって〇・六倍台の水準となった。また造船・平電炉・繊維・アルミ精錬業などにおける生産制限と過剰設備の整理によって多数の失業者が排出されつつある。この時期、完全失業者は最高一四一万人、年平均一一〇万人であり、失業率は二・〇%の高水準であった。こうして失業者数は年間を通じて毎月一〇五万人以上を記録し、とくに高年齢層の失業率の増加率をもっとも高い。

七八年春闘は、このような景気・雇用情勢を背景に展開された。組合側の賃上げ要求は、春闘共闘一五%（定昇こみ）、同盟一〇%（定昇別）、金属労協一二%（定昇こみ）などと前年とほぼ同水準となったことが特筆され、いずれの組合においても実質賃金重視の傾向がいっそう強まった。春闘は、一月～三月の大衆行動を経て、四月一三日の金属労協四単産への集中回答、四月下旬の交運ストを軸とする官民総がかりの決戦、民間中小企業を中心とする五月～六月段階への闘争のずれこみなどが、例年になく長期化した。そのなかでも、四月一三日の金属四単産への集中回答は鉄鋼七〇〇〇円（四・二四%）、造船七二〇〇円（四・六七%）、自動車一万一五〇〇円（八%）家電一万〇六七〇円（七・七七・七・八%）、重電一万〇六七〇円（七・五・七・八%）となり、鉄鋼・造船と自動車・電機との「同時異額」となったこと、電機はさらに二〇日にストを構えて上積みをはかったこと（ストは中止）などから、金属労協の「集中決戦」についての評価、分析が組合内外で活発化した。また四月下旬の決戦では、私鉄が八八〇〇円（五・五三%）プラス一時金〇・一五ヵ月分（月額換算二〇七〇円、一・三%）、公労協には調停委員長見解で八六七四円、五・四%（定昇こみ、加重平均）が打ちだされた。「政府・財界のカベ」はきわめて厚く、私鉄の場合、一時金をふくめ六・八%と、かろうじて年度平均物価上昇率（政府見通し）に届いた。公労協関係では、予算化されていた七・二%のアップ率にも達しなかった。こうして、七八年春闘の賃上げ妥

結結果は、労働省調べで平均九二一八円、五・九％（前年は一万二五三六円、八・八％）であり、率では五八年の五・六％につぐ低率となった。しかも産業間企業間の格差がきわめて大きかった。春闘は、まさに労働側の「完敗」に近かった。

一方、農民運動・地域住民運動の分野では、一二年間にわたり激しい攻防をくりかえしてきた成田新国際空港が五月二〇日、かろうじて開港にこぎつけたが、闘争はなお終結していない。

日本経済における「構造的危機」の進行のなかで必然化している全体の階級対抗関係の強まりと流動化のもとに、労働運動もまた、改めてその前途が問われている。それだけに、労働側にとっては、まず正確で客観的な事態認識が運動再構築の出発点だといってよい。

本年鑑は、一九七七年七月以降約一年間における労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、政府・自民党・日経連の労働政策および労働運動対策（第三部）を対象としているが、それぞれの各項についておよぶかぎり信頼しうる資料を広く収集整理し、それらにもとづいて客観的立場にたって忠実に記録するという従来からの一貫した方針によって編集された。とくに第四九集においては、内容のいっそうの充実改善を期するため、「公害反対闘争」の項を復活させたほか、「政党」の項のなかで、新たに「公明党」の動向に関する叙述を書き加えた。労働運動あるいは労働経済に関する年鑑的な刊行物は、官庁その他の団体からも発行されているが、本年鑑のように三部構成をとって包括的に編成されているものはほかに見当たらない。労働者状態・労働運動・労働政策はもとと密接に関連したものであり、したがってこれらを総合的に把握することは労働問題・労働運動の正しい認識にとってきわめて重要であり不可欠なことである。その意味において本年鑑が大方の役に立ちうることを確信し、あわせて今後とも多大のご支援をたまわすることを期待するものである。

一九七八年一〇月

目次

労働日誌……………(一)

序章 この時期の概観……………(四)

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成……………(六)

II 雇用構造と労働市場……………(七)

III 賃金と労働時間……………(九)

IV 合理化の現状と労働災害・職業病……………(一七)

V 労働者の生活……………(二四)

VI 農家の状態と農民の生活……………(二七)

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動……………(二五)

II 主要な労働組合の大会……………(二九)

III 労働争議……………(三三)

VI 賃金闘争……………(三五)

V 合理化反対闘争……………(二八)

VI 権利闘争……………(三八)

VII 公害反対闘争……………(四〇)

VIII 社会保障闘争……………(五二)

IX	労働者福祉運動	(三六二)
X	国際労働組合運動と日本	(三七七)
XI	農民運動	(三八八)
XII	人権擁護運動	(四三二)
XIII	政治的大衆行動と平和運動	(四三二)
XIV	政 党	(四五二)

第三部 労働政策

I	政府の労働政策	(五四)
II	雇用政策	(五四)
III	賃金政策	(五四)
IV	社会保障	(五七)
V	経営者団体の労働政策	(五八三)
VI	労働判例の動向	(六〇〇)
VII	I L O	(六一五)

付 録

付1	主要な労働組合の現状	(六四)
付2	労働組合名簿	(六四)
	統計表索引	(六五)
	事項索引	(六六)

総目次

はしがき

労働日誌……………(一)

序章 この時期の概観……………(四)

第一部労働者状態

I 労働人口の構成……………(六)

1 わが国人口の社会的構成……………(六)

社会階級構成表編成の意義と方法——戦後における社会階級構成表の推移

2 最近における社会階級構成……………(七)

資本家階級——自営業者層(中間階級)——労働者階級

3 「社会経済分類」別人口と社会階級分類……………(七)

4 総理府「国民生活に関する世論調査結果」と「新しい中間階層」論……………(七)

II 雇用構造と労働市場……………(七)

1 雇用の動向……………(九)

労働力人口・就業人口の推移——完全失業者——非労働力人口——就業構造の変化——非農林部門産業別就業者数——産業別および従業上の地位別

就業者数——産業別雇用者数——雇用者の職業別構成——雇用者の企業規模別構成

2 構造不況と雇用情勢……………(八九)

雇用・失業情勢の悪化——求人倍率の推移——深刻化する失業情勢——産業別雇用の動き——企業規模別雇用の動き——新規学卒者の需給状況——技能労働者の需給状況

Ⅲ 賃金と労働時間……………(九七)

1 賃金……………(九八)

1 賃金水準と労働分配率……………(九八)

名目賃金——春季賃上げ額と率——実質賃金——労働分配率の動向

2 企業間賃金構造……………(一〇〇)

産業別賃金格差——規模別賃金格差——地域別賃金格差

3 企業内賃金構造……………(一〇四)

労働者種類別賃金格差——男女別賃金格差——年齢別賃金格差

4 賃金支払形態……………(一〇六)

給与構成比率——基本給体系各種手当の採用比率

5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況……………(一〇九)

定期給与と臨時給与——賃金不払の状態

2 労働時間……………(一一三)

労働時間の動向——週休二日制——週休以外の休日および夏季休暇

IV 合理化の現状と労働災害・職業病……………(二七)

1 「合理化」の背景と局面・形態……………(二八)

戦後「合理化」の展開と現局面——構造的危機下の「合理化」——「合理化」の形態と特徴

2 主要産業における「合理化」の実態……………(三〇)

鉄鋼業——造船業——電機・一般的機械——化学——繊維——紙・パルプ
——海運——国鉄——電信電話——郵政

3 労働災害・職業病……………(三〇)

1 労働災害……………(三〇)

産業別災害度数率・強度率——規模別災害度数率・強度率——重大災害発生状況

2 職業病……………(三二)

産業別規模別発生状況——職業病と疲労・健康障害の増大

V 労働者の生活……………(三四)

1 消費者物価の動向と勤労者生計費諸指標……………(三四)

一九七七年総理府統計局全国消費者物価指数の上昇率八・一%——七七年
度政府の物価見通しと春闘共闘「生計費指数」上昇率一〇・八%——東京
都「都市生活に関する世論調査」結果と都の「勤労者生計指標」

2 労働者生活構造の今日の特徴……………(三六)

3 労働者家計の収入と支出 (一五)

概況——首都圏労働者の家計（春闘共闘の一九七七年第四回家計調査結果）
——失対労働者の家計（全日自労の一九七七年第四回家計調査結果）——
低所得層の家計（全生連の第一回家計調査結果）

4 標準生計費 (一六)

人事院の標準生計費——厚生省生活保護基準——総評の理論生計費——同
盟とIMF・JCの「生涯生活ビジョン」

VI 農家の状態と農民の生活 (一七)

1 農家と農家人口 (一七)

1 農家人口と農家数 (一七)

農家人口と農家数——経営耕地規模別農家数

2 専業農家と兼業農家 (一八)

専業別農家構成——農家の兼業種類

3 農業従事者と兼業従事者 (一九)

農業就業人口——基幹的農業従事者——兼業従事者

4 農家の人口異動 (一九)

農家の人口異動——農家労働力の産業間異動状況——農家世帯員の出稼ぎ
状況

5 農家子弟学卒者の動向 (二〇)

農家子弟の学卒者数——農家子弟学卒者の卒業後の状況

2 農家経済と農民の栄養状態 (一八)

1 農家経済 (一八)

農家経済と所得——経営耕地規模別農家経済——農家と勤労者世帯との所得比較——農家の費目別家計費

2 農民の栄養状態 (一九)

第 部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動 (二六)

1 労働組合の組織状況 (二七)

1 わが国の組織水準 (二七)

組合員数——組織率——国際比較

2 産業別組織状況 (二〇〇)

産業別組合員数——産業別組織率

3 企業規模別組織状況 (二〇一)

企業規模別組合員数——組合員の企業規模別構成

4 組合員数増減の諸要因 (二〇二)

組合員数の増減——要因別にみた産業別労働組合員数の増減——企業規模別実質的新設・解散組合員数

5 主要連合体の組織状況 (二〇五)

労働組合の連合体——総評——同盟——中立労連——新産別——主要連合体の産業別組織状況——主要連合体の適用法規別組織状況	
6 都道府県別組織状況	(一〇〇)
都道府県別組合員数——主要連合体の都道府県別組織状況	
2 組織運動	(一〇〇)
1 全国中央組織の組織方針	(一〇〇)
総評の組織方針——同盟の組織方針	
2 産業別組織の動向	(一〇四)
合化労連と化学同盟の組織統合——運輸一般の発足——化学エネルギー労働の結成——金属・化学エネルギー連絡会議——全国一般と全木労働の組織統一	
3 いわゆる「労働戦線の再編・統一問題」	(一〇六)
総評の方針——同盟の方針——政策推進労組会議の動き——七八賃闘対策	
民間労組会議——四団体共闘	
II 主要な労働組合の大会	(一一九)
1 総評の大会	(一二三)
1 総評第五五回定期大会	(一二三)
開会と槇枝議長のあいさつ——活動報告と運動方針の提案——活動報告・運動方針案についての質疑討論の経過——事務局長の総括答弁と採択された諸決議	

2	総評第五六回臨時大会	(二三八)
	大会の課題（雇用不案除去）——国民春闘方針提案「七八年国民春闘をどう闘うか」——国民春闘方針をめぐる質疑討論とその結論	
2	同盟第一四回定期全国大会	(二三三)
	開会と天池会長あいさつ——一九七八・七九年度運動方針の質疑討論——その他の議案と新役員の選出	
3	中立労連、新産別、IMF・JCの大会	(二三五)
1	中立労連第四回定期大会	(二三五)
2	新産別第二九回定期大会	(二三六)
3	IMF・JC（金属労協）第一六回定期大会	(二三八)
4	主要単産の大会	(二三九)
	単産大会の特徴——合化労連第五八回定期大会——私鉄総連第四一回定期大会——鉄鋼労連第五七回定期大会——全国金属第四〇回全国大会——造船重機労連第七回定期大会——ゼンセン同盟第三三回定期大会——国労第三九回定期全国大会——動労第三三回定期大会——全通第三〇回定期大会——全電通第三〇回定期大会——日教組第九一回定期大会	
III	労働争議	(二四四)
1	争議の概況	(二四六)
	労働争議統計——争議の概況——月間行為参加人員の推移と春闘の動向	
2	産業別・規模別にみた争議	(二四八)

3	主要要求別争議とその解決状況	(二五)
4	主要連合団体別にみた争議	(二五)
IV 賃金闘争		
1	七七年秋季年末闘争	(二六〇)
	闘争をとりまく情勢——総評・秋季年末闘争方針——九〇一〇月段階のとりくみ——雇用など労働四団体共闘の成立と決裂——秋季闘争ヤマ場へ(二・二四ストなど)——年末一時金闘争——年末一時金妥結状況	
2	七八年春季闘争	(二六三)
1	国民春闘共闘会議の発足	(二六六)
	国民春闘共闘会議の発足——春闘共闘・七八国民春闘基本構想	
2	春闘共闘会議の春闘白書	(二六七)
	七八年春闘白書の発表——七八年春闘白書の要点	
3	同盟の賃金白書	(二七〇)
	同盟・七八年度賃金白書の発表——七八年度賃金白書の要点	
4	J C (金属労協) の賃金白書	(二七三)
5	日経連・七八春闘対策方針の発表と春闘共闘の反論	(二七五)
	日経連・七八春闘対策方針の発表——日経連見解にたいする春闘共闘の反論	
6	七八春闘諸要求とその特徴	(二七六)
	賃金引上げ要求——その他諸要求——制度・政策要求	

7	春闘前段のとりくみ	(二七)
---	-----------	------

春闘共闘・春闘前段の戦術決定——春闘共闘・第一次統一行動の展開——
減税三千億など五三年度予算国会通過——親会社に雇用責任を（底辺労働
者が全国交流集会）——中小企業デーの行動（三月二四日）

8	春闘の本格的展開	(二七九)
---	----------	-------

春闘共闘、三・二六集会——三・三〇統一行動二一県で地域スト——春闘共
闘・決戦戦術を確認——先行組合の回答状況——J C（金属労協）への集
中回答（四月一三日）——春闘共闘・一三・一四日の統一スト——交通ゼ
ネストを軸とする決戦段階——全通のスト離脱——七割が五月にもちこし
た民間春闘——民間中小の春闘六月へ・二〇〇以上の合理化提案

9	同盟の七八年賃金闘争	(二八五)
---	------------	-------

同盟の七八年賃闘方針——七八賃闘対策民間労組会議の発足——同盟・賃
闘回答状況（四月七日）——四月中「下旬以降の決戦状況

10	七八年春闘妥結状況	(二八八)
----	-----------	-------

11	七八年春闘総括	(二八八)
----	---------	-------

V	合理化反対闘争	(二九八)
---	---------	-------

1	総評、同盟の「合理化」対処方針	(二九九)
---	-----------------	-------

総評——同盟

2	雇用安定・保障闘争	(三〇三)
---	-----------	-------

立法闘争を中心とした雇用保障闘争の展開——離職者法の成立と労働四団
体共闘の崩壊——雇用春闘としての七八春闘——単産の「雇用保障協定事

例——地域雇用闘争の展開

3 主要組合の「合理化」反対闘争……………(三二)

鉄鋼労連——電機労連——合化労連——全国金属——紙パ労連——繊維
——国労——全通

4 労働時間短縮闘争……………(三四)

七七年秋から七八春闘における労働時間短縮闘争の概要——週休二日制・
時短闘争の具体的推進——公務員の週休二日制の進展状況

VI 権利闘争……………(三八)

1 スト権奪還闘争……………(三九)

新方針としての柔軟化路線——基本問題会議への対応と政労会談——条件
闘争への転換——基本問題会議の答申にたいする闘争方針

2 男女差別是正闘争……………(三三)

第一勧銀女子職員の労基署への申告闘争——申告闘争の限界——日航女子
職員の日弁連特別委員会への調査申立

VII 公害反対闘争……………(四〇)

1 概況……………(四二)

環境改善の跛行、環境行政の停滞、各種開発反対闘争の緊張——公害裁判
と公害裁判闘争

2 総評の公害反対闘争……………(四三)

環境庁への要求行動——環境庁の回答と公害連の対応——環境アセスメント、二酸化窒素基準緩和、瀬戸内海環境保全法にたいする申入れ——全国公害連の全国交流集会と地区労の地域開発反対闘争——単産・単組の反公害闘争

3 同盟の公害にたいするとりくみ……………(三六)

4 七八年度全国公害連交流集会……………(三九)

VIII 社会保障闘争……………(三五)

1 医療保障をめぐるたたかい……………(三五)

健保赤字対策法案の廃案から成立へ——健保抜本改革案と春闘共闘会議のとりくみ——償還制反対など社保・社保制度両審議会の答申——健保改悪反対運動の全国的な展開——健保改正法案継続審議——総評・社会党の全国医療調査

2 老後保障をめぐるたたかい……………(三六)

九・一五全国高齢者集会——全国高齢者退職者の会の活動——春闘共闘の年金の当面の要求——くらしと福祉の危機打開のシンポジウム——くらしと福祉を守る全国代表者集会——くらしと福祉の国民大集会

3 その他の社会保障闘争……………(三五)

総評共済組合対策委員会の活動——戻し減税と低所得者への緊急生活給付金問題——障害者の生活保障を要求する連絡会議——第七回社会保障学校——堀木訴訟——日本母親大会の運動

IX 労働者福祉運動……………(三六)

1 労働金庫運動……………(三六三)

初めての構成員の減少、預金の伸びも二〇%割る——戦後最低の低金利環境と金融戦国時代を迎えて——“統合”より“制度改善”へ、大蔵・労働との三者協議で集約——労金初のオンライン始動、中央で「運動連絡懇」結成——伸びなやむ労金の民間財形、“サラ金被害”社会問題に

2 労働者共済運動……………(三六八)

全国統合の定着と全労済の組織整備の現状——事業実績の伸び率の鈍化、組織活動スタイルの転換へ——保険資本の商品政策の動向と労災の共済制度改善への課題——執拗にくりかえされる共済規制への動き

3 生活協同組合運動……………(三七二)

消費購買力の停滞・生協規制をはねかえして前進——生協規制に積極反撃、国会の全会一致で請願採択——生協運動史上初の「中期計画」作成運動の始動

4 労働者住宅運動……………(三七四)

景気対策として住宅融資拡大、勤住・住宅生協も六〇〇〇戸台へ——在庫土地問題を契機に相互救済基金設置へ——財形住宅で初の近畿圏説明会組織化、体質改善なお不十分——あらためて自主建設事業のあり方を問う二つの事件

X 国際労働組合運動と日本……………(三七七)

1 国際労働組合組織の動向とわが国労働組合……………(三七八)

1 国際労働組合組織……………(三七八)

国際労働組合組織の諸形態——わが国労働組合の加盟

2 総評・中立労連の国際連帯・交流活動 (三六〇)

総評の国際連帯活動の方針——東南アジア・太平洋地域諸労組との連帯
——朝鮮関係——ベトナム、モンゴル労組との交流——アメリカAFL
CIOとの連携——アラブ・アフリカ諸国労組への連帯活動——西欧諸国
労組との交流——富塚代表団の訪欧米——春闘共闘ヨーロッパ調査団の活
動——ソ連・東欧諸国労組との交流——自由ドイツ労働総同盟との交流協
定——ITSとの協議

3 同盟の国際連帯・交流活動 (三六五)

同盟の国際連帯活動の方針——英国首相への申入れ——東欧諸国労組との
関係——AFL「CIOとの交流——台湾・韓国・香港労組との連携

2 国際労働組合の諸会議 (三六九)

1 世界労連系の諸会議 (三六九)

第七回国際運輸・港湾・漁業労働者大会——建築労働組合円卓会議——多
国籍企業委員会第三回会議——第九回世界労働組合大会——朝鮮統一のた
めの世界会議第二次国際連絡委員会

2 国際自由労連、国際産業別組織ITS系の諸会議 (三九二)

第三回IMF日産・トヨタ世界自動車協議会——国際金属労連IMF第二
四回世界大会——国際食品労連IUF第四回アジア地域会議——国際化学
エネルギー一般労連ICEF執行委員会——国際自由労連第六九回執行委
員会——国際化学エネルギー一般労連ICEFアジア地域セミナー——国
際化学エネルギー一般労連アジア・エネルギー会議——アジア公務員組合

援助基金に関する東京会議——国際金属労連IMF世界自動車会議——第 二回国際金属労連IMFアジア造船セミナー——第二回国際金属労連IM Fアジア電機・電子セミナー	
3 中立の国際組織の会議	(三九七)
国際映画放送労組連盟FISTAV第二回大会	

XI 農民運動……………(三九八)

1 農業情勢と農民運動の動向……………(三九九)

1 農業情勢と農政の動向……………(三九九)

構造不況下の日本農業——総合食糧政策と水田利用再編対策

2 農民運動の大勢……………(四〇一)

農民団体共闘会議と要請運動の限界——地方における農民運動の実態

2 主要な農民運動……………(四〇三)

1 米価闘争……………(四〇三)

全日農の米闘方針と要求米価——農民団体共闘会議の米闘——据置き米価
諮問抗議行動——全農総連の米闘——農業団体の要求米価と運動——据置
き米価決定

2 食管制度をめぐる運動……………(四〇五)

(1) 農民春闘……………(四〇五)

七八農民春闘総括要求——農民春闘中央集結行動

(2) 米の生産調整反対運動……………(四〇六)

全日農の米生産調整反対運動——米の新生産調整反対・抗議集会——福島
潟農民の稲作推進闘争——大潟村農民の生産調整忌避運動と青刈り——地
方の新生産調整反対運動

3 乳価その他の価格運動 (四〇八)

(1) 乳価運動 (四〇八)

飲用乳価要求実力行使(続)——飲用乳価交渉暫定措置で合意——飲用乳
価交渉ふたたび難航——飲用乳価交渉妥結——乳価共闘会議の乳価運動

(2) 葉たばこその他の価格運動 (四一一)

葉たばこ価格運動——麦価米審要請運動——畑作物価格要請運動

4 農畜産物輸入反対運動 (四一二)

農民団体の農畜産物輸入政策反対運動——農業団体の農畜産物輸入拡大反
対運動——地方の農畜産物輸入拡大反対運動——サクランボ輸入解禁反対
運動——絹糸輸入制限運動

5 三里塚(成田)空港廃港闘争 (四一四)

試験飛行・騒音テスト阻止闘争——ジェット燃料貨車輸送阻止闘争——第
二要塞撤去抗議闘争——第二要塞再撤去阻止闘争——開港阻止闘争と年度
内開港延期——成田空港廃港百日闘争

6 公害反対その他の運動 (四一七)

原子力船「むつ」母港化反対運動——東電柏崎・刈羽原発反対運動——女
川原発建設反対運動——七尾火力発電所反対運動——豊北原発反対闘争

7 出稼ぎ農民・農村労働者の運動 (四一九)

全国出稼連の運動——農村労連の活動

3	農民団体その他	(四一〇)
---	---------	-------

全日農——全農総連——開拓連——出稼連——農村労連——中央労農会議

XII	人権擁護運動	(四三二)
-----	--------	-------

1	「弁護士抜き」法案反対運動	(四三三)
---	---------------	-------

「弁護士抜き」法案——「弁護士抜き」法案反対運動

2	国民救援会	(四三七)
---	-------	-------

第三二回全国大会——創立五〇周年

3	職場に自由と民主主義を守る運動	(四三二)
---	-----------------	-------

XIII	政治的大衆行動と平和運動	(四三二)
------	--------------	-------

1	原水爆禁止運動	(四三三)
---	---------	-------

被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム——一九七七年原水爆禁止世界大会——被爆三二周年原水爆禁止世界大会——ビキニ被災二四周年一九七八年三・一ビキニデー——NGO軍縮国際会議——国連軍縮特別総会にむけての運動——原水爆禁止運動の統一問題

2	10・21全国統一行動	(四四二)
---	-------------	-------

3	日本平和大会	(四四三)
---	--------	-------

4	安保破棄、基地撤去、日米韓軍事一体化反対の運動	(四四四)
---	-------------------------	-------

在沖米軍の実弾演習抗議行動——米ファントム偵察機墜落抗議行動——ロランC基地設置反対運動——「チーム・スピリット78」抗議行動——五・

一五全国行動——全国反基地集会

5 司法の反動化阻止、民主主義擁護の運動……………(四七七)

少年法改悪反対運動——思想の自由を守る二・一一集会

6 第四九回メーデー……………(四九九)

XIV 政 党……………(四五二)

1 各党の国会活動……………(四五三)

1 概 況……………(四五二)

2 第八一、八二、八三臨時国会と野党の動向……………(四五四)

第八一臨時国会——第八二臨時国会——第八三臨時国会

3 第八四通常国会と野党の動向……………(四五八)

施設方針演説と防衛論議の活発化——「五二年度予算案」修正の経過——

日韓大陸だな法案通過の経過

2 自治体選挙の結果……………(四六四)

1 概 況……………(四六四)

2 革新自治体の退潮傾向と京都・横浜の選挙……………(四六六)

3 日本社会党……………(四六八)

1 概 況……………(四六八)

党内抗争激化——飛鳥田体制発足

2 党改革問題……………(四六九)

反協会派「党改革推進グループ」を結成——党改革委員会の経過——総評 の調停工作——第四一回大会、党改革方針を決定——党改革についての飛 鳥田見解——派閥の解消	3
大会	(四七五)
第四一回大会——統開大会で飛鳥田委員長選出——新役員——第四二回大 会——主要な大会論議	
政策・方針	(四八一)
一九七八年度運動方針——中期経済政策	
組織・機関紙・財政	(四八三)
党員数——機関紙——財政	
国際活動その他	(四八六)
社会主義インター——海外使節団——社会主義理論センター発足——福島 県本部分裂	
公明党	(四八八)
概況	(四八八)
中道勢力の結集に全力——役員	
大会・中央委員会	(四八九)
(1) 第一五回全国大会	(四八九)
竹入委員長「現実路線」提唱——他党の反響——労働組合関係者の大会出 席——主な大会論議——決議・大会宣言	
(2) 中央委員会	(四九三)

第二六回中央委——第二七回中央委——第二八回中央委“新しい革新”論
を提起

3 政策・方針……………(四九六)

第一五回大会活動方針——七八年基本政策

4 組織・機関紙・財政……………(四九九)

党勢の現状——定期刊行物——財政

5 その他……………(五〇〇)

労働組合との関係——日教組と対立——国際活動

5 民社党……………(五〇二)

1 概況〔春日委員長辞任〕……………(五〇二)

2 大会……………(五〇二)

第二二回臨時大会——第二三回定期大会——党役員

3 政策・方針……………(五〇五)

七八年度運動方針——中期経済計画

4 組織・機関紙・財政……………(五〇六)

組織の実勢——機関紙誌——財政

5 国際活動……………(五〇九)

社会主義インター——使節団・調査団

6 日本共産党……………(五一〇)

1 概況……………(五一〇)

2	大会・中央委員会……………	(五二〇)
(1)	第一四回大会……………	(五一〇)
	大会経過——新役員——規約の改正点	
(2)	中央委員会総会……………	(五二三)
3	政策・方針〔第一四回大会決議〕……………	(五二四)
4	組織・機関紙・財政……………	(五二六)
	組織の実勢——機関紙——定期刊行物——財政	
5	国際活動その他……………	(五二九)
	国際活動——袴田除名問題	
7	社会民主連合……………	(五三二)
	社民連発足——社民連の地方組織	

第三部 労働政策

I	政府の労働政策……………	(五四)
1	新労働政策と労働省予算……………	(五五)
	新労働政策——予算編成経過と労働省予算——労働省予算の内容	
2	労働大臣の所信表明……………	(五九)
3	労働者保護と勤労者福祉に関する政策……………	(五三〇)

新労働災害防止計画——職業上疾病の範囲の見直し——労働時間対策（行政指導）——財形制度の拡充——特定職種育児休業利用助成金

4	労働白書の公表	(五七)
---	---------	------

5	第八四回国会における労働関係法案	(五八)
---	------------------	------

財形法改正——労組法の一部改正——駐留軍関係離職者等臨時措置法改正——社会保険労務士法改正

II	雇用政策	(五二)
----	------	------

1	雇用不安の深刻化と政府の雇用対策	(五三)
---	------------------	------

雇用・失業情勢の悪化と臨時雇用対策本部の発足——雇用安定資金制度の発足——構造不況業種離職者法案の成立——特定不況業種離職者臨時措置法の内容——離職者三法の適用——景気変動等雇用調整事業の対象業種の拡大——特定不況産業安定臨時措置法の成立——高年齢者雇用状況調査結果——高年齢者雇用安定給付金制度の実施——身体障害者の雇用状況調査結果

2	雇用機会創出のための諸政策	(五八)
---	---------------	------

雇用創出政策と超大型予算の編成——低成長時代の雇用創出対策——労働時間短縮の促進

3	昭和五三年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策	(五〇)
---	---------------------------	------

昭和五三年度の雇用の見通し——労働市場の見通し——昭和五三年度の職業安定行政の基本施策——定年延長の促進

4	職業訓練政策の動向……………	(五三)
	職業訓練政策の転換——職業訓練法改正案の内容	
III	賃金政策……………	(五四)
1	人事院の公務員給与勧告……………	(五五)
	報告と勧告——勧告への対応	
2	最低賃金制運営の基本方針……………	(五六)
3	定年制延長とこれからの賃金制度……………	(五七)
IV	社会保障……………	(五八)
1	公的年金制度改革のための二つの諮問機関の提案……………	(五九)
	社会保障制度審議会の「皆年金下の新年金体系」の建議——年金制度基本 構想懇談会の中間報告——二つの年金改革案の特徴——目的税、新付加価 値税で新しい提案——年金改革の政党・関係団体の政策	
2	医療保険改革をめぐる動向……………	(六〇)
	健康保険改正法の成立と実施——三転した医療保険の改革案——継続審議 となった健保改正法案——健保改革案の背景——老人保健医療懇談会の意 見	
V	経営者団体の労働政策……………	(六一)
1	日経連三〇周年記念総会……………	(六二)

2	賃金問題研究委員会報告	(五九)
3	雇用対策その他	(五三)

定年対策——高学歴化対策——高齢者対策——地域社会対策の実情——円高問題

VI	労働判例の動向	(六〇)
----	---------	------

1	最高裁判所判例	(六一)
---	---------	------

神戸税関事件——目黒電報電話局事件——富士重工業事件——第二次全通名古屋中郵事件——その他の最高裁判所判例

2	下級審重要判例	(六六)
---	---------	------

高知営林局事件——ゼネラル石油精製事件——日揮化学事件——日産自動車事件——延岡郵便局事件

VII	I L O	(六七)
-----	-------	------

1	米国の脱退発効	(六四)
---	---------	------

2	I L Oのおもな活動	(六五)
---	-------------	------

国際労働基準——諸会議——技術協力——調査研究・出版活動——世界労働情勢報告——日本人の事務局長補

3	総会と主要な会議	(六八)
---	----------	------

1	第六三回国際労働総会〔新しい二条約・二勧告〕	(六八)
---	------------------------	------

2 主要な会議……………(六三)

 専門職労働者会議——第一七回アジア諮問委員会——民間航空会議——第
 一〇回繊維委員会——多国籍企業問題

付録

付1 主要な労働組合の現状……………(六四)

付2 労働組合名簿……………(六五)

統計表索引……………(六六)

事項索引……………(六七)

労働日誌

一九七七年七月——一九七八年六月

年	政治・経済の動き	労働組合の動き	政党・その他の動き
月	1日経連、主要企業二〇五社の夏季ボーナス平均三六万円余対前年比一〇・五%増と発表 5日本生産性本部、トップセミナー（一八日） 10第一一回参院選投票日	1炭労、夕張第二鉱閉山に関する退職条件で合意 4総評富塚事務局長、共同政府綱領づくりを提言 全国港湾ら、太平洋地域の港湾労働者の雇用安定に関するセミナー（一六日） 11第二回日・米・加金属労組会議（一二日） 12新産別第六七回中央委、総括 合化労連第五八回定期大会（一四日・別府） 運輸労連第一〇回定期大会（一三日） 全自交全国共闘第二回幹事会、総括 全労働第五一回中央委、総括（一四日） 13電機労連第二五回定期大会（一五日・石川・山中） 造船重機労連第一三回臨時中央委、造船産業危機突破対策決定 紙パ労連第六〇回定期大会（一五日・北海道） 私鉄総連第五回中央委、方針案決定（一四日） 日高教第四七回定期大会（一六日・札幌） 炭労第八三回定期大会（一五日）	5春日民社党委員長、連合政権の基本政策検討の『基本問題協議会』の発足提唱 13社会党、成田・石橋両氏中執委で辞意表明

1 9 7 7

7

15 建設省、五二年『建設白書』
発表

19 労働省、五一年度『労働白書』
発表

21 米価審議会、三案件併記答申
閣議、実質四・六%引上げ決
定

14 日教組第五一回定期大会（一七日・福島）
公務員共闘第六次統一行動（一五日）
総評槇枝議長、富塚事務局長、社会党再建に関する提言発
表

15 全通中闘、団交権、オンライン問題で対処方針決定

16 全医労第三〇回全国大会（一九日・萩）

全電通、社会党に党改革で申し入れ

アシアFIET第二回大会（一九日）

17 化学同盟第四〇回定期大会（一九日）

18 鉄鋼労連第六三中央委、協約闘争方針決定

全郵政第一三回全国大会（二〇日・玉名）

公労協書記長会議、スト権闘争につき、一〇月頃具体的方
針を打ち出す旨決定

19 全日通第三二回大会（二二日・石川小松）

全自運労資共同セミナー（二〇日・浜松）

全農林第二〇回定期大会（二二日・天童）

鉄鋼労連第六三回中央委、一九七七年度の産業別労働協約
闘争方針を決定

20 国民春闘共闘、第六回社会保障学校

全電線第三一回定期大会（二一日・水上）

紙パ総連合第七回大会（二二日）

TWARO東アジア婦人指導者セミナー（二三日）

都市交第四二回大会（二一日・松山）

全司法第三二回大会（二三日・大阪）

21 出版労連第三五回定期大会（二三日・伊豆長岡）

全国労組生産性会議、"新しい政治・経済と労組の対応"
をテーマに生産性研究集会（二三日）

14 要求米価実現全国農協者大会

16 日本共産党第一五回中央委総
会

20 農民団体共闘会議ら"米価闘
争決起"集会

21 社会党中執、九月中旬定期大
会開催を決定

年 月	1977（昭和52）年 7月	
政治・経済の動き	日本繊維産業会議、繊維危機 突破大会、「繊維危機突破の ための緊急決議」 23文部省、新学習指導要領告示 27第八一臨時国会召集 政府、消費者米価九・八%値 上げ決定 29労働省、勤労者財産形成促進 制度の改善（案）発表	
労働組合の動き	23全林野第三〇回定期大会（一・二七日・鹿児島） 24全機金第二八回定期大会（一・二六日・熱海） 25鉄鋼労連・平電炉危機突破雇用確保中央集会 医労協第二六回定期大会（一・二七日・山中） 国公賃金共闘統一行動 公務員共闘、第七次統一行動（一・二七日） 26国民春闘共闘、77春闘減税闘争総括会議（一・二七日） 政策推進労組会議代表者会議、今後の運動の基本的方向で 合意 全国化労協評議員会、総括（一・二七日） 労働者自主管理研究会議結成 27新聞労連第四九回定期大会（一・二八日） 28同盟第三三回執評、年金の公正化など六項目で国民運動を 決定 全石油第四〇回定期大会（一・三〇日） 全電通第二回合理化討論集会（一・二九日） 地銀連第七六回中央委、総括 自治労健福全国活動者集会（一・三〇日・水上） 政労協第三九回定期大会（一・三〇日）	1全国一般第二六回定期大会（一・三日・愛知瀬戸） 総評代表および中立労連有志組合代表、社会党改革で社会 党に申し入れ 春闘共闘会議、新年度予算編成に際して、社会保障の充実 （厚生省）、税制改革（大蔵省）の要求書を政府に提出
政党・その他の動き	22NGO主催、被爆国際シンポ ジウムはじまる（一・八月三日） 28社会党改革委、党改革問題に ついて協議はじまる 29原水禁、被爆三三周年世界大 会はじまる 30社会党反協会派六派、〃党改 革推進グループ〃準備会発足	

1977年(昭和52)年

8月

2 福田首相、行政改革に関し「首切りにつながる人員削減はできない」と発言
3 第八一臨時国会閉会

8 第一回雇用問題に関する政労懇談会
9 人事院、国家公務員の給与について六・九二%の引き上げを勧告
昭和五二年度『経済白書』発表
12 労働省、五一年度の雇用動向調査結果発表
15 行政庁、職業訓練に関する行政監察結果にもとづく勧告
郵政省、団交権問題について第二次試案提示

2 全国セメント第三三回定期大会(一三日)
全動労第四回大会
電労連三役会議、スト規調査中間報告に対する見解をまとめる
3 自動車総連第一五回中央委、方針案討議(一四日)

5 労働四団体事務局長・書記長、原水禁運動に関する合意事項発表

8 労働四団体、労相と「政労懇談会」
同盟全国福祉研究集会(一〇日・浜松)
9 資源労連産業政策要請中央集会
私鉄総連第四一回定期大会(一一日・鹿児島)
10 全国ガス第三三回定期大会(一一日・箱根)
観光労連第四回大会(一二日・伊豆長岡)
11 全通・全電通・国際電々の代表、駐日米大使にILO脱退の撤回を米政府に働きかけるよう要請
12 国労、国労出身議員団に社会党の派閥解消等を要請
16 合化、化同総連結成大会
化学一般労連結成大会
17 総評第五五回定期大会(二〇日・横浜)
新産別、社会党の招請で党改革について懇談

2 社会党三役、富塚総評事務局長、堅山中立労連議長と会談し、党改革問題で一致
3 原水爆禁止統一実行委員会主催、一九七七年原水爆禁止世界大会国際会議(一四日)
社会党両院議員総会、社会主義協会問題協議
社会党党改革推進グループ準備会「われわれの基本的態度」発表

5 一九七七年原水爆禁止世界大会全体集会(一六日)
核禁会議五二年度全国集会
8 NGO主催被爆問題国際シンポジウム・長崎ラリー
原水禁、被爆三二周年原水禁世界大会長崎大会(一九日)
10 公明・民社両党の党首会談で国会対策合同会議、次期選挙協力態勢の取組みなどで合意、合意書調印

年 月	1 9 7 7 (昭 和 5 2) 年 8 月
政治・経済の動き	18 国鉄、貨物合理化計画案を提示 23 日経連賃金セミナー 24 国土庁、三全総試案を国土総合開発審に提出 25 労働省、七月分の一般職業紹介状況発表、有効求人倍率〇・五二 労働省、五三年度の新労働政策と予算要求の概案発表
労働組合の動き	総評社会党員協全体会議、党改革問題について社会党への申し入れ事項確認 18 同盟第三四回執評、不況克服・雇用保障・社会的公正を実現する国民運動の方針決定 日高教・大学学習討論集会（二〇日） 19 中立労連・新産別、制度・政策要求を政府に申し入れ 21 日教連第七回教研大会（二二日・長崎） 22 総評、新年度の制度要求について政府に申し入れ 23 全鉱第七三回定期大会（二五日） 全金同盟第二七回定期全国大会（二五日・鳥羽） 全電通第三〇回定期大会（二七日・藤沢） 全倉運第三二回定期大会（二五日・伊豆長岡） 全日自労第三八回定期大会（二六日・石川山中） 全国消防職員協議会（全消防職協）結成（長崎） 生協労連第一〇回定期大会（二五日・箱根） 24 国労第三九回定期大会（二八日・新潟） 全商工第四一期定期大会（二七日・下田） 自治労第三二回定期大会（二七日・長崎） 25 生保労連第九回定期大会（二六日） 全施労第八回定期大会（二八日・大阪） 日建協第四四回定期大会（二六日） 金鉱、雇用確保の緊急要求を掲げ大蔵・通産両省に要請行動 26 民放労連第四四回定期大会（二八日・徳山） 政策推進労組会議、政策制度要求大綱決定 政労協、七七賃闘賃金確定闘争第一波スト
政党・その他の動き	18 社会党「新しい流れの会」夏期研修会で檜崎幹事長、「党改革の今日的観点」と題する基調報告 20 社会党・党改革推進グループ全国代表者会議、当面の行動指針決定 26 社会党・政策研究会「党の改革と発展のために」発表

1977 (昭和52) 年		
9 月		
1 労働省設置三〇周年記念 2 政府、行政改革大綱閣議了解 労使関係法研究会、“労使関 係法運用の実情及び問題点” を労相に提出 3 労働省、緊急雇用対策発表 経済対策閣僚会議、約二兆円 の補正予算決定 5 労働省、臨時雇用対策本部設 置		30 経済四団体、“新規大学卒業 生の就職受験の機会につい て”発表
1 同盟、不況克服・雇用保障・社会的公正を実現する国民運 動にはいる 全国金属、首切り・倒産・合理化・組織破壊と闘い、失業 反対・雇用確保の闘いを拡大する全国戦術会議（一〇二日） 全金同盟、労働協約闘争月間に（一〇日） 都市交、公営交通の危機突破中央行動（一二日） 2 同盟、当面の政策要求について政府に申し入れ 3 総評社会党員協、“社会主義協会改革案”発表 5 全運輸第一六回定期大会（一八日） 政策推進労組会議、労相らに“不況業種離職者対策臨時措		27 地銀連第二回金融民主化交流討論集会（二八日） 全国税第三五回定期大会（二九日） 全建労第三三回定期大会（二九日・岡山） 28 造船重機労連第七回全国大会（三一日・芦原） 全財第二五回定期大会（三〇日・高松） 29 全通第三〇回定期大会（九月一日・金沢） 電通共闘第一七回定期全国大会（三〇日） 30 全専売第三三回定期大会（九月二日・出雲） 運輸労連第一回物流シンポジウム 全水道第二三回定期大会（九月二日・伊豆長岡） 31 全造船機械第四二回定期大会（九月二日・函館） 全印刷第四三回定期大会（九月三日） 電労連第二四回定期大会（九月二日・徳島） 動力車第三三回定期大会（九月四日・水上） 日教組、教育要求・改革国民運動委員会発足 国公労連第五回定期大会（九月三日）
1 共産党第一四回党大会記念党 拡大特別月間（一〇月一七 日） 4 社市連“革新中道”政権を提 唱 社会党改革委、協会の性格づ けで結論「理論集団を逸脱」		28 第二三回日本母親大会（二 九日） 30 共産党第一六回中央委総会 （九月一日）、第一四回党大 会決議（案）など採択

年 月	政治・経済の動き	労 働 組 合 の 動 き	政党・その他の動き
(昭和52)年 月	第九回日韓閣僚定期会議 6 総理府、七月の失業率二・一二％で三四年八月以降最高と発表 7 日商、昭和五三年度労働政策に関する要望決定 9 閣議、人事院勧告の完全実施決定 10 国鉄当局、国労、動力車、全動労に停職一七五人をふくむ一〇二、一九九人に処分、それぞれ抗議声明	置法”の制定を申し入れ 6 自動車総連第六回定期大会（一八日・京都） 全港湾第三二回大会（一八日・山中） 7 鉄鋼労連第五七回定期大会（一九日・新潟） 電機労連第六三回中央委、一時金五カ月以上の方針決定（一八日・塩原） 8 全日本ゴム労連第八回定期大会（一七日・水上） 食品労連第一三回定期大会（一〇日・横浜） 9 金属労協、第六回定期大会 10 総評社会党員協、社会主義協会、「協会」改革案について合意、調印、社会党に改革を申し入れ 11 出版労連第一四回婦人集会 12 第三回 IMF 日産・トヨタ世界自動車協議会（一三日） 13 合化労連第九三回中央委員会、秋闘闘争方針決定 中立労連第四回定期大会 総評、「合意をもとに改革の推進」を社会党に申し入れ 14 金属労協、物価問題で政府に申し入れ 15 九・一五高齢者集会 全印総連第七三回中央委、秋闘闘争方針決定（一六日） 日教組、私学教育シンポジウム 17 全自連第四四回定期大会（一八日・館山）、解散決定 全法務第三二回定期大会（二〇日・成田） 19 同盟最賃合同会議、九・七六％アップを中心とする方針決定 運輸一般結成大会（二〇日・館山） 全労働第二〇回定期大会（二二日）	10 社会党三月会全国代表者会議 党改革・党大会の態度について方針決定 17 日本被団協代表理事会、「禁」 「協」解体し統一組織の方針確認（一八日） 19 社会党改革委、「社会主義協会」問題五項目の「労働大学」「社青同」で合意

1 9 7 7			
9			
24 郵政省、全通に停職七一人を含む一四、四八四人の春闘処分労働省、雇用管理調査結果発表 26 労働省、一般職業紹介状況(八月)、求人倍率〇・五三と発表 労働力移動問題研究会、"労働力移動に関する実態調査報告書" 提出 印刷局、停職三人、減給五人を含む二〇人の七七春闘処分を発令			
自治労第二一回拡闊、七七賃確闘争方針決定 総評、第三回幹事会、雇用、失業保障の具体的方針を決定 20 全国化労協第一六回全体会議 化学労協第五回大会(解散) 化学・エネルギー労協結成大会 政策推進労組会議、シンポジウム 21 マスコミ共闘第一五回総会 全信労第二二回定期全国大会(一四日・北海道) 損保労連第一二回全国大会 電労連第二回中央委、一時金要求五・三カ月分を確認 全交運・五単産共闘第九回会議、貨物合理化で一〇〇万人署名運動を決定 公労協書記長会議、スト権問題での対応策を協議 電労連、労働大臣にスト規制法問題について要請 22 全損保第三四回定期全国大会(一二三日) 日教組、九・二二集会 医労協第九回医療研(一二四日・奈良) 24 労働四団体、雇用保障要求八項目で共闘確認 第一一回職業病全国交流集会(一二六日) 26 繊維労連第三三回定期大会(一二七日・水上) 海員組合雇用対策委、雇用促進センター構想の基本方針 全交運第三四回定期大会(一二七日) 27 ゼンセン同盟第三三回定期大会(一二九日・仙台) 地銀連第二九回定期全国大会(一二八日) 日教連、第三次教員給与法の成立を文相に要請 日高教第一一一回中央委、主任手当粉碎で一〇〇万署名運動決定			
20 公明党竹入委員長、中央委員会で"中道革新ブロック"を強調 26 社会党第四一回定期全国大会(一二八日)、党改革など決定、新執行部選出できず、一二月上旬に統開大会の開催をきめる 27 社会党大会中、榑崎、田、秦三議員離党			

年	1 9 7 7 (昭 和 52) 年	
月	9 月	
政治・経済の動き	造幣局、減給七人、戒告八人の七七春闘処分を発令 アルコール事業部、今春闘に 対する処分を通告 27日経連第四四回経営法曹全国 大会 29労働省、“採用動向調査”、“私 立大学の求人受理状況調査” 結果発表 第八二臨時国会、会期四〇日 を決定 30林野庁、全林野に、停職二カ 月一人を含む二六、〇八三 人に七七春闘処分 労働省第二回臨時雇用対策本 部、雇用安定事業で七八業種 指定	
労 働 組 合 の 動 き	28国民春闘共闘、第二一回教宣集会（一三〇日） 鉄鋼労連・中小全体会議、雇用確保で基本方針決定 交通労連第一四回定期大会（一三〇日・新潟） 29日ソ友好と平和のための労働組合集会（一〇月一日） 30同盟、雇用保障問題で公明党に要請 全国金属第四〇回全国大会（一〇月三日・福岡）	
政党・その他の動き	1全郵政、“こんにちは”運動（一二月） PTTI第七回アジア地域会議（一六日） 3電機労連退職金第四回中闘、八三〇万円以上で中闘一三組 合集約の方向確認 4労働四団体事務局長、書記長会議、“構造不況業種離職者 対策臨時措置法”の制定など対政府統一要求をまとめる 鉄労第一〇回定期大会（一七日・白石） 運輸労連第七回運輸問題研究会（一五日）	

1 9 7 7 (昭和 52) 年

10

月

5 カネミ油症事件で福岡地裁全
面勝利の判決
日経連、第五四回全国労務管
理者大会

7 統計局、八月の失業率二・一
一％で“なべ底”に次ぐ高率
と発表
12 五野党国対委員長会談、雇用
対策などで合意

全医労第一五回全国婦人活動者会議（一六日）
5 総評、一〇・五首切り、合理化・失業反対、秋闘勝利総決
起集会

総評第一回拡評、秋季年末闘争方針決定
同盟ら、北方領土返還要求国民大会
映演総連第二六回定期大会（一六日）
私鉄総連第一回中央委、七七秋年闘争方針決定
日林労第一九回定期大会（一七日）

6 総評民間単産会議総会（一七日）
鉄鋼労連、造船重機労連、合化労連、ゼンセン同盟、全化
同盟など構造不況業種連絡会議を結成
全印総連七七年度産業対策討論集会（一八日・伊豆大川）
ゼンセン同盟、綿紡大手の退職金闘争は勤続三〇年定年退
職者三三万円増額で妥結
公労協共闘委、「政労交渉の結果により事情聴取について
判断する」との基本問題会議に関する方針確認

7 政策推進労組会議第二回総会
8 公務員共闘第一〇回共闘委、七七年度運動方針決定
11 日教連・教員給与法成立促進中央総決起大会
医労協、第七回婦人代表者会議（一二日）
12 総評、筑豊調査（一三日）

全自交全国共闘第二回定期大会（一四日・下呂）
日教組、主任手当制度化反対第二次中央行動（一三日）
全石油第六〇回中央委、秋季統一行動方針決定
13 全炭鉱第二七回定期大会（一四日・鹿児島）
全食品同盟第三一回定期大会（一四日・熱海）
全日通第三四回中央委、国鉄貨物合理化反対闘争方針決定

5 社会党、“雇用対策臨時措置
法案”の国会提出決定

8 共産党、第一八回赤旗まつり
（一二日）

12 共産党“当面の雇用・失業問題
にかんする緊急対策”発表
公明・民社両党選対委員長会
議、共産党と共闘せずなど確
認

13 自民党労働部会、“構造不況
業種離職者臨時措置法案”ま
とめる

年 月	(昭和 52) 年 月	政治・経済の動き	労働組合の動き	政党・その他の動き
		14 円相場高騰、一ドル二五三円に 電電公社、全電通にたいして停職三六九人を含む五、一三三人の処分発令 専売公社、全専売に停職一〇人を含む四二六人の処分発令 17 五野党政策責任者会談「特定業種離職者臨時特例法案要綱」まとめる 18 公労委第一九回全国連絡会議経企庁、五二年度版『国民生活白書』発表 日経連、五三年度賃上げ五二年度(八・八%)を下回るとの景気動向に関する意見調査結果発表	13 日本医労協・ILO看護条約報告集会 全農林第六七回中央委、秋季年末闘争方針決定(一七日) 14 労働四団体、労相に雇用対策について申し入れ 全国電労協第一〇回定時総会 15 全海連第四〇回定期大会(一六日) 農村労連、第一五回中央委員会で一〇万人の組合づくりの方針決定(一六日・東京) 16 全国新聞販売労働組合連絡協議会第一回定期総会(横浜) 17 労働四団体、政府に統一要求書 全造船機械中央合理化対策会議(一八日) 政策推進労働組会議、労相に「離職者対策臨時措置法」の法制化申し入れ 18 ゼンセン同盟、雇用と職場を守る全国行動中央行動(一九日) 全自交労連第三一回定期大会(二〇日・札幌) 日教組第九四回中央委、秋季年末闘争方針決定(一九日) 公労協第一回拡大共闘、方針決定 国公労連第一六回行(二)労働者全国集会 19 金融共闘、「企業ファシズム」とたたかう芝信金従組支援・自由と民主主義を守る一一・一九大集会 公労協第一回拡大共闘委、七七年度運動方針決定 20 一〇・二一全国統一行動中央集会 地財共闘第一次中央行動(二二日) 日高教、主任手当阻止などかけて中央行動(二二日) 政策推進労働組会議、共産党を除く野党に雇用保障に関する臨時措置法を今国会で成立させるよう要望	15 共産党第一七回中央委総会 17 共産党、第一四回党大会(二二日・伊豆)

1 9 7 7

10

21 婦人労働旬間（～三一日）
 22 厚生省、老人健康実態調査発表
 23 労働省、五一年度労働生産性統計調査結果発表、対前年比一二・四％向上
 24 ILO労働力計画に関するアジア地域会議（～二八日）
 25 労働省、九月の一般職業紹介状況発表、有効求人倍率〇・八一倍
 東京外国為替市場、ドル直物翌日渡して一ドル二五・一円
 EC、加盟九カ国の登録失業者数史上最高の六、〇四一、〇〇〇人

全国セメント第三回中央委、秋季共闘方針決定
 公労協、政府にスト権など四項目について申し入れ
 21 一〇・二一反戦デー、二三道県で統一行動
 日教組、第二回日ソ教育セミナー（～二五日）
 全農林第三回高位号俸を解消する中央集会
 22 総評・原水禁・社会党、原発反対全国代表者会議（～二三日）
 24 全金同盟第七八回中央委、二・六カ月＋αの一時金要求決定
 第二四回IMF世界大会（～二八日・ミュンヘン）
 25 金融共闘、金融再編成合理化と闘い方の交流会
 統一戦線労組懇、第一次国会要請行動
 日本医労協が老人医療費有料化反対で請願行動
 26 総評緊急幹事会、健保、国鉄二法案で一一・四時限ストなど決定
 新産別第二九回定期大会（～二八日）
 全石化第一二回総会
 日教組、主任手当制度粉碎・学災法制定促進中央行動
 27 全鉱、鉱業政策中央行動（～十一月一日）
 中央金属、完全雇用をめざす全国研究集会（～二八日・伊豆）
 合化労連第九四回中央委、一時金闘争方針決定
 時短共闘、総決起集会
 公務員共闘第八次中央行動（～二八日）
 自治労第一七回全国自治研究集会（～二九日・松江）
 電労連第一回評議員会、年間九七万円（五・三カ月）の一時金方針を決定
 アルミ産業危機突破総決起集会

21 社会党本部は、離党した田、秦両参院議員に対する除名処分を発表
 22 日本被団協、被爆者援護法制定をめざす秋の中央行動（～二八日）

1977 (昭和52) 年		年
10	月	月
政治・経済の動き		
31 労働省、地域別最低賃金決定状況を発表 国鉄総裁、国労、動労および全動労に対し二・四統一ストの中止を申し入れ		
1 建設雇用改善月間カーター大統領、ILOからの脱退表明 国土総合開発審議会、三全総を政府案どおり答申 2 石田労相、国労・動労・全動労の二・四統一スト「自省自戒を求める」談話 公企体等基本問題会議経営形		
労働組合の動き		
28 同盟、不況克服・雇用保障・社会的公正を実現する中央集会 国公労協第二回定期大会 政労協第二回中央討論集会（二十九日） 国公労連、秋闘勝利中央総決起集会 29 建設一般第五回定期総会（三十日・京都） 運輸共闘第八回総会（三十日） 30 全国化労協、雇用確保問題で労働省に申し入れ 構造不況業種労組連絡会議、労相に「離職者対策法」の制定等要請 31 総評全単産委員長会議、一月中旬に第二波統一行動を行うことを決定 構造不況業種労組連絡会議、労働大臣に「離職者対策法」の制定など当面の雇用対策について要請 全専売第六八回中央委（二十一日）、秋年闘争方針決定		
1 総評、円問題に関する見解を発表 全鉱等一〇団体、金属鉱業危機突破全国総決起大会 全通第六六回中央委（二日）、秋年闘争方針決定 運輸一般・組織拡大月間 2 総評、一一・二首切り合理化・失業反対・雇用確保・生活防衛・秋季年末闘争勝利中央総決起集会 同盟、アメリカのILO脱退につき見解発表 鉄労、「国労、動労の一・一四違法ストを糾弾する委員長		
政党・その他の動き		
29 第五回日本青年学生大集会開催（三十日・千葉市） 社市連全国組織結成大会（三十日） 31 民社党春日委員長、辞任表明		
1 国連軍縮特別総会にむけ核兵器完全禁止を要請する原水爆禁止統一実行委員会の署名運動始まる 護憲連合「憲法改悪反対、平和と民主主義を守る第一四回国民大会」（静岡） 2 社会党、党改革推進グループ、全党員に向けてのアピール発表		

態第一三回電電部会、全電通を除く労使から意見聴取
3 労働省提供テレビ番組「定年制への提言」放映
婦人問題企画推進本部、国内行動計画前期目標発表
4 自治省、地方公務員給与勧告状況発表、公民格差六%台

「談話」発表
3 総評、アメリカのILO脱退について談話発表
4 全日本ゴム労連第一二回中央委（湯河原）
国労、動労、全動労、運賃法定制緩和反対で七時までの制限スト
労働四団体、雇用を守り、失業をなくする労働四団体集会
総評、一一・四統一スト
全交運、国鉄運賃値上げ・法定制緩和・貨物通運合理化・地方線廃止反対、公共交通確保五法案早期法制化全交運中央総決起集会
全国港湾第一〇回大会（一五日）
5 全交運、トラック運転の過労防止問題等につき労働省要請林政共闘第三回総会
8 第七回民主教育をすすめる国民大集会（一九日）
全化同盟、一時金闘争研修会（一九日・熱海）
全港湾・本四架橋雇用保障中央行動
9 総評第二回評議員会、健保、国鉄二法案廃案を要求して二四日全単産二時間のスト方針決定
ゼンセン同盟化繊関係大手、退職金闘争妥結
電通共闘、電電公社と団交に関する協定締結
10 第一六回全国消費者大会（一一日）
IUF第四回アジア地域会議（一一日・フィジー）
私鉄総連、バス行研集会（一二日・熱海）
11 全造船機械、一一・一一全国統一行動
全郵政、七七年諸要求貫徹中央集会
12 労働四団体事務局長・書記長会議、延長国会での離職者法案の取扱い等協議

6 障害者の生活と権利を守る第
一一回全国集会
7 原水爆禁止統一実行委員会総
会、核兵器完全禁止要請の三
五〇〇万署名推進など確認
8 民主教育をすすめる国民連合
第七回国民大集会（一九日・
東京）
10 第一六回全国消費者大会（一
一日・東京）
12 核兵器廃絶・安保条約破棄・
平和と民主主義をめざす日本
平和大会（一三日）

年	(昭和52)年
月	月
政治・経済の動き	15 ILO第二〇四回理事会、アメリカの脱退にともなう予算二一・七％、職員二三〇人減など決定 19 国鉄総裁、関係組合に二・二四スト中止を申し入れ 農林省、五三年度水田転作目標などを発表 20 労働省、七八年三月卒の中・高生求人倍率が過去六年で最
労働組合の動き	12 マスコミ共闘、石原環境庁長官の記者攻撃の真相をただし国民の知る権利を考える集会（東京） 14 七八国民春闘共闘第一回総会、一〇一単産四七地方共闘、八七二万人参加 多国籍労組会議第五回拡大幹事会、活動方針決定 総評、産業政策で政府に要請 16 ICF TU日本加盟組織連絡協議会、南アの人種差別で政府に要請 17 総評、フランス労働運動セミナー（東京） 総評、東北雇用調査団（一八日） 公労協拡大共闘委、スト権奪還闘争の具体的取り組み決定 全交運、トラック運転の過労防止問題等につき労働省要請 日林労、常用化で中央行動（一八日） 全交運各単産委員長会議、一一・二四の取り組みを確認 公労協、政府に公企体等基本問題会議の関連要求など当面の諸要求について申し入れ 18 総評・フランス労働運動セミナー（大阪） 全国金属、雇用臨時措置法案の改善で社、共、公三党に要請 統一戦線促進労組懇、第三回秋の学習交流大集会（二〇日・伊豆長岡） 19 大蔵統一懇第二回総会 国公労連、接待行政で見解発表
政党・その他の動き	19 社会党京都府本部、京都府知事選で社・共中軸路線はとらないとの見解を発表

	1977
	11
低と発表 21官房長官、一一・二四ストに警告談話 22石田労相、総評事務局長に一・二二四スト中止を要請 海部文相、日教組の一一・二四ストに警告声明	21公労協、公務員共闘、基本問題等関連要求で政府に申し入れ 金融共闘・七八春闘討論集会（一二二日） 全官公第一回全国代表者会議 22同盟、一一・二四スト反対声明 日教組、教育要求で官房長官交渉 23総評緊急幹事会、全単産委員長会議、一一・二四スト実施確認 全交運七単産委員長会議、一一・二四スト最終確認 私鉄総連中執、一一・二四スト中止指令 24国民春闘共闘、秋年闘争勝利・首切り合理化・失業反対・雇用確保・年末一時金獲得中央総決起集会 秋闘第三波統一行動、二六単産第二波統一ストに全国化学協、七八化学共闘発足 海員組合第三七回定期全国大会（一二八日・横浜） 商業労連第一二回全評（一二五日）、七八闘争方針決定 25鉄労、年末手当要求等貫徹中央総決起集会 鉄労、生産性運動推進・貨物・年金・年末手当要求貫徹中央総決起集会 総評、国会問題について声明を発表 26同盟、臨時国会閉会にあたり、〃労働四団体共闘における総評との関係について再検討する〃と声明発表 同盟、中立労連、新産別、〃労働四団体の共闘などに関する当面の予定については凍結せざるをえない〃と共同声明 両高教組、教育交流集会（一二七日・倉敷） 27ゼンセン同盟緊急常任中執委、離職者法案の廃案につき声明
25第八二臨時国会の延長会期終了、「国鉄」「健保」「防衛」など廃案に	22社会党、党改革推進協議会は「われわれがめざす社会党像」という党の未来像についての考え方を発表 23公明党、運動方針案発表 24社会党全国代表者会議、次期委員長への飛鳥田横浜市長擁立工作を支持 26少年法改悪に反対し、青少年の未来と民主主義を守る国民連絡会議、少年法改悪に反対する国民のつどい（東京）

1977（昭和52）年		年
11月		月
政治・経済の動き	28 福田首相、内閣を改造 社公民および新自クの野党四党は、離職者対策法案など生活関連法案を成立させるため早急に臨時国会を開くよう福田首相に要求書を提出 29 五二年度『青少年白書』を発表	
労働組合の動き	28 動力車第九七回中央委、年末闘争方針を決定 29 国労第一二〇拡大中央委、年末手当早期完全支払で方針（一三〇日） 第二一回社保協総会（一三〇日） 中立労連、新産別定期協議、「連合」発足の時期は一年後をメドとすること、四団体共闘修復の努力をすることを確認 合化労連、賃上げ要求額二三、〇〇〇円（七七春闘と同額）などの七八春闘方針案を決定 30 総評主要単産委員長会議、国会会期終盤での対応と今後の方針協議 公労協、失業反対・雇用闘争支援街頭カンパ行動日程発表	政党・その他の動き 28 民社党第二二回臨時大会、新委員長に佐々木氏選出
	1 同盟第三九中評、七八・七九年度運動方針案討議、雇用共闘―総評と共闘せずの方針決定 私鉄総連第二回中央委（一二日・萩）、二六、〇〇〇円要求案決定 公務員共闘、給与法の早期成立年内支給を総務長官に申し入れ 全官公、給与法の早期成立年内支給を総務長官に申し入れ 2 出版労連、職場の労働と健康を考える討論集会 3 マスコミ共闘、文化施設に関する要求を文化庁に動労、成田空港燃料輸送反対減産行動（一五日） 5 総評、公務員共闘、官房長官に給与法について要請 同盟三役会議、一〇％一五、〇〇〇円の要求案決定 金属労協三役会議、三〇歳一五、〇〇〇円（一〇％）の七	1 全日本農民組合連合会第一七回定期全国大会（一二日・東京）

- 6 共産党除く五党幹事長・書記長会談、「国鉄」「健保」法案の臨時国会での議了など合意
- 7 第八三臨時国会召集、衆院本会議、「国鉄」「健保」離職者対策三法を可決
- ILO民間航空三者構成技術者会議（一五日）
- 9 年金制度基本構想懇談会、年金制度改革につき中間意見書を提出
- 10 政府が政務次官会議で今年度の経済成長率目標六・七％を五・三％に引き下げると決定
- 労働省、寡婦等就業実態調査発表
- 11 賃金制度研究会、「定年延長とこれからの賃金制度」について提言発表
- 12 日経連、五二年末一時金交渉妥結結果発表
- 14 日経連、七八春闘にむけ「賃金問題研究委報告」を発表、実質「ゼロ賃上げ」主張

八年闘争方針決定
新産別中執七八春闘方針案（要求、三五歳定昇込一二%、二一、六〇〇円）を決定
6七八賃闘民間労組対策会議準備会発足
同盟、中立労連、新産別、政策推進労組会議、政府に離職者法案の早期成立を要請
第二回低所得者・失業者・高齢者のくらしと福祉、地方財政の危機を打開する予算要求国民大集会
国労、年末手当支払えと抗議行動（一七日）
自治労第六六回中央委（一七日・和歌山白浜）、春闘方針構想決定
7全石油中央討論集会
8総評全単産委員長会議、第八三臨時国会対策について協議
海員組合、船員雇用二法案の早期実現中央総決起集会
10鉄鋼労連中執委、基本一五、〇〇〇円（九・八%）定昇三、五〇〇円（二・二%）の要求案決定
12国民春闘共闘第二回総会、国民春闘基本構想決定、“春闘白書”発表
T W A R O 第六回大会（一三日・ボンベイ）
全自交全国共闘第一回幹事会、春闘構想討議
13総評、反合理化・雇用確保・失業反対中央行動
中央金属、雇用対策確立で労働省に申し入れ
全自交、交通政策・雇用確保要求貫徹総決起集会
14全炭鉱、安定化中央行動（一五日）
金属労協第二〇回協議員会、平均定昇込一二%引上げの賃闘方針決定

13 社会党第四一〇定期大会・続開大会、飛鳥田委員長を選出

年	(昭和 52) 年	
月	月	
政治・経済の動き	15 東京外為市場で一ドル＝二三八円を記録 中央最賃審、今後の最低賃金制のあり方について答申 OECD 若年失業に関するハイレベル会議（一六日・パリ） 19 第八四通常国会開会 20 社保審、「皆年金下の新年金体制」という建議案を官房長官に手交 21 第二三回産労懇、労相、労使の協力要請 参議院本会議、給与関係五法案、防衛二法「改正」案を可決 政府、五三年度経済見通し「経済成長七%、消費者物価上昇六・八%」と閣議了解 22 労働省、賃金不払いの概況（四一九月）発表、五二年上期八八〇〇件、九八億円 23 労働省、五二年民間主要企業	
労働組合の動き	15 鉄鋼労連第六五回中央委、七八年春闘・一時金闘争組織化方針決定 造船重機労連、七八賃闘討論集会（一〇日・岐阜） 全国金属第一回中央委（一六日）、「七八春闘方針大綱」を決定 16 政策推進労組会議、七七雇用と生活を守る中央集会 合化労連第五九回臨時大会（一七日） 17 同盟、政府に五三年度予算編成について要求 18 全国音楽労働組合協議会結成 19 全金同盟、全国賃金討論集会（二一日・伊東） 全国化労協評議員会、一二%を最低とする化学共闘七八春闘方針決定 20 総評、東京地評、日韓ゆ着糾弾・韓国民民主化闘争支援二二・二〇中央集会 日教組、高教組、主任制度化阻止・七七賃金早期実現中央集会 全造幣第二六回定期大会（二二日） 21 金属労協、化学エネルギー労協、金属・化学エネルギー連絡会議設置 全電通、春闘討論集会（二二日） 電機労連政策委員会、社会党の社会主義協会系候補は支援しない方針決定 22 総評、社会党新執行部と当面の諸問題につき協議 全電通、社会党に「一二月大会等に関する質問書」を提出 全民懇シンポジウム 全林野第六九回臨時中央委、「高齢職員の退職取扱いに關す	
政党・その他の動き	17 社会主義インター首脳会議（一九日）、『東京宣言』採択	

1 9 7 7	
12	
年末一時金妥結状況発表 二七三社平均三八九、四五二円 閣議、行政改革計画を決定 24公取委、五一年度『独占白書』を発表 26労働省、「一九七六―七七年海外労働情勢」発表 閣議、離職法の改正など決定 指定業種二六業種 27社会、公明、民社、共産、新自クの五野党、来年度予算で政府に共同要求 労働省、五二年労働組合基本調査発表、七万人減少、組合員一二四三万人 労働省、十一月の一般職業紹介状況を発表 有効求人倍率〇・八一倍 総理府統計局、十一月の労働力調査発表 完全失業者一〇三万人 五三年度予算政府案決定、一般会計三四兆二、九五〇億円、財投一四兆八、八七六億円、国債発行額一〇兆九、八五〇億円	る仲裁委員長勧告」の受諾を決定 23同盟、七八年度『賃金白書』発表 林野庁関係労使、常勤制発足などについて妥結 24電労連中央委、ベア一〇%、定昇二%、の要求案決定 日教組中執、主任手当の「組合プール制案」決定 26総評、中央最賃審の改善について労働省に申し入れ 27中立労連、新産別第一三回定期協議会、一〇月をメドに連合結成を確認 公労協、公務員共闘、基本問題会議への出席を政府に回答
23 共産党、袴田前副委員長を除名	23 原水爆禁止統一実行委員会、原水禁運動の新統一組織について引き続き検討することを確認 共産党第二回中央委員会総会教育月間などの方針決定（二五日）

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き	政党・その他の動き
(昭和53)年	月	3 労働省、「中期労働政策の基本的ビジョン」まとめる 4 東京外為市場で一ドル＝二三七円の史上最高を記録 7 人事院、「主任手当」の告示を強行 10 総理府、「婦人白書」発表 12 通産省、「特定不況構造対策臨時措置法案」をまとめる 13 総理府長官、「建国記念日」行事を政府後援と表明 公企体等基本問題会議経営形態懇談会第一九回国鉄部会、国労、動労、全動労より意見聴取 15 自民党、五三年度労働方針案 17 中央社会保険医療協議会が医療費の実質九・六％引上げを厚相に答申 公企体等基本問題会議経営形態懇談会第一四回郵政部会、全通から意見聴取	5 同盟、七八・七九年度の運動方針案発表 7 金融共闘第五回幹事会、七八年度活動方針決定 9 国労幹部研修会（一一日・伊豆） 10 総評、旗びらき 動労千葉地本、成田ジェット燃料車輸送反対闘争で減産行動に 11 国民春闘共闘、旗びらき、アピール 総評単産委員長会議、予算・制度改善要求決定、アピール 化学エネルギー労協、第三回シンポ（一二日・熱海） 自治労、中央討論集会 12 全港湾春闘討論集会（一二三日） 13 マスコミ共闘幹事会、統一行動決定 14 国公労連七八春闘学習討論集会（一六日） 全国税第一七回税研全国集会 17 鉄鋼労連第一四回全国・青年婦人学習討論集会 第二回金属化学エネルギー連絡会議、七八年度賃上げ闘争について意見交換	3 共産党、「袴田里見の除名処分について」発表 4 社会党が「当面の目標と行動計画」を発表 7 民社党佐々木委員長、「挙国一致内閣」構想 11 公明党、第一五回党大会、自民党との連合、自衛隊の認知を打ち出す 16 京都市府の社会、公明、民社三党が「革新共闘をつくる府民連合」を結成

1 9 7 8			
1			
18 公企体等基本問題会議経営形態懇談会第一八回電電公社部会、全電通より意見聴取 自治省、地方公務員給与実態調査概要発表 日本生産性本部、「一九八〇年代産業社会の構図」をテーマにシンポジウム（一二〇日） 19 人事院、教員の主任手当支給範囲を文部省に通達 20 政府、来年度経済成長率七％は「目標」との統一意見発表 国鉄当局、幕張工事の着工延期を国労に回答 人事院総裁、政府に国家公務員の週休二日制の試行につき二回目の書簡を提出 日経連常任理事会、新入社員の初企給は前年度並み、ベ・アは一年後を申し合わせ 労働省、円高不況下の緊急雇用対策を決定			
21 第八四通常国会再開 23 日本生産性本部、春闘セミナー（一二五日）			
18 国民春闘共闘最賃担当者全国会議、今後の方針討議 同盟第一四回定期全国大会（一二〇日）、七八・七九年度方針決定 国労賃対部長会議、一八・四％（三二、〇〇〇円）の要求案決定 19 総評代表、来日中のAFL-CIO代表と懇談 国民春闘共闘、五三年度予算および制度改善につき、政府に申し入れ 20 公務員共闘、春闘討論集会			
21 全国金属、最賃制闘争強化全国代表者会議 23 鉄鋼労連、中央討論集会（一二五日・伊東）			

1 9 7 8 (昭和 53) 年				年
1 月				月
政治・経済の動き 24 政府、五三年度経済見通しを正式決定 公企体等基本問題会議経営形態懇談会第一六回専売公社部会、全専売より意見聴取 25 産労懇第七四回会合、通産相雇用不安解消のため七％成長を強調 26 五野党国対委員長会談、減税に関する予算修正で一致 公企体等基本問題会議経営形態懇談会第一四回国有林野部会、全林野より意見聴取 27 総理府統計局、一九七七年消費者物価指数は八・一％上昇と発表 30 国鉄当局、組合に幕張駅ポイント工事着工説明、国労・鉄労了承 公企体等基本問題会議経営形態懇談会第一三回アル専部会、アル専より意見聴取 労働省、雇調金給付対象に二九業種追加決定 労働省全国基準局長・労働主				
労働組合の動き 23 日本港湾第二回中央大会 関東民労連第六回総会 国労、運輸相に成田空港問題で「政労交渉」を要求 25 金属労協、中央討論集会（一、二七日・伊東） 造船重機労連第二回造船産業労使会議、造船危機の現状と対応策について協議 全医労第六五回中央委、春闘方針決定（一、二六日・伊東） 26 七八賃闘対策民間労組会議発足、ゼンセン、全金同盟、造船重機労連、全化同盟、電労連、海員組合、鉄鋼労連、合化労連、電機労連、自動車総連、食品労連など二〇単産参加 日教組第二七次・日高教第二四次教研全国集会（一、二九日・沖縄）、テーマ「わかる授業・楽しい学校」 28 総評、全交運代表、運輸省に成田空港問題での政労交渉促進等を要請 春闘共闘、昨年の物価上昇率一〇・八％と発表 29 第七回IMFアジア青婦人シンポ（一、二七日・マニラ） 30 多国籍労組会議、第五回国際セミナー（一、三一日・バンコク） 全金同盟第七八回中央委、五三年度賃闘方針決定（一、三一日・片山津） 全自交全国共闘第二回評議員会、春闘方針決定（一、三一日・和歌山） 全国労組生産性会議、中央討論集会（一、三一日）				
政党・その他の動き				

1 9 7 8（昭和53年）		
2月		
3 閣議が五三年度地方財政計画（三四兆三〇〇〇億円を了承）		管部長会議、五三年度労働基準行政の運営で指示 31 総理府統計局、五二年平均の労働力調査速報発表、完全失業者一〇万人、一二月の労働力調査発表、完全失業者一二万人二・一% 労働省、一般職業紹介状況発表、有効求人倍率〇・五四倍 労働省、五二年毎勤発表、常用雇用〇・四%減
4 総評、社会党、日中友好国民会議、日中友好条約即時締結 3 全石油第四一回臨時大会（一四日） 運輸一般第一回中央委（一四日）、春闘方針決定 日教組第九五回臨時中央委、主任制度化反對方針決定 医労協第二回幹事会（一三日・伊東）、春闘方針決定 公務員共闘、人事院に給与勧告基礎作業の改善についての申し入れ 2 第七回 IMF アジア青婦人シンポ（一四日・マニラ） 新聞労連第五〇回臨時大会（一四日） 医労協第二回幹事会（一三日・伊東）、春闘方針決定 公務員共闘、人事院に給与勧告基礎作業の改善についての申し入れ 3 全石油第四一回臨時大会（一四日） 運輸一般第一回中央委（一四日）、春闘方針決定 日教組第九五回臨時中央委、主任制度化反對方針決定 4 総評、社会党、日中友好国民会議、日中友好条約即時締結		31 全電線、七八春闘中央討論集会（一二月一日） 全国化労協、第一七回全国化学共闘全国討論集会（一二月一日・熱海）
1 自動車総連第一六回中央委、定昇込一二%アップの方針決定 全損保、忙残第二次集中月間 電労連、五三年度賃闘討論集会 全水道、春闘討論集会 全交運第一四回交研全国集会（一三日・湯河原） 統一労組懇中央地方代表者会議 2 第七回 IMF アジア青婦人シンポ（一四日・マニラ） 新聞労連第五〇回臨時大会（一四日） 医労協第二回幹事会（一三日・伊東）、春闘方針決定 公務員共闘、人事院に給与勧告基礎作業の改善についての申し入れ 3 全石油第四一回臨時大会（一四日） 運輸一般第一回中央委（一四日）、春闘方針決定 日教組第九五回臨時中央委、主任制度化反對方針決定 4 総評、社会党、日中友好国民会議、日中友好条約即時締結		1 社会党、委員長選挙公示

年	(昭和 53) 年	
月	月	
政治・経済の動き	5 国連軍縮総会への日本政府文書が核兵器全面禁止を提唱しなかったことが判明 6 公企体等基本問題会議当事者能力・法令関係懇談会、公労協、公務員共闘、全動労から意見聴取 関西経済三団体、雇用維持を第一義とする〃春季賃上げ交渉について〃発表 7 勤労者財産形成審、財形法の一部「改正」案について財形基金制度の創設をふくむ答申 8 東商常議員会、五三年春季賃金問題に関する提言、発表 9 五野党国対委員長会談、予算修正協議	
労働組合の動き	決起大会 4 民放労連第四五回臨時大会（〃五日・仙台） 自治労、県評、地区前役員と二〇万人雇用創出問題などで懇談 全農協労連第一五回中央労農研究集会（〃六日） 6 総評第一一回権利確立討論集会（〃七日・伊豆長岡） 重機労連第二回造船重機械産業危機突破対策委、一〇億円の基金設立決定 自動車総連第九回自動車問題研究会（〃七日） 電通共闘第一回中央委、春闘方針決定 動労第五回全国議長会議、ジェット燃料輸送阻止で二―三月段階のたたかい決定 7 第二回国際自動車関係労組会議（〃九日・トリノ） 造船重機労連産業セミナー（〃八日） 私鉄総連第三回中央委、二六、〇〇〇円など春闘方針決定 全自交第五一回中央委（〃八日・伊東）、春闘方針決定 動労千葉地本、成田・佐倉支部でジェット燃料貨車輸送設備工事反対をかねて半日スト 8 新産別第六九回中央委、連合結成で意志疎通を図る 全金同盟第二回全国書記長会議（〃九日）、賃闘、入党運動推進確認 出版労連第三六回臨時大会 全日本ゴム労連第九回臨時大会（〃九日・熱海） 9 電機労連第六四回中央委（〃一〇日・いわき）、春闘方針決定 ゼンセン同盟、七八年度統一賃闘討論集会 日教組中央討論集会（〃一〇日）	
政党・その他の動き	〃司法の独立と民主主義を守る国民連絡会、〃弁護人抜き裁判は違憲」と声明	

1 9 7 8			
2			
10 政府、国家公務員の週休二日制試行を四月一日以降一年間実施と決定			
11 政府が初後援した「建国記念の日」奉祝行事行なわれる			
13 五野党政策委員長、政審会長会議、福祉増額要求で一致			
15 労相、衆院予算委で一・三月の完全失業者見通し一三〇万人台と表明			
17 日経連関東経協長会議、支払能力方針を再確認			
10 ILO労組連絡会議、人権条約の批准促進で労相に申入れ 全国セメント第一回中央委（藤沢）、春闘方針決定 化学一般第二回臨時大会（一・二日） 全国税第四〇回中央委（一・二日）、春闘方針決定 11 民放労連第一五回婦人集会（一・二日） 建設一般、七八賃闘全国職場代表者会議 第二回職場の自由と民主主義を守る全国交流集会（一・三日）			
13 私鉄総連第一四回私鉄青年集会（一・五日・伊豆） 公労協代表者会議、七八春闘構想決定 14 総評第五六回臨時大会、七八国民春闘方針決定 公務員共闘、春闘（三・四月）の具体的統一行動日を確認 15 全郵政第二三回中央委員会（一・二七日）、賃闘方針決定 国公労協幹事会、春闘方針決定 16 全国金属第四一回臨時大会（一・二七日） 紙パ労連第六一回臨時大会（一・二七日・熱海） 合化労連第九五回中央委（一・二七日）、春闘のすすめ方決定 食品労連第二七回中央委、春闘方針決定 全印総連第七四回中央委（一・二七日・熱海）、春闘方針決定 時短共闘、二・一六中央代表者会議 国労第一二一回拡大中央委、春闘方針決定 全林野第七〇回中央委（一・二七日）、春闘方針決定 運輸一般など一三団体が「生活防衛・経済危機打開中央総行動のよびかけ」発表 17 同盟、当面の政策要求を政府に申し入れ 全化同盟第二回中央委、賃闘方針決定 七八賃闘対策民間労組第二回会議、私鉄総連、全日通の条			
13 共産党第三回中央委員会総会決議、「袴田転落問題を利用したあらゆる反共攻撃との闘争について」を採択			

年	1 9 7 8 (昭和 53) 年			
月	2 月			
政治・経済の動き	20 五野党政策担当者会談、予算 の共同修正案を自民に提示 22 産労懇第七五回総会、福田労 相、七%成長を強調 労働省、今治、沖縄、函館に 雇用問題で調査団派遣（一、二 五日） 自民党、五野党の来年度予算 共同修正案に拒否回答			
労 働 組 合 の 動 き	件付加盟問題で再度要請 18 全造船機械第一〇〇回中央委、春闘方針決定 19 国民春闘共闘、第一次決起集会 全運輸第一八回中央委（一、二一日・浜松）、春闘方針決定 20 国民春闘共闘第一次集中行動期間（一、三月四日） 海員組合、外航二団体と第一回交渉はじまる 全労働第五二回中央委（一、二二日）、春闘方針決定 21 日建協第四五回定期大会（一、二二日） 地銀連第七九回中央委、二七、〇〇〇円の統一要求決定 全商工第九〇回中央委（一、二三日）、春闘方針決定 自治労第三八回臨時大会（一、二二日・横浜） 政労協第四〇回臨時大会、春闘方針決定 22 資源労連第一四回定例全国大会（一、二三日） 23 全電通第七四回中央委（一、二五日）、春闘方針決定 運輸労連第一六回中央委、二〇、〇〇〇円以上の方針決定 全司法第三七回中央委（一、二四日）、春闘方針決定 全国一般第二七回臨時大会、全木労との合同決定 全農協労連第三四回臨時大会（一、二四日） 24 国民春闘共闘、第三次産業関係労組懇談会 政策推進労組会議、七八くらしと職場を守る政策要求中央 集会 全国金属対政府要請行動 全交運全国代表者会議、七八春闘方針決定 公務員共闘第一一回拡大共闘委、春闘方針決定 25 中立労連、新産別、講談会 全日自労ら、公共事業の民主的改革についてのシンポジウ			
政党・その他の動き	19 社会党、一九七八年度運動方 針発表 24 NGO軍縮会議に出席する日 本代表団（七四人）がジュネ ーブへ出発 共産党中央委員会、社会党に 党首会談早期実現を申し入れ 25 一六年ぶりの統一「三・一ピ キニ・デー中央集会」が原水 爆統一実行委と地元組織の共 催で開会（一、二六日・静岡市） 司法の独立と民主主義を守る 国民連絡会議、「弁護士ぬき			

1 9 7 8（昭和53）年		
3 月		
2 最高裁、国労大阪地本の日韓条約反対ピケ事件で上告棄却 五野党国対副委員長会談、政府に減反強制反対を申し入れ合意 3 永野日商会頭が武器輸出解禁を要求 労働省、一月分の一般職業紹介状況、有効求人倍率〇・五二倍		28 労働省、一月の毎勤調査発表 常用労働者雇用一％減
1 国民春闘共闘、地域最賃改訂要求全国一せいに提出 造船重機労連第一三回中央委、一五、〇〇〇円要求決定（二日） ICEアジア地域セミナー（二日・東京） 全国セメント第一一三回中央委、春闘方針決定 たばこ共闘第九回臨時総会（水上） 動労千葉地本成田、佐倉で成田空港開港抗議一二時間ゼネスト 総評社会党員協代表者会議、太田合化労連委員長の都知事選出馬問題で協議 2 日教組第九六回中央委、春闘・主任反対闘争方針決定 全医労第二回中闘、一五％アップの統一要求決定 3 ICEFアジア・エネルギー・セミナー（東京） 食品労連、第七回食品に働く青年婦人のつどい（五日・伊豆） 私鉄総連第一回大手中央交渉 自治労、アジア公務員会議		ム（二六日） 電労連第二回評議員会、定昇込一二％の方針決定 27 国民春闘共闘、生計費指数報告研究集会 鉄労第二八回中央委、生産性五原則決定 国公労連第六回臨時大会（二八日） 28 全専売第六九回中央委（三月一日）、春闘方針決定 全日通第三五回中央委（三月一日）、春闘方針決定 海員組合、瀬戸大橋見切り着工阻止総決起大会 鉄鋼労連第五八回臨時大会（三月一日・横浜）
3 社会党、“地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金法”案発表		裁判」に反対する全国活動者集会（東京）

年	(昭和 53) 年	
月	月	
政治・経済の動き	5 現代総研、雇用創造で緊急提言 7 閣議、職訓法の一部「改正」案閣議決定 五三年度政府予算案が衆院通過 政府、「弁護士ぬき裁判」法案の国会提出を決定 9 円急騰、一ドル二三三円台の新高値 中央労働基準審議会、労基法施行規則の一部改正で答申 10 福岡地裁、カネミ油症事件の全国統一民事訴訟で鐘淵化学とカネミ倉庫の損害賠償責任を認める判決、国、市の責任は認めず 労働災害防止計画（五三―五	
労働組合の動き	6 同盟、AFL-CIO第一〇回定期会談（十九日）共同声明発表 中央金属第一三回機械金属セミナー（十七日） 公労協賃専委、二三、七〇〇円以上等の統一賃金要求案確認 国労、三二、〇〇〇円以上、全専売二八、〇〇〇円以上の要求提出 自治労、二七、〇〇〇円以上の賃上げ要求を自治相に 7 労働四団体、労働省に世界人権規約の早期無条件批准等要請 同盟、全官公、賃金・スト権等で官房長官に申し入れ 国労、職場活動家全国交流会（十九日・熱海） 公務員共闘、賃金・週休二日制で総務長官に要求書提出 動労二六、〇〇〇円以上、全施労二八、四〇〇円の要求提出 8 全鉱第七四回臨時大会（十九日） 9 中立労連、AFL-CIO代表と会談、定期交流申し入れ 電機労連第一回産別労使交渉、労働時間短縮、最賃で申し入れ 全通第六七回中央委、二八、〇〇〇円要求を軸とする春闘方針決定（十一日・熱海） 日高教第四八回特別大会（十一日） 10 総評、来日中のAFL-CIO代表と初の懇談 海員組合、緊雇体中央行動（十一日） ゼンセン同盟綿紡各労組、定昇込二%の賃上げ要求 13 国民春闘共闘第二次集中行動期間（十三日）	
政党・その他の動き	8 国際婦人デー中央集会（東京・三千人） 10 弁護士ぬき裁判に反対する国民集会	

1 9 7 8			
3			
七年）閣議決定			
15日商、五三年春季賃金問題に 関する提言発表 京都府知事選告示、民主府政 推進各界連絡会から杉村敏正 氏、自民・新自クから林田悠 紀夫氏、社会・公明・民社（支 持）から山田芳治氏が立候補 16日経連常任理事会、桜田会長 “賃上げの余力ない”と表明 生産性本部、賃金雇用政策セ ミナー			
18労働省、今治など五地域を失 業者吸収対象事業に指定 19労働省、勤労者の職業生活に 関する意識調査発表 22労働省、失対賃金一〇・二％ アップを決定			
全日通、二三、五〇〇円の要求提出 14総評、第二回下請・社外・臨時・日雇・季節労働者全国交 流集会 全炭鉱、安定化中央行動（一六日） 動労第九八回中央委、春闘方針決定（一五日・伊東） 15同盟、電労連らエネルギー・シンポ（一六日） 公務員共闘第一次統一行動（一六日） ゼンセン同盟化繊、羊毛等一二・一〇％の賃上げ要求提出 自動車総連各組合、一二％の賃上げ要求提出 16地財共闘第一次統一行動（一七日） 公務員共闘、週休二日制、スト権問題、定年制問題で政 府、人事院に申し入れ 総評被爆連、被爆者援護法制定要求決起集会 17不況産業労組連絡会議、不況産業法案成立促進を決定 全林野、林政共闘、営林署統廃合反対中央行動（一八日） 全交運五単産貨物共闘、三月二九日から四月七日までを第 一次統一スト期間とする旨確認 18第四回銀行に働く婦人集会（一九日） 19生活防衛・経済危機打開中央総行動 20中央金属、雇用確保と失業者の生活保障で政府に要望 総評社会党員協委員長会議、都知事選問題で協議 22同盟第一回主要産別連絡会議、意志統一 紙パ労連、紙パルプ労働者の雇用確保中央行動 新聞労連、協会に“販売正常化”で申し入れ 政策推進労組会議、雇用対策、労働組合費の非課税等で労 相に要請 公労協書記長会談、共闘委員会、四月段階の戦術協議			
14社会党第四二回定期大会（ 六日）			

1 9 7 8 (昭 和 53) 年			年
月			月
24 生産性本部、五二年版『労使関係白書』発表 28 国鉄当局、国労・動労に地域スト中止を申し入れ 労働省、昭和五三年度労働基準行政の運営発表 31 仙台高裁、全専売山形事件で公労法一七条合憲・処分有効と判決 総理府統計局、二月の労働力			政治・経済の動き
23 全官公公企体賃闘委、四月段階の情勢協議 第三回七八賃闘民間労組会議、四月中旬をヤマ場に鉄鋼労連第六六回中央委、四月中旬を決戦時に意志統一合化労連合理化討論集会 地銀連第三〇回臨時大会、春闘方針決定 運輸労連、交通労連トラック部会、政策共闘を結成 海員組合第一五四回全評、協約闘争方針など決定 全農林第二一回臨時大会（一二四日） 24 国民春闘共闘、中小企業労働者デー 同盟、民社研、民社党など民主労働教育会議結成 25 運輸一般第二回臨時大会、行動方針決定 26 国民春闘共闘、三・二六中央総決起集会、三三県で決起集会 27 原子力労組懇談会結成（東電労組、三菱重工労組ら） 全日自労ら、雇用失業保障確立、労働者の権利を要求する集会 28 国民春闘共闘民間共闘委員会、四月の闘争体制で意見交換、第二回戦術委、四月段階の戦術配置決定 ゼンセン同盟第二回中闘、梯団別回答を指定 公労協拡大共闘、四月一三日～一四日、一八～一九日、四月下旬決戦の戦術大綱決定 29 第三次産業労組第二回交流会議、四月の闘争強化 私鉄総連地連大手組合委員長会議、自主解決で四月一〇日を回答日に 30 国民春闘共闘、三・三〇集中行動、二一都道府県で地域スト			労働組合の動き
26 社会民主連合結成大会			政党・その他の動き

1 9 7 8 (昭 和 53 年)		
4 月		
4 五三年度政府予算案、参院で可決成立 2 労働省、労使コミュニケーション調査結果発表 1 労働省、五二年賃金構造基本統計調査結果速報発表		調査、完全失業者一三六万人、失業率二・五%
6 国民春闘共闘、週休二日制促進・大都市統一行動デー総評、全交運、運輸大臣に成田空港問題で申し入れ 全石油、中央総決起集会 5 国民春闘共闘第三回総会、四月段階のたたかいの具体的な展開決定 中央メーデー実行委員会第二回全体会議、メーデー・スローガン決定 電通共闘、総決起集会 公労協、日商に「春闘提言」撤回を申し入れ 4 七八賃闘対策民間労組会議、不況産業でも昨年度平均物価水準（六・八％）をの方針決定 中立労連・新産別、総決起集会 全金同盟、中央総決起集会 造船重機労連・海員組合政策懇談会、船舶のスクラップ・アンド・ビルド政策の促進について政府に申し入れ 私鉄総連、七八国民春闘勝利交通政策推進総決起行動 3 国民春闘共闘、週休二日制シンポジウム 国民春闘共闘、第三次集中期間（一八日） 同盟第二回主要産別連絡会議、四月中旬をヤマ場に 公労協、臨時全国代表者会議、四月後段の闘争大綱決定 1 国民春闘共闘、健保改悪問題で厚生大臣交渉 全国金属第二回拡中闘、四・一二―一三日の全国統一スト方針決定 大蔵統一懇、七八賃金要求四・一集会 政労協、「天下り白書」発表		31 金属労協、七八年闘争中央総決起集会 海員組合各労協改訂交渉、協約失効および交渉継続確認
2 民社党、七八年度運動方針案発表		

年 月	政治・経済の動き	労 働 組 合 の 動 き	政党・その他の動き
(昭和 53 年) 月	7 厚相、薬代の大幅な患者負担の導入をはかった「健保の改正要綱」を社保審に諮問 8 労働省、五三年の職安行政の重点施策、新規政策発表 9 労働省、昭和五二年労働時間制度調査結果発表 10 京都府知事選、自民党林田候補当選、革新の灯消える 文部省、四月一〇日現在の主任手当実施状況発表 第三〇回婦人週間（一六日） 11 国鉄当局、関係労組に「一三〇一四日のスト中止を申し入れ」 農林省、五二年度『農業白書』発表 12 労相、官房長官、公労協・公	日林労、中央動員行動 自治労第二六回拡大、二五〇二九日までの二時間スト戦術決定 7 同盟、賃上げ・不況克服・雇用を守る中央総決起集会 全国化学協第二回代表者会議、不況業種、昨年並以上の方針確認 化学エネルギー労協、昨年以上の獲得を目標に二二日まで妥結しない旨申し合わせ 8 造船重機労連、七八賃闘勝利・不況克服・雇用確保総決起大会 私鉄総連第三回大手中央交渉、自主交渉・自主解決の「合意メモ」確認 9 合化、化同総連、中央総決起集会 食品労連、総決起集会 日電工、五三賃闘中央総決起集会 10 国民春闘共闘、第四次集中行動期間（一五五） 私鉄総連、大手第一二回集交、六、七〇〇円の回答 金属労協戦術委、妥結基準合意 11 全国セメント、春闘勝利中央総決起集会 私鉄総連第四回拡大中委、四・二三、二五〇二七のスト戦術決定 運輸一般、大阪四八社と最賃協定締結 全自交、交通政策要求中央行動 公労協第八回拡大共闘、一八〇一九日の四八時間スト戦術決定 12 国民春闘共闘、七八国民春闘勝利・四・一二ゼネスト宣言	9 民社党、「中期経済計画案」発表 12 民社党第二三回定期全国大会

1 9 7 8			
4			
務員共闘の四月一三日以降のストに談話発表			
13 政府、ILOに一〇〇万ドル 拠出決定			
16 総理府、五二年度就業構造基本調査結果発表			
17 公企体等各当局、平均六、一五〇円（三・八％）の回答 官房長官、有額回答で談話発表			
五二年度経常収支一四一億ドルの黒字			
集会 同盟、政府に公企体の有額回答、「違法スト」に措置するよう申し入れ 全交運、七八春闘勝利ゼネスト本部発足総会 政労協、「青少年センター廃止・文部省統轄化」法案阻止 全国動員行動			
13 国民春闘共闘、第四次統一行動、スト集中行動日（一四日）二八単産実力行使 総評全単産委員長会議、今後の春闘戦術強化を決定 同盟第四回中闘、中核組合一五日までに最低六・八％の回答の方針を決定 金属労協加盟組合に回答、電機労連一二中闘組合九、四四六円（六・八％）、自動車総連一一、五〇〇円（七・九八％）、鉄鋼大手組合六、五八九円（四・〇％）、造船重機労連大手組合七、二〇〇円（四・四％） 金属労協第八回戦術委、妥結基準にそったものと判断できるところは収束する旨確認 公労協、労働大臣に解決につながる有額回答提示を要請			
14 電機労連中闘委、四月二〇日二四時間スト戦術確認 鉄労、新賃金要求貫徹中央総決起集会			
15 電労連、九、九〇〇円で妥結			
17 国民春闘共闘、第五次集中行動期間（一三〇日） 全郵政、要求貫徹中央集会 国公労連、交渉・行動週間（二〇～二一日、中央行動） 公労協、有額回答に声明を発表し、労相に第三次回答を出させるよう指導しると申し入れ			
18 全鉱、鉱業政策確立緊急行動（一二〇日）			
		（一四日） 14 民社党、政府に公労協ストに的確な処分を申し入れ 司法の独立と民主主義を守る 国民会議、弁護人ぬき裁判で第二次国会請願	

年 月	政治・経済の動き	労 働 組 合 の 動 き	政党・その他の動き
(昭和 53) 年 月			
	21公企体等各当局、公労委に調停申請 経済閣僚会議、〃国際収支対策及び円高に伴う物価対策〃決定 23公労委総会、公労協各組合のあっせん事案申請に〃適当でない〃旨決定	私鉄総連、七八春闘勝利・〃四法〃制定促進第一八次中央総決起集会 公労協第二波四八日統一ストに（一九日） 19運輸一般、東京二七社と最賃協定締結 20労働四団体代表、政府に被爆者援護法制定で申し入れ 電機労連第五回中闘委、大手の闘争収束を確認 国労、一〇〇万人アンケート調査結果発表 公労協、公労委に団交継続の緊急あっせん申請 鉄労、新賃金要求について公労委に調停申請 21全造船、全国金属ら二四団体、造船産業反合理化闘争対策会議結成 同盟、政府に二兆円規模の補正予算の編成、一兆円の所得税減税などを申し入れ 新聞労連第六一回中央委、一時金四カ月以上の方針決定 生保労連、七八春闘勝利総決起集会 海員組合、官房長官にスクラップ・アンド・ビルド政策促進を申し入れ 22総評、運輸省に〃成田空港問題に対する総評の見解〃を提示 ゼンセン大手綿紡七組合、六、〇〇〇円で妥結、実施は四月より二、三〇〇円、一〇月より完全実施 海員組合、外航二船主団体との協約改定、七、二〇〇円アップで妥結 全官公、公労委に調停の早期開始申し入れ 23私鉄総連二四時間ストに 24労働四団体、それぞれ雇用危機克服の国会決議要請を各政	21社会党、公企体等の賃金問題について自主交渉での解決を政府に要請

	1978
	4
24官房長官、公労協・公務員共闘の二五日以降のストに警告談話 労相、公労協のストに警告談話	党に 国民春闘共闘、公労協、全通のストライキ行動延期要請を 声明 総評、中立労連、新産別、政府に一兆円減税実施を要請 同盟ら、違法ストをやめさせる会、東京、大阪など全国七 カ所で集会 全通中闘、ストライキ行動の延期、撤収を声明 ゼンセン化織大手、賃上げ四・二%、二段階実施で大旨集 約 海員組合、外航定昇込七、二〇〇円(四・〇一%)で妥結 25国民春闘共闘、第三波統一スト 私鉄総連、一八〇組合、二四時間反復ストに。大手一二組 合、八、八〇〇円に年間臨時〇・一五ヵ月間の積みあげ回答 でスト中止 全日通、八、〇〇〇円回答でスト中止 公労協、全通を除き九六時間ストに 公務員共闘、二八日までのストに 26公労協第一一回拡大共闘、公労委の事情聴取に応じる旨決 定 公労協第一二回拡大共闘、スト中止決定 公務員共闘、二四時をもってスト中止決定 27鉄鋼労連第七回賃闘、大手の妥結確認 28全電通第七五回臨時中央委、中間総括 私鉄総連大手組合交渉団会議、妥結の方向確認 政策推進労組会議、共産党を除く各党に臨時国会開催・補 正予算編成等要請
25〃五二年度『中小企業白書』 発表 26公労委、公労協各組合から事 情聴取、「合同調停委員会」 発足、平均八、六七四円(五・ 四%)の委員長見解発表 28総理府、三月分の労働力調査 発表、完全失業者一四一万人、 昭和三一、三四年につづく史 上第三位	1第四九回メーデー、全国一、二三一カ所で四五〇万人が参加

年 月	(昭和53)年 月	政治・経済の動き	労働組合の動き	政党・その他の動き
		2 厚生省、五一年度国民医療費推計結果発表、総額七兆六、六八四億円 3 憲法施行三一周年 日米首脳会談、経済成長率七%、経常収支黒字減らしなど再確認 10 公企体等基本問題会議とりまとめグループ第一回会合 11 国鉄、運輸省に旅客一九・二%、通学定期四〇・八%の値上げ申請 12 労働省、〃現下の雇用失業事情に対処する雇用創出対策〃労相試算発表	国民春闘共闘、第六次集中行動（一〇日） 2 同盟、中華総工会、韓国労総と会談、定期協議開催を確認 海員組合、全内航六、一二六円（定昇込）で妥結 4 総評議長、〃弁護士抜き裁判特例法案〃に関する最高裁長官発言に、退陣要求の談話発表 8 総評第二七回幹事会、先進諸国との交流計画等確認 同盟、政策課題検討のため、政策室発足 電機労連第六回中闘、春闘集約確認 電通共闘、産別最賃七一、七五〇円で妥結 自治労拡闘、五月一日スト実施決定 9 総評、千葉県知事と成田空港問題で交渉 ゼンセン同盟第一〇回常執、二・五カ月基準の一時金方針決定 全日自労第三九回臨時大会（一〇日） 電労連第六回中闘、賃闘総括 10 総評、スト権問題で中山基本問題会議座長に申し入れ 総評、中立労連、新産別、一兆円減税、雇用保障で統一要求に合意 政策推進労組会議、国民生活安定大行進要綱確認 全電通拡大委員長会議、四団体共闘の再建など討議 日高教、悪法粉碎中央行動（一一日） 11 地財共闘、地財確立第二次中央行動 国労、当局の値上げ申請に抗議声明 12 自動車総連第一七回中央委、中間総括と年間五カ月以上の一時金闘争方針決定（広島） 地銀連七八春闘勝利銀行労働者中央総行動	8 社会党、共産党、最高裁長官の罷免訴追請求 共産党第四回中央委総会（五月一〇日） 10 社会党中執、一〇〇万黨員建設委員会の設置決定 12 弁護士抜き裁判特例法阻止緊急国民集会

1 9 7 8			
5			
13 社保審、社会保険審、健保諮問案に反対と答申	15 中央最賃審、労相「五三年度地域最賃額の改定の目安」諮問	19 五二年度『環境白書』発表	19 日経連第三一回定期総会
20 労働省、中高年齢雇用開発給付金給付期間を六カ月延長	21 労働省、家内労働旬間（一三日）	23 公労委、公企体等の新賃金紛争に関して二・二％プラス一、五〇〇円の仲裁裁定	衆院本会議、雇用の安定に関する決議、全会一致で採択
24 衆院本会議、前日の衆院本会議について「雇用安定に関する決議」採択	25 労働省、「労働時間対策の推進について」次官通達	26 労相、閣議で仲裁決定の完全実施を要請	
13 第二三回はたらく婦人の中央集会（一四日）	16 市銀連第二三回定期大会（一七日）	17 総評全単産委員長会議、総括について討議	全化同盟第三回中央委、一時金二・五カ月基準の要求決定
全通第六八回臨時中央委、スト回避問題で討議（一八日）	通信士組合第九回定期大会	18 全銀総連第二二回総会	19 総評第四四回拡評、総括について討議
全石油第六一回中央委、一時金闘争方針決定	20 全国セメント第一一四回中央委、春闘総括	動労第九九回臨時中央委、総括の視点で討議	22 国労、スト権回復・立法要求（案）発表
23 電機労連政策委、春闘総括討議（二四日）	全国金属第二回中央委、中間総括と夏季闘争方針決定（二四日）	国労第一二一回中央委、スト権などを軸とする六月闘争方針決定	食糧懇シンポジウム（二四日）
24 造船重機労連第一四回中央委、総括と一時金方針決定（二五日）	都市交第四回中央委、中間総括	25 同盟、第一九回全国婦人の集い中央集会（二六日）	鉄鋼労連、七八賃闘総括討論集会（二七日・石川山中）
全機金第四四回中央委、総括と一時金方針決定（二七日・熱海）	自治労連第九回大会（二六日・石川山中）	27 鉄鋼労連第六七回中央委、一時金八五万円組織化方針決定	27 はたらく婦人の中央集会（二八日）

年	1978 (昭和53) 年	
月	5 月	
政治・経済の動き	30 総理府、四月の労働力統計、完全失業者一二三万人（二・二％）と発表	
労働組合の動き	29 国民春闘共闘、スト権奪還・労働基本権確立五・二九中央総決起集会 全炭鉱第二八回定期大会（一三〇日・倉敷） 全金同盟第八〇回中央委、総括と一時金方針決定（一三〇日・館山寺） 公労協、スト権奪還中央行動（一三〇日） 自治労第六七回中央委 30 国民春闘共闘、賃上げ状況一、七三九組合、単純平均一〇、三七五円（七・〇％）と発表 第二回 IMF アジア造船セミナー（一六月一日・東京） 第七回 IMF 世界自動車会議（一六月四日・デトロイト） 公労協共闘委、当面するスト権闘争方針決定、代表、政府に申し入れ 公労協、スト権奪還・労働基本権確立をめざす労働者と市民の大集会 31 ゼンセン同盟第八〇回中央委、総括（伊豆長岡）	
政党・その他の動き	28 核兵器廃絶のための国際共同デー	
		1 日本船員福利雇用促進センター発足 2 給与関係閣僚会議、閣議、仲裁裁定完全実施を決定
		1 七八賃闘対策民間労組会議、総括、解散 全電通第三回合理化討論集会（一二日） 日教組主任手当の組合への提出状況発表 2 運輸一般第二回中央委、中間総括（一三日・和歌山） 全林野合理化二法反対中央行動 国労、中山基本権問題会議座長に労働基本権尊重の答申要請 3 国労、動労、全動労に停職二七七名を含む一四万余人に処分、それぞれ抗議声明
		1 民社党佐々木委員長、「中道」四党の安保問題合同討議提唱

1 9 7 8 (昭和53) 年			
6		月	
7 ILO第六四回総会（128日・ジュネーブ） 10 国鉄、ダイヤ一〇月改正・「合理化」方針発表 13 公企体等基本問題会議三懇談会、中山座長に報告書提出 公労協、全官公等関係組合抗議声明			
4 繊維労連、第一六回せんに働く婦人集会（15日） 6 時短共闘、週休二日制海外調査団中間報告発表 全日本ゴム労連第一四回中央委、春闘総括と一時金方針決定 国際映画放送労連第二回大会（19日・イタリア） 日教組第五二回大会（19日・札幌） 国公賃金共闘幹事会、勧告期にむけ七月20～21日に上京、団交行動決定 7 海員組合第一五五回全評、協約闘争の承認 公労協共闘委、処分問題、基本問題会議の答申に対する取り組み確認 国労代表、労働省にスト権問題で要請 8 合化労連第九六回中央委、総括 医労協、健保改悪反対中央行動 私鉄総連、民鉄協と産別最賃七二、〇〇〇円で妥結 9 全専売、一〇、五〇八人の処分に抗議して抗議集会 国労、岡原最高裁長官の罷免訴追を請求 12 新産別第七〇回中央委、春闘総括 13 ICEF世界エネルギー会議（15日・ロンドン） 全印総連第七五回中央委、春闘総括（14日） 国労、これからの文化闘争シンポ（14日） 全農林第六九回中央委、総括（14日） 14 日高教第四九回定期大会（17日・和歌山） 医労協、医師会の院外処方戦術に見解発表 15 総評第一五回拡評、運動方針について討議 私鉄総連第五回中央委、春闘総括（16日・宮城） 食品労連第二八回中央委、七八春闘総括討議			
4 公害被害者総行動デー（6日） 7 公明党国対委、日教組は公明党を批判しているとして日教組との協力を断つと表明			
15 社・共党首会談、国民生活の向上、金権政治一掃、軍事同盟反対の基本三目標を確認			

1 9 7 8 (昭和53) 年				年
6 月				月
23 日経連主要企業三一〇社の五 20 労働省、五三年度民間主要企業春季賃上げ結果発表、平均九、二二八円、五・八% 21 経団連ら財団法人「高齢者雇用開発協会」発起人総会 19 公企体基本問題会議、官房長官に「意見書」提出 官房長官、「意見書を十分尊重し」と談話発表				政治・経済の動き
23 総評全単産委員長・書記長会談、方針原案討議 22 国民春闘共闘第四回総会、春闘総括と春闘問題検討委員会の設置決定 全国労組生産性中央研修会（一、二、三日） 21 国民春闘共闘最賃対策婦全国会議、九月発効に全力との方針決定 20 同盟、第一回特別失業多発地域雇用対策会議 商業労連第九回大会（一、二、二日） 20 同盟、第一回特別失業多発地域雇用対策会議 全郵政第一四回全国大会（一、二、二日・伊東） 国公労連第一九回中央委、勧告期の闘争強化 国公労連第一九回中央委、勧告期の闘争強化 公労協、公務員共闘、総評、スト権奪還・労働基本権確立・反動的な基本問題会議の答申粉碎・国際人権規約の完全批准促進・不当処分撤回中央総決起集会 19 総評、スト権基本問題会議の意見に「国際世論に逆行」と声明 17 総評横枝議長、関係単産代表、ITS代表と協議し、ITSとの交流強化を確認 観光労連第六回航空貨物セミナー（一、一八日） 16 同盟全国最賃対策会議、七八年度の方針決定 国労全国地本委員長・戦長会議、貨物合理化反対・基本問題会議抗議で二一日職場集会決定				労働組合の動き
16 社会党全国組織・労働・機関紙部長合同会議、一〇〇万党員建設方針を確認（一、一七日）				政党・その他の動き

	三年春季賃金交渉妥結結果、平均九、二四〇円、五・八二％と発表 労働省、〃労働時間短縮の行政指導について〃通達	
26	国民春闘共闘、賃上げ最終集計、単純集計一〇、三六四円（七・〇％）、加重平均九、三七三元（六・一％）と発表 同盟第四一回中評、総括と政策要求行動強化決定 27 化学エネルギー労協・第一回総合シンポ（一、二八日・熱海） 同盟、全官公、賃闘中央総決起集会 鉄労第二九回中央委（一、二八日・水上）、貨物の安定輸送方針決定 全電通第三一回全国大会（一、七月一日・福井三国） 30 中立労連第九回幹事会、春闘総括	23 反安保実行委、〃日本の平和と安全保障をめぐるシンポジウム〃

序章 この時期の概観

1 国際国内情勢の特徴

一九七七年から七八年前半にかけての国際情勢は、資本主義世界・社会主義世界ともに、いくつかの新たな特徴的動向を見せた。たとえば中国では、毛沢東の死後、いわゆる「四人組粉碎」で権力構造は大きく変貌をとげた。農業・工業・国防・科学技術の「四つの近代化」路線の推進をめざす華国鋒体制の発足によって、ふたたび鄧小平が政治的復活を遂げ、対日接近、日中平和条約締結に大きな役割を果たした。反面、中ソ間の関係はいっこうに改善のきざしを見せずむしろ悪化の気配さえ示した。そうした状況ともからみ、ベトナム・カンボジアのいわゆる国境紛争、ベトナム・中国間の華僑問題をめぐる紛争も、発生後今日にいたるまで解決のきざしを見せていない。他方、アメリカでは、七六年に大統領に就任したカーターにとって、外交面では実効に乏しい人権外交、軍事面では戦略兵器制限交渉（SALT）をめぐる米ソ対立の強まり、国内経済では不況克服がはかばかしくなく、全体としていちじるしいイメージダウンの年であった。西ヨーロッパ諸国では、七六年から七七年にかけて社会民主主義政党の退潮傾向が目立ったが、それと同時に、七八年三月総選挙におけるフランス左翼連合の敗北にみられるように、いわゆるユーロ・コミュニズムの伸長もいま一步のところとどまっている。中東にあっては、イスラエル・エジプト間に和平交渉がすすめられたが、他方これはアラブ諸民族の対立を激化させ、戦火はいぜんくすぶっている。こうして、資本主義・社会主義両世界ともに、困難な問題をかかえつつ、その相互の関係においても、米・ソ・中、そして日本、西ヨーロッパ・中東・アフリカなどが複雑にからみつつ、揺れ動いている。

ところで、七七年から七八年にかけての資本主義世界の主要な問題は、なんといっても経済不況とそこからの脱出を求

める努力であった。七三年秋のオイル・ショック以来のスタグフレーション（不況と物価高）、失業から資本主義世界が抜けだす道は、いぜんとして見いだせていない。アメリカと西ヨーロッパの一部の国を中心に保護貿易への傾斜が見られるなかで、輸出を伸ばす日本はドル安・円高で経済成長をおさえられ、日本対欧米経済関係は対立と矛盾を深めつつ、全体として世界資本主義の政治経済体制は大きな不協和音をたてた。

以上のような、国際政治経済情勢と不可分に関連しつつ、日本の国内情勢もまた揺れ動いた。政治的には、保守党のひきつづく退潮傾向にもかかわらず、七八年四月の京都府知事選・横浜市長選における革新統一の敗北にみられたような野党の足並みの乱れ、革新政党の結束の不十分さの間隙をぬって、保守の一定の「勝利」、「復活」が見られた。とはいえ、三〇年間にわたり優位を保ってきた保守体制の不安定性の増大もまた明らかであり、いわゆる中道連合の出現も、その結束は必ずしも強いとはいえないまでも、そのことと関係している。

一方、日本経済は七七年秋に入ると、ドル安・円相場急騰という事態のなかで、立ち直りかけた景気も不況色がふたたび強まった。しかも円高のもとでも自動車・家電製品を中心に輸出を伸ばしつつける日本への国際的風当たりはいっそう強まった。このため、政府は何度かにわたる貿易収支黒字減らし対策を打ち出したが、事態は改善されず、七八年に入って、円はいっそう急騰し、いまや一ドル三六〇円の固定レートの時期にくらべ、円はその半額前後にまではねあがっている。外貨準備高は一九七八年一月～三月、二九二億ドルに達した。こうした一部産業の輸出好調にみちびかれた経済成長は円高によってチェックされ、政府の強引な公共事業、財政投融资にかかわらず、国内景気は好況への手がかりをつかむにいたっていない。むしろ個人消費支出の伸びの相変わらずの停滞、民間設備投資の停滞などに見られるように、不況の様相は強く、完全失業者は一〇〇万人をこえ、企業の倒産も高水準でしかも大型化し、いわゆる「構造不況業種」を中心に、日本経済は戦後最大の危機に直面している。そして、さしあたって企業の合理化——過剰生産能力の凍結と廃棄、就業労働者の整理——「減量経営」がつづくなかで、雇用問題が、わが国経済におけるもっとも深刻な課題の一つとして登

場してきている。

2 雇用動向と労働政策

総理府統計局の「労働力調査」によると、一九七七年の労働力人口は五四五二万人であり、前年を七四万人上回った。一五歳以上人口にたいする労働力率は六三・二%となり、前年を〇・三ポイント上回った。労働力人口中の就業者は五三四二万人で、前年にくらべ七十一万人の増加となったが、この増加分のうち女子就業者の増加分が五七万人もの大幅なものとなり、前年につづき縁辺労働力による増加という特徴を示した。完全失業者は年平均一一〇万人であり失業率は二・〇%の高水準であったが、年間を通じて毎月一〇〇万以上を記録し高年齢層の失業率の増加率もっとも高い、という深刻な失業情勢となった。非労働力人口は三一五七万人であった。

また、一九七七年の農林業就業者は五八九万人で、前年にくらべ一二万人減少した。全産業就業者中に占める割合は一・〇%となった。非農林業就業者は四七五二万人で、全産業就業者に占める割合は八九%となった。非農林業就業者のなかでは製造業が前年にひきつづいて減少し一三四〇万人となった。これにたいし卸・小売業は一一九三万人、サービス業は九一八万人とそれぞれ前年にくらべ大幅な増加を示した。就業者を従業上の地位別にみると、自営業主と家族従業者は農林業では減少し、非農林業では増大した。雇用者は非農林業で増大した。就業者総数を第一次、第二次、第三次の三産業部門に分けると、第一次産業が六三万人で就業者全体の一一・九%、第二次産業が一八五八万人で同じく三四・八%、第三次産業が二八五〇万人で同じく五三・一%となった。就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は九四一万人で就業者全体の二七・六%、家族従業員は六二二万人で全体の一一・六%、雇用者は三七六九万人で全体の七〇・六%となった。

産業別雇用者数の動きも就業者数のそれと同じく、第三次産業部門の比重が増大した。雇用者の職業別構成では男子の販売従事者、女子の事務従事者の増加が目立った。雇用者の企業規模別構成では、前年につづき五〇〇人以上の大企業の雇用者が減少し、小規模企業の雇用者が増大した。そのため大企業雇用者の比重はひきつづき低下した。

一九七七年央から七八年央にかけての雇用・失業情勢は、生産活動の回復にもかかわらず改善がおこなわれず、構造不況業種を中心にむしろ深刻化する傾向を示した。有効求人倍率は〇・五％台の低迷をつづけ、失業者数は七八年三月に一四一万人を記録した。産業別の雇用動向では、製造業がひきつづき常用雇用指数を減少させ、他の産業ではサービス業、金融・保険業をのぞき、いずれの産業でも常用雇用指数が低下した。それにたいして臨時・日雇労働者数は増大をつづけた。大企業の減量経営がひきつづいておこなわれた。

以上のような深刻な雇用情勢打開の基本政策としての景気の浮揚をはかるため、政府は総合経済対策を決め、公共事業投資を中心とする補正予算および一九七八年度の超大型予算をくみ、また構造不況業種対策やいくつかの雇用対策を展開した。労働省は雇用対策を総合的に推進するため臨時雇用対策本部を設置した。この緊急雇用対策の中心となったのは、一九七七年一〇月に発足した雇用安定資金制度であった。けれどもこの制度によっては雇用不安の解消が困難とする労働四団体による雇用安定のための新立法の要求を背景に議員立法による「特定不況業種離職者臨時措置法案」が提出され、紆余曲折の結果、同法案は第八三臨時国会で二月九日に成立した。同法により特定構造不況業種の離職者にたいしては失業給は期間の延長、就職促進手当の支給等の措置がとられることになった。

しかし、一九七八年に入って雇用・失業情勢はいちだんと深刻となり、鉄鋼大手企業においても雇用調整が進展し、雇用保険法にもとづく「景気変動等雇用調整事業」の対象業種が大幅に拡大された。構造不況の深刻化に対処するため政府は特定不況産業臨時措置法を第八四議会で通過させたが、この構造不況法により設置される債務保証基金は労使間で了解された雇用調整資金をも保証の対象とすることになった。また、労働省は低成長時代の雇用創出対策をまとめた。また、

雇用機会創出効果を期待して労働時間短縮の行政指導を積極化することとなった。

高年齢者の雇用状況につき労働省の調査結果が発表されたが、中高年齢者雇用促進法改正により設置された高年齢者の雇用率六％の目標は未達成企業がなお多く、大企業ほど達成率が低いことが判明した。一方、身体障害者の雇用状況の調査報告が初めて発表されたが、民間企業の半数近くが法定の雇用率を達成せず、この点でも大企業ほど達成率の低いことが判明した。こうした事態に対応して、職業訓練のあり方が再検討され職業訓練法の改正がおこなわれた。

3 賃金・労働時間の動向と労働者の生活

一九七七年の賃金は、現金給与総額の対前年上昇率でみると、調査産業計で九・二％、製造業で九・五％であって、前年の一二・八％、一二・六％よりさらにいっそう低下した。景気回復が低迷し、七七年春闘の賃上げが前年を大幅に下回ったことによる。七七年の春季賃金闘争における賃上げ率は八・八％で、前年と同率になり、二年連続して一ケタ賃上げとなった。このように低率賃上げに終わった理由は、第一に、景気の回復が低迷し、企業の「減量経営」がいっそう徹底してすすめられ、加えて構造不況業種で人員整理がすすんだため労働力需給が大幅に緩んだことにある。ちなみに七七年の有効求人倍率は前年にひきつづき〇・六倍にとどまった。第二に、賃金水準に影響を与える消費者物価上昇率もひきつづき一ケタ台で推移した。第三に、いわゆる構造不況業種を中心に企業業績が低迷し、ここでの低率賃上げが全体の水準を大きく左右したことがあげられる。七七年の名目賃金の上昇率は九・二％であり、前年の一二％台からみても大きく後退したが、これには春季賃上げ率が低率であったことのほかに、所定外時間労働や一時金の伸びがわずかにとどまったことが影響している。したがって、実質賃金は一・一％と微増したにすぎない。労働分配率は、七六年に、労働生産性の回

復を反映して四〇・八%（製造業）に低下した。

企業間賃金構造をみると、七七年も製造業の賃金は相対的に上昇しており、建設、金融・保険、運輸・通信の三産業も相対的上昇を持続している。なお製造業のなかでも構造不況業種は前年につづき低下がつづいている。規模別賃金格差をみると、前年までつづいてきた格差拡大傾向に本年はややブレーキがかかり若干縮小している。企業内賃金構造は、まずホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差をみると、鉱業でやや縮小し製造業では保合いである。男女別賃金格差は前年にひきつづき格差が拡大している。年齢別賃金格差も同様に拡大しつつあり、中高年層賃金の改善がすすみつつある。基本給体系の内訳をみると、前年にひきつづき仕事給の比率は減少し（ただし鉱業では増加）、生活手当等の増加がつづいている。七七年の臨時給与の動向は、調査産業計では支給率四・三九カ月で前年より一三・一%の増となっている。

七七年の調査産業計の平均総実労働時間は一七四・七時間で前年に比し〇・二時間微増している。また、所定外労働時間も一二時間で前年より〇・四時間増加しているが、全体としては前年と同水準で推移した。なんらかのかたちの週休二日制を採用する企業は四三・六%ではば前年並みであり、不況を反映して停滞している。しかも、大企業と中小企業の格差が拡大しつつあり、後者での内容悪化という後退がみられる。

総理府統計局の全国消費者物価指数（一九七五年＝一〇〇）によると、一九七七年平均では一一八・一、前年にくらべて八・一%上昇と、七六年の同じ上昇率九・三%にひきつづきなんとか一〇%を割る枠のなかに収まった。とはいえ、この消費者物価の上がり方は、預金金利をかなりに上回り、おカネの値打ちをむしろむしろインフレがつづいていることにかわりはない。この年三月、四月、九月三回の公定歩合引下げ幅あわせて二・二五%に追隨して、たとえば一年定期預金金利は一・五%引き下げられて五・二五%となり、物価の上昇に加えて庶民のふところの目減りはなおいっそう加速されていたことになる。しかも、この年の消費者物価上昇率を費目内容でみると、雑費を中心に政府主導による公共料金値上げの影響が大きく、国鉄運賃法定制緩和を突破口とするその動向は、国債増発による「財政インフレ」とあいまって、物価上

昇の懸念を強めるものであることが予想される。

国民春闘共闘会議が、その独自の家計調査結果をもとに、価格データ対象品目を約半分にしぼり、税金や保険料、ローン返済の負担分を加えた「生計指数」を試算したところ、七七年一年間の東京都区部での上昇率は一〇・八％と、総理府の同じ東京都区部消費者物価指数八・三％よりも三割近く高い数字となった。庶民が日常的な暮らしのなかでハダでうけとめる「実感的」物価上昇率と、総理府消費者物価指数のそれとはかなりのくい違いがあるとの批判をふまえて、七八年四月東京都生計費指数問題研究会は、インフレにあえぐ都民の生活実態をより具体的にあらわす勤労者の「生計指標」づくり提案をとりまとめ、美濃部知事に提出した。

総理府統計局の家計調査報告でみた、一九七七年の全国勤労者世帯（平均世帯主年齢四一・二歳、世帯人員三・八人）月平均税込み実収入は二八万六〇三九円で、これは前年にくらべて一〇・八％増であったが、物価上昇の影響をのぞいた実質では二・五％の増であった。この実質増加は妻および他の世帯員収入増に負うところが大きい。天引きされる税金、社会保険料など非消費支出は、実収入中の一〇・二％と一割余を占めるにいたっており、実収入からそれらの非消費支出を差し引いた可処分所得二五万六三四〇円は、前年比名目九・八％、実質で一・六％増と、実収入より低い伸び率にとどまっている。一方、消費支出は一九万七九三七円で、前年にくらべて名目九・六％、実質一・四％の増加であった。実質消費支出の推移をたどると、一九七四年に対前年比二・四％を記録したのち、七五年には四・五％増とやや回復したものの、七六年にはふたたび〇・五％減と落ちこみ、七七年の一・四％増と一進一退の停滞をくりかえしてきている。これを要するに、七七年の勤労者家計では、妻のパートや他の世帯員の就業増によって、世帯主収入の停滞に対処しようとしたが、税金や社会保険料等の負担は実収入の一割をこえ、それらを差し引いた可処分所得の伸びは実収入の増加を下回っており、支出面では将来の生活不安に備えて貯蓄をふやし、住宅ローンの支払いその他を先取りされるなかで、食料費、被服費の実質切りつめなどで工夫をこらし、家計のやりくりを追われている姿が示されている。

また、国民春闘共闘会議の第四回家計調査結果（一九七七年一〇月実施）によってみても、労働者の消費生活回復の歩みはきわめておそく、第一回調査開始時の一九七四年を一〇〇とした七七年の実質消費支出の伸びは一〇七・二％とわずかであり、加えて、公共料金的大幅値上げ気運や相次ぐ預金金利の引下げが、労働者の先行き不安に追打ちをかける結果となって、労働者の生活諸課題にたいする社会的制度的な解決がますます急務となりつつあることがうかがえる。厚生省の一九七四年厚生行政基礎調査報告によって、全日自労の失対労働者家計調査結果（同年一〇月実施）における一世帯平均実支出額六万五七九五円を基準に、その金額以下の世帯数をとりあげてみると、全国で一二〇〇万世帯（総世帯数の三四・一％）にも及んでいた。七六年一〇月に実施された全日自労の同じ家計調査結果においては、失対労働者世帯（平均世帯主年齢六二・一歳、世帯人員一・九人）平均消費支出が七万六六〇円、対前年比で四％増と、総理府の全国消費者物価指数対前年同月上昇率八・六％の半ばしかうめあわされていないかった。このことによって、失対労働者世帯では世帯主年齢の老齢化のもとでその生活水準の低下や家族規模の縮小をよぎなくされていることが注目される。全生連の第一回家計調査結果（七七年三月実施）もまた、そうした低所得層家計の実態を明らかにしている。対象世帯の実収入が生活保護基準の一・三〇一・五倍であることをめやすとした同調査結果によると、低所得世帯（平均世帯主年齢三七・三歳、世帯人員四・四人）の消費支出額一万五二七六四円は、総理府家計調査結果における一般勤労者世帯のその七四・九％であった。また、生活保護世帯（平均世帯主年齢四五・三歳、世帯人員三・六人）における消費支出額九万八三四一円の同じ割合は四八・二％にしかすぎなかった。国民春闘共闘会議編「一九七八年春闘白書」では、今日の労働者生活が「不況で賃金が上がり福祉が抑圧され、生活基盤が貧困なままに放置され」ているなかで「消費萎縮・消費停滞」がつづく半面、労働者の個人的処理がますます困難になる社会的な生活諸課題、たとえば疾病・事故、教育、住宅、失業と老後生活にたいして「自助努力」としての高貯蓄を維持せざるをえない事態におこまれている、と指摘されている。

4 労働争議の年間動向と賃金闘争

労働省の「昭和五十二年 労働争議統計調査年報告」によると、一九七七年におけるわが国の労働争議は、年間における争議行為をともなう争議件数五五三三件、その行為参加人員二四一万三〇〇〇人。これを前年にくらべるとそれぞれ一七〇七件（二三・六％）、九八万八〇〇〇人（二九・〇％）の減少となり、七五年、七六年にひきつづいて前年を下回った。これは例年時期的に集中する春闘が比較的短期間で終息したこと、秋季闘争も前年規模を下回り、また年間を通じても目立った動きが少なかったことによっている。争議行為をともなう争議を主要要求別にみると、「賃金および手当」に関する要求が四八二九件（要求事項総数の五七・八％）ともっとも多く、以下「経営および人事」、「給与以外の労働条件」、「組合保障・組合活動・労働協約」に関する要求の順となっており、対前年比では、景気の停滞を反映して労働時間、休日休暇等「給与以外の労働条件」要求の減少が四五・三％と大きく、主要要求別構成比で前年三位にあった「経営および人事」要求とのあいだでその順位が入れかわった。一方、「経営および人事」要求のうち「解雇反対・被解雇者の復職」要求が、件数は少ないが逆に対前年比四・一％の増加となることが特徴的である。

産業別の動向では、争議行為をともなう争議件数、行為参加人員、労働損失日数とも前年にくらべてほとんどの部門で減少しており、とくに行為参加人員での減少がいちじるしかったのは、公務三九万五〇〇〇人（三〇・八％）、製造業三六万四〇〇〇人（四三・六％）、運輸・通信業二万三〇〇〇人（二五・一％）、サービス業四万二〇〇〇人（七・六％）、卸売・小売業一万八〇〇〇人（四六・八％）各減などである。一方、そうした総体としての減少をみるなかで、鉱業では争議件数、行為参加人員、労働損失日数のいずれにおいても増加していた。

民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は三九五四企業、その行為参加人員八九万四〇〇〇人で、前年にくらべてそれぞれ二五・二%、三五・九%の減少となっている。この行為参加人員を規模別にみると、一〇〇〇人以上企業四七万八〇〇〇人（対前年比四二・八%減）、三〇〇～九九九人企業二二万一〇〇〇人（同二六・八%減）、一〇〇～二九九人企業一万八〇〇〇人（同二八・五%減）、九九人以下企業四万五〇〇〇人（同二四・八%減）と一様に減少をみており、概して規模が大きいほどその割合が高い。

主要連合団体別の争議行為をともなう争議の参加人員は、総評が二二〇万一〇〇〇人と全体の八七・一%を占めてもっとも多く、ついで中立労連六万九〇〇〇人（同二・九%）、同盟二万八〇〇〇人（同一・二%）の順で、労働損失日数でも総評が一〇四万二〇〇〇日（全体の六九・五%）、中立労連六万七〇〇〇日（同四・五%）、同盟五万六〇〇〇日（同三・七%）となっている。これを対前年比でみると、各団体とも行為参加人員、労働損失日数はいずれも減少を示すが、とくに同盟がそれぞれ一四万九〇〇〇人（対前年比八四・二%減）、一四万九〇〇〇日（同七二・八%減）を大きく減少したのが目立っている。

七十七年年末一時金闘争における妥結額は、三八万九四五五円で、対前年同期三六万六三一八円を六・五%上回った。だが、その前は一〇・五%の伸び率であったから、対前年伸び率の比較では、四・〇ポイント下回った。年間臨給の実施状況では、実施率では四七・三%と前年をさらに上回り、しかも夏冬型が着実に増加している。

七八年春闘は、景気回復もはかばかしくなく、雇用・失業情勢も好転せず、産業・企業間の業績格差が目立つもとで展開された。組合側の賃上げ要求は、春闘共闘一五%（定昇こみ）、ただし不況業種一二%という二本立、同盟一〇%（定昇別）、金属労協一二%（定昇こみ）など、要求水準は前年同様に接近し、しかも実質賃金重視の傾向がいつそう強まった。

春闘は、一月～三月の大衆行動を経て、四月一三日の金属労協四単産への集中回答、四月下旬、交運ストを軸とする官民総がかりの決戦、民間中小を中心とする五月～六月段階への闘争のずれこみなど、例年になく長期化した。そのなかで

も、四月一三日の金属四単産への集中回答は、鉄鋼七〇〇〇円（四・二四％）、造船七二〇〇円（四・六七％）、自動車一万一五〇〇円（八％）、家電一万〇六七〇円（七・七〇七・八％）、重電一万〇六七〇円（七・五〇七・八％）となり、鉄鋼、造船と自動車、電機との「同時異額」となったこと、電機はさらに二〇日にストを構えて上積みをはかったこと（ストは中止）などから、金属労協の「集中決戦」についての評価・分析が組合内外で大変活発化した。四月下旬の決戦では、私鉄が八八〇〇円（五・五三％）プラス一時金〇・一五ヵ月分（月額換算二〇七〇円、一・三％）、公労協には調停委員長見解で八六七四円、五・四％（定昇こみ、加重平均）が打ちだされた。「政府・財界のカベ」はきわめて厚く、私鉄の場合、一時金をふくめ六・八％と、かろうじて年度平均物価上昇率（政府見通し）に届いた。公労協関係では、予算化されていた七・二％のアップ率にも達しなかった。

七八年春闘の賃上げ妥結結果は、労働省調べで九二一八円、五・九％（前年は一万二五三六円、八・八％）であり、率では五八年の五・六％につぐ低率となった。しかも、産業・企業間の格差が、きわめて大きかった。四月決戦段階で、全通は突如、予想される全国的な刑事弾圧にたいし、組織防衛のための「緊急避難」措置として、ストライキを中止した。このことは、公労協の結束問題、スト権闘争への影響、全通組織内への問題のはね返りなど、その後多くの議論をよびおこした。同時に、スト権、官公労働運動についての政府・司法の考え方が、この一件を契機に改めてクローズアップされつつある。なお、国鉄では六月三日、戒告以上五五四八人、二万人をこえる訓告など、これまでの処分軽減傾向に逆行する大量処分が、しかも異例の速さで出された。七八年春闘総括は、妥結水準、JC回答、全通など公労協問題をはじめ、多岐で困難な総括論点をかかえた。マスコミによって「完敗」といわれる春闘をつうじ、春闘見直し論をふくむ運動再構築論議がいっそうさかんになる気配を見せている。

5 「合理化」反対闘争と権利闘争

今日の「合理化」反対闘争の中心眼目は、なんといっても雇用保障問題であるが、総評、同盟といったナショナル・センターは、とくに雇用規制、離職者対策、定年延長、時間短縮など政策・制度闘争として重視し、対政府交渉等を展開した。その中心的要求は雇用対策立法の制定であった。政府は先にみたように労働側の要求をも受けて七十七年九月、「臨時雇用対策本部」を発足させ、特定不況業種離職者臨時措置法が一二月九日成立した。

雇用不安が、各産業、業種に広がっているなかで、各単産とも、方針上の差異はあるが、雇用・「合理化」対処方針をかがげ、具体的事例に対処している。とはいえ、たとえば希望退職募集などについては、退職金の上積みなど条件交渉で決着をみる場合が圧倒的に多い。だが、「雇用保障協定基準」の獲得闘争など、進んだ事例も出は始めている。雇用・「合理化」反対で果敢な闘争を展開し、目立った事例として、平電炉業界の大和製鋼労組、安川電機労組、日本曹達労組、高津製紙労組、六年近くの闘争で勝利したニチモウキグナス労組などがある。

七十七年秋から七十八年春闘において、新しく展開しはじめたものとして、地域における雇用闘争がある。雇用に関し、企業責任だけでなく、自治体責任をも追及し、解雇規制、共同雇用制などが、目下、追求されている。総評も、七十七年夏からの雇用闘争を展開するなかで、はじめて地域雇用調査団を派遣し、報告をとりまとめている。いずれにしても、今後の地域雇用闘争の展開が、地域春闘の一環という意味でも、おおいに注目されるところである。

国鉄、郵政などでは、その「合理化」問題は、ますます国鉄再建・民主化、交通政策のあり方といった政策制度闘争と密接にかかわらざるをえなくなっている。「合理化」反対闘争も今日、そこまでの踏みこみが要請されている。

労働時間短縮闘争は、それが雇用不安対策ともつながりうるだけに注目されるが、実際の成果では、きわめてはかばかしくない。政府交渉、行政指導も企業レベルに浸透するには、間があるように思われる。ただ、公務員の週休二日制については、自治体ではいっそうの普及傾向にあるが、国家公務員でも、本年四月より全省庁で、第二次試行段階に入ったことが注目される。

スト権奪還闘争は七五年末の「スト権スト」失敗後、停滞ぎみとなっていたが、政府部内に設けられた公共企業体等基本問題会議の審議の進行にたいする対応を迫られ、労働側はスト権闘争再構築にのり出すことになった。この再構築は、七六年末の総選挙により、衆・参とも保革伯仲化した国会内の情勢を背景とし、いままでの力による奪還、公労法撤廃の強い路線を修正し、公労法改正Ⅱ立法闘争を中心とする柔軟化の方向が打ちだされた。基本問題会議は、七八年六月一日、「現段階ではスト権は認められない」とする意見書を出したが、これにたいして当初予定されていた労働側の強い反撃はなかった。労働側の闘争力の低下が目立ち、右の路線の柔軟化とともに、スト権闘争は一步後退の観を呈した。

右以外の権利闘争としては男女差別是正闘争のほか、複数組合間の差別撤廃闘争、合理化反対闘争、減税闘争などがあったが、概していえば低調であった。このような低迷する権利闘争の現状にあって、労働者ライフ・サイクルにおけるライフ・ステージ（生活段階区分）からみた労働者の生活と要求を実態調査し、それにもとづいて「経済的な領域にとどまらず、労働生活、スト権、政治、文化など、労働者の生活に影響を与える諸領域をすべて網羅」した政策と要求を打ちだしていかうとする全電通の運動などが注目された。このような新しい動向が組合運動をどのように発展させ、権利闘争の新展開をみせるかどうか、興味深い。

一方、政府がハイジャック対策の一環として、第八四通常国会に提案した「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」（弁護士抜き法案）は、広範な反対運動をまきおこした。「日本弁護士連合会をはじめ、全国各地の弁護士会は、はやくからこの法案に反対する態度を明らかにして、多彩な運動を展開した。反対意見書の発表や、政府の説

明する立法理由のもととなった事例についての調査結果の発表などはもとより、直接に国民に反対運動をよびかける各種の集会・デモ・ビラまきなどの行動をおこなった。弁護士の反対請願署名運動は七〇〇〇人をこえ、五月九日には臨時総会をひらいて、全会一致で反対決議をおこなった。主として弁護士がおこなった反対運動のよびかけに、しだいに市民団体、労働組合がこたえて、「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は、東京日比谷野外音楽堂で二度に及ぶ集会をひらいて反対運動をもりあげた。国会にたいする請願行動は一五回に達し、反対請願署名は三二万人をこえた。国会は六月一六日まで会期を延長したが、衆議院法務委員会の採決にいたらないまま継続審議となった。

6 労働組合組の織動向と国際関係の展開

わが国の単一労働組合員数は、一九七七年六月末日には前年にひきつづき減少し、前年同期より約七万二〇〇〇人減の約一二四万七〇〇〇人となり、推定組織率は三三・二%となった。産業別にみると、一年前にくらべて製造業、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、運輸・通信業で組合員数が減少したが、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業、公務では増加をみた。民営企業における単位労働組合員数の変動を企業規模別にみると、組合員数の減少は一〇〇〇人以上の規模の企業の労働組合でとくにいちじるしかった。これにたいして、一〇〇〜二九九人、および三〇〜九九人規模の企業の組合員数は増加している。単一労働組合員数の増減を主要連合体別にみると、七七年六月末日現在で総評は前年よりも約二万二〇〇〇人減、同盟は約一〇〇〇人増、中立労連は約二万四〇〇〇人減、新産別は約二〇〇〇人減で、組合員総計に占めるそれぞれの割合は、総評三六・六%、同盟一七・八%、中立労連一〇・七%、新産別〇・五%となった。都道府県別に単位労働組合員数の増減をみると、七七年には、労働組合員数が増

とも集中している東京、大阪、愛知、神奈川、兵庫、北海道、福岡をふくむ三一の都道府県で減少し、その他の府県で若干の増加をみた。

総評は七十七年八月の第五五回定期大会で採択した七十七年度運動方針のなかで、連合の時代に対応する戦略課題を反自民統一戦線の形成と国民春闘路線の強化の二つにおき、①大衆路線貫徹による職場組織の強化、②未組織・下請労働者との連帯、③産業別組織の強化と統一闘争体制の強化、④金属・化学産業を中心とする民間組織の強化、⑤地評・地区労を中心とする地域共闘の強化などを重点とする組織方針を決めた。同盟は七十八年一月の第一四回定期大会で採択した七八、七九年運動方針のなかで、①未組織の組織化と無所属組合の同盟加盟促進、②政治・経済の中心である首都圏の組織拡大、③官公労組織の民主化と拡大、④組織体制の整備と地方同盟の強化などを重点とする組織方針を決めた。

産業別組織の動向で注目されるのは、①合化労連と化学同盟の組織統合による合化労連・化学同盟・一般総連合（合化・化同総連）の結成（七十七年八月）、②全自連の組織再編による運輸一般労働組合（運輸一般）の発足（七十七年九月）、③化学労協傘下の単産に電労連・全日本ゴム労連・紙パ総連合などを加えた、国際化学エネルギー一般労連加盟諸組合による化学エネルギー労働組合協議会の発足（七十七年九月）、④金属労協と化学エネルギー労協による金属・化学エネルギー連絡会議の発足（七十七年一二月）、⑤全国一般と全木労の組織統一（七十八年七月）などであった。

労働戦線全体にわたる動きには次のものがあった。①七十六年発足の政策推進労組会議内で電機労連や鉄鋼労連が私鉄総連その他の有力組合を加えてこれを「恒常的な共闘組織の母体」にかえようとする意向がみえたが、同盟はこれに反対し、私鉄総連は推進会議不参加の態度をとったため、推進会議はカンパニヤ組織の性格を脱することはなかった。②七十七年に一一単産でつくられた賃闘対策民間労組会議は、七八春闘にさいしては新たに九単産を加えて二〇単産で発足したが、会議側の呼びかけにもかかわらず私鉄総連・全日通の参加が得られないまま、七十八年六月一日に解散した。③総評・同盟・中立労連・新産別の四団体共闘は七十七年後半にかつてない進展をしましたが、社会党と総評がとった国会戦術に関

連して特定不況産業離職者臨時措置法案が国会で廃案になったことがきっかけとなり、共闘は完全にくずれ、四団体の共闘回復は当分見とおせない状態になった。

一九七七～七八年の時期の労働組合の国際関係についてはつぎのことがあった。新たに全石油と全国ガスが国際化学エネルギー一般労連に加盟し、全電通が国際自由労連加盟の方針を決め、国公労連が公務員インター準加盟の方針で動きはじめた。

総評は七十七年八月の第五五回定期大会で、①先進資本主義諸国労組との交流の強化、②アジア地域労働者の結集と統一をめざしての二国間交流と産業別交流の強化、③産業別国際組織への加盟と協力の強化、④多国籍企業対策の強化、などを特徴とする国際連帯活動方針を決め、つぎのような活動をおこなった。第五回アジア労組セミナー（ニューデリー、七十七年十一月～十二月）への参加、朝鮮職業総同盟代表団の招待（七十七年十二月）、訪朝代表団の派遣（七八年四月～五月）、朝鮮統一のための世界会議の準備、モンゴル労組の開催する国際労組会議への代表派遣（七十七年八月）、ベトナムへの代表団派遣（七十七年九月、七八年五月、六月）、南アフリカ労組会議代表の招待（七八年五月）、フランスCFDT代表をまねいてのセミナー開催（七十七年十一月）、ポルトガル労組代表の招待（七八年三月）、富塚代表団の訪欧米（七八年六月）、春闘共闘調査団のヨーロッパ派遣（七十七年一〇月）、日ソ労働組合交流委員会第一二回会議の開催と交流に関する議定書の締結（七十七年十二月）、自由ドイツ労働総同盟との交流協定の締結（七八年一月）、ITSとの協議（七八年六月）。

同盟は、七八年一月の第一四回定期全国大会で、①国際自由労連の基調支持と構成組織のITS加盟促進、②AFLCIOとの友好関係強化、とりわけアジアにおける協力促進、③国際自由労連アジア地域組織の活動の充実、④ILOの支持とアメリカのILO復帰のための努力、などを骨子とする国際連帯活動方針を決め、つぎのような活動をおこなった。ロンドンの先進国首脳会議に先立ってのイギリス首相へ声明文手交（七十七年五月）、AFLCIO大会への代表派遣（七十七年十二月）、AFLCIOとの第二〇回定期会談（七八年三月）、台湾・韓国・香港労組との第一回定期会談（七八年

五月)、韓国労組総連盟との第五次交流協定締結(七八年三月)。

わが国の代表が出席した世界労連系の国際労働組合の会議としてはつぎのものがあった。第七回国際運輸・港湾・漁業労働者大会(七七年九月)、建築労働組合円卓会議(七八年一月)、多国籍企業委員会第三回会議(七八年一月)、第九回世界労働組合大会(七八年四月)、朝鮮統一のための世界会議第二次国際連絡委員会(七八年四月)。国際自由労連とITS系の国際労働会議でわが国の代表が出席したのはつぎのとおり。第三回IMF日産・トヨタ世界自動車協議会(七七年九月)、国際金属労連第二四回世界大会(七七年一〇月)、国際食品労連第四回アジア地域会議(七七年十一月)、国際化学エネルギー一般労連執行委員会(七七年十一月)、国際自由労連第六九回執行委員会(七七年十一月)、国際化学エネルギー一般労連アジア地域セミナー(七八年三月)、同労連アジア・エネルギー会議(七八年三月)、アジア公務員組合援助基金に関する東京会議(七八年三月)、国際金属労連世界自動車会議(七八年五月、六月)、第二回国際金属労連アジア造船セミナー(七八年五月、六月)、第二回国際金属労連アジア電機・電子セミナー(七八年六月)。中立の国際労働組合会議としては、国際映画放送労組連盟の第二回大会があった。このように、労働組織・労働戦線は、国内外ともに、いっそうの流動化傾向を示している。

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成

概要□わが国人口の社会的構成——社会階級構成表編成の意義と方法／戦後における社会階級構成表の推移／最近における社会階級構成——資本家階級／自営業者層（中間階級）／労働者階級／「社会経済分類」別人口と社会階級分類——総理府「国民生活に関する世論調査」結果と「新しい中間階層」論

概

要

一、第二次世界大戦後において、わが国の社会階級構成上もっとも大きな変化を生じたのは、一九五五年から六〇年にかけての時期であった。この時点で、①労働者階級人口の構成比率は過半数に達し、一方、農・漁民と都市中間層をふくむ自営業者の割合が半数以下となった。この動向は、一九六〇年以降においても着実にひきつがれており、七五年では労働者階級三四四万人（労働力人口中の六三・三％）にたいし、中間階級一五九九万人（同二九・四％）と、その地位の逆転がいっそう強められ、労働者階級人口は中間階級人口の二倍を超える規模にまで増大している。とはいえ、中間階級人口の占める比重もなおかなりに大きい。②資本家階級も年を追って急増し、その構成比を高めてきているが、その主軸をなしているのは会社役員増加である。③自衛官、警察官その他の保安サービス員も、絶対的かつ相対的な増加傾向にある。また、④こうした階級構成の変動は、諸階級の政治的対抗の先鋭化と多様化をもたらし、それがとりわけ国政選挙の結果に反映されており、大工業地帯を中心とする得票率における自民党の大幅後退と、中間（公明、民社）、革新（社会、共産）の野党の伸長に端的にうかがえる。

一、労働者階級人口の増大と同時に、高蓄積のもとでの科学技術

的手法の開発による経済の管理化や行政機構に包摂された社会経済体制の高度化にともなって、その内部編成にも大きな変化を生じている。たとえば、物質的生産部門の労働者を全体としてみれば、実数では増大したが、構成比では減少傾向にあるといえる。一方、この生産部門における急速な生産力の上昇に支えられて、専門的技術的職業従事者や事務従事者からなるいわゆるサラリーマン層、また、販売従事者、サービス職業従事者等不生産的労働者層の増加がいつそう目立っている。

一、一九七〇年以後の国勢調査結果では、わが国の人口を社会的・経済的特性によって区分するための試みとして、従来の産業、職業、従業上の地位に加えて、新たに二二のグループからなる「社会経済分類」がとりあげられており、それと社会階級構成表との組み合わせにより、各地域ごとの住民運動や選挙結果の分析のうえでも有益な資料として役立てうるものとなっている。すなわち、全人口について労働力状態および年齢を、また就業者については職業および従業上地位を考慮して作成された一九七五年の社会経済分類別人口では、年齢一五歳以上のものうちもっとも多いのが「家事従事者」の一六七一万人で、全人口の一四・九%を占め、ついで技能工、生産工程作業員、運輸従事者など「技能者」の一四九二万人（同二三・三%）、以下「事務従事者」八九五万人、「学生生徒」七四〇万人、「農林漁業者」六八八万人、「販売人」五四九万人の順となっている。

一、総理府で、一九七六年一月に実施した「国民生活に関する世論調査」結果では、生活程度が「中の中」であるとするもの六〇%、これに「中の上」の八%、「中の下」の二二%をあわせて「中」

全体で九〇%になることが示されていた。およそこのことを論拠に、同年一二月の総選挙結果をふまえて、国民の九割が中産階級になったとし、また同じく国民の九割からなる「新しい中間階層」の成立を主張する論議がさかんだった。あらかじめ、「上」「中の上」「中の中」「中の下」「下」「不明」と六段階の回答を用意した世論調査の設問方法は、上位、下位という両極限の生活意識がよほど明確でないかぎり、回答者の大部分が「中」ランクのいずれかに回答する仕組みといえる。もちろん、国民諸階層が、七三年、七四年ごろを転機とする「高度成長」から「低成長」への激変のもとで、いかなる生活意識をもつかということは、国民の生活状態の分析の一環として重要な課題であるといえるが、そうした設問の結果からは、国民の九〇%が中流意識をもち、「中間階層」化が進行していることは検証されえない。そもそも、社会階級の科学的規定は、社会的な生産関係、したがってまた生産手段の所有関係という客観的物質的基準にもとづくべきものであって、中産階級ないし中間階級というのは、資本家階級と労働者階級のあいだにいる小所有者階級としての「中間層」つまり具体的には小・零細商工業者や農民などの自営業者層をいう。一方「新しい中間階層」といわれるものは、そうした社会階級構成のうちで位置づけられたものではなく、「生活程度」にたいする帰属意識のほか、所得、職業威信、教育程度など多様な標識によって把握されたとしても多分に主観的なものであることをまぬがれない。同じく「中」であっても、上と下の「中間」と、資本家階級と労働者階級の「中間」とでは、その意味する内容をまったく異にする。

1 わが国人口の社会的構成

——社会階級構成表とその戦後における
推移の概況

社会階級構成表 編成の意義と方法

現状分析の方法としての社会階級構成表の意義について強調され、その編成を精力的に試みられたのは大橋隆憲氏（同「社会階級構成表

の意義と限界——統計にあらわれた資本家階級について——」（『京都大学経済学部創立四〇周年記念・経済論集』一九五九年刊所収、および本年鑑第四五集・一九七五年版参照）であった。そして、同氏は「社会構成表の研究は、『社会の歴史』を『階級闘争の歴史』へ分析して捉える一つの量的表示形式の研究であり、したがって、闘争関係のほんの一面の一つの断面にすぎないと考えている。最も必要なことは、現在進行中の階級闘争の基本的課題の認識が内容的な前提となることであろう」と指摘される。その大橋氏ほかのこれまでの研究成果をふまえて、社会階級構成表の意義と限界については、およそつぎのようにいえることができるであろう。

まず第一に、社会階級構成表の編成は、わが国の社会諸階級のかかりあい、同時に労働者階級の配置と構成およびその変容の諸相を具体的に把握し、その全体像の再構成、つまり社会諸階級・諸階層の対立と抗争、連帯と統一の客観的条件と運動方向を明らかにす

るという課題をになうものであり、現状分析のうえで欠かすことのできない方法である。したがって、第二に、そこには、今日までの社会科学的な研究なканずく労働問題研究の成果が反映されているというばかりでなく、対象ごとに専門化された研究領域を、社会階級構成表のなかで位置づけることによって、今後の研究の出発点ともなりうる試みである。第三に、社会階級構成表が、既存の政府統計に依拠して作成されるかぎりでは、複雑な現実の社会階級を、ともすれば極端に平面的な次元で再構成するというおそれをまぬがれないが、利用可能な諸統計の制限を検出し、あわせて労働者状態と労働運動との実情に関する認識によって補完されることによつて、現状分析とりわけ構造的な諸変化のおおまかな把握のうえで有効である。

ところで、社会階級構成表を編成するための基本的な資料としては、総理府統計局の国勢調査の結果のほか、事業所統計調査と就業構造基本調査の結果をあげることができる。一九七五年に実施された最近の国勢調査は、就業者をその従業上の地位によって、「雇者」「役員」「雇人のある個人業主」「雇人のない個人業主および家庭内職」、そして「家族従業者」に分けて調査している。このうち「雇者」というのは、「会社員、工員、公務員、団体職員、個人商店の使用人、臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人」をいう。そこで、この雇者のうちから会社・団体の高級役員および高級官公吏（通常、課長以上）など資本家的機能のない手と目すべき人たちを控除することが可能であるならば、だいたいにおいて無産者であつて、その生活を自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金、給料その他これに準ずる報酬によつて維持

するものを区分しうるわけであって、それによって、労働者階級人口のわが国人口中における地位について知ることができる。

わが国で現在おこなわれている社会階級構成表編成のための基本的な方法は、この国勢調査結果による「従業上の地位」と「職業分類」もしくは「産業分類」別人口の組み替えによるものである。より具体的には、前記諸調査結果および各産業部門別の特殊統計における企業規模もしくは階層別視点を加えて推算するということになる。

戦後における社会階級構成表の推移

大橋氏によって定式化された社会階級構成表の編成方法はつぎのごとくであった。総理府統計局編「昭和五〇年国勢調査結果、全国速報集計結果（一％抽出集計結果）——速報シリーズNo.4」（一九七六年三月刊）における職業別人口と組み合わせられた従業上の地位は、

(a)雇用者、(b)役員、(c)雇人のある業主、(d)雇人のない業主（家庭内職者をふくむ）、(e)家族従業者に五区分されている。一方、職業分類をその大分類についてみれば、A専門的・技術的職業従事者、B管理的職業従事者、C事務従事者、D販売従事者、E・F農林漁業従事者、G採鉱・採石従事者、H運輸・通信従事者、I技能工・生産工程作業員および単純労働者、J保安職業従事者、Kサービス職業従事者、L分類不能の職業と一区分され、中分類五二、小分類二八六項目におよんでいる。組み替えとは、この分類組み合わせ表のうえで、資本家階級としては、(b)およびBの全体をふくめたものとして考え、それ以外の(c)、(d)、(e)に対応する各職業従事者を自営業者層に、また、B管理的職業従事者をのぞきほぼ(a)と対応する各職業従事者を労働者階級として編成するという手続きをへることを

いう。この場合、統計処理上のさまざまな制約のために、従業上の地位区分そのものが形式的であり、職業分類も社会階級の実情を十分に反映しうるものでないために、階級と階層とでしばしば混交した数量配分を生じかねないが、人口の社会的構成のおよそのところをこの方式によって把握しうる。

第1表によって、戦後、一九七五年にいたるわが国社会階級構成表における、その変化の特徴点について整理してみれば、つぎのごとくである。①第二次世界大戦後において、もっとも大きな変化を生じたのは、一九五五年から六〇年にかけての時期であった。この時点で、わが国の労働者階級人口の構成比率は過半数に達し、一方、農・漁民と都市中間層をふくむ自営業者の割合が半数以下となった。この動向は、一九六〇年以降においても着実にひきつがれており、七五年では労働者階級三四四万人（労働力人口中の六三・三％）にたいし、中間階級一五九九万人（同二九・四％）と、その地位の逆転がいっそう強められ、労働者階級人口は中間階級人口の二倍を超える規模に増大している。とはいえ、中間階級人口の占める比重もなおかなりに大きい。②資本家階級も年を追って急増し、その構成比を高めてきているが、その主軸をなしているのは会社役員増加である。③自衛官、警察官その他の保安サービス員も、絶対的かつ相対的な増加傾向にある。また、④こうした階級構成の変動が、諸階級の政治的対抗の先鋭化をもたらし、それがとりわけ国政選挙の結果に端的に反映されていることが、第2表において示されている（本年鑑第四八集・一九七八年版、六六頁参照）。

第1表 戦 後 日 本 の 階 級 構 成

階級別労働力人口構成	1955年 国調分類記号	1975年 国調分類記号	列号 番	実数 (単位 1,000人)							構 成 比 率 (%)						
				1950	1955	1960	1965	1970	1975	1950	1955	1960	1965	1970	1975		
労働年齢人口 (15歳以上人口)			1	53,772 (55,558)	59,282	65,324	73,136	78,723	84,700	148.1	148.5	148.4	151.4	149.0	155.8		
労働力人口 (完全失業者を含む)			2	36,309	39,908	44,009	48,294	52,822	54,375	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
就 業 人 口 (休業中を含む)			3	35,575	39,154	43,691	47,629	52,110	53,141	98.0	98.1	99.3	98.6	98.7	97.7		
A 資 本 家 階 級 = (1) + (2) + (3) (1) 個 人 企 業 主 (2) 会 社 役 員 と 管 理 職 員 (3) 管 理 的 公 務 員	II II (a) II (b) IV (c)	B (c) B (a) - B (12) B (12)	4	681	807	1,183	1,765	2,633	3,203	1.9	2.0	2.7	3.6	5.0	5.9		
			5	144	73	97	15	48	69	0.4	0.2	0.2	(0.03)	0.1	0.1		
			6	420	630	991	1,629	2,475	3,014	1.2	1.6	2.3	3.5	4.7	5.6		
			7	117	104	95	112	110	120	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2		
B (4) 軍人・警官・保安サービス員	IX (d. a) 中分類)	J (a)	8	377	430	489	575	646	738	0.9	1.1	1.1	1.2	1.2	1.4		
C 自 営 業 者 階 級 = (5) + (6) (5) 自 営 業 者 と 家 族 従 事 者 (6) 農 林 漁 業 従 事 者 (b) 販 売 工 通 従 事 者 (c) 販 売 工 通 従 事 者 (d) サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 (6) 専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者 (7) 上 記 の う ち 家 族 従 業 者	V (a, b, c) V, VI, VII (a, b, c) IV (a, b, c) IX (a, b, c) I, II (a, b, c) II (b, c) I ~ X (e)	EF (c, d, e) C, II, I (c, b, e) D (c, d, e) K, L (c, d, e) A, C (c, d, e) B (d, e) A ~ L (e)	9	21,403	21,251	20,100	18,501	18,385	15,993	58.9	53.2	45.7	38.3	34.2	29.4		
			10	21,041	20,894	19,675	17,909	17,541	14,838	57.9	52.4	44.7	37.1	33.8	27.3		
			11	16,189	15,046	13,486	11,097	9,570	6,904	44.6	37.7	30.6	23.0	18.1	12.7		
			12	2,268	2,463	2,749	3,017	3,880	3,677	6.2	6.2	6.2	6.2	7.3	6.8		
			13	2,253	2,776	2,739	2,859	2,892	2,818	6.2	7.0	6.2	5.9	5.5	5.2		
			14	331	608	701	936	1,194	1,440	0.9	1.5	1.6	1.9	2.3	2.6		
			15	362	357	425	592	844	1,154	1.0	0.4	1.0	1.2	1.6	2.1		
			16	12,248	11,975	10,509	9,222	8,438	6,728	33.7	30.0	23.9	19.1	16.0	12.4		
			17	13,886	17,419	22,237	27,463	31,158	34,441	38.2	43.1	50.5	59.9	59.0	63.3		
			18	4,336	4,977	6,237	8,225	9,668	11,574	11.9	12.5	14.2	17.0	18.3	21.3		
D 労働者階級 = (8) ~ (11) (8) 専門的・技術的職業従事者 (9) 事務員 (10) 生産的労働者 (11) 農林漁業従事者 (12) 鉱山・建設労働者 (13) 生産的労働者 (14) 販売労働者 (15) サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 (16) 完全失業者	I (d, c) III (d, e) V (d, e) VI, VII, VIII (d, e) IV (d, e) IX (d, e) IX (d, e) - (中分類)	A (a) C (a) EF (a) G, II, I (a) D (a) K, L (a)	19	1,337	1,634	1,779	2,240	2,825	3,392	3.7	4.1	4.0	4.6	5.3	6.2		
			20	2,998	3,343	4,458	5,985	6,843	8,182	8.3	8.4	10.1	12.4	13.0	15.1		
			21	7,267	8,956	12,253	14,089	15,455	15,361	20.0	22.4	27.8	29.2	29.3	28.2		
			22	852	798	765	576	434	407	2.3	2.0	1.7	1.2	0.8	0.7		
			23	6,415	8,158	11,488	13,513	15,021	14,954	17.7	20.4	26.1	28.0	28.5	27.5		
			24	1,552	2,733	3,429	4,484	5,323	6,272	4.3	6.8	7.8	9.3	10.1	11.5		
			25	728	1,409	1,790	2,558	3,161	3,888	2.0	3.5	4.1	5.3	6.0	7.1		
			26	824	1,324	1,639	1,926	2,162	2,384	2.3	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4		
			27	734	754	318	665	712	1,234	2.0	1.9	0.7	1.4	1.3	2.3		
非 労働力人口			28	19,229 (27,662)	19,373	21,288	24,841	25,899	30,325	53.0	48.5	48.4	51.4	49.0	55.8		
非労働年齢人口 (14歳以下人口)			29	29,428	29,992	28,050	25,140	24,808	27,187	81.0	75.2	63.8	52.1	47.0	50.0		
総 人 口			30	83,200	89,276	93,419	98,275	103,531	111,934	234.0	223.7	212.3	203.5	196.0	205.9		

〔備考〕 1) 本表は当該年の「国勢調査報告」の「職業，従業上の地位別，就業者数」を機械的に組みかえたもの。 2) 1950年だけ労働年齢人口は14歳以上，カッコ内の補正数字による総人口の差20は，原表の「不詳」分にあたる。 3) 1975年は，「全国速報集計結果（1%抽出集計結果）」による暫定数値。記号は，(a)雇用人 (b)役員 (c)雇入のある業主，(d)雇入のない業主（家庭内職者をふくむ） (e)家族従業者とした。なお，総人口は，年齢不詳46,700人をふくむ。 4) 1970年，1975年の従業上の地位「不詳」は自営業者雇のサービス職業従事者に算入した。 5) 大橋隆憲「現代階級論の一つの潮流について—Rob Steven氏の批判によせて—」（関西大学『経済論集』 第26巻第4・5合併号，1977年1月刊所収）による。なお，新たな公表資料にもとづいて，本年鑑第47集所収の1970年の数値（P.53第7表）は本表によって補正されている。

第2表 社会諸階級の地域的配置と対抗状況 (1970年)

地帯・地域の諸指標		工業(生産分布)		農 業		附 属		被 雇		構 成 (1,000人)		政治・対抗(衆議院選挙得票状況)(1,000票)(1972年)														
		就業 千人 数	分 布 %	就業 千人 数	分 布 %	労働 力 口	%	資 階 級	%	商工 白 営業者	%	農漁 民層	%	労働 階 級	%	5 年 生 の 労働 者層	%	自 民	中 間	革 新	社 会	共 産				
全 (46都道府県)	計	11,680	100	100	10,252	100	52,948	100	2,051	100	8,306	100	9,563	100	31,673	100	15,614	100	24,385	100	46,900	100	11,410	100	5,497	100
I 大 工 業 地 帯		5,552	47.5	54.9	1,276	12.4	20,409	38.5	1,089	53.1	3,371	40.6	1,098	11.5	14,268	45.0	6,613	42.3	6,128	25.1	4,747	25.5	6,881	40.7	3,826	33.5
(1) 東 京・神 奈 川		2,181	18.7	23.7	180	1.8	8,434	15.9	544	26.5	1,227	15.4	143	1.5	6,194	17.6	2,586	16.6	2,330	9.6	1,910	23.7	2,954	17.5	1,564	13.7
(2) 愛 知		981	8.4	8.5	318	3.1	2,838	5.4	115	5.6	519	6.2	276	2.9	1,866	5.9	1,021	6.5	1,127	4.6	522	6.5	744	4.4	541	4.7
(3) 大 阪・京 都・兵 庫		2,053	17.6	20.1	482	4.7	7,216	13.6	363	17.7	1,290	15.5	422	4.4	4,954	15.6	2,421	15.5	1,985	8.1	1,831	22.7	2,467	14.6	1,232	10.8
(4) 福 岡		336	2.9	2.6	297	2.9	1,922	3.6	68	3.3	285	3.4	257	2.7	1,254	4.0	585	3.7	685	2.8	484	6.0	717	4.2	489	4.3
II 周 辺 工 業 地 帯		3,484	29.8	29.1	3,212	3.1	14,655	27.7	485	23.6	2,365	28.5	2,982	31.2	8,478	26.8	4,475	28.7	8,192	33.6	1,744	21.7	4,161	24.6	2,991	26.2
(1) 千 葉・埼 玉・群 馬		992	8.5	8.8	913	8.9	4,499	8.5	174	8.5	648	7.8	871	9.1	2,697	8.5	1,343	8.6	2,473	10.1	518	6.4	1,335	7.9	876	7.7
(2) 静 岡・岐 阜・三 重		942	8.1	7.4	700	6.8	3,402	6.4	101	4.9	628	7.6	637	6.7	1,961	6.2	1,106	7.1	2,010	8.2	470	5.8	918	5.4	667	5.8
(3) 富 山・石 川・福 井		414	3.5	2.6	341	3.3	1,553	2.9	45	2.2	288	3.5	349	3.6	841	2.7	462	3.0	919	3.8	13	0.2	438	2.6	373	3.3
(4) 滋 賀・奈 良・和歌山		303	2.6	2.7	350	3.4	1,461	2.8	45	2.2	256	3.1	316	3.3	811	2.6	414	2.7	793	3.3	236	2.9	468	2.8	296	2.6
(5) 岡山・広島・山口・愛媛		823	7.1	7.6	908	8.9	3,740	7.1	119	5.8	545	6.6	809	8.5	2,169	6.8	1,150	7.4	1,997	8.2	508	6.3	1,004	5.9	779	6.8
III 主 農 地 帯		2,644	22.6	15.9	5,764	56.2	17,884	33.8	477	23.3	2,570	30.9	5,483	57.3	8,927	28.2	4,526	29.0	10,065	41.3	1,562	19.4	5,864	34.7	4,592	40.2
1 東 日 本		1,902	16.3	11.8	3,664	35.7	11,889	22.5	330	16.1	1,646	19.8	3,552	37.1	6,097	17.2	3,142	20.1	6,367	26.1	1,025	12.7	4,177	24.7	3,212	28.2
(1) 北 海 道		269	2.3	2.0	426	4.2	2,499	4.7	94	4.6	280	3.4	419	4.4	1,613	5.1	799	5.1	1,057	4.3	270	3.3	1,166	6.9	884	7.7
(2) 青森・岩手・宮城・秋田 ・山形・福島・新潟		854	7.3	4.6	2,030	19.8	5,915	11.2	145	7.1	821	9.9	2,038	21.3	2,798	8.8	1,421	7.1	3,456	14.2	456	5.7	1,904	11.3	1,512	13.3
(3) 茨城・栃木・長野・山梨		779	6.7	5.2	1,208	11.8	3,475	6.6	91	4.4	545	6.6	1,094	11.4	1,686	5.3	922	5.7	1,854	7.6	299	3.7	1,097	6.5	816	7.2
2 西 日 本		742	6.4	4.1	2,100	20.5	5,995	11.3	147	7.2	924	11.1	1,932	20.2	2,830	8.9	1,384	8.9	3,698	15.2	537	6.7	1,687	10.0	1,380	12.1
(1) 总 取・島 根		108	0.9	0.5	268	2.6	745	1.4	19	0.9	96	1.2	252	2.6	363	1.1	183	1.2	473	1.9	0	0	278	1.6	245	2.1
(2) 香 川・高 知・徳 島		218	1.9	1.2	391	3.8	1,332	2.5	37	1.8	251	3.0	365	3.8	685	2.2	345	2.2	813	3.3	177	2.2	397	2.3	255	2.2
(3) 佐 賀・長 崎・熊本・大分 ・宮崎・鹿児島		415	3.6	2.4	1,441	14.1	3,919	7.4	91	4.4	577	6.9	1,315	13.8	1,783	5.6	855	5.5	2,413	9.9	360	4.5	1,013	6.0	880	7.7

【備考】 1) 工業の生産分布は付加価値額の分布比 2) 農業就業者数は、自家農業に主として従事した世帯口数(農業就業人口) 3) 階級構成と政治・対抗の%の縦欄の上位は分布比, 下段は構成比(政治・対抗欄は得票率)を表示している。 4) 資料出所『工業統計表』、『農業センサス』、『国勢調査報告』、『衆議院議員選挙調』 5) 岩井浩「地域階級構成研究の課題と方法」(関西大学『経済論集』, 第26巻第4・5合併号, 1977刊所収)による。

2 最近における社会階級構成

——一九七五年「国勢調査」結果による

資本家階級

大橋氏は、資本家とは「一定額の資本の所有によって経営支配をおこなう個人及び法人をいう」と規定する。現代資本主義における株式会社制度の発展は、「法人による法人の所有」といった資本の特殊な所有形態を生みだし、資本の所有と資本機能の高度な分離、法人株主による資本所有の拡大などにみられる所有形態の展開は、資本家階級の分析に新たな課題を提起している。しかし、国勢調査等の現行「職業分類」からは「機能しているかぎりの『資本家』」しか捕捉できず、しかも金利生活者や地主それ自身も階級構成表上で把握できない。そこで、第1表および第1図では、「資本家階級とは、労働者階級に対応して階級的に組織された(一)資本家、(二)資本機能の経済的代行者、(三)資本機能の政治的代行者の「一団」とされ、いちおう個人企業主、会社役員と管理職員、管理的公務員あわせて一九七五年における総計三二〇万人(階級構成比五・九%)と表示されている。

いま、第3表の事業所統計調査結果による事業所規模三〇人以上の有給役員をもって狭義の資本家階級とみなすと、その総数は約四〇万人(この労働力人口にたいする割合、すなわち階級構成比〇・

七三%)であり、さらに、規模五〇〇人以上の有給役員をもって「大資本家」とすると、その数は約一万七〇〇〇人、階級構成比ではわずかに〇・〇三%にすぎない。およそこのことからしても、資本家階級の内部編成における少数支配管理機構の実体をうかがわせるものがある。大橋氏の「独占資本層」の分析(大橋隆憲「日本の独占資本層の実態」『経済評論』六三年七月号および同「戦後日本の階級構成と最高経営者層中核部」『現代の経済と統計』有斐閣、六八年刊、各所収)は、会社年鑑、高額所得者名簿などをふくむ利用可能なあらゆる資料を補って、統計上の形式整合的な諸制限を克服し、現代社会におけるそうした支配管理機構の実態にせまろうとする労作であった。

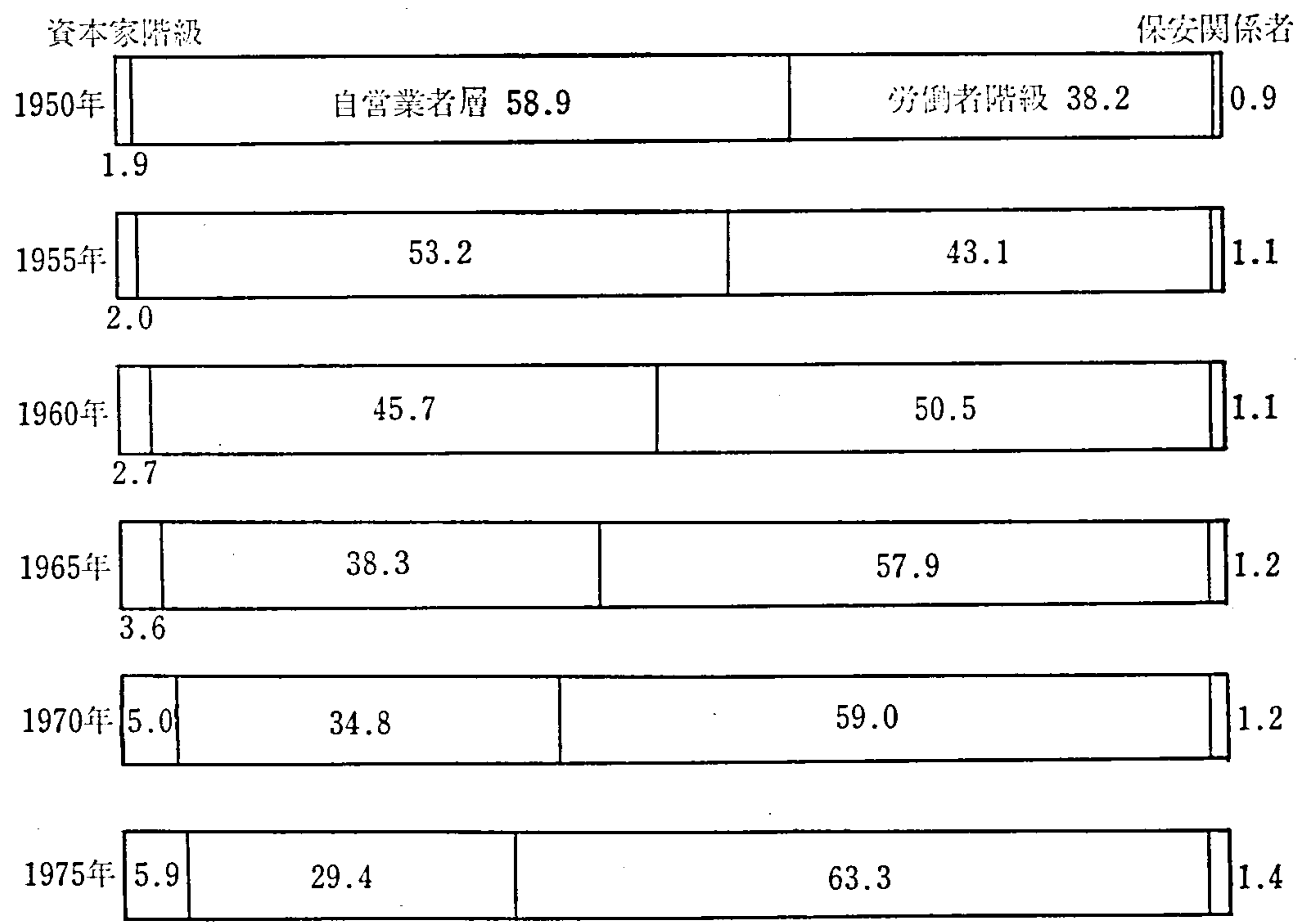
自営業者層(中間階級)

一九七五年の自営業者総数は、家族従業者をふくめて一五九九万人(階級構成比二九・四%)。これを一九五〇年以降の推移でみると、絶対的にも相対的にも減少の一途をたどり、とりわけそれは農林漁自営業者の大幅な減少傾向にもとづくものであることが明らかである。すなわち、この二五年間における農林漁自営業者の減少数は九二九万人にもおよび、その階級構成比を四四・六%から一二・七%へと低めている。一方、商工自営業者の絶対数は経済の「高度成長」にともなって増大したが、階級構成比は一三・三%から一四・五%へと微増にとどまっていることが特徴的である。

労働者階級

一九七五年における労働者階級総数は三四四万人、階級構成中の六三・三%を占めるにいたっている。五五〜六〇年を転機とする労働者階級人口と、農・漁民や都市中間層をふくむ自営業者層との地位の逆転は、その後も着実にひきつがれており、同時に、科学技術的手法の開発による経済の合理

第1図 戦後の階級構成の変容（構成比）



〔備考〕 第1表参照。階級構成総数には上掲就業人口のほか、失業人口をふくむ。

第 表 事業所規模別役員数（1975年）
—全産業（公務を除く）30人規模以上—

事業所規模	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
有給役員数	284,398人	81,261人	14,904人	10,328人	6,635人	397,526人
階級構成	0.52%	0.15%	0.03%	0.02%	0.01%	0.73%

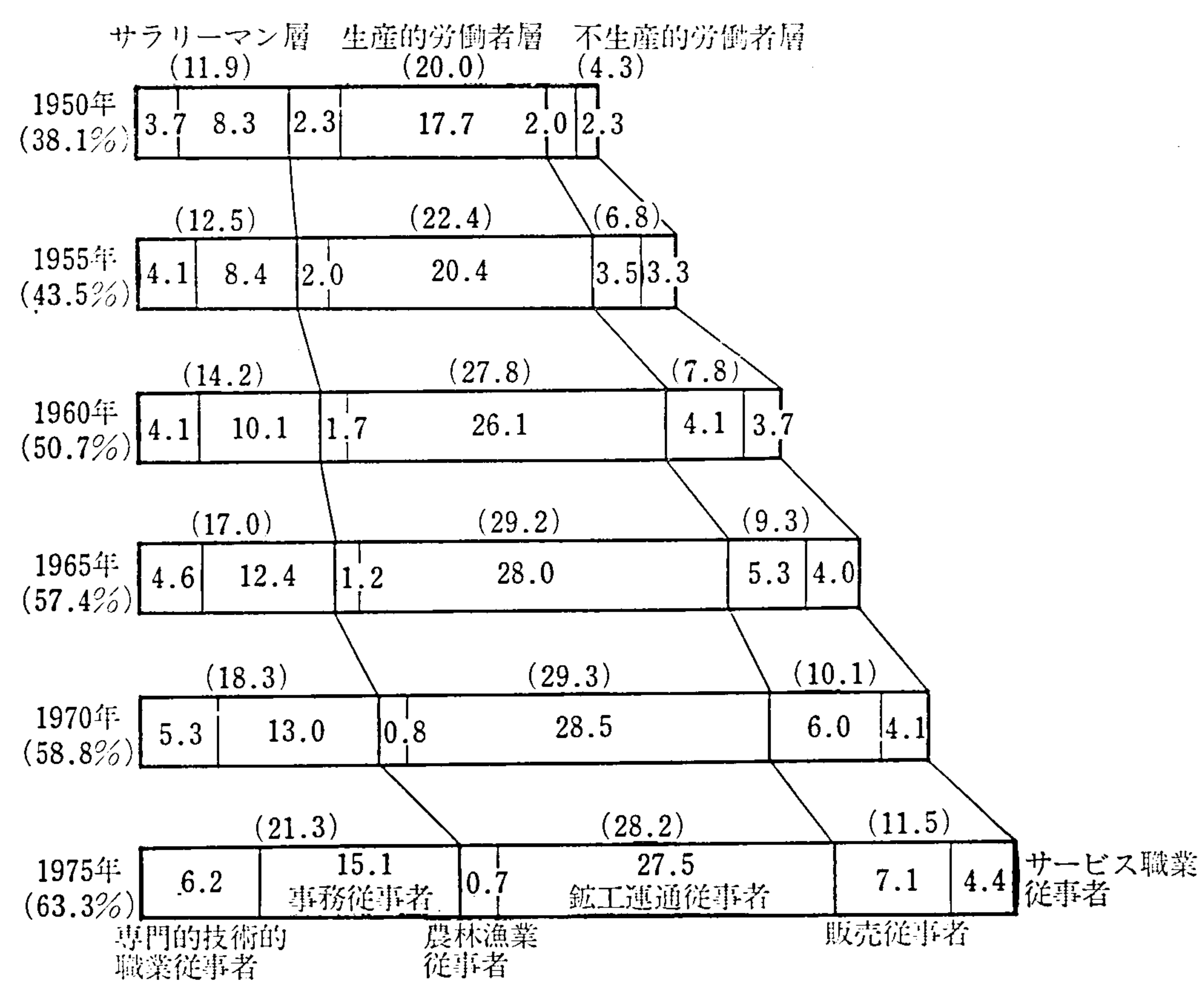
〔備考〕 1) 総理府統計局「昭和50年事業所統計調査報告，第1巻全国編」（1976年11月刊）より作成，階級構成＝（役員数/労働力人口）×100％。
2) 大屋裕雪「戦後における階級，階層の諸変化」（全専売『オルグ手帖』，205号，78年3月）による。

化・管理化や行政機構に包摂された社会経済体制の高度化をともな
 った六〇年代の高度蓄積は、労働者階級の内部編成に大きな変化を
 もたらした。たとえば、物質的生産部門の労働者を全体としてみれ
 ば、実数では増大したが、構成比では減少傾向にあるといえる。一
 方、この生産部門における急速な生産力の上昇に支えられて、専門
 的技術的職業従事者や事務従事者からなるいわゆるサラリーマン層
 また不生産的労働者層の増加がいつそう目立っている(第2図)。し
 かしながら、現代資本主義の基幹部門であるエネルギー部門、建設
 業、製造業、運輸・通信業の労働者は高度に社会化された生産過程
 のなかで規律制と組織性を鍛えられた労働者階級の中核部分とし
 て、ますます重要な地位にあるといえる。

3 「社会経済分類」別人口と 社会階級分類

一九七〇年以後の国勢調査では、わが国の人口を社会的・経済的
 特性によって区分するための試みとして、従来の産業、職業、従業
 上の地位区分に加えて新たに二二のグループからなる「社会経済分
 類」がとりあげられ結果の表章がおこなわれている。この「社会経
 済分類」は、ECEおよびヨーロッパ統計家会議の「一九七〇年人
 口センサスのための社会経済分類提案」の主旨にそったもので、同

第2図 労働者階級の構成



第4表 社会経済分類別人口(1975年)

社会経済分類	人 口 (千人)			1970 年 ～ 75 年 の 増 加					
	人 口 (千人)			増 加 数 (千人)			増 加 率 (%)		
				総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	111,934 (100.0)	55,115	56,819	7,459	3,829	3,630	7.1	7.5	6.8
農 林 漁 業 用 者	6,876 (6.1)	3,360	3,516	△ 2,750	△ 1,003	△ 1,747	△ 28.6	△ 23.0	△ 33.2
農 林 漁 業 雇 用 者	378 (0.3)	307	70	△ 44	△ 30	△ 13	△ 10.3	△ 8.9	△ 16.0
会 社 団 体 役 員	1,129 (1.0)	1,030	99	155	136	19	15.9	15.2	23.9
商 店	1,537 (1.4)	1,113	425	7	22	△ 16	0.4	2.1	△ 3.6
工 場	552 (0.5)	513	39	35	33	2	6.8	6.9	6.5
サービズ・その他の事業主	908 (0.8)	788	121	155	156	△ 2	20.6	24.8	△ 1.2
専 門 職 業 者	480 (0.4)	405	74	43	27	16	9.9	7.2	27.0
技 術 者	1,629 (1.5)	995	634	246	144	102	17.8	16.9	19.2
教 員・宗 教 家	1,542 (1.4)	764	779	276	69	207	21.8	10.0	36.1
文筆家・芸術家・芸能家	423 (0.4)	300	124	99	71	28	30.5	31.1	29.2
管 理 職	913 (0.8)	903	11	3	3	0	0.4	0.4	0.3
事 務 職	8,948 (8.0)	4,511	4,436	1,559	790	769	21.1	21.2	21.0
販 売 人	5,488 (4.9)	3,133	3,356	679	571	109	14.1	22.3	4.8
技 能 者	14,918 (13.3)	11,571	3,347	△ 38	297	△ 335	△ 0.3	2.6	△ 9.1
労 務 作 業 者	2,816 (2.5)	1,935	881	137	12	125	5.1	0.6	16.5
個 人 サ ー ビ ス 人	3,254 (2.9)	1,112	2,142	231	179	53	7.6	19.1	2.5
保 安 職	738 (0.7)	719	19	86	76	10	13.2	11.9	104.8
内 職	612 (0.5)	22	590	△ 207	△ 10	△ 197	△ 25.3	△ 32.4	△ 25.0
学 生	7,399 (6.6)	4,049	3,350	612	339	273	9.0	9.1	8.9
家 事 従 事 者	16,707 (14.9)	99	16,609	2,644	9	2,635	18.8	9.6	18.9
その他の15歳以上非就業者	7,453 (6.7)	3,549	3,904	1,435	846	589	23.8	31.3	17.8
15 歳 未 満 の 者	27,187 (24.3)	13,907	13,280	2,051	1,061	990	8.2	8.3	8.1

111 労働人口の構成

〔備考〕 1) 社会経済分類「分類不能」をふくむ。1970年は20%抽出結果による。

2) 総理府統計局「昭和50年国勢調査，解説シリーズ No. 1，わが国の人口」（1977年1月刊）による。

第5表 社会経済分類と階級構成表との関係 (1975年)

(単位 1,000人)

社会経済分類		国調	分類記号	総数	1 農業 者	2 農 林 漁 業 雇 用 者	3 社 会 役 員 団 体	4 商 店 主	5 工 場 主	6 サ ー ビ ス 業 主 の 他	7 専 門 職 業 者	8 技 術 者	9 教 育 家 教 員	10 文 芸 家 筆 術 家 ...	11 管 理 職	12 事 務 職	13 販 売 人	14 技 能 者	15 労 作 者	16 個 人 サ ー ビ ス	17 保 安 職	18 内 職 者	19 学 生 生 徒	20 家 従 事 者	21 15歳 以下 の 就 業 者 以 上
労働年齢人口(15歳以上人口) 労働力人口(完全失業者を含む) 就業人口(休業中を含む)				84,700 54,375 53,141	6,876 6,876 6,876	378 378 378	1,129 1,129 1,129	1,537 1,537 1,537	552 552 552	908 908 908	480 480 480	1,629 1,629 1,629	1,542 1,542 1,542	423 423 423	913 913 913	8,948 8,948 8,948	5,488 5,488 5,488	14,918 14,918 14,918	2,816 2,816 2,816	3,254 3,254 3,254	738 738 738	612 612 612	7,399 16,707		7,453 1,234
A 資本金階級 = (1) + (2) + (3) (1) 個人企業主 (2) 会社役員と管理職員 (3) 管理的公務員			B (c, f) (b) 全, B (a) - B (12) B (12) 中分類	3,204 69 3,015 120	5		1,129	97	172	327 69 258	10	30	28	15	913 793 120	235	204			39					
B (4) 軍人・警官・保安サービス員			J (a)	738																	738				
C 自営業者層 = (5) + (6) (5) 自営業者と家族従業者 (6) 農林漁業従事者 (b) 鉱工通従事者 (c) 販売従事者 (d) サービス職業従事者 (6) 専門的・技術的職業従事者と家族従業者 (7) 上記のうち家族従業者			E, F (c, d, e, f) G, H (c, d, e, f) D (c, d, e, f) K, L (c, d, e, f) A, C (c, d, e, f) B (d, e) A ~ L (e)	15,992 14,839 6,904 3,677 2,819 1,439 1,153 6,728	6,871 6,871 6,871			1,440 1,440 1,440	380 380 380	581 547 7 292 39 209 34	171 13	134 6 6	186	147 6	0.2	473	1,344 1,340 1,340	2,281 2,281 2,255	286 286 168	1,086 1,086		612 602 576 26 10			
D 労働者階級 = (3) ~ (14) 所謂サラリーマン層 = (8) + (9) (8) 専門的・技術的職業従事者 (9) 事務従事者 生涯的労働者層 = (10) + (11) (10) 農林漁業従事者 (11) 鉱工通従事者 不生産的労働者層 = (12) + (13) (12) 販売従事者 (13) サービス職業従事者 (14) 完全失業者			A (a) C (a) E, F (a) G, H (a) D (a) K, L (a)	34,441 11,574 3,392 8,182 15,361 408 14,953 6,272 3,888 2,384 1,234		378 378 378				299 299 299	1,465 1,429 1,429	1,328 1,328 1,328	261 261 261		8,240 8,178 75 8,103 62 62	3,940 79 79 79 3,861 3,861	12,637 12,607 30 12,607	2,530 2,248 2,248 282 282	2,129					1,234	
非労働力人口 非労働年齢人口(14歳以下人口) 総人口				30,325 27,187 111,934																				7,399 16,707	6,219

〔備考〕 1) 本表は、「職業、従業上の地位別、15歳以上就学者数」を基礎とし、「社会経済分類」を階級構成表に機械的に組みかえたもの、総理府統計局「昭和50年国勢調査全国速報集計結果(1%抽出)」第14表および第17表参照。
2) 大橋隆徳「戦後日本の階級構成の変化(Ⅰ)」(日本福祉大学『研究紀要』, 1977年第31・32号所収)による。

提案そのものにおいては、たとえば、農場主を大と小に分ち、また経営者を大企業と小企業とで区分することが勧告されていた。そうした階層区分方式を、わが国の「社会経済分類」にも採用し、その規模別分類を導入するとすれば、前掲社会階級構成表における諸階級の内部編成を国勢調査結果によっていっそう具体的に展開することが可能となる。しかし、わが国の実情にそくして全就業者に通用する規模別指標を何にとるか、あるいは大小の境界線をどこに引くか等問題は簡単でなく、実際上いまのところでは、事業所統計調査結果における就業者の所属企業における規模別区分の利用を考えるほかない。また、わが国の「社会経済分類」で表示される項目のうちには、各種基準が混在し、内容的に必ずしも明確でない部分もあるが、社会階級構成表との組みあわせも可能であり、各地域ごとの住民運動や選挙結果の分析にとっても、有効な資料たりうるものである。

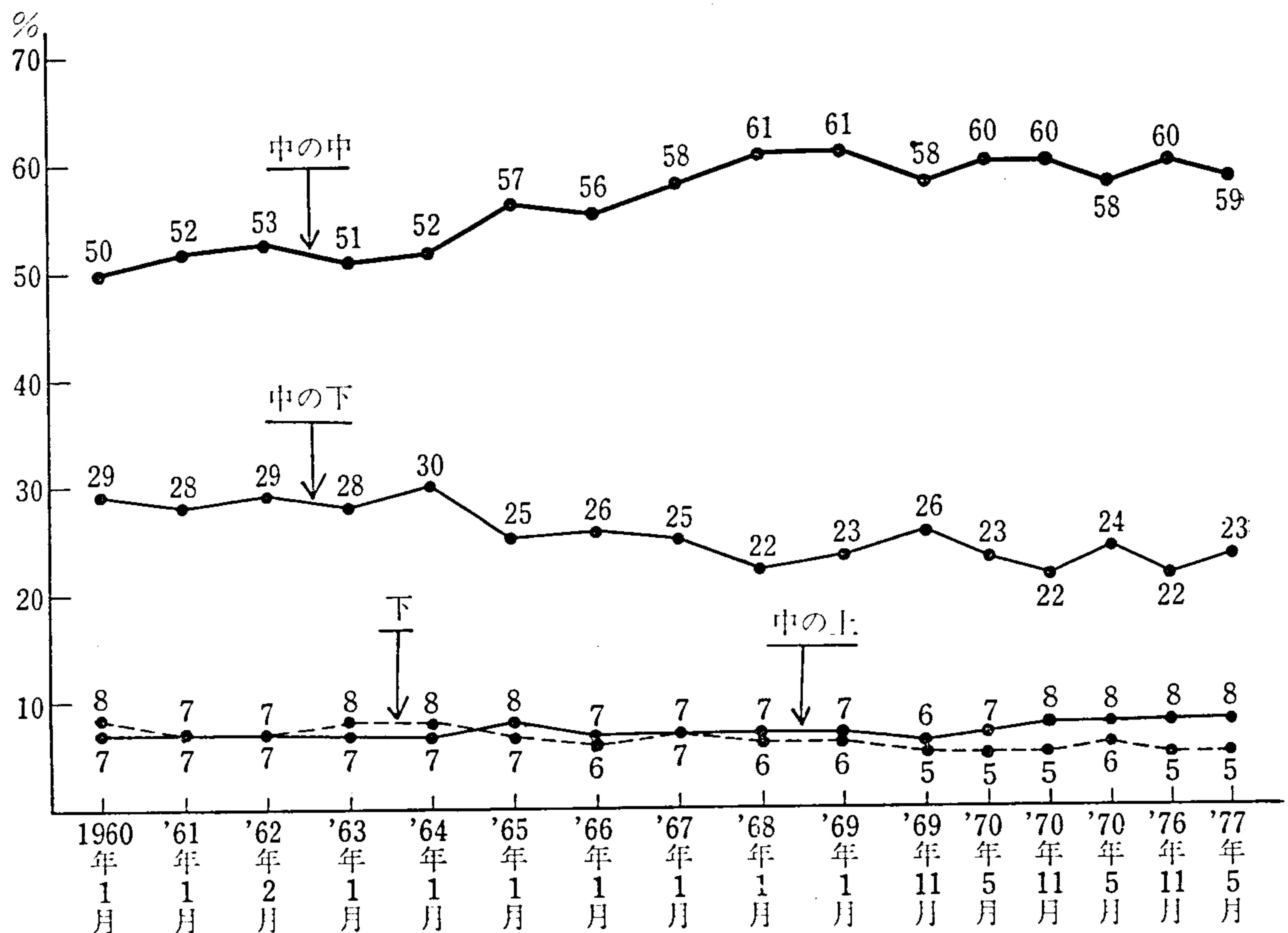
さてそこで、全人口について労働力状態および年齢を、また就業者については職業および従業上の地位を考慮して作成された一九七五年の社会経済分類別人口（第4表、二二グループの区分内容については本年鑑第四三集、六九〇七〇頁参照）によれば、一五歳以上人口のうちもっとも多いのが「家事従事者」の一六七一万人で、全人口の一四・九%を占め、ついで技能工・生産工程作業者、運輸従事者など「技能者」の一四九二万人（一三・三%）で、以下「事務職」八九五万人、「学生生徒」や「家事従事者」以外の「その他の一五歳以上非就業者」七四五万人、「学生生徒」七四〇万人、「農林漁業者」六八八万人、「販売人」五四九万人の順となっている。これを一九七〇〜七五年の推移でみると、「文筆家・芸術家・芸能職」の増加率

が、三〇・五%ともっとも高く、ついで「教員・宗教家」（二一・八%）、「事務職」（二一・一%）、「サービス・その他の事業主」（二〇・六%）といずれも二〇%を上回る増加率を示す。これにたいし、「農林漁業者」は二八・六%の高い減少率を示しているほか、「内職者」（二五・三%）、「農林漁業雇用者」（一〇・三%）、「技能者」（〇・三%）も減少している。なお、この社会経済分類別人口と社会階級構成表との関連を示せば、第5表のごとくである。

4 総理府「国民生活に関する世論調査」 結果と「新しい中間階層」論

内閣総理大臣官房広報室「昭和五十一年一月世論調査報告書、国民生活に関する世論調査」（一九七六年二月刊）では、「お宅の生活程度は、世間一般からみてこのなかのどれに入ると思いますか」という質問項目にたいして、「上」「中の上」「中の中」「中の下」「下」「不明」と六段階の回答が用意され、その調査結果は、「中の中」と答えたもの六〇%、それに「中の上」の八%、「中の下」の二二%をあわせると、「中」全体で九〇%になることが示されていた（第3図）。「政策構想フォーラム」（代表世話人村上泰亮東大教授）のメンバーが、一九七六年二月一日に発表した「脱『保革』時代の

第3図 総理府「世論調査」結果による「生活程度」意識



〔備考〕 1) 「上」は毎回1%程度。

2) 内閣総理大臣官房広報室「昭和52年5月、国民生活に関する世論調査」(1972年8月刊)による。

政治ビジョン」は、それをよりどころとして、いまや国民の九割が「新しい中間階層」になったとみなし、新自由クラブに代表される「新しい」政治勢力の台頭を説明しようとするものであった。すなわち、同提言においては、「この一〇年間の総理府世論調査は一貫して、自分の生活程度を『中』と考える人が九〇パーセントであることを示してきた」ということが指摘され、「この輪郭の定かならぬ集合体に穏やかに統合されつつある」人口の大部分を「新しい中間層」とよび、「この『新しい中間層』の成立は、戦後の経済発展が作り出した最大の社会学的事実である。高度の技術革新と第三次産業の急速な拡大を伴う戦後の経済成長は、膨大な新しいホワイトカラー層（技術者・中間管理者・教師等を含む）を作り出した。同時に、企業体内でのホワイトカラーとブルーカラーの差が不明瞭となるにつれて、従来の意味での労働者階層もこの中にとりこまれつつあり、また兼業化と機械化の進行によって、農民もこの中に入りつつある。商店主などの自営業主も生活様式の点で区別し難い。要するに、高度化した大衆消費は、日本全国にわたって生活様式を均質化しつつあり、マスメディアや高等教育の大衆化は、階層障壁をいよいよ不明瞭なものにしている」との説明が加えられている。このあと、佐藤誠三郎、公文俊平、村上泰亮共同執筆の「脱『保革』時代の到来」でも、ほぼ同じ主張がくりかえされ、マスコミでもこの種の論議がさかんにとりあげられて、『朝日新

聞』もまた七七年五月二〇日から八月二四日にかけて、断続的に「新中間階層論」をめぐる討論を掲載した。

総理府の世論調査による「生活程度」の設問方法は、上位、下位という両極限の生活意識がよほど明確でないかぎり、回答者の大部分が「中」のランクのいずれかに回答する仕組みであるといえる。もちろん、国民諸階層がいかなる生活意識をもっているかということとは、国民の生活状態の分析の一環として重要な課題であるが、このような設問の結果からは、国民の九〇％が中流意識をもち、「中間階層」化が進行していることは検証されえない。そもそも、社会階級の科学的な規定は、社会的な生産関係したがってまた生産手段の所有関係という客観的物質的基準にもとづくべきものであって、中産階級ないし中間階級というのは、資本家階級と労働者階級のあいだにいる小所有者階級としての「中間層」つまり具体的には小・零細商工業者や農民などの自営業者層をいう。一方、「新しい中間階層」といわれるものは、そうした社会階級構成のうちで位置づけられたものではなく、「生活程度」にたいする帰属意識のほか、所得、職業威信、教育程度など多様な標識によって把握されたとしても多分に主観的なものであることをまぬがれない。論者たちによれば、この「新しい中間階層」は国民の九〇％を占めるものであり、もし国民の九割の「合意」が形成されつつあるというのであれば、「保革対立」図式をこえようとしている勢力とされる新自由クラブが単独で過半数の支持をえるか、少なくとも「中道」ないし「中道革新」勢力といわれる公明・民社両党を加えて過半数に達していなければならないであろう。

【参考資料】(1)大橋隆憲「戦後日本の階級構成の変化(1)——ロブ・ステューブンの批判によせて——」(日本福祉大学『研究紀要』三一・三二、一九七七年三月)、(2)岩井浩「日本の階級構成」(『経済』七八年五月号)、(3)大屋祐雪「戦後における階級、階層の変化」(全専売『オルグ手帖』二〇五号、七八年三月)、(4)正村公宏・稲上毅ほか「社会階層形成とリーダーシップの構造報告・討論」(『現代の理論』一六六、七八年春季号)、(5)大橋隆憲「社会経済分類と社会階級分類」(お茶の水書房『社会科学の方法』八四、七六年六月号)、(6)「ECEおよびヨーロッパ統計家会議、一九七〇年人口センサスのための社会経済分類案」(『昭和四五年国調企画参考資料第一号』、総理府統計局国勢統計課、六八年)、(7)中村浩「社会経済分類について」(経済統計研究会『統計学』二三号、七一年三月)、(8)統計研究会「社会経済分類と職業の概念」(『人口統計研究資料(四)』七一年七月)、(9)統計指標研究会『統計・日本経済分析(上・下)』(新日本出版社、七七年一〇月、七八年一月)、(10)河村望「中道主義」と「中間階級」論」(『経済』七七年六月号)。

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用の動向——労働力人口・就業人口の推移／完全失業者／非労働力人口／就業構造の変化／非農林部門の産業別就業者数／産業別および従業上の地位別就業者数／産業別雇用者数／雇用者の職業別構成／雇用者の企業規模別構成／構造不況と雇用情勢——雇用・失業情勢の悪化／求人倍率の推移／深刻化する失業情勢／産業別雇用の動き／企業規模別雇用の動き／新規学卒者の需給状況／技能労働者の需給状況

概

要

一、総理府統計局の「労働力調査」によると、一九七七年の労働力人口は五四五二万人であり、前年を七四万人上回った。一五歳以上人口にたいする労働力率は六三・二％となり、前年を〇・三ポイント上回った。労働力人口中の就業者数は五三四二万人で、前年にくらべ七十一万人の増加となったが、この増加分のうち女子就業者の増加分が五七万人もの大幅なものとなり、前年につづき縁辺労働力による増加という特徴を示した。完全失業者は年平均一一〇万人であり失業率は二・〇％の高水準であったが、年間を通じて毎月一〇〇万以上を記録し高年齢層の失業率の増加率をもっとも高い、という深刻な失業情勢となった。非労働力人口は三一五七万人であった。

一、一九七七年の農林業就業者は五八九万人で前年にくらべ二万人減少した。全産業就業者中に占める割合は一一・〇％となった。非農林就業者は四七五二万人で、全産業就業者中に占める割合は八九％となった。非農林就業者のなかでは製造業が前年にひきつづいて減少し一三四〇万人となった。これにたいし卸・小売業は一九三万人、サービス業は九一八万人とそれぞれ前年にくらべ大幅な増加を示した。就業者を従業上の地位別にみると、自営業主と家

族従業員は農林業では減少し、非農林業では増大した。雇用者は非農林業で増大した。

一、就業者総数を第一次、第二次、第三次の三産業部門に分けると、第一次産業が六三四万人で就業者全体の一一・九％、第二次産業が一八五八万人で同じく三四・八％、第三次産業が二八三九万人で同じく五三・一％となった。

一、就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は九四一万人で就業者全体の一七・六％、家族従業員は六二一万人で全体の一一・六％、雇用者は三七六九万人で全体の七〇・六％となった。

一、産業別雇用者数の動きも就業者数のそれと同じく、第三次産業部門の比重が増大した。雇用者の職業別構成では男子の販売従事者、女子の事務従事者の増加が目立った。雇用者の企業規模別構成では、前年につづき五〇〇人以上の大企業の雇用者が減少し、小規模企業の雇用者が増大した。そのため大企業雇用者の比重はひきつづき低下した。

一、一九七七年年央から七八年年央にかけての雇用・失業情勢は、生産活動の回復にもかかわらず改善がおこなわれず、構造不況業種を中心にむしろ深刻化する傾向を示した。有効求人倍率は〇・五％台の低迷をつづけ、失業者数は七八年三月に一四一万人を記録した。産業別の雇用動向では、製造業がひきつづき常用雇用者数を減少させ、他の産業では、サービス業、金融・保険業を除き、いずれの産業でも常用雇用指数が低下した。それにたいして臨時・日雇労働者数は増大をつづけた。大企業の減量経営がひきつづいておこなわれた。

1 雇用の動向

労働力人口・就業人口の推移

総理府統計局の「労働力調査」によると、一九七七年の労働力人口の年間平均数は五四五二万人(第6表参照)であり、前年を七四万人(一・四％)上回った。これを男女別にみると、男子は三三八一万人で前年よりも一三万人(〇・四％)増大し、女子は二〇七〇万人で前年よりも六〇万人(三・〇％)増大した。男子労働力人口は微増であるが、女子のそれはかなり顕著な増大であった。

この結果、一五歳以上人口八六三二万人にたいする労働力人口の割合を示す労働力人口比率、または労働力率は六三・二％となり、前年を〇・二ポイント上回った。男女別の労働力率をみると男子は八〇・五％で前年より〇・六ポイント低下し、女子は四六・七％で前年よりも〇・九ポイント上昇した。

労働力人口中の就業者数は一九七七年の年平均で五三四二万人で前年に比し七十一万人(一・三％)の増大となった。一％台の増加を示したのは一九七三年以来のことである。これを男女別にみると、男子就業者は三三〇九万人で、前年にくらべ五万人(〇・五％)の増加にとどまったのにたいして、女子就業者は二〇三三万人で、前年にくらべ五七万人(二・九％)もの大幅な増加となった。

第6表 労働力状況¹⁾

年 月	総 人 口	満 15 歳 以上人口	勞 働 力 人 口	従業上の地位別就業者数				完全失業者	失 業 率 ²⁾	非労働力 人 口	労働力率 ³⁾	雇用者比率 ⁴⁾	
				全 雇 業									
				総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者						
1970年平均	万人 10,357	万人 7,885	万人 5,153	万人 5,094	万人 977	万人 805	万人 3,306	万人 59	% 1.1	万人 2,273	% 65.4	% 64.9	
1973年平均	10,874	8,241	5,326	5,259	970	665	3,615	68	1.3	2,893	64.6	68.7	
74年平均	11,020	8,344	5,310	5,237	958	633	3,637	73	1.4	3,008	63.6	69.4	
75年平均	11,161	8,447	5,323	5,223	939	628	3,646	100	1.9	3,095	63.0	69.8	
76年平均	11,283	8,543	5,378	5,271	934	617	3,712	108	2.0	3,139	63.0	70.4	
77年平均	11,392	8,632	5,452	5,342	942	621	3,769	110	2.0	3,157	63.2	70.6	
1977年	1月 2月 3月 4月 5月 6月	8,590 8,597 8,605 8,611 8,622 8,628	5,253 5,256 5,357 5,471 5,540 5,551	5,139 5,133 5,230 5,365 5,430 5,440	878 856 878 930 965 993	529 522 558 628 678 690	3,726 3,747 3,781 3,798 3,778 3,746	114 122 127 106 109 111	2.2 2.3 2.4 1.9 2.0 2.0	3,319 3,317 3,224 3,113 3,064 3,054	61.1 61.1 62.2 63.5 64.2 64.3	72.5 73.0 72.3 70.8 69.6 68.9	
	7月 8月 9月 10月 11月 12月	8,631 8,643 8,650 8,659 8,666 8,668	5,549 5,516 5,520 5,501 5,480 5,426	5,444 5,410 5,415 5,402 5,378 5,314	990 976 970 973 956 934	690 671 679 660 603 544	3,753 3,752 3,753 3,758 3,808 3,826	105 106 105 100 103 111	1.9 1.9 1.9 1.8 1.9 2.1	3,055 3,105 3,114 3,139 3,166 3,219	64.3 63.8 63.8 63.5 63.2 62.6	68.9 69.4 69.3 69.6 70.8 72.0	
	1978年	1月 2月 3月 4月 5月 6月	8,683 8,690 8,698 8,705 8,717 8,724	5,315 5,348 5,438 5,537 5,656 5,676	5,190 5,212 5,297 5,413 5,532 5,550	898 896 921 959 1,017 1,029	516 546 593 647 713 716	3,766 3,761 3,774 3,800 3,794 3,796	126 136 141 123 123 126	2.4 2.5 2.6 2.2 2.2 2.2	3,339 3,315 3,231 3,142 3,041 3,026	61.2 61.5 62.5 63.6 64.9 65.1	72.6 71.7 71.2 70.2 68.6 68.4

〔備考〕 1) 総理府「労働力調査」による。
2) 失業率＝完全失業者／労働力人口
3) 労働力率＝労働力人口／満15歳以上人口
4) 雇用者比率＝雇用者数／就業者数

就業者のうち雇用者は三七六九万人で、前年より五七万人（一・五％）増加した。男女別にみると、男子は二五一八万人で、前年より九万人（〇・四％）増加し、女子は一二五一万人で、前年より四八万人（四・〇％）増加した。男子雇用者数の伸びがわずかであるのにたいして、女子雇用者数の伸びは前年にひきつづき大幅なものとなった。男子雇用者の増加が一けたにとどまったのは初めてであり、この増加は主として臨時の増加によるものとみられる。

完全失業者

つぎに完全失業者についてみると、一九七七年平均で一〇〇万人であり前年を二万人も上回った。前年の八万人増に比べれば小幅な増加となっているが、一九七五年以降の増加傾向がいぜんとしてつづいているほか、年間を通じて一〇〇万人以上を記録したことが注目される。完全失業率は二・〇％で前年と同率の高水準を示した。

男女別にみると、男子は七二万人で、前年よりも二万人（二・七％）の減少を示したのにたいし、女子は三八万人で前年よりも四万人（一一・八％）の増加を示した。

「労働力調査年報」昭和五二年版によって完全失業者の対前年増減率を年齢階級別にみると、一九七六年には高年齢層ほど増加率が高く、一五～二四歳の若年層では減少を示していたのにたいし、一九七七年では一五～二四歳層の増加率がもっとも高くなった。すなわち、一五～二四歳層は八・三％の増、二五～三九歳層は五・三％の増、四〇～五四歳層は〇・〇％で増減なく、五五歳以上層は五・三％の増であった。

非労働力人口

つぎに非労働力人口は、一九七七年の年平均が三一五七万人で、前年より一八万人（〇・六％）増

加しているが、増加率は一九七五年の二・九％、七六年の一・四％に比べ大幅に鈍化した。これを男女別にみると、男子は八〇五万人で前年より三三万人（四・三％）増加したのにたいし、女子は二三五三万人で前年より一三万人（〇・五％）減少した。女子が減少したのは、一九五五年以来のことである。

就業構造の変化

一九七七年の農林業就業者は五八九万人で、前年より一二万人（二・〇％）減少した。この結

果、農林業就業者の全産業就業者中に占める割合は一一・〇％となり、前年より〇・四ポイントと前年につづき小幅な減少となった（第7表）。男女別にみると、男子は二八八万人で前年にくらべ五万人（一・七％）の減少、女子は三〇一万人で前年にくらべ七万人（二・三％）の減少であった。農林業就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は二八二万人、家族従業者は二七六万人、雇用者は三二万人であって、前年に比し自営業主は七万人（二・四％）の減少、家族従業者は六万人（二・一％）の減少、雇用者は増減なしであった。この結果、農林業就業者の従業上の地位別の構成は、自営業主が四七・九％、家族従業者が四六・九％、雇用者が五・三％となった。

これにたいして非農林業就業者は四七五二万人で、前年にくらべ八二万人（一・八％）の増大を示し、全産業就業者の八九％を占めた（第7表）。男女別にみると、男子は三〇二一万人で前年に比し一九万人（〇・六％）の増大、女子は一七三一万人で前年に比し六三万人（三・八％）の増大となった。非農林就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は六五九万人で前年に比し一四万人（二・二％）の増大、家族従業者は三四五万人で前年に比し一〇万人（三・〇％）

第7表 就業者の従業上の地位別構成

(単位：万人)

従業上の地位別	就業者 総数	農 業				非 農				農 業			
		総数	自営業主	家族従業者	雇 用 者	総数	自営業主	家族従業者	雇 用 者				
									総数	常 雇	臨 時	日 雇	
総数	1970年	5,094	842	363	451	29	4,251	614	354	3,277	3,005	162	109
	1971	5,121	769	345	398	25	4,354	612	348	3,387	3,107	170	109
	1972	5,126	706	325	355	26	4,420	624	352	3,438	3,145	175	117
	1973	5,223	652	309	313	29	4,571	652	348	3,562	3,248	188	126
	1974	5,237	630	310	290	30	4,606	647	343	3,607	3,303	185	121
	1975	5,223	618	303	286	29	4,605	637	343	3,617	3,327	174	116
数	1976	5,271	601	289	282	31	4,670	645	335	3,682	3,382	183	117
	1977	5,342	589	282	276	31	4,752	659	345	3,738	3,406	208	124
うち 1977年	男子	3,309	288	215	51	22	3,021	446	73	2,495	2,366	64	66
	女子	2,033	301	67	225	9	1,731	213	272	1,242	1,039	144	59
構成比(%)	1970年	100.0	16.5	7.1	8.9	0.6	83.5	12.1	6.9	64.3	59.0	3.2	2.1
	1975	100.0	11.9	5.8	5.5	0.6	87.6	12.2	6.6	69.2	64.6	3.3	2.2
	1977	100.0	11.0 (100.0)	5.2 (47.9)	5.2 (46.9)	0.6 (5.3)	89.0	12.3	6.5	70.0 (100.0)	63.8 (91.1)	3.9 (5.6)	2.3 (3.3)

〔備考〕 1) 従業上の地位の区分は、つぎのようになっている。

「自営業主」—個人経営の事業を営んでいる者。

「家族従業者」—自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

「雇用者」—会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家庭などに雇われて給料、賃金を得ている者、および会社団体の役員。

「常雇」—雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年をこえる期間を定めているもの、および会社団体の役員。

「臨時」—1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。

「日雇」—日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。

2) 総理府統計局「労働力調査」による。

の増大、雇用者は三七三八万人で前年に比し五六万人（一・五％）の増大となった。これら三者の構成比をみると、自営業主が一三・九％、家族従業者が七・三％、雇用者が七八・七％となった。

つぎに非農林業雇用者を雇用形態別にみると、常雇は三四〇六万人で前年に比し二四万人（〇・七％）の増大、臨時雇は二〇八万人で前年に比し二五万人（二三・七％）もの大幅な増大、日雇は一二四万人で前年に比し七万人（六・〇％）の増大となった。非農林業雇用者総数三七三八万人のなかでこれら三者の構成比は、常雇が九一・一％、臨時雇が五・六％、日雇が三・三％となっており、前年に比し常雇の比重が低下し、臨時雇の比重が増大し、日雇のそれもわずかながら増大した。

非農林部門の
産業別就業者数

非農林部門のうちおもな産業別の年平均就業者数をみると（第8表）、製造業は一三四〇万で前年に比し五万人（〇・四％）の減少となった。

製造業はこれで一九七四年いらい連続四年の減少がつづいた。このうち男子は八四〇万人で前年に比し一五万人（一・八％）の減少したのにたいして、女子は五〇〇万人で前年に比し九万人（一・八％）の増大となった。これにたいし、卸売・小売業は一一九三万人で前年に比し四二万人（三・六％）と大幅な増加を示した。このうち男子は一六万人（二・五％）の増加であったのにたいし、女子は二六万人（五・〇％）もの顕著な増加であった。サービス業は九一八万人で前年に比し二七万（三・〇％）と大幅な増大を示したが、このうち男子

第8表 非農林業産業別就業者数

	漁業・水産養殖業			鉱業		建設業			製造業			卸売・金融・保険・不動産業			運輸・通信・電気・ガス・水道業			サービス業			公務				
	実数	対前年 増減 (万人)	増減率 (%)	実数	対前年 増減 (万人)	増減率 (%)	実数	対前年 増減 (万人)	増減率 (%)	実数	対前年 増減 (万人)	増減率 (%)	実数	対前年 増減 (万人)	増減率 (%)	実数	対前年 増減 (万人)	増減率 (%)	実数	対前年 増減 (万人)	増減率 (%)	実数	対前年 増減 (万人)	増減率 (%)	
男	1970年	44	-3	-6.4	20	-4	-16.7	394	23	6.2	1,377	32	2.4	1,144	11	1.0	353	15	4.4	751	29	4.0	161	5	3.2
	1973	47	-2	-4.1	13	-3	-18.7	463	30	6.9	1,440	57	4.1	1,233	32	2.7	370	14	3.9	817	18	2.3	178	2	1.1
	1974	45	-2	-4.3	14	1	7.7	464	-3	-0.6	1,427	-16	-1.1	1,260	18	1.4	364	-8	-2.2	830	4	0.5	192	12	6.7
女	1975	43	-2	-4.4	16	2	14.3	479	15	3.2	1,346	-81	-5.7	1,296	36	2.9	363	-1	-0.3	855	25	3.0	196	4	2.1
	1976	42	-1	-2.3	18	2	12.5	492	13	2.7	1,345	-1	-0.1	1,323	27	2.1	374	11	3.0	891	36	4.2	175	-21	-10.7
計	1977	45	3	7.1	19	1	5.6	499	7	1.4	1,340	-5	-0.4	1,372	49	3.7	371	-3	-0.8	918	27	3.0	198	3	1.7

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」昭和51年版による。

第9表 産業別就業者数構成比

年次	全産業	農林業	非農林業	漁業水産 養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸小売 金融保険 不動産業	運輸通信 電気ガス 水道業	サービス 業	公務
1965	100.0	22.1	77.9	1.4	0.6	6.9	24.3	21.3	6.2	13.7	3.3
1970	100.0	16.5	83.5	0.9	0.4	7.7	27.0	22.5	6.9	14.7	3.2
1973	100.0	12.5	87.5	0.9	0.2	8.9	27.4	23.6	7.1	15.7	3.4
1974	100.0	12.1	87.9	0.8	0.3	8.8	27.2	24.0	6.9	15.9	3.7
1975	100.0	11.9	88.1	0.8	0.3	9.1	25.8	24.8	6.9	16.4	3.7
1976	100.0	11.4	88.6	0.8	0.3	9.3	25.5	25.1	7.1	16.9	3.3
1977	100.0	11.0	89.0	0.8	0.4	9.3	25.1	25.1	6.9	17.2	3.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

は七万人（一・五％）の増大であったのにたいし、女子は一九万人（四・四％）と卸売・小売業につぐ大幅な増加であった。このほか建設業は四九九万人で前年に比し七万人（一・四％）の増加を示したが、運輸・通信・ガス・電気・水道・熱供給業は三七一万人で三人（〇・八％）の減少であった。他の主要産業の動向は第8表の示すごとくであり、結果としての産業別就業者の構成比は第9表に示すごとくである。

産業別および従業上の地位別就業者数
以上によって就業者総数を第一次産業（農林業・漁業・水産養殖業）、第二次産業（鉱業・建設業・製造業）、第三次産業（上記以外の産業）の三部門に分けてみると、第一次産業はいぜんとして減少がつづいて六三四万人で、就業者全体に占める割合は一一・九％となり、また第二次産業は一八五八万人で、就業者全体に占める割合は三四・八％で前年より〇・四ポイント下回った。第三次産業は二八三九万人で就業者全体に占める割合は五三・一％と前年を二・七ポイント上回った（パーセントの数値は「労働力調査年報」昭和五二年版一頁による）。

なお、就業者の地位別構成をみると（第7表より算出）、自営業主は九四一万人で就業者全体の一七・六％、家族従業者は六二二万人で全体の一一・六％、雇用者は三七六九万人で全体の七〇・六％となった。

産業別雇用者数
つぎに第11表によってもな産業の雇用者数の動きをみると、製造業では一一二六万人で前年に比し七万人（〇・六％）の減少であった。製造業は一九七四年以降四年間連続して減少し、とくに一九七五年には六三万人（五・二

第10表]第1次、第2次、第3次産業別就業者数 (年平均) (単位：万人)

	第 1 次 産 業 ²⁾			第 2 次 産 業 ³⁾			第 3 次 産 業 ⁴⁾			構 成 比 (%)										
	実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		総 数	第 1 次 業 ²⁾	第 2 次 業 ³⁾	第 3 次 業 ⁴⁾							
		増	減		増	減		増	減					増	減					
男	1965年 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977	1,113 886 814 754 712 673 658 643 634	— — — — — — — — —	36 60 72 60 42 39 15 15 9	— — — — — — — — —	3.1 6.3 8.1 7.4 5.6 4.3 2.2 2.3 1.4	1,507 1,791 1,813 1,825 1,923 1,890 1,823 1,855 1,858	++ ++ ++ ++ ++ — ++ ++ ++	40 51 22 12 88 33 67 32 3	++ ++ ++ ++ ++ — ++ ++ ++	2.7 2.9 1.2 0.7 4.8 1.2 3.5 1.7 0.2	2,109 2,409 2,480 2,523 2,606 2,628 2,688 2,763 2,839	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	71 60 71 43 73 22 60 75 76	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	3.5 2.6 2.9 1.7 2.9 0.8 2.3 2.8 2.8	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	23.5 17.4 15.9 14.8 13.4 11.2 12.7 12.2 11.9	31.9 35.2 35.5 35.7 36.5 36.4 35.2 35.2 34.8	44.6 47.3 48.5 49.4 49.8 51.0 51.9 52.4 53.1
女	1965年 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977	540 436 402 377 348 338 328 327 324	— — — — — — — — —	16 29 34 25 29 10 10 1 3	— — — — — — — — —	2.9 6.2 7.8 6.2 7.7 2.9 3.0 0.3 0.9	1,039 1,217 1,243 1,263 1,308 1,311 1,348 1,299 1,290	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ —	27 34 26 20 45 3 37 49 9	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ —	2.7 2.9 2.1 1.6 3.6 0.2 2.8 3.6 0.7	1,272 1,433 1,485 1,508 1,555 1,576 1,606 1,663 1,686	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	40 30 52 23 47 21 30 57 33	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	3.2 2.1 3.6 1.5 3.1 1.7 1.9 3.6 2.0	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	18.9 14.1 12.8 12.0 10.8 10.5 10.2 9.9 9.8	36.4 29.4 39.7 40.1 40.7 40.6 41.1 39.5 39.0	44.6 46.4 47.4 47.8 48.4 48.8 49.7 50.6 50.9
計	1965年 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977	573 451 412 377 355 336 330 316 309	— — — — — — — — —	20 31 39 35 22 19 6 14 7	— — — — — — — — —	3.4 6.4 8.6 8.5 5.8 5.4 1.8 4.2 2.2	468 574 572 562 606 578 534 558 567	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	13 18 2 10 44 28 44 24 9	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	2.9 3.3 0.3 1.7 7.8 4.6 7.6 5.0 1.6	887 975 995 1,015 1,057 1,051 1,083 1,100 1,151	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	31 29 20 20 42 6 22 17 51	++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	3.8 3.1 2.1 2.0 4.1 0.6 3.0 1.6 4.6	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	30.5 22.5 20.8 19.3 16.1 17.1 16.9 16.0 15.2	24.9 28.7 28.9 38.7 20.0 29.3 27.4 28.3 27.9	44.6 48.7 50.2 51.9 52.3 53.4 55.6 55.7 56.6

【備考】 1) 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

2) 第1次産業：農業，林業，狩猟業，漁業水産養殖業 3) 第2次産業：鉱業，建設業，製造業 4) 第3次産業：左記以外の産業

5) 総理府統計局「労働力調査年報」昭和52年中第4表産業，従業上の地位別就業者数31～37頁より算出，構成比の合計は100にならない。

第11表 おもな産業の雇用者数

	非 農 林 業			建 設 業			製 造 業			卸小売金融保険業			運輸通信・電気ガ ス水道熱供給業			サ ー ビ ス 業									
	実数	対 前 年		この産業に就業者に対する割合%	実数	対 前 年		この産業に就業者に対する割合%	実数	対 前 年		この産業に就業者に対する割合%	実数	対 前 年		この産業に就業者に対する割合%									
		増減	増減率 %			増減	増減率 %			増減	増減率 %			増減	増減率 %										
年	1970	3,277	+ 108	+ 3.4	77.1	305	+ 16	+ 5.5	77.4	1,144	+ 28	+ 2.5	83.1	731	+ 19	+ 2.7	63.9	340	+ 14	+ 4.3	96.3	558	+ 30	+ 5.7	74.3
男	1971	3,387	+ 110	+ 3.4	77.8	324	+ 19	+ 6.2	78.2	1,156	+ 12	+ 1.0	83.6	766	+ 35	+ 4.8	64.9	349	+ 9	+ 2.6	96.4	586	+ 28	+ 5.0	75.6
	1972	3,438	+ 51	+ 1.5	77.9	343	+ 19	+ 5.9	79.2	1,155	- 1	- 0.1	83.5	782	+ 16	+ 2.1	65.1	341	- 8	- 2.3	95.8	606	+ 20	+ 3.4	75.8
女	1973	3,562	+ 124	+ 3.6	77.9	367	+ 20	+ 5.8	78.4	1,200	+ 45	+ 3.9	83.3	816	+ 34	+ 4.3	66.2	352	+ 11	+ 3.2	95.1	618	+ 12	+ 2.0	75.6
	1974	3,607	+ 22	+ 0.6	78.3	362	- 5	- 1.4	78.0	1,201	- 2	- 0.2	84.2	842	+ 21	+ 2.6	66.8	345	- 9	- 2.5	94.8	633	+ 8	+ 1.3	76.3
	1975	3,617	+ 10	+ 0.3	78.5	377	+ 15	+ 4.1	78.7	1,138	- 63	- 5.2	84.6	868	+ 26	+ 3.1	67.0	346	+ 1	+ 0.3	95.3	659	+ 26	+ 4.1	77.1
計	1976	3,682	+ 65	+ 1.8	78.8	385	+ 8	+ 2.1	78.6	1,133	- 5	- 0.4	84.2	903	+ 35	+ 4.0	68.3	357	+ 11	+ 3.2	95.5	692	+ 33	+ 5.0	77.7
	1977	3,738	+ 56	+ 1.5	78.7	390	+ 5	+ 0.01	78.2	1,126	- 7	- 0.6	84.0	940	+ 37	+ 4.1	68.5	354	- 3	- 0.1	95.4	711	+ 19	+ 2.7	77.5

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」昭和52年版による。1974年以降は沖組員をふくむ。

%)もの大幅な減少を記録したが、今回はその減少幅も前年にひきつづき小幅にとどまった。これにたいして就業者数の場合と同じく雇用者数の増大がもっとも顕著なのは卸売・小売・金融・保険・不動産産業の九四〇万人であって、前年に比し三七万人(四・一%)の増大であった。これにつぐのはサービス業の七一一万人で、前年に比し一九万人(二・七%)の増大であった。この結果、雇用者の産業別配分のパターンには前年よりもいっそう第三次産業の比重の増大の傾向がすすんだ(第12表)。

雇用者の職業別構成を男子についてみると、前年に比して増加が目立つのは販売従事者の一一万人(三・五%)の増大、ついで単純労働者の五万人(五・七%)の増大である。これにたいし管理的職業、専門的技術的職業、事務従事者、などは保合い時には減少を記録した。

女子雇用者の職業別構成をみると、前年に比し増加が目立つのは事務従事者の一八万人(四・七%)、技能・生産工程従事者の一一万人(三・七%)、専門的・技術的職業従事者の八万人(五・八%)であった。

第12表 雇用者の産業別構成比

		構 成 比 (％)						
		全 産 業	非農林業	建 設 業	製 造 業	卸 小 売 金融保険 不動産業	運輸通信・ 電気ガス水 道熱供給業	サービス業
男	1965年	100.0	97.9	9.3	34.5	20.6	10.0	26.2
	1970	100.0	99.1	9.2	34.6	22.1	10.3	16.9
	1973	100.0	99.2	10.1	33.3	22.7	9.8	17.3
女	1974	100.0	99.2	9.9	33.0	23.2	9.5	17.4
	1975	100.0	99.2	10.3	31.2	23.8	9.5	18.1
計	1976	100.0	99.2	10.4	30.5	24.3	9.6	18.6
	1977	100.0	99.2	10.4	29.9	24.9	9.4	18.9
男	1965	100.0	98.0	11.6	33.6	18.0	13.0	12.5
	1970	100.0	99.1	11.8	34.1	18.9	13.4	13.3
	1973	100.0	99.1	13.0	32.9	19.4	12.8	13.6
	1974	100.0	99.1	12.7	32.9	20.0	13.0	13.5
	1975	100.0	99.1	13.2	31.3	20.4	12.3	14.0
	1976	100.0	99.1	13.3	30.4	21.0	12.5	14.9
	1977	100.0	99.1	13.4	29.7	21.5	13.0	15.0
女	1965	100.0	97.8	4.4	36.5	26.2	3.4	24.0
	1970	100.0	99.1	4.1	35.6	28.6	3.9	24.2
	1973	100.0	99.4	4.4	34.1	29.5	3.6	24.9
	1974	100.0	99.3	4.2	33.3	29.9	3.7	25.5
	1975	100.0	99.3	4.2	31.0	31.0	3.6	26.8
	1976	100.0	99.3	4.3	30.7	31.3	3.7	26.4
	1977	100.0	99.3	4.2	30.3	31.9	3.9	26.8

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

第 13 表 雇 用 者 の 職 業 別 構 成

職 業 別	1970 年		1973 年		1974 年		1975 年		1976 年		1977 年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的 職業	6.6	9.1	6.5	9.9	6.5	10.7	6.8	11.6	7.1	11.5	7.0	11.7
管 理 的 職 業	5.7	0.5	7.2	0.9	7.3	0.9	7.8	0.9	8.1	1.0	7.9	0.8
事 務	17.4	30.9	16.9	30.8	17.0	31.7	16.1	32.2	15.8	32.2	15.8	32.4
販 売	10.5	10.2	10.9	10.9	11.5	10.6	12.0	11.1	12.8	11.1	12.9	11.1
農 林・漁 業	1.4	0.9	1.3	0.8	1.3	0.7	1.3	0.8	1.3	0.7	1.3	0.7
採 鉱・採 石	0.4	0.1	0.2	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0
運 輸・通 信	8.9	2.0	8.4	1.4	8.1	1.5	8.2	1.5	8.3	1.4	8.2	1.2
技能工・生産工 程作業者	37.6	26.6	38.9	28.0	38.2	26.6	37.5	24.5	36.9	24.9	36.7	24.9
単 純 作 業 者	6.0	6.0	3.9	3.9	3.9	3.9	3.6	3.7	3.5	4.0	3.7	3.8
保安職業・サー ビス職業	5.3	13.7	5.6	13.6	5.9	13.2	6.3	13.7	6.2	13.3	6.0	13.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。73年以降は沖縄県をふくむ。

第 14 表 非農林業雇用者の企業規模別構成比（官公をのぞく）

(%)

企 業 規 模 別		計	500 人以上	100～499人	30～99人	29人以下
総 数	1960年	100.0	26.2	13.4	16.8	43.6
	1965	100.0	31.0	15.1	17.3	36.7
	1970	100.0	30.1	16.1	16.7	36.9
	1971	100.0	30.0	16.6	16.7	36.4
	1972	100.0	30.0	16.0	16.8	37.0
	1973	100.0	29.3	16.2	17.2	37.3
	1974	100.0	29.5	16.0	17.0	37.2
	1975	100.0	28.8	16.0	17.1	37.9
	1976	100.0	27.9	16.1	17.7	38.3
	1977	100.0	27.2	15.8	17.5	39.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

以上の結果、雇用者の職業別構成比は第13表に示すごとくになった。

雇用者の企業規模別構成

非農林業雇用者（官公をのぞく三二七九万人）の企業規模別構成をみると、従業員二九人以下の企業に働く者は一二八八万人で前年に比し五一人（四・〇％）の増大を示した。したがってその総数のなかでの割合は三九・三％と前年に比し一・〇ポイント高くなった。同じく、従業員三〇～九九人の規模の企業の雇用者は五七三万人で前年に比し一万人（〇・二％）の微増を示し総数のなかの割合は一七・五％を占めた。二九人以下の企業の雇用者と合計すると一八六一万人で全体の五六・八％に当たる。これにたいし一〇〇～四九九人の企業の雇用者は五一九万人で前年に比し六万人（一・二％）の増大であった。全体のなかでの割合は一五・八％であった。五〇〇人以上の企業の雇用者数は八九二万人で前年に比し一〇万人（一一・一％）の減少であった。長期不況下にこの規模の企業の減量化がいぜんとしてつづいているためであり、その結果全体のなかでの割合も二七・二％と前年につづき〇・七ポイントの低下となった（第14表）。

2 構造不況と雇用情勢

雇用・失業情勢の悪化

以上は総理府統計局の「労働力調査年報」による一九七七年（暦年）における雇用

動向の推移を要約したものであるが、この年報の取り扱う範囲外の一九七八年前年における雇用・失業情勢の推移は、前年にひきつづきいぜんとして改善をみせず、むしろ構造不況業種を中心として部分的にはいっそうの悪化さえ示し、そのまま低迷状態をつづけた。すなわち、一九七七年は長期不況からの景気回復の三年目に当たるが、日本経済の実質経済成長率は、一九七六年度のプラス五・七％につづき一九七七年度はプラス五・四％の上昇にとどまる緩やかな景気回復がおこなわれ、鉱工業生産も在庫調整がおこなわれたこともあって年間を通じて低い伸びにとどまった。

政府は景気の着実な回復と雇用の安定をはかるため、一九七七年度においては二次にわたる補正予算をくみ、また七八年度予算では、歳入の三二％（実質三七％）を国債に依存する三四兆二九五〇億円の超大型予算を編成し、公共投資中心の景気浮揚策をとるにいたった。その結果、政府投資の増加と、前年にひきつづく輸出の伸びが顕著であったが、国内民間需要の盛り上がりが乏しく景気の回復は緩慢であった。政府の景気浮揚政策の効果がようやく経済の実質面に浸透を示すようになった一九七七年一〇～一二月期以降、鉱工業生産および出荷の水準も徐々に上昇し、七八年一～三月の生産は年率一二％も増加し、過去のピークである七三年一〇～一二月の水準を回復したが、それは全般としての雇用情勢の改善にはつながらなかった。それには、卸売業・小売業、サービス業等の第三次産業での雇用は増加したものの、製造業の雇用は、民間設備投資の低調や大企業におけるいぜんたる過剰雇用感を反映して停滞がつづいたことに大きな理由がある。とくに七七年後半以降から雇用調整をおこなう事業所が再び増大し、とくに造船業等構造不況業種では

希望退職者の募集、出向、配転等の雇用調整がおこなわれ、また企業倒産による失業者も増大した。

さらに、一九七七年一〇月以降、しだいに顕著となった円高傾向は貿易の大幅黒字の蓄積とともに七八年三月以降はますます加速化し、日本経済の先行き見通しをさらに困難にした。すなわち七七年一〇月六日に二六〇円台を割った円の対ドル相場は同年一二月一五日には二四〇円台割れ、七八年三月二四日に二三〇円台割れ、四月三日に二二〇円台割れとなり、六月二日には二一〇円台割れ、七月二日にはついに二〇〇円の大台を割るにいたったのであり、その衝撃はなお明らかな段階ではないが、雇用・失業情勢の回復に悪影響を及ぼすことは必至と見られるにいたった。

求人倍率の推移
以上の雇用情勢の推移を新規求人倍率（季節調整済み）の動きによってみるならば（第15表）、

一九七七年後半は前半にひきつづき低迷をつづけ、七三年一月以降の生産回復にもかかわらず、ほとんど改善はみられなかった。労働市場の需給状況をより実態に即して反映する有効求人倍率（季節調整済み）は、一九七七年五月に〇・五四とこの統計がはじまった一九六三年以来の最低水準を記録したが、七七年後半は〇・五三倍をわずかに上下する低水準のままの横ばい状態が七八年前半にももちこされた。本年鑑の統計には表されないが、中高年齢層に関する有効求人倍率はいっそう深刻であって、労働省の「昭和五二年労働経済の分析」はつぎのように指摘している。「なお、年齢別の労働力需給状況（五二年一〇月現在）をみると、各年齢とも求人が減少し求職者が増加したため、有効求人倍率は低下し、一倍を超えているのは一九歳以下の年齢層のみとなった。有効求人倍率は、年齢が高

くなるにしたがって低くなっており、特に四五歳から五四歳以下の年齢層では〇・三七倍、五五歳から五九歳以下の年齢層では〇・一五倍、六〇歳以上の年齢層では〇・〇六倍と、中高年齢層および高年齢層で大幅な求職起道の状態となった」（昭和五三年版『労働白書』七七八頁）。

深刻化する失業情勢

一九七七年平均の完全失業者数は一一〇万人で失業率は二・〇％であったが、注目されるのは年間を通じて一〇〇万人台を割ることなく、また同年末から七八年前半にかけて失業情勢は一段と悪化したことである。一九七八年三月には、過去二〇年間で最高の一四一万人（一九五九年三月の一四六万人以来の記録）、失業率は季節調整済の数値で二・一％となった。四月になってもこの傾向は改まらず、完全失業者数は一二三万人と就職時期を反映してやや緩和したもの、失業率は二・二％へと増悪した（第15表）。

さらに立ち入ってみると、雇用・失業情勢の実態は有効求人倍率や完全失業率が示す以上に深刻であった。ここには統計表そのものを引用しないが、一九七八年四月に発表された「昭和五十二年就業構造基本調査」の結果（速報）によると、一五歳以上の「無業者」のうち求職活動をつづけている人は四〇九万人にものぼり、就業者中の四〇九万人が転職を希望しており、さらに過去一年間に人員整理・会社解散・倒産等により離職した者は三六万人おり、これは前回の昭和四十九年「就業構造基本調査」にくらべ四一％の増加であった。一方、同調査による雇用者三七八二万人のうち一割近くの三六八万人が臨時・日雇労働者であったが、これも前回の調査にくらべ約三割の増加であった。

第15表 一般職業紹介状況¹⁾²⁾³⁾

年 月	新規 求人数 (A)	新規 求職件数 (B)	新規 求人倍率 (A)/(B)	有効 求人数 (C)	有効 求職者数 (D)	有効 求人倍率 (C)/(D)	就職件数 (E)	充足率 (E)/(C)	季 調 済	
	千人	千件	倍	千人	千人	倍	千人	%	新規 求人倍率	有効 求人倍率
1970年平均	309	352	0.88	794	1,249	0.64	142	17.8	1.52	1.35
1973年平均	687	320	2.14	1,963	1,113	1.76	157	8.0	2.07	1.74
1974年平均	477	340	1.40	1,425	1,186	1.20	146	10.2	1.18	0.98
1975年平均	339	350	0.97	943	1,536	0.61	122	13.0	0.98	0.59
1976年平均	348	343	1.02	948	1,487	0.64	119	12.6	0.99	0.64
1977年平均	311	366	0.85	845	1,517	0.56	118	14.0	—	—
1977年 1月	367	531	0.69	814	1,686	0.48	90	11.0	0.87	0.62
2月	350	322	1.09	888	1,659	0.54	90	10.1	0.88	0.60
3月	442	371	1.19	1,093	1,696	0.64	166	15.2	0.91	0.62
4月	357	423	0.84	1,037	1,681	0.62	254	24.5	0.82	0.59
5月	285	405	0.70	867	1,558	0.56	156	17.9	0.81	0.54
6月	266	334	0.80	765	1,482	0.52	107	14.0	0.82	0.53
7月	260	295	0.88	713	1,399	0.51	88	12.3	0.79	0.53
8月	341	309	1.11	775	1,382	0.56	84	10.8	0.81	0.53
9月	357	334	1.07	865	1,393	0.62	102	11.8	0.82	0.53
10月	308	326	0.94	884	1,395	0.63	110	12.4	0.82	0.53
11月	232	315	0.74	793	1,382	0.57	108	13.6	0.83	0.52
12月	171	423	0.41	649	1,489	0.44	68	10.4	0.92	0.53
1978年 1月	323	561	0.57	717	1,768	0.41	78	10.9	0.74	0.52
2月	351	337	1.04	824	1,742	0.47	85	10.3	0.86	0.54
3月	451	383	1.18	1,044	1,776	0.59	198	17.0	0.87	0.55
4月	368	427	0.86	1,020	1,747	0.58	240	23.5	0.87	0.55
5月	306	423	0.72	888	1,668	0.53	145	16.4	0.85	0.53
6月	293	328	0.89	814	1,576	0.52	103	12.6	0.93	0.54
	前年同月比		前年同 月 差	前年同月比		前年同 月 差	前年同 月 比	前年同 月 差	前 月 差	
1977年平均	△ 10.6	6.6	-0.17	△ 10.8	2.0	-0.08	△ 0.6	+ 1.4	—	—
1977年 1月	0.3	15.9	-0.10	4.5	△ 1.3	+0.02	17.6	+ 1.2	-0.19	-0.01
2月	△ 9.7	4.1	-0.17	△ 2.7	△ 2.7	0.00	8.6	+ 1.0	+0.01	-0.01
3月	△ 7.2	7.2	-0.19	△ 5.2	△ 3.8	-0.01	5.7	+ 1.6	0.01	0.00
4月	△ 12.5	7.0	-0.19	△ 10.9	△ 4.0	-0.05	△ 6.5	+ 1.1	0.04	-0.03
5月	△ 15.2	8.2	-0.20	△ 13.6	0.8	-0.09	1.6	+ 2.6	0.02	-0.03
6月	△ 17.0	7.0	-0.23	△ 16.5	2.5	-0.11	1.5	+ 2.5	0.00	-0.01
7月	△ 18.4	5.0	-0.26	△ 18.9	3.7	-0.14	△ 9.0	+ 1.3	-0.04	-0.01
8月	△ 11.1	12.1	-0.28	△ 16.2	6.5	-0.15	△ 2.4	+ 1.5	+0.02	0.00
9月	△ 9.3	9.6	-0.22	△ 13.8	7.2	-0.15	△ 2.3	+ 1.4	+0.01	0.00
10月	△ 7.6	11.5	-0.20	△ 11.1	9.3	-0.15	2.8	+ 1.7	0.00	0.00
11月	△ 11.8	4.9	-0.13	△ 12.2	8.7	-0.14	△ 7.3	+ 0.8	+0.01	-0.01
12月	△ 11.9	△ 9.1	-0.01	△ 12.1	4.1	-0.08	△ 8.3	+ 0.4	+0.09	+0.01
1978年 1月	△ 12.1	5.6	-0.12	△ 11.9	4.9	-0.07	△ 12.8	- 0.1	-0.18	-0.01
2月	0.2	4.7	-0.05	△ 7.2	5.0	-0.07	△ 5.1	+ 0.2	+0.12	+0.02
3月	1.9	3.1	-0.01	△ 4.4	4.7	-0.05	7.4	+ 1.8	+0.01	+0.01
4月	3.1	0.8	+0.02	△ 1.7	4.0	-0.04	△ 5.8	- 1.0	0.00	0.00
5月	7.4	4.7	+0.02	2.4	7.1	-0.03	△ 6.7	- 1.5	-0.02	-0.02
6月	10.1	△ 1.8	+0.09	6.3	6.4	0.00	△ 4.1	- 1.4	+0.08	+0.01

〔備考〕 1) 学卒をのぞきパートをふくむ一般労働者。

2) 労働市場の実数は72年4月から、沖縄県をふくむ。ただし、72～73年平均の前年比は沖縄をふくまない数値間で計算した。

3) 労働省「職業安定業務統計」による。

第 16 表 雇用保険業務取扱状況¹⁾²⁾

年 月	雇 用 保 険 ²⁾³⁾			
	一 般			日雇受給 者実人員
	離職票 提出件数	受給者 実人員	基本受給率 ⁴⁾	
	千件	千人	%	千人
1970年平均	150	491	2.3	182
1973年 "	175	527	2.3	138
1974年 "	194	574	2.4	136
1975年 "	194	870	—	139
1976年 "	135	754	2.7	134
1977年 "	134	632	2.6	130
1977年 1 月	160	559	2.4	159
2 月	130	553	2.4	129
3 月	137	603	2.6	134
4 月	185	608	2.5	117
5 月	151	621	2.5	142
6 月	123	670	2.7	127
7 月	112	675	2.7	129
8 月	130	671	2.7	141
9 月	136	658	2.7	133
10 月	128	642	2.6	128
11 月	111	655	2.7	126
12 月	100	669	2.8	94
1978年 1 月	169	649	2.7	154
2 月	142	647	2.7	127
3 月	151	707	3.0	127
4 月	195	696	2.9	102
5 月	161	744	3.0	153
6 月	124	774	3.1	127
	前 年 同 月 比		前年同月差	前年同月比
1973年平均	△ 1.0	△ 10.3	— 0.4	△ 1.4
1974年 "	10.7	8.9	+ 0.1	△ 1.7
1975年 "	—	—	—	—
1976年 "	—	—	—	—
1977年 "	△ 0.7	△ 16.2	— 0.1	△ 2.9
1977年 1 月	△ 39.0	△ 41.9	— 0.4	△ 8.6
2 月	△ 11.0	△ 43.7	— 0.5	△ 7.2
3 月	△ 6.3	△ 41.5	— 0.3	△ 3.6
4 月	0.9	△ 37.6	— 0.3	△ 5.6
5 月	9.2	△ 12.6	— 0.2	1.2
6 月	7.8	△ 3.4	— 0.1	△ 3.2
7 月	10.3	△ 0.1	— 0.1	△ 5.3
8 月	16.8	5.0	+ 0.1	1.1
9 月	14.8	7.1	+ 0.1	△ 0.6
10 月	16.2	8.3	+ 0.1	△ 1.1
11 月	15.4	12.9	+ 0.3	△ 2.5
12 月	16.9	13.3	+ 0.3	6.8
1978年 1 月	5.7	16.1	+ 0.3	△ 3.4
2 月	10.3	17.0	+ 0.3	△ 1.5
3 月	5.7	17.3	+ 0.5	△ 0.5
4 月	6.3	14.5	+ 0.3	△ 12.8
5 月	6.3	19.8	+ 0.3	7.8
6 月	0.8	15.5	+ 0.4	0.0

〔備考〕 1) 労働省「雇用保険事業月報」による。
2) 雇用保険法施行に伴い、制度上の変更があったため1975年4月以降はそれ以前と接続しない。したがって、75年平均の数値は、3月まで失業保険制度の数値をふくむ。
3) 基本受給率= $\frac{\text{基本手当受給者実人員}}{\text{被保険者数} + \text{基本手当受給者実人員}}$

失業情勢の推移を雇用保険関係諸指標についてみると（第16表）、離職票提出件数は、一九七七年の年平均で一三万四〇〇〇件で前年を一〇〇〇件下回り、受給者実人員も六三万二〇〇〇人で、同じく前年のそれを一二万二〇〇〇人下回った。けれども、離職票提出件数は、七七年三月以降前年同月比でプラスをつづけ、受給者実人員数も同年八月以降同じく前年同月比でプラスをつづけた。

労働省の「毎月勤労統計調査報告」によると、一九七七年の常用労働者雇用指数は、調査産業所で前年にくらべ〇・四ポイント減で三年つづきの減少を記

録した（第17表）。産業別にみると、前年にひきつづき落ち込みの顕著なのは製造業であって一・七ポイントの減少を示し、製造業のほかでは繊維・木材・家具、紙パルプ、化学、ゴム・窯業、鉄鋼、非鉄金属、金属製品 一般機械、輸送機械等が軒なみに下落した。雇用指数が上昇したのは精密機械と電気機械のかぎられた産業にとどまった。製造業以外ではサービス業が前年にくらべ二・一ポイントと上昇をつづけ、金融・保険業や不動産業でわずかな上昇を記録した以外、どの産業も二年つづきの減少を記録した。また、サービス業をのぞいてどの産業においても一九七七年の後半から七八年の前

第 17 表 産 業 別 常 用 雇 用 指 数¹⁾²⁾ (1970年=100)

年 月	調 査 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 業・ 小 売 業	金 融 業・ 保 険 業	不 動 産 業	運 送 業・ 通 信 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業
1970年平均	98.2	213.5	92.7	107.2	91.1	91.1	—	100.7	93.9	85.0
1973年平均	101.8	126.7	105.9	106.2	99.5	99.3	107.8	99.2	98.4	94.6
1974年平均	102.0	108.1	106.0	105.7	99.5	98.9	104.0	99.7	99.4	97.3
1975年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1976年平均	98.3	93.2	99.0	97.3	98.7	99.8	94.1	98.2	99.7	101.0
1977年平均	97.9	90.6	98.5	95.6	98.3	100.4	94.4	97.5	99.5	103.1
1977年1月 2月 3月 4月 5月 6月	97.2	91.4	97.3	96.1	97.2	97.8	92.8	97.9	99.1	100.6
	96.9	91.2	97.0	95.7	96.5	97.7	92.8	97.6	98.8	100.6
	97.0	90.6	98.1	95.6	97.0	97.7	92.3	97.4	99.3	100.5
	99.3	91.3	99.5	97.2	101.0	102.3	97.7	97.9	101.0	103.8
	99.1	91.3	98.8	96.8	100.5	102.1	91.8	97.7	100.6	104.0
	98.8	91.0	99.0	96.5	100.0	101.8	97.2	97.7	100.1	104.2
7月 8月 9月 10月 11月 12月	98.5	90.8	99.7	96.1	99.5	101.3	96.6	97.5	99.9	104.3
	98.0	90.4	99.2	95.4	98.7	100.9	95.3	97.4	99.7	103.9
	97.6	89.7	98.5	94.9	98.0	100.8	94.1	97.3	99.5	103.9
	97.5	89.8	98.6	94.6	97.5	100.9	92.8	97.2	99.2	104.1
	97.4	90.0	98.9	94.4	97.3	101.2	92.0	97.4	98.7	104.1
	97.0	89.6	97.2	94.0	96.9	100.7	90.9	97.5	98.6	103.6
1978年1月 2月 3月 4月 5月 6月	96.2	88.4	96.5	93.3	96.0	99.7	90.5	97.2	98.4	103.2
	95.9	88.9	96.6	92.8	95.6	99.2	90.6	96.8	98.4	103.4
	95.8	87.0	97.2	92.6	96.1	98.7	91.1	96.7	98.7	103.1
	97.9	87.0	98.8	94.0	99.9	104.0	93.7	97.0	100.7	106.0
	97.7	86.3	98.5	93.6	99.5	103.7	93.8	96.6	100.9	106.1
	97.5	85.8	98.6	93.3	99.2	103.0	93.4	96.5	100.9	106.3

〔備考〕 1) 常用雇用指数は6カ月ごとに中間補正がなされる。本表は補正済の指数である。
 2) 72年7月以降は沖縄県をふくむ。ただし，指数については時系列として接続するように沖縄県をふくめたことによるギャップを修正した。
 3) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

第 18 表 規模別入・離職率の動き（製造業）

年 別	入 職 率 (%) A				離 職 率 (%) B				入 職 超 過 率 (A-B)				
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	
1970年	25.7	34.6	39.1	28.7	24.1	32.1	35.8	27.5	1.6	2.5	3.3	1.2	
1971	19.3	26.5	28.6	27.3	21.7	28.2	30.3	26.9	△ 2.4	△ 1.7	△ 1.7	0.4	
1972	16.0	24.4	26.3	26.4	18.8	25.5	27.6	25.1	△ 2.8	△ 1.1	△ 1.3	1.3	
1973	19.9	25.6	27.9	25.2	18.6	24.6	28.6	25.0	1.3	1.0	△ 0.7	0.2	
1974	15.7	20.3	22.9	22.4	17.9	23.8	25.9	23.2	△ 2.2	△ 3.5	△ 3.0	△ 0.8	
1975	13.8	19.5	23.6	24.4	16.7	22.8	24.9	24.0	△ 2.9	△ 3.3	△ 1.3	0.4	
1976	10.2	12.5	22.9	22.7	13.5	19.3	22.3	21.4	△ 3.3	△ 1.8	0.6	1.3	
1977	11.1	16.3	21.6	20.6	13.6	19.7	23.4	19.9	2.5	△ 3.4	△ 1.8	0.7	

【備考】 1) 労働省「毎月勤労統計調査結果概要」

2) 入・離職率は年間累計。

3) 入（離）職率は当月増加（減少）労働者数を前月末労働者数で除した比率。△印は離職超過。

半にかけて常用雇用指数はいぜんとして低下をつづけた。それにな
いし、第7表にみたように臨時・日雇労働者数は増大をつづけ、他方
労働時間は時間外労働を中心に増大の傾向を持続した（労働時間に
ついては本年鑑第一部Ⅲ「賃金と労働時間」を参照）。すなわち、企業に
よる「減量経営」や「雇用調整」はひきつづき進行し、生産活動が
上昇した部門でも、労働需要の増大にたいしては常用労働者の雇用
をできるだけ手控え、時間外労働の増大や日雇・臨時労働者の採用
によって対処するという企業の雇用態度がひきつづき維持されたの
である。

企業規模別雇用の動き

雇用情勢の深刻さを特徴づけるもう一つ
の事情は、大企業の雇用はひきつづき減
少し、中小企業の雇用が増大したことである。このことは上記の総
理府の「労働力調査」によっても示された。労働省の「毎月勤労統
計調査」によって製造業の企業規模別の労働異動状況をみると（第
18表）、一九七七年の年平均では、製造業全体で離職率が入職率を
○・二ポイント上回っているが、この傾向は五ノ二九人規模の企業
における場合をのぞいてどの規模の企業にも同様にみられた。けれ
ども（表示はされていないが）、五〇〇人以上および一〇〇ノ四九

第11章 若年労働者の不足数

(単位：千人)

規 模・産 業		1965年	1970年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
合 計		1,797 (21.7)	1,837 (19.8)	1,246 (13.4)	1,849 (20.5)	1,342 (14.3)	779 (8.0)	794 (8.4)	779 (8.3)
規 模	従業員500人以上	280 (10.8)	149 (6.0)	63 (2.6)	128 (5.3)	69 (2.8)	17 (0.8)	21 (1.1)	13 (0.6)
	100人～499人	413 (17.9)	371 (5.2)	208 (8.5)	299 (13.2)	195 (8.4)	78 (3.6)	69 (3.5)	70 (3.4)
	30人～99人	515 (25.9)	473 (22.7)	321 (16.1)	478 (24.4)	346 (17.4)	177 (8.3)	168 (8.2)	175 (8.4)
	5人～29人	662 (33.6)	844 (37.0)	654 (26.8)	944 (39.3)	732 (28.3)	507 (15.3)	535 (15.6)	520 (16.7)
産 業	鉱 業	24 (11.3)	14 (8.7)	6 (4.9)	11 (9.0)	10 (9.5)	5 (4.6)	4 (3.8)	5 (5.0)
	建 設 業	226 (30.6)	329 (31.7)	243 (22.8)	362 (34.2)	304 (28.8)	171 (11.3)	200 (12.9)	199 (13.3)
	製 造 業	1,379 (22.0)	1,294 (19.0)	835 (12.5)	1,236 (19.0)	831 (12.1)	506 (7.6)	510 (8.0)	484 (7.7)
	運 輸 通 信 業	120 (14.3)	124 (12.1)	90 (8.6)	140 (14.0)	125 (12.0)	64 (5.7)	49 (4.6)	66 (5.9)
	電気・ガス・水道 ・熱供給業	2 (3.7)	2 (3.0)	2 (1.9)	2 (2.3)	1 (2.1)	1 (1.7)	1 (1.2)	1 (0.9)
	自動車整備業等	46 (31.3)	75 (35.4)	71 (26.3)	99 (33.3)	70 (14.3)	32 (11.8)	34 (13.3)	25 (9.0)

〔備考〕 1) () は不足率を示す。

$$2) \text{ 不足率}(\%) = \frac{\text{不足技能工数}}{\text{調査時点の技能工数}} \times 100$$

3) 電気・ガス・水道業には73年分以降に熱供給業をふくむ。

4) 労働省「技能労働力需給状況調査」(各年6月、ただし55年については6月現在)

九人規模企業では七十七年後半から七八年前半にかけて入職率がひきつづき低下する傾向を示したのにたいして、それ以下の規模の企業では入職率がやや増大する傾向を示した。

新規学卒者の需給状況

雇用情勢の長期にわたる悪

化と低迷は、中学・高校の新規学卒者の需給状況にも当然影響をおよぼしたが、全体としての需要超過に変わりはない。労働省の「昭和五三年三月新規学卒者の職業紹介状況調査」によると、中学卒にたいする求人数は一六万一〇〇〇人で前年に比し二五・五％の減となったが、求職者は前年に比し一・六％減少したため求人倍率は三・二五倍となり前年にくらべ〇・六一の減少となった。高校卒にたいする求人数は八六万二〇〇〇人で前年に比し一一・七％の減少となったが、求職者は四七万八〇〇〇人で前年にくらべ一・〇％減少となったため、求人倍率は一・八〇倍となり、前年にくらべ〇・二ポイント下回った。

一九七八年春の大学卒業生の就職状況の実態を示す資料は本年の年鑑執筆時に

はまだ利用可能でないが、前年の一九七七年春の状況を示す文部省の「学校基本調査」（昭和五二年五月一日現在）により大学・短大など高等教育機関の卒業後の状況をみると、卒業した学生の七二％が就職していることが判明した。前年より一・三％増とわずかに上昇したものの、深刻な不況を反映してか一〇年前の大卒者就職率八〇・五％に比べ大きく落ち込んでいる。すなわち、一九七七年春の大学卒業者は三三万九八一九人で前年より一万三六五二人増、短大卒業者は一六万〇〇四四人で同九一八一人の増であったが、大学卒の就職率は七二％（前年比一・三増％）、短大卒の就職率は七一・四％（同二・四増％）であった。

技能労働者の需給状況

労働省職業訓練局による「昭和五二年度技能労働者需給状況調査」（調査時点は

一九七七年六月一日、調査対象は鉱業、建設業、製造業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、自動車整備業等修理業の六産業の規模五人以上の約一万五〇〇〇事業所）によると、技能労働者の不足数（採用を予定し、または計画しながら採用できず欠員となっているもの）は七八万人で、現に雇用されている技能労働者九三万人にたいする割合（不足率）は八・三％となり、技能労働者はいぜんとして不足していることを示した。けれども一九七三年の不足数約一八五万人、不足率二〇・五％をピークとする高度成長期の不足状況にくらべ、七五年の七八万人、八・〇％、七六年の七九万人、八・四％、七七年の七八万人、八・三％と技能労働者の需給関係は長期不況のもとで大幅に緩和した（第19表）。

産業別にみると製造業が四八万四〇〇〇人、建設業が一九万九〇〇〇人、運輸・通信業が六万六〇〇〇人でこの三産業で全体の九六

％を占めている。不足率では建設業が一三・三％ともっとも高く、ついで自動車整備業等九・〇％、製造業七・七％となっている。

事業所規模別にみると小規模事業所ほど不足数が多く、五～二九人規模で五二万人（全体の六七％）不足しているのにたいし、五〇人以上では一万三〇〇〇人不足しているにすぎない。不足率においても五～二九人規模では一六・七％の高率にたいし、五〇人以上規模のそれは〇・六％にすぎなかった。

職種別の不足数を主要職種についてみると、自動車運転者が七万七〇〇〇人でもっとも多く、以下、ミシン縫製工の五万五八〇〇人、機械工の四万一九〇〇人、配管工・鉛工の三万七八〇〇人となっており、過去の傾向がつづいた。不足率の高いのは、鉄筋工の二九・八％、配管工・鉛工の二四・四％、タイル張工の二一・七％、製かん工の二〇・八％などであった。

【参考資料】 (1)総理府統計局「労働力調査年報」昭和五二年版、(2)総理府統計局「昭和五二年就業構造基本調査」結果速報、(3)労働省労働大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」、(4)同上「労働統計調査月報」、(5)労働省職業安定局「職業安定業務統計」、(6)同上「雇用保険事業月報」、(7)労働省「労働経済動向調査」、(8)同上「昭和五二年労働経済の分析」、(9)同上「昭和五三年三月新規学卒者の職業紹介状況調査」、(10)同上「昭和五二年度技能労働者需給状況調査」

III 賃金と労働時間

概要□賃金——賃金水準と労働分配率・名目賃金／春季賃上げ額と率／実質賃金／労働分配率の動向／企業間賃金構造・産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造・労働者種類別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態・給与構成比率／基本給体系各種手当の採用比率／定期給与と臨時給与および賃金不払の状況・定期給与と臨時給与／賃金不払の状態／労働時間——労働時間の動向／週休二日制／週休以外の休日および夏季休暇

概

要

一、一九七七年の賃金は、現金給与総額の対前年上昇率でみると、調査産業計で九・二%、製造業で九・五%であって、前年の一二・八%、一二・六%よりさらにいっそう低下した。景気回復が低迷し、七七年春闘の賃上げが前年を大幅に下回ったことによる。

一、七七年の春季賃金闘争における賃上げ率は八・八%で、前年と同率になり、二年連続して一ケタ賃上げとなった。このように低率賃上げに終わった理由は、第一に、景気の回復が低迷し、企業の「減量経営」がいっそう徹底してすめられ、加えて構造的な不況業種で人員整理がすすんだため労働力需給が大幅に緩んだことにある。ちなみに七七年の有効求人倍率は、前年にひきつづき〇・五倍前後にとどまった。第二に、賃金水準に影響を与える消費者物価上昇率もひきつづき一ケタ台で推移した。第三に、いわゆる構造不況業種を中心に企業業績が低迷し、ここでの低率賃上げが全体の水準を大きく左右したことがあげられる。七七年の名目賃金の上昇率は九・二%であり、前年の一二%台からみても大きく後退したが、これには春季賃上げ率が低率であったことのほかに、所定外時間労働や一時金の伸びがわずかにとどまったことが影響している。したがって、実質賃金は一・一%と微増したにすぎない。

後退がみられる。

一、労働分配率は、七四年下期に、労働生産性の回復を反映して五一・五％に低下したが七五年下期も同様の傾向と思われる。

一、企業間賃金構造をみると、七七年も製造業の賃金は相対的に上昇しており、鉱業、建設、金融保険、運輸通信の四産業も相対的上昇を持続している。なお製造業のなかでも構造不況業種は昨年につづき低下がつづいている。規模別賃金格差をみると、前年までつづいてきた格差拡大傾向に本年はややブレーキがかかり若干縮小している。

一、企業内賃金構造は、まずホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差をみると、鉱業でやや縮小し製造業では保合いである。男女別賃金格差は前年にひきつづき格差が拡大している。年齢別賃金格差も同様に拡大しつつあり、中高年層賃金の改善がすすみつつある。

一、基本給体系の内訳をみると、前年にひきつづき仕事給の比率は減少し（ただし鉱業では増加）、生活手当等の増加がつづいている。

一、七七年の臨時給与の動向は、調査産業計では支給率四・二七カ月で前年より七・一％の増となっている。

一、七七年の調査産業計の平均総実働時間は一七四・七時間で前年に比し〇・二時間微増している。また、所定外労働時間も一二時間で前年より〇・四時間増加しているが、全体としては前年と同水準で推移した。

一、なんらかのかたちの週休二日制を採用する企業は四三・六％でほぼ前年並みであり、不況を反映して停滞している。しかも、大企業と中小企業の格差が拡大しつつあり、後者での内容悪化という

1 賃 金

1 賃金水準と労働分配率

名目賃金

一九七七年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査報告」の現金給与総額によってみれば、調査産業計で二万九六二〇円、製造業で二〇万七五四円であり、対前年上昇率は、前者で九・二％、後者で九・五％となっている。高度成長期をすぎて以降名目賃金上昇率は連年低下傾向を示してきたが、一九七七年にいたって一〇％を下回るにいった。

このような事態はまず一九七五年以降の長期不況を反映して、労働力需給が大幅に緩和したことにもとづいている。需給状況を有効求人倍率でみると、一九七三年の一・七四をピークに、その後は急速に低下し、一九七六年平均は〇・六四倍、七七年春闘時の一月には〇・四七倍、その後も〇・五倍前後で推移している。これは一方で構造不況業種で解雇が続発していることと、他方で好調業種でもきびしい「減量経営」政策が推進されてきたことにもとづいている。

第 20 表 調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移
(現金給与総額 1975年=100)

年 月	調 査 産 業 計				製 造 業			
	名 目 賃 金		実 質 賃 金		名 目 賃 金		実 質 賃 金	
	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率
1970年平均	42.4		73.1		43.7			
1974年平均	87.1	27.2	97.4	2.2	89.7	26.2	100.3	1.4
1975年平均	100.0	14.8	100.0	2.7	100.0	11.5	100.0	△ 0.3
1976年平均	112.8	12.8	103.2	3.2	112.6	12.6	103.0	3.0
1977年平均	123.2	9.2	104.3	1.1	123.3	9.5	104.4	1.4
1977年 1 月	90.9	10.3	79.3	1.0	91.6	11.6	79.9	2.2
2 月	88.0	10.3	76.3	0.9	89.0	10.7	77.2	1.4
3 月	99.5	11.5	85.8	1.9	90.4	11.1	77.9	1.4
4 月	92.1	8.9	78.1	0.3	92.1	11.0	78.1	2.2
5 月	92.7	10.5	77.9	1.2	95.8	10.8	80.5	1.4
6 月	168.0	10.7	141.9	2.1	144.3	11.9	121.9	3.2
7 月	166.4	7.9	140.9	0.2	200.4	8.9	169.7	1.1
8 月	105.9	11.8	89.7	3.1	107.3	9.5	90.9	0.9
9 月	94.2	9.5	78.4	1.8	96.5	9.3	80.3	1.5
10月	95.6	8.3	79.1	0.6	96.7	8.4	80.0	0.8
11月	97.3	4.3	81.5	△ 1.8	99.8	8.6	83.6	2 2
12月	287.4	8.4	241.3	3.3	276.0	7.4	231.7	2 4

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 賃金指数の基準年次 100 は賞与支給月をふくめて平均したものであるから、賞与月でない月の指数は低目になる。

賃金水準に影響をあたえる消費者物価の動向をみると、七七年三月での対前年上昇率は九・四％で、七六年三月の八・六％と同様に七五年三月の一四・二％を下回り、沈静の傾向を維持したこと
も名目賃金上昇を抑えた一要因となった。

初任給の上昇率については、一九七七年は未調査であり実態は不明であるが、前年の調査資料によれば、七六年の対前年上昇率は、規模計で、男子中卒二・〇％、高校卒七・一％、女子中卒二・九％、高校卒七・五％となっている。ちなみに人事院調査によれば、一九七七年の初任給対前年上昇率は男子高校卒技術者六・二％、同事務員六・九％となっており、初任給上昇率の鈍化傾向はいっそうすすんだものとみて大過あるまい。

春季賃上げ額と率
名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃金闘争の妥結結果を、賃上げ額および賃上げ率についてみると(労働省労政局調べ、第17表)、七七年賃上げ額は、民間平均で一万二五三六円、賃上げ率八・八％であり、前年にくらべて、額で微増、率で同率となり、低位の賃上げがつづく結果となった。産業別の賃上げ状況をみると、二ケタ台は水産・食料品の一〇・〇％、商業の一・五％の二産業にとどまり、平均賃上げ率を上回ったのは、自動車九・九％、車輛九・三％、石油九・

三%、化学九・一%等であり、逆に平均賃上げ率を下回ったのは、繊維四・四%、パルプ・紙八・一%、電力八・二%、セメント八・三%、鉄鋼八・五%等々の諸産業であった。七六年にひきつづき低額賃上げにとどまった理由は、労働力の需給緩和、物価上昇率の低下、一部好況業種をのぞいて企業業績がひきつづき低迷状態にあること等である。また賃上げ率の分散係数は一九七七年〇・一四で、七六年〇・二〇につづいて低下した。業種間の業績格差をこえて低位平準化した結果であろう。

七八年の春季賃上げ額は、労働省労政局の調べによると、民間平均で九二一八円、賃上げ率で五・九%となり、前年にくらべ額・率ともに大幅に低下した。かかる結果は、景気回復の足ぶみ状況、労働力需要の停滞に加え、産業間の業績格差がきわめて大で、繊維、鉄鋼、造船、紙・パルプ等で近年にない低額賃上げになったことによる。

実質賃金

実質賃金指数の動向（労働省算出、第20表）をみると、七七年では調査産業計で一・一%、製造業で一・四%とそれぞれ微増にとどまっている。前年はそれぞれ三・二%、三・〇%増であったからふたたび低下したが、七七年の春季賃上げ率が前年同率にとどまったこと、所定外給与や一時金の増加率が前年と比較してかなり低下していることなどが影響している。

実質賃金指数の月別の対前年同期増減率の動向をみると、調査産業計では、一月から五月まではせいぜい一%台にとどまり、夏季一時金の支給月である六月・八月では〇・二・三・一に上昇するが、九月からはふたたび低下し、十一月にはマイナスに転じている。冬季一時金の支給月である一二月にふたたび上昇するがそれも三・三

%にとどまっている。製造業でも若干水準は上回っているものの同様の傾向となっている。以上の結果は、七七年中の実質賃金は月別推移でみても前年とほとんど同水準であったことを示している。

労働分配率の動向

七四年下期において、付加価値にしめる人件費の割合は、日本銀行「主要企業経営分析」によると五一・五%で前年同期（五一・五%）にくらべ大幅に低下している。これは労働生産性の回復が顕著であったことによるが、この生産性水準の回復はおもに雇用圧縮によっている。七五年下期の資料は管見できないが、「減量経営」の進展からみて同様の傾向と思われる。

2 企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第21表）、製造業を一〇〇として鉱業一一七・六（前年一二六・六）、建設業九九・八（九六・八）、卸売業・小売業一〇〇・三（一〇〇・五）、金融・保険業一三三・一（一二九・九）、不動産業一一三・七（一一三・九）、運輸・通信業一二二・六（一二二・二）、電気・ガス・水道業一四一・〇（一四二・一）、サービス業一二二・六（一二四・四）となっている。前年にくらべて賃金が相対的に上昇した産業は、鉱業、建設業、金融・保険業、運輸・通信業であり、低下した産業は、卸売業・小売業、不動産業、電気・ガス・水道業、サービス業である。前年同様、建設業、金融・保険

第 21 表 産業別平均月間現金給与支給額

(規模30人以上)

年 別 産業別	1965年	1970年	1975年	1976年	1977年
調 査 産 業 計	—	75,670	177,213	200,242	219,620 (109.4)
鉱 業	41,650	79,209	197,301	214,090	236,017 (117.6)
建 設 業	39,439	71,727	158,045	177,641	200,280 (99.8)
製 造 業	36,106	71,447	163,729	183,557	200,754 (100.0)
食 料 品・た ば こ	—	62,801	146,592	161,666	179,251 (89.3)
織 維	25,068	52,657	113,878	129,883	137,625 (68.6)
衣 服	22,003	40,041	96,001	107,948	113,226 (56.4)
木 材・木 製 品	27,102	54,777	128,661	141,442	149,288 (74.4)
家 具	28,993	55,250	131,385	144,060	154,450 (76.9)
パルプ・紙・紙加工品	37,795	73,159	165,698	188,779	203,774 (101.5)
出 版・印 刷	47,639	87,257	207,045	239,107	259,006 (129.0)
化 学	44,091	86,785	198,811	219,699	239,795 (119.4)
ゴ ム	32,085	64,740	161,240	181,115	197,448 (98.4)
窯 業・土石製品	36,702	70,543	157,476	176,097	194,219 (96.7)
鉄 鋼	49,281	100,710	217,512	238,137	261,502 (130.3)
非 鉄 金 属	42,883	85,419	181,078	204,979	224,291 (111.7)
金 属 製 品	35,134	71,353	165,626	176,330	194,548 (96.9)
一 般 機 械 器 具	38,564	81,222	176,417	199,694	221,157 (110.2)
電 気 機 械 器 具	32,082	63,830	151,089	173,641	190,525 (94.9)
輸 送 用 機 械 器 具	43,781	82,769	181,768	208,825	229,529 (114.3)
精 密 機 械 器 具	34,834	69,153	152,940	174,437	190,604 (94.9)
卸 売 業・小 売 業	36,464	68,647	164,958	184,442	201,280 (100.3)
金 融・保 険 業	50,486	85,260	206,979	238,371	267,167 (133.1)
不 動 産 業	46,480	98,173	190,701	209,037	228,180 (113.7)
運 輸・通 信 業	47,164	84,825	198,669	224,276	246,194 (122.6)
電 気・ガ ス・水 道 業	59,627	106,648	241,039	260,788	282,978 (141.0)
サ ー ビ ス 業	—	82,856	202,465	228,426	246,165 (122.6)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 1975年より沖縄県を含む。

業、運輸・通信業が相対的に上昇をつづけた。産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業一四一・〇であり、ついで金融・保険業一三三・一、運輸・通信業およびサービスの一二二・六となっている。またもっとも賃金が高いのは建設業の九・八であるが、製造業との格差はほとんど解消した。

つぎに製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると(第21表)、前年にくらべて指数の増加したものがかなり減り、指数の減少したものが増大している。増加した産業は、一般機械(一〇八・八から一一〇・二)、電気機械器具(九四・六から九四・九)輸送用機械器具(一一三・八から一一四・三)、食料品・たばこ(八八・一から八九・三)、窯業・土石製品(九五・五から九六・七)であって、前年にひきつづき輸出好調の電機、自動車の両産業がふくまれている。

低下した産業は、繊維(七〇・八から六八・六)、衣服(五八・八から五六・四)、パルプ・紙・紙加工品(二〇二・八から二〇一・五)、出版・印刷(二三〇・三から一二九・〇)、ゴム(九八・七から九八・四)、精密機械器具(九五・〇から九四・九)、木材・木製品(七七・一から七四・四)、家具(七八・五から七六・九)、化学(一一九・七から一一九・四)等の多きを数える。七七年中における景気回復の立遅れを反映したものといえよう。

中分類別にみてもっとも賃金の高い産業は鉄鋼(一三〇・三)でついで出版・印刷(一二九・〇)、化学(一二九・四)、輸送用機械器具(一一四・三)の順となっているが、もっとも賃金の低い産業は、衣服(五六・四)で、ついで繊維(六八・六)、木材・木製品(七四・四)、家具(七六・九)の順となっており、大勢は前年と不

第 22 表 製造業規模別賃金格差

年	500 人以上	100～499人	30～99人	5 ～29人
1965年	100.0	80.9	71.0	63.2
1970年	100.0	81.4	69.6	61.8
1975年	100.0	82.9	68.7	60.2
1976年	100.0	81.3	66.9	58.6
1977年	100.0	82.0	66.8	59.9

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

変である。

規模別賃金格差
七七年に
おける賃

金の規模別格差をみると(第22表)、五〇〇人以上の賃金を一〇〇として一〇〇／四九九人の規模は八二・〇、三〇／九九人の規模は六六・八、五／二九人の規模は五九・九となっている。前年にくらべると一〇〇／四九九人規模と五／二九人規模で格差が縮小している。また一九六五年以降の長期的な推移をみると、一〇〇／四九九人規模では五〇〇人以上規模と格差はほとんど拡大していないが、三〇／九九人規模では格差拡大がつづき七七年が最も大きく、五／二九人規模では前年まで格差拡大がつづきつても七七年では若干縮小している。

一九七七年の製造業における規模別現金給与の月別推移を第23表によってみると、一

第 23 表 製造業における規模別 1 人平均月間現金給与額

年 月	1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1977年 1 月	175,003(100.0)	158,676(90.7)	147,836(84.2)	122,867(70.2)
2 月	171,298(100.0)	153,478(89.6)	140,297(81.9)	122,131(71.3)
3 月	173,123(100.0)	156,993(90.7)	142,781(82.5)	123,885(71.6)
4 月	178,195(100.0)	156,965(88.1)	144,385(81.0)	127,848(71.7)
5 月	189,257(100.0)	167,130(88.3)	149,927(79.2)	127,460(67.3)
6 月	314,224(100.0)	271,104(86.3)	223,540(71.1)	158,109(50.3)
7 月	417,943(100.0)	359,666(86.1)	314,588(75.3)	239,115(57.2)
8 月	202,593(100.0)	174,376(86.1)	169,203(83.5)	155,928(77.0)
9 月	186,871(100.0)	166,855(89.3)	152,044(81.4)	131,092(70.2)
10月	187,820(100.0)	165,933(88.3)	151,902(80.9)	132,017(70.3)
11月	194,102(100.0)	171,112(88.2)	158,556(81.7)	133,824(68.9)
12月	573,504(100.0)	500,554(87.3)	435,614(76.0)	325,496(56.8)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

〇〇〇人以上規模企業の賃金を一〇〇として、五〇〇～九九九人規模企業の賃金はほぼ九〇％弱であり、前年より若干格差が拡大している。一〇〇～四九九人規模企業の場合はほぼ八〇％前後であるが、六月（七一・一）、七月（七五・三）、十二月（七六・〇）の格差が大で、夏季、冬季の一時金水準の格差が大きいことを物語っている。三〇～九九九人規模企業ではほぼ七〇％前後であるが、一時金支給月の六月（五〇・三）、七月（五七・二）、十二月（五六・八）の三月は格差が大幅に開き、一時金水準の格差がいちじるしく大であることを示している。また各月とも前年より格差拡大の傾向がみられる。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、第24表によると、調査産業計の場合、東京を一〇〇としてもっとも高いのは、大阪（九一・八）で、ついで神奈川（八九・九）、兵庫（八七・〇）、京都（八五・五）、愛知（八三・三）、福岡（八二・七）、和歌山（八二・四）、広島・千葉（八二・一）の順となっており、順位の入れ替りはあるものの前年と同傾向と言ってよい。もっとも低いのは山形（六〇・五）で、ついで宮崎（六一・一）、熊本（六一・三）、鳥取（六一・八）、佐賀（六二・二）、島根（六二・三）、高知（六三・〇）、秋田・福島（六三・四）の順となっている。九州、東北、山陰地方の各県の賃金が低いことは前年と変わらない。

製造業で賃金をもっとも高いのは神奈川（九三・四）で、ついで大阪（九一・四）、兵庫（九〇・〇）、和歌山（八七・〇）、千葉（八六・四）、愛知（八三・一）、京都（八二・七）、広島・山口（八二・一）の順となっている。もっとも低いのは秋田（四七・六）で、ついで青森（五一・七）、鳥取（五二・三）、山形（五二・九）、岩手

第 24 表 調査産業計、製造業における府県別平均賃金指数
(1977年, 東京=100)

府県別	調査産業計	製造業
北海道	78.1	71.6
青森	67.7	51.7
岩手	63.7	54.3
宮城	75.9	62.7
秋田	63.4	47.6
山形	60.5	52.9
福島	63.4	58.3
茨城	74.4	76.0
栃木	73.6	74.5
群馬	71.3	70.1
埼玉県	76.7	78.2
千葉県	82.1	86.4
東京都	100.0	100.0
神奈川県	89.9	93.4
新潟県	66.3	59.5
富山県	69.6	69.5
石川県	74.1	70.5
福井県	67.2	62.0
山梨県	70.1	63.8
長野県	69.1	65.5
岐阜県	67.7	63.8
静岡県	77.2	76.8
愛知県	83.3	83.1
三重県	72.6	71.7
滋賀県	77.8	79.6
京都府	85.5	82.7
大阪府	91.8	91.4
兵庫県	87.0	90.0
奈良県	79.4	76.4
和歌山県	82.4	87.0
鳥取県	61.8	52.3
島根県	62.3	55.0
岡山県	76.4	76.1
広島県	82.1	82.1
徳島県	78.9	82.1
香川県	67.5	63.1
愛媛県	71.4	62.0
高知県	70.7	70.3
福岡県	63.0	61.3
佐賀県	82.7	79.4
長崎県	62.2	58.8
熊本県	72.6	72.7
大分県	61.3	55.4
宮崎県	69.2	69.2
鹿児島県	61.1	57.0
沖縄県	70.7	54.6
	72.7	73.3

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 調査産業計はサービス業をのぞく。

(五四・三)、鹿児島(五四・六)、島根(五五・〇)、熊本(五五・四)の順となっている。

3 企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

労働者の種類別に賃金格差をみると(第25表)、まず現金給与総額では、管理・

事務・技術労働者を一〇〇として、生産労働者は、鉱業八一・九(前年八〇・二)、製造業七一・四(前年七一・五)であり、ホワイ
トカラーとブルーカラーの賃金格差は、鉱業で前年にひきつづき縮
小している。きまって支給する給与では、同じく鉱業八七・八(前
年八六・〇)、製造業七五・五(前年七五・七)で前者と同様の傾
向がみられ、特別に支払われた給与は、鉱業六四・六(前年六四・

三)、製造業六〇・五(前年六〇・五)で、ここでは鉱業でごくわ
ずか格差が縮小した。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると(第26表)、まず現金
給与総額では男子を一〇〇とすると、女子の調

査産業計は五〇・六(前年五一・一)、鉱業四八・四(前年四八・
二)、製造業四六・一(四六・九)である。前年にひきつづき男女
別賃金格差はやや拡大している。つぎに、きまって支給する給与
は、調査産業計五一・六(前年五一・一)、鉱業四八・〇(前年四
七・九)、製造業四七・四(前年四八・二)であり、鉱業をのぞき
格差は拡大している。特別に支払われた給与は、調査産業計四七・
九(前年四八・一)、鉱業五〇・〇(前年四九・三)、製造業四二・
一(前年四二・九)であって、ここでも鉱業をのぞき格差は拡大し
ている。

以上に述べた男女別賃金格差は、平均賃金の格差であるから、男
女ごとの労働力構成の違いは無視されている。一般的にいうと、若

第 25 表 常用労働者の種類別・給与内訳別 1 人平均 1 カ月現金給与額
(規模30人以上：1977年)

産 業 別	合 計			生 産 労 働 者			管理・事務・技術労働者		
	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に 支払 われ た 給 与	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に 支払 われ た 給 与	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に 支払 われ た 給 与
調 査 産 業 計	213,704	159,148	54,556	*	*	*	*	*	*
鉱 業	236,142	184,326	51,816	221,209	176,833	44,377	270,179	201,462	68,717
製 造 業	200,977	151,222	49,755	177,356	136,496	40,860	248,383	180,822	67,561

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。
2) *は労働者の種類別の調査をおこなっていない。
3) 調査産業計はサービス業をのぞく。

第 26 表 常用労働者の性別 1 カ月平均現金給与額
(規模30人以上：1977年)

産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
調 査 産 業 計	247,533	125,281	183,794	94,759	63,739	30,521
鉱 業	248,415	120,299	193,991	93,099	54,425	27,200
製 造 業	238,602	109,918	178,731	84,727	59,871	25,191

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。
2) 調査産業計はサービス業をのぞく。

年労働者の男女別格差はそれほどではないが、年齢が高くなるにつれて格差は拡大する。いいかえればわが国において賃金が年功的に上昇するのは男子であり、女子の賃金の年功的上昇カーブは民間産業分野ではほとんどみられない。

年齢別賃金格差 七七年における年齢別賃金格差の動向を第27表によってみると、まず一〇〇人以上規模企業の賃金は、二〇～二四歳の賃金を一〇〇として、最高は五〇～五四歳の二二五である。前年は二三であったから、大企業の年功賃金カーブは前年にひきつづき立ってきている。

七四年までは、年齢別賃金の上下格差は縮小の傾向がみられたが、七五年以降は逆に拡大しつつある。このことは、わが国の生計費が教育費や住宅費の負担で、年齢が高まるにつれて増大する構造をもっているにもかかわらず、年齢別賃金格差が縮小してきたので、いわゆる賃金の中だるみが生じ、中高年齢層の生活困難が現われたのにたいする修正の動きと考えるとよいであろう。

以上に述べた傾向は、中小企業の場合も例外ではない。まず、一〇〇～九九九人規模企業の場合も、二〇～二四歳を一〇〇として最高の四五～四九歳（本年は四〇～五四歳間と同指数）では一八九であるが前年は一八六であったし、一〇～九九

第 27 表 企業規模別にみた年齢別賃金格差（産業計，男子労働者）

(20～24歳＝100)

年齢階級	計		1,000人以上		100～999人		10～99人	
	1976年	1977年	1976年	1977年	1976年	1977年	1976年	1977年
計	150	153	163	166	150	152	138	141
～17歳	69	69	70	71	72	71	67	69
18～19	81	81	84	82	83	82	78	79
20～24	100	100	100	100	100	100	100	100
25～29	127	128	128	128	128	128	126	127
30～34	156	156	161	161	157	157	148	149
35～39	173	176	185	186	175	177	158	162
40～44	182	186	203	205	185	189	159	164
45～49	184	189	212	216	186	189	154	159
50～54	186	189	223	225	184	189	151	154
55～59	157	161	193	200	163	164	139	141
60～	127	129	145	143	134	137	123	125

〔備考〕 労働省「賃金構造基本統計調査報告」による。

人規模企業でも最高が四〇～四四歳の一六四であるが、前年は一五九であった。

企業規模別の年齢別賃金格差の特徴をみると、一〇〇〇人以上の企業では五〇～五四歳が最高であるが、一〇〇～九九九人規模および一〇～九九九人規模では四〇～四四歳でピークに達している。つまり、企業規模が大きくなるほど、年功賃金のカーブの傾斜が立ってくるというよい。

4 賃金支払形態

給与構成比率

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」(一九七七年九月)によれば、一九七七年の産業別の給与構成比率(企業規模三〇人以上)は第28表のとおりである。まず、産業計では、基本給が八四・〇％で圧倒的な比率を占めているが、ここ数年八四％台で大きな変化はない。この基本給の内訳をみると、総合給(年齢、学歴、勤続年数、経験年数、職務、職種、能力などの諸要素のうち、特定の要素を主とすることなく、各要素を総合的に評定し、あらかじめ規定された賃金表にもとづいて支給する総合給(1)と、賃金の定めがなく、年齢、学歴、勤続年数、経験年数、職務、職種、能力などの諸要素を総合評価して支給する総合給(2)の二つに分かれる)の比率が三五・三％を占め、七五年以降三五％台を推移している。

基本給のうち属人給(年齢、勤続、経験年数、学歴などの属人的

第 28 表 産 業 別 の 給 与 構 成 比 率

(企業規模30人以上) (%)

産業および年月	合 計	所 定 内 賃 金										所 定 外 賃 金		
		小 計	基 本 給			業 績 給	勤 務 手 当	奨 励 手 当	生 活 手 当	その他の 手 当	超 過 勤 務 手 当	そ の 他		
			計	仕 事 給	雇 入 給								総 合 給	
産 業 計	1973年9月	100.0	89.1	84.4	33.3	17.2	33.9	3.3	4.1	1.0	6.6	0.6	10.4	0.5
	1974年9月	100.0	90.9	84.5	35.3	17.4	31.8	2.7	3.8	1.0	7.1	0.8	8.7	0.4
	1975年9月	100.0	91.8	84.0	30.1	18.5	35.5	2.6	3.9	1.0	7.9	0.7	7.7	0.5
	1976年9月	100.0	90.9	84.3	30.9	17.6	35.8	2.1	3.9	0.9	8.2	0.6	8.7	0.4
	1977年9月	100.0	90.8	84.0	30.3	18.4	35.3	2.1	3.9	0.9	8.5	0.6	8.8	0.4
鉱 業	1973年9月	100.0	82.9	83.3	42.3	17.0	24.0	1.4	2.9	1.8	9.8	0.9	15.6	1.6
	1974年9月	100.0	84.0	85.9	48.9	6.2	30.9	2.6	2.8	1.1	7.1	0.6	14.5	1.6
	1975年9月	100.0	85.2	86.2	36.5	14.1	35.5	2.1	3.4	1.0	6.3	1.0	12.0	2.8
	1976年9月	100.0	85.4	81.5	39.8	14.4	27.3	7.5	2.9	1.0	6.6	0.4	12.8	1.8
	1977年9月	100.0	85.3	85.2	44.6	13.4	27.2	1.2	3.6	1.2	8.3	0.6	13.1	1.6
製 造 業	1973年9月	100.0	87.4	86.1	33.6	18.6	33.9	2.5	3.4	1.2	6.3	0.4	12.1	0.5
	1974年9月	100.0	90.8	86.2	36.1	17.8	32.3	1.8	3.2	1.2	6.9	0.7	8.8	0.4
	1975年9月	100.0	91.7	85.9	30.1	20.0	35.8	1.6	3.3	1.2	7.7	0.4	7.7	0.7
	1976年9月	100.0	90.0	86.0	31.0	18.3	36.7	1.3	3.3	1.1	7.9	0.4	9.5	0.5
	1977年9月	100.0	89.7	86.0	30.5	19.0	36.5	1.4	3.3	1.0	8.0	0.4	9.7	0.6

〔備考〕 1) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。
2) 基本給，業績給，勤務手当，奨励手当，生活手当，その他の手当の数値は小計をとった場合の比率である。

第 29 表 おもな賃金体系の種類別企業数の割合（調査産業計）

(%)

賃金体系の種類	企業規模計		1000人以上		100～999人		30～99人	
	1976年	1977年	1976年	1977年	1976年	1977年	1976年	1977年
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
仕 事 給 体 系	42.6	42.6	49.2	54.2	42.1	41.2	42.5	42.8
単一型仕事給体系	32.5	31.8	16.7	16.2	27.7	25.6	34.9	34.8
併存型仕事給体系	10.1	10.8	32.5	38.1	14.4	15.5	7.6	8.0
属 人 給 体 系	10.7	11.5	10.3	8.6	13.9	15.0	9.4	10.1
総 合 給 体 系	46.7	45.9	40.5	37.2	44.0	43.9	48.0	47.1
うち賃金表のないもの	25.7	26.2	10.0	8.9	19.8	19.7	28.6	29.4

〔備考〕 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

第 30 表 各種手当を採用する企業数の割合

(%)

	勤 務 手 当				奨 励 (精皆勤) 手 当	生 活 手 当					その他の 諸 手 当
	役付 手当	特殊作 業手当	特殊勤 務手当	技能 手当		家 族 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 宅 手 当	その他 生活補助 手当	
1973年	83.8	17.5	33.5	35.1	64.3	71.0	16.0	86.2	39.0	22.9	17.3
1974年	82.8	17.8	33.8	37.3	64.7	73.3	16.4	86.3	43.2	27.2	18.3
1975年	80.4	16.1	32.1	38.3	62.8	74.5	17.1	86.7	44.9	32.7	20.2
1976年	81.9	14.3	34.8	39.0	62.8	75.3	17.0	87.4	45.5	32.9	18.8
1977年	82.6	15.1	35.8	35.5	60.2	71.8	14.9	89.7	43.0	33.9	19.2

〔備考〕 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によって決められる賃金であるが、あらかじめ具体的に規定された賃金表にもとづいて支給する属人給(1)と、年齢、勤続、経験年数、学歴などの属人的要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によって決められる賃金のうち、賃金表の定めのない属人給(2)の二つに分かれる)は一八・四％であり、前年の一七・六％よりいくらか増加した。

仕事給(職務評価によって、各職務の重要度と困難度、責任度などにより、職務の価値を評価し、職務の等級を定め、職務級に応じて支給する仕事給(1)≡職務給と、従事する職務の性質や種類、あるいは職務を遂行するのに必要な能力〔職能〕を判定し、その結果にもとづきあらかじめ規定された賃金表によって支給する仕事給(2)≡職能給、職務・職種・職能など仕事の要素によって決定する賃金ではあるが、職務評価はおこなわず、また具体的に規定された賃金表のない仕事給(3)の三つのものに分かれる)は、三〇・三％であり、ここ三年さしたる変化はない。要するに、全賃金の約五四％は総合給、属人給であり、三〇％が仕

事給という傾向はつづいている。

基本給以外の給与で目立つのは生活手当が毎年若干ずつ増加していることで、七七年も八・五%と前年（八・二%）を上回った。インフレのもとで住宅手当などの生活保障的な給与部分が増加しつつある。

給与構成比率の産業別特質をみると、まず第一に、鉱業のほうが製造業よりも所定内賃金の比率が低く、七七年八五・三%で、後者（八九・七%）より四・四%少ない。この分だけ超勤手当、その他の時間外賃金が多くなっている。第二に、鉱業と製造業では基本給のウェイトはほとんど変わらないが、そのなかの仕事給では、鉱業がかなり高く、七七年四四・六%で製造業の三〇・五%より約一四%高くなっている。この結果、基本給のなかの属人給、総合給のウェイトがとうぜん低い。最後に超過勤務手当は両産業とも七五年をボトムにやや増大に転じている。

基本給体系各種 手当の採用比率

企業が主にどの種類の賃金体系を採用しているか、その状況を第29表でみよう。まず第一に、企業規模計では、仕事給体系、属人給体系、総合給体系とも七七年では前年にくらべさしたる変化はない。ただし、七四年から七六年にかけてこの三者の比率はかなり変動している（本年鑑第四八集一〇一頁参照）。第二に、企業規模別にみると、一〇〇人以上規模企業では仕事給体系の採用比率が高いと同時に、七七年五四・二%で前年より五%増加し、七四年（五一・八%）の水準をもこえている。この増加分は併存型仕事給体系の増加に集中的に現われている。この反面は属人給（一〇・三%から八・六%）、総合給（四〇・五から三七・二%）の減少となっている。これにた

いし、一〇〇人以上規模企業、三〇人以上規模企業では、七七、七六年の両年ではさしたる変化はない。ただし、この両規模企業では、一〇〇人以上規模企業に比して、総合給体系、属人給体系の比率が高く、仕事給体系の比率は低いが、ここでも一〇〇人以上規模企業と同じく七四年の水準に若干立ちもどっている。

最後に各種手当の採用比率を第30表でみよう。まず、家族手当（七五・三%から七一・八%）、地域手当（一七%から一四・九%）、住宅手当（四五・五%から四三%）等の生活手当が減少に転じ、役付手当（八一・九%から八二・六%）、特殊作業手当（一四・三%から一五・一%）、特殊勤務手当（三四・八%から三五・八%）が増加に転じ、かつてのはげしいインフレの沈静化を反映した動きが現われている。なお、奨励（精皆勤）手当はここ数年一貫して減少している。

5 定期給与と臨時給与および 賃金不払の状況

定期給与と臨時給与

一九七七年における定期給与の推移は第31表のごとくである。対前年同期増減率の動向で明らかのように、一月～五月は一〇%台を維持しているが、六月～十二月では九%台で、しかも、わずかずつ減少している。これは七七年春の賃上げ率が民間平均八・八%にとどまったことによる。また一月～五月の増加率も一九七六年の同期（一四%程度）よ

第 31 表 常用労働者1人1カ月当たり「きま
て支給する給与」の推移
(調査産業計, 規模30人以上)

年 月	きま て支給 する給与	指 数 1975年=100	対前年同 期増減率
1977年 1 月	154,108	117.9	11.5
2 月	155,170	118.7	10.5
3 月	155,507	118.9	10.2
4 月	158,797	121.4	10.5
5 月	159,670	122.1	10.5
6 月	164,074	125.5	9.9
7 月	164,459	125.8	9.7
8 月	164,328	125.7	9.8
9 月	165,317	126.4	9.7
10 月	166,670	127.5	9.6
11 月	167,206	127.9	9.0
12 月	168,902	129.2	9.3

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第 32 表 調査産業計, 製造業における
特別に支払われた給与の現金
給与総額のなかに占める割合
(%)

年 月	調査産業計	製 造 業
1977年 1 月	4.9	5.6
2 月	1.1	0.6
3 月	12.4	2.1
4 月	3.3	1.8
5 月	3.4	3.8
6 月	45.2	34.2
7 月	44.6	52.6
8 月	13.0	12.5
9 月	1.6	1.2
10 月	2.2	1.1
11 月	3.6	3.6
12 月	67.0	65.0
1977年平均	26.2	24.7

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

りもかなり低い。

労働省「毎月勤労統計」によって七七年の特別給与(臨時給与)をみると、調査産業計では支給率が四・二七カ月で前年より七・一%の増となっている。このうち夏季手当は一・五六カ月、八・八%増、年末手当は一・八七カ月、六・五%の増となっている。特別給与の規模別支給状況をみると、年計では、五〇〇人以上の規模の企業が四・六一カ月、前年より七・三%増、一〇〇〜四九九人の規模の企業が四・二四カ月、六・七%増、三〇〜九九人の規模の企業が四・〇九カ月、七・四%の増となっており、規模別の格差は大きい。

一九七七年に臨時給与の現金給与総額中に占める割合(第32表)は、年平均では調査産業計二六・二%、製造業二四・七%で、両者とも前年の比率(それぞれ二七・四%、二五・一%)を下回っている。臨時給与の月別比率をみると、調査産業計でもっとも高いのは一二月六七・〇%、ついで六月四五・二%、七月四四・六%の順である。製造業でもっとも高いのは同様に一二月六五・〇%(前年六五・八%)、ついで七月五一・六%(前年五三・〇%)、六月三四・二%(前年三三・二%)の順である。

賃金不払の状態
まず第一に、一九七七年の賃金不払件数(第33表)は、七七年四月〜九月で八八一〇件で、七

六年一〇月〜七七年三月(七六七七件)にくらべ約一一五〇件の増となっており、ここ数年の最高を記録している。七七年一〇月〜七八年三月の発生件数は七六二一件で前半期よりやや減少したもののこの一年間の不況の深刻さを物語っている。解決件数は、四月〜九月で六九四六件、一〇月〜三月で六五五四件で絶対数では前年よりそれぞれ

第 33 表 賃 金 不 払 事 件 数

年	月	前期より未 解決の件数	当期把握 した件数	総 取 扱 件 数	解決件数	解決不能 件 数	当 期 未 解決件数
1973年10月～1974年 3 月		1,326	4,456	5,782	4,603	—	1,179
1974年 4 月～ 9 月		1,179	5,618	6,797	5,257	—	1,540
1974年10月～1975年 3 月		1,540	6,063	7,603	4,850	957	1,796
1975年 4 月～ 9 月		1,796	6,898	8,694	5,565	846	2,283
1975年10月～1976年 3 月		2,283	6,390	8,673	5,692	870	2,111
1976年 4 月～ 9 月		2,111	7,779	9,890	6,161	977	2,752
1976年10月～1977年 3 月		2,752	7,677	10,429	6,285	1,353	2,791
1977年 4 月～ 9 月		2,791	8,810	11,601	6,946	1,423	3,232
1977年10月～1978年 3 月		3,232	7,621	10,853	6,554	1,513	2,786

〔備考〕 1) 労働省「賃金不払の概況」による。
2) 「解決不能」とは法人の清算が終了したとき、事業主または労働者の所在不明のため解決の見込みがないとき、司法処分をおこなったとき等、監督指導の実益がないとして処理した場合、または未払賃金の立替払制度へ移行した場合をいう。

第 34 表 賃 金 不 払 事 件 金 額

(単位：千円)

年	月	前期より 未解決の 不払金額	当期新たに 増加した不 払金額	総不払金額	解決金額	解決不能 金 額	差 引 当 期 未解決金額
1973年10月～1974年 3 月		2,360,727	1,788,963	4,149,690	1,478,681	—	2,671,009
1974年 4 月～ 9 月		2,671,009	4,006,050	6,677,059	3,784,502	—	2,892,557
1974年10月～1975年 3 月		2,892,557	10,750,401	13,642,958	5,830,265	762,956	7,049,737
1975年 4 月～ 9 月		7,049,737	9,784,926	16,834,663	7,291,103	2,944,689	6,598,871
1975年10月～1976年 3 月		6,598,871	6,870,276	13,469,147	5,677,899	1,960,720	5,830,528
1976年 4 月～ 9 月		5,830,528	6,445,875	12,276,403	5,170,677	1,922,827	5,182,899
1976年10月～1977年 3 月		5,183,252	8,441,488	13,624,740	5,032,643	2,968,649	5,623,448
1977年 4 月～ 9 月		5,623,448	9,830,997	15,454,445	4,252,368	3,326,262	7,875,815
1977年10月～1978年 3 月		7,875,815	11,293,384	19,169,199	4,521,723	5,650,847	8,996,625

〔備考〕 1) 労働省「賃金不払の概況」による。
2) 「解決不能」とは法人の清算が終了したとき、事業主または労働者の所在不明のため解決の見込みがないとき、司法処分をおこなったとき等、監督指導の実益がないとして処理した場合、または未払賃金の立替払制度へ移行した場合をいう。
3) 1976年に集計もれがあったので1976年 9 月末の金額と 1977 年 3 月末の金額は一致しない。

れ増加しているが、倒産等による解決不能件数も、四月～九月で一四二三件、一〇月～三月で一五一三件で近年の最高値を示し事態の質的な深刻化を示している。

第二に、賃金不払金額をみると(第34表)、当期新たに増加した不払金額は、四月～九月で約九八億三〇〇〇万円、一〇月～三月で一・二億九〇〇〇万円である。とくに一〇月～三月は件数では四月～九月の水準を下回りながらも、金額では約一五億円も増加し、オイルショックで激増した七四年一〇月～七五年三月(約一〇七億円)の水準をも凌駕している。一件当たりの不払額が増加したこととなる。

これにたいし解決金額は四月～九月で四三億円、一〇月～三月で四五億円といずれも前年同期を下回り、逆に解決不能金額が四月～九月で三三億円、一〇月～三月で五七億円と激増している。このように金額でみるかぎり、解決金額をのぞきいずれも前年を大幅に上回った結果差引当期末解決金額は七七年三月で約九〇億円に達した。

2 労働時間

労働時間の動向

労働省「毎月勤労統計調査報告—全国調査」によると(第35表)、調査産業計の一九七七年の平均

総実労働時間は一七四・七時間で、前年の一七四・五時間にくらべ〇・二時間の微増、製造業では同じく一七四・五時間で〇・六時

間の増加となっている。

総実労働時間のうち所定内労働時間は、調査産業計で一六二・七時間(前年一六二・九時間)、製造業で一六一・五時間(前年一六一・七時間)でいずれも微減している。所定外労働時間は調査産業計で一・七時間(前年一・六時間)、製造業で一・二時間(前年一・二時間)で、ここではやや増加している。以上明らかなように、一九七七年の総実労働時間の増加は所定外労働時間の増加にもとづいているが、水準そのものは前年とほとんど変わらない。景気の状況が前年とさして変わらなかったゆえであろう。

規模別の労働時間を製造業についてみると(第36表)、まず総実労働時間では、五〇〇人以上が一七二・二時間(一七二・二時間)であるのに対して、一〇〇～四九九人の規模は一七二・九時間(一七二・九時間)、三〇～九九人の規模は一八二・三時間(一八二・三時間)、五～二十九人の規模は一八四・一時間(一八四・一時間)である。このように企業の規模が小さくなるにつれて、総実労働時間が長くなる傾向が顕著である。

所定外労働時間の規模別格差をみると、五〇〇人以上の規模が一四・七時間(一四・七時間)であるのに対して、一〇〇～四九九人の規模は一二・一時間(一二・一時間)、三〇～九九人の規模は一一・八時間(一一・八時間)となっており、前年にくらべていずれの規模の企業も所定外労働時間は増加している。前年と同様に、規模の小さい企業ほど所定外労働時間が少なく、総実労働時間とは逆の格差となっている。ということとは所定内労働時間は、企業の規模が小さいほど長いことを意味している。

つぎに、製造業の規模別労働時間の対前年同期増減率を第37表に

第 35 表 労働時間の推移

(規模30人以上)

		調査産業計			製造業		
		総労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
実数 (時間)	1973年	182.0	166.6	15.4	182.0	165.2	16.8
	1974年	175.5	162.9	12.6	173.2	161.0	12.2
	1975年	172.0	161.4	10.6	167.8	158.7	9.1
	1976年	174.5	162.9	11.6	173.9	161.7	12.2
	1977年	174.7	162.7	12.0	174.5	161.5	13.0
対前年同期増減率 (%)	1973年	△ 1.1	△ 1.3	3.7	△ 0.7	△ 1.5	7.9
	1974年	△ 3.5	△ 2.0	△ 19.8	△ 4.7	△ 2.5	△ 27.6
	1975年	△ 1.9	△ 0.8	△ 16.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 24.2
	1976年	1.4	0.8	11.4	3.5	1.8	31.9
	1977年	0.1	△ 0.2	3.2	0.3	△ 0.1	6.1

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 対前年同期増減率は指数から算出し、調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済である。

第 36 表 製造業規模別労働時間数と格差

(単位：時間)

		500 人以上	100～499人	30～99人	5 ～29人
総実労働時間	1965年	186.4(100.0)	193.4(103.8)	197.7(106.1)	200.5(107.6)
	1970年	185.0(100.0)	187.0(101.1)	191.5(103.5)	195.1(105.5)
	1975年	163.3(100.0)	166.9(102.2)	175.6(107.5)	180.6(110.6)
	1976年	169.5(100.0)	173.1(102.1)	181.3(107.0)	183.3(108.1)
	1977年	171.2(100.0)	172.9(101.1)	181.3(105.9)	184.1(107.5)
所定外労働時間	1965年	18.4(100.0)	16.1(87.5)	15.2(82.6)	—
	1970年	22.4(100.0)	17.7(79.0)	15.8(70.5)	—
	1975年	9.7(100.0)	8.6(88.7)	9.0(92.8)	—
	1976年	13.3(100.0)	11.6(87.2)	11.5(86.5)	—
	1977年	14.7(100.0)	12.1(82.3)	11.8(80.3)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第 37 表 規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）

(%)

		500 人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1974年	△ 5.1	△ 4.9	△ 2.8	△ 3.5
	1975年	△ 4.1	△ 2.8	△ 1.0	△ 1.3
	1976年	3.8	3.5	3.7	1.5
	1977年	1.0	△ 0.2	0.1	0.4
所定外労働時間	1974年	△ 26.3	△ 29.2	△ 28.6	—
	1975年	△ 33.2	△ 21.1	△ 11.5	—
	1976年	37.0	34.9	24.6	—
	1977年	10.6	4.2	1.9	—

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる際（最近は76年4月）、ギャップを生じるため、前年同期比はギャップ修正済指数により算出している。

よってみると、まず総実労働時間については五〇〇人以上が一・〇％増、一〇〇～四九九人の規模が〇・二％増、三〇～九九人の規模が〇・一％増、五～二九人の規模が〇・四％増となっており、五〇〇人以上の大企業の増加率ももっとも高い。所定外労働時間をみると、五〇〇人以上が一〇・六％増、一〇〇～四九九人の規模が四・二％増、三〇～九九人の規模が一・九％増となっており、これまた五〇〇人以上の規模の増加率ももっとも高い。

以上のように全体としては前年の状況とほとんど変わらないが、稼働率に多少の規模別格差が存在することも明らかとなっている。

週休二日制

労働省の「賃金労働時間制度総合調査報告」(七七

年)によると(第38表)、なんらかのかたちで週休二

日制を採用する企業は四三・六％で、前年に比し〇・二％増加している。これを形態別にみると、月一回が一四・五％、月二回が二・六％、隔週が八・六％の順となっている。完全週休制は五・二％で前年より〇・四％の微増となっており、月二回、隔週の微増と相まって多少改善されつつあるものの不況を反映して蝸牛の歩みといった状況である。

企業規模別にみると、一〇〇〇人以上規模企業では、なんらかのかたちの週休二日制の採用が八八・四％に達し、前年(八七・五％)より〇・九％微増している。このうち、完全週休制は三一・四％で前年より一・二％、月三回が一・五％で前年より一・三％それぞれ増加し、逆に、隔週で一三・六％と前年より二・二％、月一回で一四・七％と前年より〇・三％それぞれ減少し、若干の改善がすすんでいる。

一〇〇～九九九人規模企業では、週休二日制の採用率は五八・九

第 38 表 おもな週休制の形態別企業数の割合（調査産業計）

(%)

企業規模	合 計	週 休 1 日制	週 休 1 日半制	週 休 2 日 制						その他
				計	完 全	月 3 回	隔 週	月 2 回	月 1 回	
計										
1970年	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
1974年	100.0	53.9	3.2	42.8	2.4	1.3	9.3	12.1	17.7	0.0
1975年	100.0	54.5	2.1	43.4	4.6	2.2	9.8	12.6	14.1	0.1
1976年	100.0	54.4	2.0	43.4	4.8	2.7	9.2	13.0	13.7	0.2
1977年	100.0	52.4	3.9	43.6	5.2	2.7	8.6	12.6	14.5	0.1
1000人以上										
1970年	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4	2.2
1975年	100.0	14.1	2.5	83.4	28.5	9.0	15.9	17.1	13.0	—
1977年	100.0	10.1	1.5	88.4	31.4	11.5	13.6	17.2	14.7	—
100～999人										
1970年	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5	3.3
1975年	100.0	36.4	3.1	60.2	7.2	4.2	14.8	16.4	17.6	0.3
1977年	100.0	37.6	3.5	58.9	10.4	4.6	11.4	17.5	15.0	—
30～99人										
1970年	100.0	91.6	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7	4.4
1975年	100.0	63.2	1.7	35.2	2.8	1.1	7.6	10.9	12.7	—
1977年	100.0	59.9	4.1	35.9	2.2	1.7	7.3	10.5	14.2	0.1

- 〔備考〕 1) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。
 2) 「週休1日半」とは週6労働日のうち1日が半日のものをいう。
 3) 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のものなどをいう。
 4) 1975年以降はサービス業をふくむ9大産業についてのものである。

％で前年（六〇・三％）より減少している。形態別では完全週休制が一〇・四％と前年（八・四％）より二％増加したものの、月三回、隔週、月一回でそれぞれ減少している。三〇～九九人規模企業では、週休二日制の採用率は三五・九％で前年（三五・一％）より微増しているものの、完全、月三回、月二回で減少し、逆に月一回で増加している。要するに週休制に関しては全体としては足ぶみ状態であるとともに、中小零細企業ではむしろ内容的に後退し、企業規模間の格差が拡大している。

労働省の前記調査によって、週休二日制の適用を受ける労働者の割合を産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業（九九％）、金融・保険業（九七％）のほか、製造業では、化学（九六％）、石油・石炭（九五％）、非鉄金属（九四％）、電気機器（九三％）、輸送用機器（九一％）、精密機器、鉄鋼（いずれも九一％）の業種で九割を超えている。

一方、建設業（三七％）、サービス業（四九％）のほか、製造業では、木材・木製品（三三％）、なめしかわ・毛皮（四五％）、家具装備品（四六％）などが五割を下回っている。

週休以外の休日

週休以外の休日の平均休日日数は一六・二日で、日数階級別の企業分布をみると、「一五日

および夏季休暇

と一九日」のものの割合が四四％と最も多く、「二〇日以上」は二八％となっている。企業規模別に平均休日日数をみると、一〇〇人以上の大企業は一六・九日、一〇〇～九九人の規模の企業は一六・六日、三〇～九九人の規模の企業は一六・一日である。休日の種類別では、「国民の祝日」九・二日、「年末年始の休日」三・九日、「夏季休暇用特別休日」一・九日、「その他の休日」一・一日となっている。

つぎに、七七年に夏季休暇用特別休日を実施している企業は六二％となっている。休暇日数を五日以上としている企業の割合は一三％となっている。夏季休暇の一企業平均日数は三・〇日である。

【参考資料】 (1)労働省『昭和五二年労働経済の分析』、(2)労働大臣官房労働統計調査部『労働統計月報』、(3)春闘共闘委員会編『一九七七年春闘白書』、(4)総合労働研究所『団体交渉のための賃金資料』（一九七七年一月）、(5)労働法令協会『賃金通信』、(6)労働旬報社『賃金と社会保障』、(7)産業労働調査所『賃金実務』、(8)労務行政研究所『労政時報』

IV 合理化の現状と労働

災害・職業病

概要□「合理化」の背景と局面・形態——戦後「合理化」の展開と現局面／構造的危機下の「合理化」／「合理化」の形態と特徴／主要産業における「合理化」の実態——鉄鋼業／造船業／電機・一般機械／化学／繊維／紙・パルプ／海運／国鉄／電信電話／郵政／労働災害・職業病——労働災害・産業別災害度数率・強度率／規模別災害度数率・強度率／重大災害発生状況／職業病・産業別規模別発生状況／職業病と疲労・健康障害の増大

概

要

一、日本経済が「高度成長」の破綻を露呈し、インフレと不況の同時併存・進行という新しい事態に突入したことにもなって、「合理化」も新たな様相を示している。これを、構造的危機下の「合理化」と名づけることができよう。

一、今日の「合理化」の最大の特徴は、雇用・「合理化」の集中的展開である。しかもそれは、「構造不況業種」だけでなく、産業全般にわたって荒れ狂っている一大「合理化」の嵐である。

一、もっとも、「構造的不況業種」、たとえば、繊維、化学、工作機械、平電炉、海運、造船などで、雇用・「合理化」が、とくにさまざまに進行ぶりを示しているのはいうまでもない。

一、それだけでなく、構造的危機下の「合理化」は、きわめて階級対抗的性格を強めて現われざるをえない。協調的労使関係を「合理化」推進のテコにしていることはいうまでもないが、ときには協調的労使関係自体への配慮をのりこえてすすみかねない。佐世保重工業の「政治救済」とその後の「合理化」提案などはその一例である。

一、構造的危機下の「合理化」は、倒産はもちろんのこと、操短、過剰設備廃棄をとめない、設備のスクラップ化を推しすすめつ

つ、しかも新鋭、優秀な設備についてはビルドしていくことが相併行している。この点、国鉄における貨物の大幅な切り捨て、だが他方で、新幹線建設促進の重視などの政策方針に、典型的に表現されている。

一、労働災害は、七七年において、災害ひん度の減少は停滞気味であり、災害強度にいたっては前年を上回った。とくに死傷者一人当たり労働損失日数は、七六年八一・四日にたいし、七七年九八・二日と大幅に増加した。

一、業務上疾病は、発生件数ではとくに減少は見られない。また種類別発生状況をみると、負傷に起因するものが相変わらず多い。熱傷・凍傷、重激業務による運動器の疾病も、それについている。なお留意すべきは、腰痛をはじめとして、産業、職種を問わず、ひるがっているものが目立っていることである。俗にいう「合理化」病であるが、疲労、健康障害の慢性化とともに、今後、留意を要する。

1 「合理化」の背景と局面・形態

戦後「合理化」の展開と現局面

第二次大戦後、日本における「合理化」の展開は、おおよそ三つの時期に区分けできよう。第一の時期は、敗戦からドッジ・ライン、朝鮮戦

争を経て、一九五五年にいたる時期であり、日本独占資本の再建・復活にかかわる「合理化」展開の時期である。第二の時期は、五五年以降の「高度成長」の開始、とくに六〇年からの「高度成長」の本格化のなかで、五五年、日本生産性本部の設立に代表される「高度成長」下の本格的、体系的な「合理化」の展開の時期であり、七三年、列島改造計画のもとでの大型インフレ政策が、石油ショックによって、ついに悪性インフレを招来し、「高度成長」もここに破綻を露呈するまでの時期である。

第三の時期、それはその後の、インフレと不況の同時併存・進行という新しい事態、さらにその長期化の気配の時期である。ここでは、それを構造的危機下の「合理化」の時期としておこう。

構造的危機下の「合理化」

日本経済は、七四・七五年、そして七六年前半と戦後最大の不況に突入した。その後、景気は足踏み状態であり、雇用・失業情勢は好転するどころか、深刻化の気配を見せつつ推移している。加えて、賃金抑制などを基軸とした個人消費支出の伸びの停滞を主とする内需の停滞が、大規模な公共投資にもかかわらず、経済成長率の達成見通しを不確かなものにしていくし、ドル安、円急騰の今後の見通しもきわめて不安定である。日本経済は、明らかに構造的危機に陥り、不安定性を増してきている。

それゆえ、最近では「構造不況業種」なる用語も、きわめてポピュラーになっている。つまり、それは産業構造上の困難な問題をかかえているため、たとえ景気が回復しても事態は好転せず、不況が長期につづくと考えられる業種を指している。たとえば、石油危機によって世界的に取扱量が減った海運、タンカー建設が途絶えた造

船、電力料金の高騰で国際競争力を失ったアルミ、開発途上国から追い上げ急の繊維、二〇〇カイリ時代への対応を迫られる水産加工、その他、平電炉、塩ビ、ソーダ、肥料、合板、砂糖などの業界がそれである。構造的危機下の「合理化」が、とりわけ、これら構造的不況業種で深刻なのは、いうまでもない。

「合理化」の形態と特徴

今日の「合理化」のうち、最大の特徴は、雇用削減の集中的展開である。そ

れも、戦後第一期の首切り反対闘争に学んで、本工のあからさまな解雇という形は、企業倒産の場合をのぞいては少なく、出向、希望退職、新規採用削減などに主として頼っている。ただ、それにしても、規模はきわめて大きく、たとえば大和証券の、一九七七年度決算にみる大企業の「減量経営」の実態調査（東証第一部上場三六〇社）によれば（第39表）、七四年三月末より七八年三月末までの四年間に、なんと一三万人の雇用削減（七七年度だけで三万九〇〇〇人）が記録されている。ただし、これには臨時工やパートはふくまれていない。とりわけ、繊維、造船、電機、機械、鉄鋼、非鉄金属で、全体の人員減の九〇％を占めている。

つぎに、そうした雇用削減の裏で、残った労働者については、労働力の最大限可能な支出、具体的には多能工化と作業範囲の拡大、「応援」などの日常化など、労働濃密化がいっそう推しすすめられている。そして重要なことは、この特徴にしる、第一の特徴にしる、賃金の極力抑制、つまり追加労働需要の削減だけでなく、すでに雇用していた労働者部分の削減、残った労働者の賃金抑制をつうじ、労務費総額の絶対的圧縮を結果している。これが、第三の特徴であり、商品コスト軽減の労務費版である。第四に、雇用・「合理

第39表 「石油危機」以降の大企業の人べらし状況
(業種別, 東証第1部上場360社-3, 9月期決算会社)

	78年3月末 従業員数	74年3月末 にくらべた 増減(△)	同 増減(△)率
	人	人	%
品維プ学品油ム業鋼属品械機器	42,214	△ 2,382	△ 5.3
食織紙化薬石ゴ窯鉄非金機電輸送用機器	64,934	△ 28,626	△ 30.6
・パル	40,300	△ 3,138	△ 7.2
	98,237	△ 84	△ 0.0
	43,528	△ 1,243	△ 2.8
	13,228	△ 519	△ 3.8
	9,882	△ 818	△ 7.7
	30,840	△ 6,216	△ 16.8
	273,798	△ 9,768	△ 3.4
鉄属金製	67,255	△ 9,206	△ 12.0
	13,869	△ 1,728	△ 11.1
	72,349	△ 10,446	△ 12.6
	373,146	△ 40,334	△ 9.8
	344,928	△ 18,143	△ 5.0
(造(自動機)器)	(189,167)	(△ 20,652)	(△ 9.8)
(精密機)器	(142,336)	(△ 5,271)	(△ 3.8)
そ他製造業合計	32,546	△ 3,690	△ 10.2
製造業合計	8,321	△ 1,993	△ 19.3
非製造業合計	1,529,375	△ 134,630	△ 8.0
	494,141	2,863	0.6
総計	2,023,516	△ 131,767	△ 6.1

〔備考〕 1) 大和証券調査部「減量経営の分析」から。
2) ○印 6業種の人員減は全産業の人員減の90％を占める。

化」は、これまで相対的にめくまれてきた本工、管理職までも巻きこみ、しかも産業・業種を問わずひろがっていることを指摘しておこう。それゆえ「年功序列的職場秩序」の動揺や、中高年層の種々の不安の増大が目立ってきている。最後に、以上のような「合理化」のもとで、これまで労使間の交渉で形成されてきたルール、あるいは職場慣行（既得権）が一方的に剝奪されはじめてきている。全体として、資本の専制支配と労務管理の厳格な再編が強まりつつある。

構造的危機下の「合理化」——それはまさに、資本主義の不安定性のいっそうの増大、危機の深まりのなかでの「合理化」であり、それゆえ、「合理化」のもつ階級対抗的性格がいっそうあらわになる。では、かかる「合理化」をつぎに主要産業についてみてみよう。

2 主要産業における「合理化」の実態

鉄鋼業

日本の鉄鋼生産は、七七年度に一億トン割り、七三年に一億トンを超えた粗鋼生産も、五年目にして一億トン水準から下落した。しかも現在の粗鋼生産設備能力は一億五〇〇〇万トンと推定され、需給ギャップがいかに拡大しているかわかる。このため、過剰設備をかかえた減産体制強化のもとで、すさまじい「減量経営」路線が強行されてきた。しかも、それはとどまるところを知らない。神戸製鋼所（従業員三万四〇〇〇人）では、一九八一年までに、約二五〇〇人の人員削減をめざしており、「出向」「役員報酬のカット」「雇用安定資金制度による教育訓練」を実施している。

日経連の「最近の主な合理化事例」（一九七八・一・三〇現在）調べによって、鉄鋼の項を見ると第40表のとおり。

要員削減だけでなく、残った労働者には、「参加の体制」の一環としてQCなどの「自主管理活動」が強化されていることはよく知られている。

鉄鋼のなかの「構造不況業種」として、とくに深刻なのは平電炉業界である。主要な需要先である建設産業の不振に端を発した平電炉不況は、これまで列島改造など建設ブームに便乗してもうけをねらった銀行や商社の無政府的な投資による絶対的な設備過剰が背景となっている。ほとんどが中小企業である平電炉業界では、トン当たり一万〜二万円というコスト割れで債務超過企業があいついだ。平電炉業界では、生産過剰能力三三〇万トンのうち一一三万トンの設備に封印するとともに、通産省の指導で七八年末までに三三〇万トンⅡ一六%の自主的廃棄をおこない、政府も円高による国際競争力の低下も見込みながら、①転廃業のための融資制度の新設、②買上げ機関の新設による過剰設備の廃棄、③これらにともなう雇用対策の拡充——を決めた。しかしこの業界と政府の動きも、構造改善に名を借りた選別行政、企業の集中合併、寡占化に変わりはなく、きびしい首切りは必至である。事実、この「対策」で工場労働者の一〇%、約四〇〇〇人の労働者が過剰雇用として「整理」されるし、関連事業従業員をふくめると一万人の首が飛ぶ。五月、南部製鋼が一一五億円の負債で倒産したのをはじめ、今年に入ってから東京製鉄、大和製鋼、西製鋼、国光製鋼などで、あいつぐ工場閉鎖、人員整理、生産中止などの「合理化」が提案され、今後もふえつづけようとしている。こうして、鉄鋼業でも、企業体質の弱い平電炉業界に、とくにしわよせがおこなわれている。

第40表 鉄鋼業の最近のおもな合理化事例（1978.1.30現在）

会 社 名	合 理 化 内 容	会社提案・実施 年月日等	備 考
東 伸 製 鋼	○200人の希望退職をふくめ443人の人員削減	○77.10.26, 200人の希望退職提案 77.11.19～12.1募集実施	
大 鉄 工 業	○140人の希望退職募集(内訳…管理職をふくむ事務・技術職46人, 技能職94人)	○78.1.24提案	
大 和 製 鋼	○251人の希望退職募集	○78.1.18提案	
新 日 本 製 鉄	○副社長以上20%, その他役員13%の役員報酬カット ○参与, 部長8%, 副部長7%, 課長6%の賃金カット ○八幡・名古屋両製鉄所から各40人, 釜石・君津両製鉄所から各20人, 計120人をいすゞ自動車藤沢工場に派遣	○78.1より実施 ○78.2より実施 ○派遣期間 78.2.23～7.29	
日 本 鋼 管	○役員報酬一律5%カット ○新潟電気製鉄所からいすゞ自動車藤沢工場に30人派遣 ○定年後の再雇用を圧縮 ○特別社員制度(58～60歳)は向こう2年間の暫定期間において廃止, この間新規再雇用契約はしない。 ○新特別社員制度(55～58歳)の対象者も業務上必要な者だけに絞る。	○77.7より実施中 ○派遣期間 77.10～78.3月末	○75.3～77.6までは10%カット
住友金属工業	○役員報酬10%, 管理職給与5%カット ○大阪製鋼所からダイハツ工業池田・滋賀工場へ50人派遣 ○和歌山製鉄所から本田技研狭山工場へ100人派遣 ○和歌山製鉄所からいすゞ自動車藤沢工場へ100人派遣	○役員については76.1から, 管理職は76.3から実施中 ○派遣期間77.8～78.3月末 ○派遣期間77.10～78.3月末 ○派遣期間77.10～78.4月末	
川 崎 製 鉄	○専務以上6%, その他役員5%の役員報酬カット ○西宮工場からいすゞ自動車藤沢工場に30人派遣	○77.7より実施中 ○派遣期間 77.10～78.3月末	
神 戸 製 鋼 所	○77～81年度の5年間で2,500人の人員削減		
日本金属工業	○衣浦・相模原両製造所を5日間休止。休止期間中, 社員訓練を実施	○休止期間 78.1.25～29	○訓練調整給付金と助成金の適用を申請
日本冶金工業	○正月休みを延長, 77.12.30～78.1.8まで川崎製造所を休止		○通常の正月休みは12.30～1.4まで
日本ステンレス	○78.1月に6日間, 2月に6日間, 3月に7日間, 計19日間の全社的一時帰休		○帰休中の賃金保障…帰休5日まで80%, 6日以上85%

〔備考〕 日経連調べ。

造船業

日本の建造能力は現在約二〇〇〇万総トンをほこるが、その造船業は「石油ショック」以降、「構造的不況業種」に転落した。そして、七七年だけでも二〇社が倒産している。それだけでなく、操短、雇用・「合理化」がきびしく展開されている。

運輸省は、七七年一月二六日、第二次操短勧告をおこない、七四年の最高時にくらべ、今年度は大手七社六三%、以下Bブロック七〇%、Cブロック七五%、Dブロック八五%という操業時間制限を内容としていたが、これとても、手持ち工事量と受注見通しからして維持はむずかしいといわれている。事実、造船工業会は、七八年一月に入って、「既存設備の五〇%以上廃棄」で合意をみたといわれる。

また、同工業会は、七七年四月、加盟二〇社についての人員削減計画を発表したが、それによると、七五年三月現在の総従業員二五万八〇〇〇人を、操業率六五%の場合三万人、五三%の場合四万二〇〇〇人、四三%の場合五万五〇〇〇人削減するというものであった。

だが、現実には事態はもっと深刻だといわれ、その具体的表現が、たとえば三菱重工業の八〇年にむけての新たな六〇〇〇人削減案である。すでに七八年三月末までに、七六〇〇人の削減を達成したうえのことである。佐世保重工業のごとく、倒産以前に「政治救済」がおこなわれたところでも、希望退職はすでに実施され、今後もきびしい「合理化」が予想されている。

最後に、日経連調べによる「最近の主な合理化事例」（一九五八・一・三〇現在）をかかげておく（第41表）が、これとても氷山の一角に

すぎない。

電機・一般機械

電機は、家電、電子部品を主導に生産を回復し、輸出の好調に裏づけられている。もっとも、業種によってアンバランスがある。この電機産業では、一方で徹底した「減量経営」で生産を拡大し、高利益をあげること、他方で海外生産を拡充することを同時に推進し、高収益に資してきた。

雇用・「合理化」を一九七四年にまでさかのぼってたどってみると、七四年後半にはじまった減産体制のなかで、電機産業では、時間外規制、休日振替えにはじまり、臨時工・パートタイマーの首切り、帰休、出向、配転、営業部門への応援、「希望退職」など、一連の雇用・「合理化」がつぎつぎと実施された。電機労連の調べによれば、電機労連傘下（一三一組合）だけでも、一九七四年七月から七六年四月にいたる間、臨時工・パートタイマーの解雇八〇社、帰休八八社、希望退職四四社、転属六社、出向三〇社、配転・転勤五〇社、ヘルパー派遣一一社、応援四六社、社外応援一一社、新規採用者出社延期三〇社、管理職賃金カット五九社、企業倒産一社、工場閉鎖一二社、部門の別会社化一五、工場縮小一三社と広範な分野で、すさまじい「合理化」がおこなわれている。この間、臨時工約一万人が首切られ、「希望退職者」約七五〇〇人で、帰休の累計は四三四万人日におよんでいる。そして、こうした「減量」作戦を正面にすえつつ、交替制の強化など労働濃密化が相ともなっている。

他方、一般機械でも、三菱系をはじめとする産業再編と大規模な人員削減がおこなわれている。一般機械の常用雇用指数は、七五年を一〇〇とすると、七七年九月には八九・六にまで落ちこんでいる（労働省調べ）。とくに、「構造不況業種」とされている工作機械や、

第41表 造船業の最近のおもな「合理化」事例（1978.1.30現在）

会 社 名	合 理 化 内 容	会社提案・実施 年月日等	備 考
名 村 造 船 所	○438人の希望退職募集	○78.1.13 労使協 議会で話合い	
波 止 浜 造 船	○保安要員32名を残し全従業員（670人）の 全員解雇	○組合了承，2月 末までに解雇通 告，3月末まで に会社都合退職 金を支払う。	
佐世保重工業	○1,000人の希望退職募集（内訳…係長以 下920人，課長以上80人） ○78年度の定昇・ベア・一時金支給中止 ○管理職2月から20%，係長以下4月から 10%賃金カット ○住宅貸付金制度の中止，交通費一部本人 負担など福利厚生費の圧縮	○78.1.23 提案	
函 館 ド ッ ク	○503人の希望退職	○78.1.15 退職完 了	
林 兼 造 船	○標準賃金の10%カット	○78.1.23～24 提 案	
常 石 造 船	○78年の賃上げ・定昇（例年1月実施）を 原則としてゼロとする。 ○その代わりに，同社と，同社の関連会 社・神原汽船の従業員計2,000名を対象 に「基金」を設け，住宅・土地の購入者， 交通事故で不就労の者，病気療養中の者 など，緊急の資金を必要とする者に対 し，この「基金」の中から貸し出す（金 利4%，貸出し期間はつぎの昇給がある まで。ただし貸出し申込みアンケート調 査中で，「基金」の額は未定）。		○組合なし
三 菱 重 工 業	○80.10月までに6,000人の人員削減		
川 崎 重 工 業	○1,480人の人員削減（内訳…自然減900 人，出向300人，いすゞ自動車への応援 派遣280人）		

〔備考〕 日経連調べ。

それに近い繊維機械などで、倒産の増加や雇用・「合理化」があい
ついでいる。もちろん、それ以外の業種も例外ではない。

一例を繊維機械にとると、すでに平野織機の倒産、津田駒工業の
七十七年二月段階での希望退職募集などがあったが、最近では大阪機
工の七十七年一二月の二九八人の希望退職完了、オーエム製作七十七
秋一五五人の希望退職募集、穴道工場鋳造部門分離などの「合理化」
が発生している。さらに、近年、三菱グループの一般機械部門への
新規参入は、浜田精機の倒産をはじめ、業界の競争激化、中小企業
の整理淘汰と系列化など、再編を促している。

化学

今日の化学は、支柱である石油化学をはじめ、塩化ビ
ニール樹脂、化学肥料、ソーダ、化学と関連の深いア
ルミ製錬など、いわゆる「構造的不況業種」をいくつもかかえ、資
本過剰になやんでいる。「高度成長」における先端産業の一つが、
今日こうした状況に陥っていること自体、構造的危機の容易ならぬ
深さを物語るものでもあろう。

そうしたなかで、過剰設備廃棄をテコとした大幅な要員削減と労
働強化が、これまでもおこなわれてきたし、今日、いっそう大きな
規模でおこなわれている。化学大企業九〇社は、七〇年以降のピー
ク時にくらべ、約五万人の人員削減をおこなってきているが、その
うえで、三菱化成、住友化学、昭和電工、三井東圧など総合化学大
手が、人員削減計画をさらに発表している。今後一～三年間に、一
〇〇〇～一五〇〇人を削減するというもので、いわば「減量経営」
の徹底化である。

また労働強化も見のがせない。たとえば、小西六写真工業では、
「人事施策」として、少数精鋭化、人材の育成、重点部門への傾斜

配置を重点に、一人当たり生産性上昇率を高めることをめざした、
職場での基準人員の設定をはじめている。

構造的危機下の「合理化」は、化学産業でも、ますます本格化、
全面化の気配を示しつつある。

繊維

繊維産業は、国際的需要不振、開発途上国の猛烈な追
い上げ、円急騰によって、戦後かつてない「構造不
況」に陥っている。操短、過剰設備廃棄はとうぜんのこととしてお
こなわれ、合繊をはじめ、人員削減もきびしくおこなわれてきた。

戦後の日本経済の復興を支えた繊維産業は数度の大きな不況に襲
われたが、そのたびに政府・資本は「構造改善事業」の名のもとに
中小の切り捨てと首切り「合理化」を推しすすめてきた。しかし、
今回の石油ショック以来の構造不況はこれまでと様子がちがいで、国
際競争力の強化にむけた設備の近代化ではなく、開発途上国にばら
まかれた五〇〇以上の日本の大手企業の逆上陸と不況による国内市
場のひっ迫にたいし、「第二の石炭産業」になりかねないのである。

「韓国」に進出した阪本紡績が五八二億円の負債をかかえて倒産、
会社再建の過程で関連の常陸紡の生産を停止しながら投資先の「邦
林紡績」や「潤成紡績」では大きな黒字を出す——といった例は、
枚挙にいとまがない。労働力集約型産業としての繊維産業は、極東
三国をはじめ発展途上国との国際競争に敗れるのであり、この動き
を促進したのはほかならぬ日本の独占資本と大商社であった。「こ
の三年間で化繊大手七社では二〇％を人員削減、今後一万人の人減
らしを考えている。繊維産業が生き残るためにはさらに七五万人の
首切りが必要」だというのは佐古田化繊協会専務理事。重化学偏
重、低成長下の中小企業切り捨て攻撃の集中的なしわよせは繊維産

第42表 繊維各社の人員合理化の概況 (1978.2.28現在)

組合名	内 容	解 決 条 件	離 職 者			離職 月日
			男	女	計	
三菱 エクスラン	共 販 会 社 新 設	三菱 男262 女87 エクスラン 男118 女24 東新 男4 計 男384 女111 総計495	全 員 出 向			
グ ン ゼ	糸糸工場集中生産	配 転				
遠州レース	企 業 閉 鎖	退職金 240%	54	114	168	12/25 (1/7)
東京麻糸	①沼津工場の熱処理と撚機を帝人三原工場内に移す。 ②余剰人員は出向と他企業に応援 ③転身者には援助制度を設ける。	①と②を認め③は200%+α	追って確定			
中 央 紡	希 望 退 職 募 集	退職金 200%	追って確定			78 1/15
旭 紡 績	”	退職金 238%	16		16	11/30
敷 紡	笠 岡 工 場 閉 鎖	転勤不可能者 200% 転勤(世)105円 (非世)83円	3 月 25 日 確 認			
東 紡	①工程および組織の合理化、作業改善により所要人員の削減をおこなう。 ②①による余剰人員は東レグループをはじめ再配置する。 ③高齢者の適職開発を中心として殖産会社を設ける (50歳以上本人希望) ④③に移籍する場合特別加算	①②③を認め、④は労働条件を別に定めるため東レ在籍で得るであろう条件を保障する加算をおこなう。				
神 戸 生 糸	希望退職募集 和歌山工場閉鎖	転動手当 有扶8万円 無扶6万円 退職金 300%	67	55	122	77 11/15
ク ラ レ	富士工場ポパール休止	①転動手当 有扶18~20万円 無扶13~15万円 ②出 向 ③新規事業開発 ④退 職 金 200%	78年6月末休止時に確定する。			

組 名 合	内 容	解 決 条 件	離 職 者			離職 月日
			男	女	計	
東 洋 紡	実 質 改 善 生 産 閉 鎖 工場閉鎖	明石、明石酢素、岐阜工場の停止 大町の織布、鈴鹿の染色、織布、ガラス繊維部門の操業停止に伴い、 転職手当 有扶 12~21万円 無扶 8.5~14万円 離職者退職金 200%+α				それぞれの操業停止日以降明確になる。
平 田 紡	希望退職募集	退職金 200%	10	26	確定	10/26
帝人加工糸	工場統合配転	組合員全員 (53名)	配 転			し
岩 九 織 維	希望退職募集	退職金 200%	15	23	38	8/31
美 濃 織 維	希望退職募集	退職金 200%+α	20	30	50	9/20
宇 部 日 東	工場 閉 鎖 募 集 希望退職募集	転動手当 7万円~12万円 退職金 200%	61	11	72	10/20
阿 部	織布部門閉鎖 希望退職募集	退職金 230%	35	41	76	9/20
白 山 化 工	希望退職募集	退職金 240%	10	8	18	9/17
東 海 編 物 企 業	閉 鎖 募 集	退職金 200%+α	40	45	85	9/30
和 興 紡	希望退職募集	退職金 150%~200%				9/20
高 瀬 染 工	希望退職募集	退職金 200%	110	20	130	10/30
日 東 紡	伊丹工場分離 新会社として現行条件継続					
高 岡	製糸部門閉鎖	メリヤス電子部門へ配転 (男13 女34)				
喜 福 工 業	希望退職募集	退職金 200%+α(21名目標)	11	23	確定	12/10
久 保 惣 企 業	閉 鎖 募 集	1工場を残し他を閉鎖 退職金 250%+α	11	未確定 (281)		12/10
滝 文 工 業	希望退職募集	退職金 200%+α			77	11/未 12/10
長 崎 屋 店 舗	閉 鎖 募 集	最低 240%	19	19	53	1/14

【備考】ゼンセン同盟調べ。

業に顕著に現われ、その構造的な不況の「解決」が労働者の雇用不安と中小の「産地」と「産地問屋」の解体によってはかれようとしている。

最後に、ゼンセン同盟調べによる人員「合理化」の概況を掲げておく（第42表）。繊維では、ここ数年で二〇万人の離職者が発生したといわれているが、なおも過酷に進行中である。

紙・パルプ

紙・パルプ産業は、もともと景気変動の影響をうけやすく、「高度成長」期には無政府的な生産の拡大をおこなない、そのしわよせが、一転して今日の不況期に出てきている。人員の削減、労働密度の強化、系列支配の強化などをつうじ、この危機のりきりを策しているのが紙・パルプ独占資本である。とりわけ、「構造不況」の深刻な合板部門についてみておこう。

需要の八五％を建設関係にたよっている合板業界の「構造不況」は、商社・金融資本の流通部門支配をテコとした、独占的管理価格をねらった業界のスクラップ化、再編成攻撃に根本的な原因がある。七四年の住宅需要の高まりのなかで大きくふくれ上がった合板業界では、流通部門の七割以上を支配する大手商社によって、二六〇社の再編・切り捨てがすすんだ。七三年から七五年の間に需要が三〇％以上落ちこみ、七四年夏にはコスト割れ。この段階で各社は雇用調整給付金を利用して「自主操短」にふみ切ったが、同年暮には不況カルテルを申請せざるをえないところまできた。以来延べ二一カ月にわたり連続一〇回の不況カルテルがつづいてきた。その間三〇企業が倒産、二四万人近くの労働者が離職した。しかし生産は八％しか減らず、構造不況は深まる一方である。

「高成長」時代に資本能力を超える取引や高金利をかかえこんだ

木材産業は、原木供給から製品販売・資金面を通じて商社・銀行に支配されている。金融資本は木材産業の投機的体質を利用して利潤を求め、不況になれば切り捨てる。そして尻抜け操短、独占のしかけるつぶしあいの過当競争による犠牲は労働者にしわよせされてくる。政府も七五年六月、木材産業基本問題調査会で生産過剰を名目に設備の廃棄・凍結措置を提言、需要変動や需給ギャップに対応できない木材産業の構造にメスを入れるのでなく、金融機関と商社を手助けする方向を決めてしまっている。

いまや、雇用確保と産業再建は、合板にかぎらず、中心課題になってきている。

海 運

海運では、日本人船員の減少、仕組船などの増加が相変わらず進行している。すでに外航海運では、七一年のドル・ショック以来、外国用船の拡大に努めており、七一年の運航船腹のうち外国用船は隻数で二九％、トン数で三三％であったが、七七年にはそれぞれ五三％、五一％と過半を超えている。内航海運においても、脱海員組合化をすすめており、このため自社船べらしや擬装倒産も現われている。脱海員組合化とは、つまり未組織船の増大傾向をいう。外航ではほぼ一〇〇％の組織であっても、内航では三〇％におよばず、そこに鉄鉱、石油など用船側では、半ば公然と「脱海員組合」を用船や運賃設定の条件にもちだして、未組織船増加に拍車をかけている。

ところで、海運造船合理化審議会（海造審）は七七年七月、「日本海運の意義」と題する中間取りまとめを発表した。それによると、仕組船について、日本船主が日本荷主と長期契約をむすぶので、日本船について安定輸送の意義があり、資本コストは高いが船

員費は安いので日本船より秀れ、運賃の低位安定の意義があり、過剰の日本人船員が配乗するならば雇用安定の意義もあり、日本船について仕組船も経済的安全の意義があると評価し、仕組船を準日本船と認知し、むしろその規制の方向にたいして逆行したのであった。

海造審の審議にむしろ先行して、日本人船員切り捨て政策もまた進行している。一九七七年一二月、船員中央労働委員会は「船員雇用対策の基本方針」を答申した。これは、海運企業の海外進出による日本人船員の雇用量べらしを是認したうえで、雇用船員の職域確保対策と称して、社内配転、社外出向、仕組船への乗船などを奨励し、そして雇用調整の制度化を提唱している。さらに、日本船の国際競争力を向上させて、日本人船員の雇用を確保するには、船員制度の近代化が必要だとして、その促進をばげましている。他方、離職船員の雇用促進対策と称して、陸上転換、外国船への乗船を推奨している。このように、海運企業にたいする解雇制限、その海外進出の規制、大企業の中小企業圧迫の規制、産業レベル・系列レベルでの雇用計画など、基本的な失業の解決や雇用安定の対策はまったくみられず、雇用船員の切り捨て、離職船員の陸上への追出しという、「首切り基本方針」となっている。

国 鉄

国鉄は七七年四月、「国鉄経営改善計画案」を発表し、貨物を中心とした抜本的な経営合理化案を提案した。

その後八月一八日、とくに貨物「合理化」について、概要つぎのような提案をおこなった。すなわち、コンテナ輸送、物資別適合輸送の着実な推進、一般車扱い輸送体系の「効率化」をおこなうため、一日の貨物運行距離を一八％削減する（五五万キロを四五万キロに）、貨物取扱駅を二七六統廃合する（一九七六年度末現在、一五六九駅）、

二六カ所の貨物ヤード（同二二〇ヤード）と、一八車両基地を廃止する。そして、機関車約三〇〇両と貨物一万五〇〇〇両を廃車にする。関係労働者を実質一万五〇〇〇人削減する、というものであった。

さらに、八月二九日に出された『昭和五一年度国鉄監査報告書』は、国鉄経営財政を分析した結論の一つとして、「昭和五十五年度までに五万人の要員合理化が可能と見込み、この間の業務量増加に対処しつつ、結果として差引き一万五千人の要員を縮減」するよう主張している。

貨物などについて、経営縮小均衡的発想に立って対処しようとし、しかも新幹線の建設は推しすすめ、ダイヤ改正にあたっては特急列車増発を優先する。そうしたスクラップ・アンド・ビルド政策が、きわめてあからさまになっている。しかも最近、関連事業投資の拡大を積極的に重視するなど、国鉄はますます、その企業性（営利性）追求にはしり、「国民のための国鉄」としての、あるべき姿の追求から、ますます離反していつている。これが、国鉄「合理化」の志向する方向でもある。

電信電話

電電公社は、七七年一〇月、一九七八・八二年度にわたる「電信電話拡充・改良第六次五カ年計画」を発表した。同計画は、「まえがき」で、基本的考え方をつぎのように述べている。

【電信電話拡充・改良第六次五カ年計画】はしがきより】

公社は発足以来、電気通信サービスに対する国民の広汎な要請に応え五次にわたる五カ年計画を策定し、推進してきたところであり、「加入電話の積滞解消」、「全国自動即時化」の二大目標は、まさに達成されようとしている。電気通信網は今や巨大なシステムに成長し、電気通信サービスは

国民生活に深く定着するとともに、効率的な経済・社会活動に不可欠の情報伝達手段として、更にその役割を増大させつつある。

一方、わが国経済の安定成長への転換、社会情勢の変化、加入電話の需給均衡等、公社をとりまく経営環境は大きく変容してきているが、電気通信事業の将来を長期的に展望すると、安定した社会、充実した国民生活、省資源・省エネルギーに寄与する電気通信に対する社会の要請はさらに高まり、電話は日常生活に不可欠なものとして、家庭から個人へと、一層その普及が進展するものと想定される。同時に電気通信技術は今後飛躍的な進歩が期待され、これまでの音声通信に加えて、データ通信並びに画像通信等の発展も見込まれており、これらの新しい通信手段は経済・社会活動に限らず、日常生活にも、逐次普及していくものと考えられる。

今次計画の策定にあたっては、このような将来の電気通信の発展基盤を築くため、積極的に新技術・新サービスの開発・普及に努めることとする。また、年々増大する通話量に対応し、電気通信網の拡充・改良を今後とも推進し、安定した良好なサービスを提供していくこと、並びに、より高度化・多様化する電気通信サービスに対する要請を的確には握し、これに積極的に応え、国民の利便の向上をはかっていくことが、重要な課題となっている。

さらに、近年における経済・社会情勢の変化に伴い、調和のとれた地域社会の形成、社会福祉の充実等が強く要請されつつあり、公社としても、こうした時代の要請に応え、電気通信の面から積極的にその役割を果たしていくことも必要である。

こうした状況のもとに、公社は、電気通信の一層の発展をはかるため、昭和五三年度から五七年度に至る電信電話拡充・改良第六次五カ年計画を策定することとした。

しかしながら、先に述べたとおり、公社をとりまく経営環境は大きく変容してきており、これまでと同様の形で電気通信事業を的確に展開することとは困難となってきた。従って、この長期計画の遂行にあたっては、流動的な経営環境に即応しつつ、弾力的に対処していくこととする。

また、本計画の実施にあたっては、事業の近代化・省力化を積極的に推

進するとともに、職員の労働条件の向上と福祉の増進に努める。

全体として、不確定な需要動向のもとで、計画は以前のものとくらべ抽象的であるが、しかし、その基本性格は、①加入電話完全充足体制の維持とサービスの改善（計画から販売へ）、②新しい通信手段への積極的な開発と基盤づくり（独占から競争へ）、③省力化、近代化にある。「第五次までの一連の合理化計画の総集約の上にたった電信電話事業の転換期の計画」（全電通）だということが出来る。

以下、参考までに、これまでの長期計画一覧表をかねておこう（第43表）。

郵 政

郵政「合理化」は、郵便、貯金、保険に分けてみるこ
とができるが、今日とくに焦点になっているのは、貯
金、保険部門である。

郵便部門では、国鉄ダイヤ改正にともなう運送施設改廃がつづいている。いろいろなケースがあるが、拠点間集約輸送方式への切りかえが多く、それにとまなう要員配置問題、発着基地問題などである。さらに、郵便機械化、集配業務の専用自動車化、機動化もひきつづき進行している。

貯金、保険部門では、どちらもEDPS機械化は大半が解決し、どちらもオンライン計画が、目下の焦点である。貯金関係では、七七年九月末に具体的実施計画の提示をうけたが、七八年度の重要な柱は、東京計算センターの八月サービスイン計画である。さらに、これに関連して八月には、神奈川県下の普通局で藤沢、鎌倉、茅ヶ崎の三局、特定局で藤沢善行、藤沢西海岸、藤沢藤ヶ岡、鶴沼桜ヶ岡、西鎌倉、腰越、鎌倉台、茅ヶ崎富士見、茅ヶ崎若松、茅ヶ崎浜

第 43 表 電信電話長期拡充計画

期間 区分		第 1 次 5 カ 年 計 画 (53～57)	第 2 次 5 カ 年 計 画 (58～62)	第 3 次 5 カ 年 計 画 (63～67)	第 4 次 5 カ 年 計 画 (68～72)	改定 7 カ 年 計 画 (71～77)	第 5 次 5 カ 年 計 画 (73～77)	第 6 次 5 カ 年 計 画 (78～82)
主 要 目 標		①通信施設 の復旧、 整備	①事務用電 話の需給 改善	①地方都市 の電話の 自動化の 推進	①住宅用電 話を中心 とした需 給の改善	①加入電話 の積滞解 消	①加入電話 の積滞解 消	①加入電話 の需給均 衡の維持
		②六大都市 の電話需 給の改善	②東京・大 阪と地方 主要都市 間の市外 通話の即 時化	②全国即時 網の形成 と県庁所 在地相互 間の市外 ダイヤル 化	②全国即時 化完成 ③データ通 信等の開 発導入	②データ通 信の拡充 開発 ③サービス の多様化 ④画像通信 をはじめ とするサ ービスの 多様化 ⑤電子交換 機を主軸 とした総 合通信網 の形成	②プッシュ ホン等サ ービスの 多様化 ③ナショナ ル・プロ セクト (データ 通信) ④新技術の 導入によ る総合通 信網の形 成	②福祉電話 サービスの 充実 ③データ通 信サービ スの拡充 開発 ④画像通信 サービスの 拡充開 発 ⑤電気通信 網の拡充 改良
主 要 工 程	加 入 電 話 (千加入)	1,088	2,143	5,109	9,300	19,700	15,300	7,800
	公 衆 電 話 (千 個)	46	102	159	150	280	210	170
	市 外 回 線 (千回線)	36	111	262	400	740	680	700
	電子交換機					約 440	370	約 800
	データ通信				63 システム	210 システム	84	
	テレビ電話 (千 個)					30	3	
	建設投資額 (億 円)	3,021	7,255	18,117	38,198	85,000	70,000	90,000

〔備考〕 建設投資額について 1 次～ 4 次は決算の数字である。

竹の一〇局がサービスインされ、ひきつづき、九月には四三局、一〇月には五二局、十一月には五〇局、五四年二月には六八局、三月には五五局の合計二八一局のサービスインが計画されている。窓口端末機は、今後も一二月と一月はのぞいて毎月各々一〇〇台のペースすなわち一年間に一〇〇〇台のペースで配備され、窓口端末機は、現在配備されている窓口会計機と同じか、ややそれを超える配備台数となる。もちろん、これにともなって、減員、統廃合問題が生じている。

つぎに、簡保オンライン計画は、貯金よりもすすんでおり、七七年二月一四日に東日本関係のサービスが開始され、七八年一月四日に西日本関係のサービスが開始され、七八年度は端末機の搬入拡大計画だけである。ここでも、当面の焦点は、東京簡保などの減員問題である。

3 労働災害・職業病

1 労働災害

産業別災害度 数率・強度率

労働災害は、ここ二、三年の生産活動の停滞を反映して、かなりの落ちこみを示していた。だが、第44表、第45表によって、産業別の災害のひん度を示す度数率（一〇〇万労働時間当たり労働災害による一日以上休業の死傷者数）、および災害の強度を示す強度率（一〇〇〇延べ労働時間当たり労働災害の死傷による労働損失日数）の推移をみると、一九七七年の場合、若干の違いが出てきている。

度数率の産業計は、一九七三年六・六七、七四年五・一一、七五年四・七七、七六年四・三七、七七年四・三二と、たしかに漸減傾向にある。だが、七六年にたいし七七年は、減少が鈍っている。他方、強度率の産業計は、七三年〇・六四、七四年〇・四五、七五年〇・四三、七六年〇・三六、七七年〇・四二であり、七六年にくらべ七七年は逆に増大している。

つぎに、産業別に度数率をみると、七七年にもっとも高いのが鉱

第 44 表 産業大・中分類別労働災害度数率の推移（規模100人以上）

産 業	1970年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
計	9.20	6.67	5.11	4.77	4.37	4.32
林 業	18.22	19.86	19.46	19.97	22.78	21.69
鉱 業	89.09	58.46	31.83	29.93	24.97	28.04
建 設 業	10.02	9.24	8.06	4.27	3.41	4.50
製 造 業	6.07	5.00	4.51	3.79	3.54	3.25
食 料 品 ・ た ば こ	8.59	7.84	7.66	6.86	6.71	6.00
織 維	4.26	4.07	3.03	3.13	3.44	2.69
衣 服	1.84	2.02	2.21	1.54	2.19	2.13
木 材	18.42	13.98	12.10	10.63	10.21	9.92
家 具	11.99	18.50	10.03	9.70	9.12	9.44
パ ル プ ・ 紙	8.40	6.08	5.36	3.99	3.85	4.32
出 版 ・ 印 刷	5.59	4.83	4.15	3.83	4.48	3.48
化 学	4.77	4.40	3.44	3.09	2.74	2.50
石 油 ・ 石 炭	3.99	2.29	2.79	2.38	2.20	1.60
ゴ ム	5.36	4.16	3.51	2.99	2.56	2.69
な め し か わ	7.85	6.83	5.36	4.27	4.32	3.31
窯 業 ・ 土 石	9.93	7.64	7.15	6.13	6.15	5.74
鉄 鋼	6.35	5.03	4.42	3.10	2.96	2.71
非 鉄 金 属	6.65	4.91	4.54	3.27	2.86	3.03
金 属 製 品	9.81	8.21	8.27	5.98	5.78	5.16
一 般 機 械	8.37	6.34	6.01	4.56	3.91	4.00
電 気 機 器	2.27	2.02	1.85	1.65	1.67	1.32
輸 送 用 機 器	5.71	4.13	4.08	3.56	2.92	2.76
精 密 機 器	3.18	2.64	2.55	1.66	1.84	1.69
そ の 他	6.51	6.40	5.43	4.44	3.71	3.93
運 輸 ・ 通 信 業	12.43	9.34	4.50	5.71	5.38	5.96
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	2.72	2.22	2.96	2.60	1.61	1.78
サ ー ビ ス 業	18.26	13.44	21.60	22.25	19.88	18.27

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」

2) 度数率とは100万延べ労働時間当たり労働災害による1日以上休業の死傷者数。

3) 建設業は職別工事業、設備工事業である。サービス業は自動車整備業、機械修理業、清掃業のみである。以下第49表まで同じ。

第 45 表 産業大・中分類別労働災害強度率の推移（規模 100 人以上）

産	業	1970年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
	計	0.88	0.64	0.45	0.43	0.36	0.42
林	業	1.70	1.48	1.38	1.02	1.34	1.56
鉱	業	7.22	5.41	5.50	5.43	3.44	4.95
建	設	2.13	1.93	1.53	1.15	0.57	1.26
製	造	0.66	0.53	0.38	0.34	0.28	0.33
食	料	品	・	た	ば	こ	
織	維	0.42	0.43	0.14	0.33	0.28	0.23
衣	服	0.34	0.02	0.13	0.05	0.08	0.13
木	材	1.60	1.23	1.09	0.77	0.99	1.17
家	具	1.08	0.67	0.47	0.56	0.74	0.83
パ	ル	プ	・	紙			
出	版	・	印	刷			
化	学	0.59	0.49	0.19	0.24	0.22	0.32
石	油	・	石	炭			
ゴ	ム	0.59	0.49	0.65	0.26	0.19	0.25
な	め	し	か	わ			
窯	業	・	土	石			
鉄	鋼	1.40	1.10	0.70	0.56	0.36	0.60
非	鉄	金	属				
金	属	製	品				
一	般	機	械				
電	気	機	器				
輸	送	用	機	器			
精	密	機	器				
そ	の	他					
運	輸	・	通	信	業		
電	気	・	ガ	ス	・	水	道
サ	ー	ビ	ス	業			

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」

2) 強度率とは 1,000 延べ労働時間当たりの労働災害の死傷による労働損失日数。

第 46 表 規模別労働災害度数率、強度率および平均
労働損失日数の推移（規模 100 人以上）

規 模	1970年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
〔度 数 率〕						
規 模 計	6.20	6.67	5.11	4.77	4.37	4.32
1,000人 以上	7.15	3.94	2.59	2.67	2.17	2.27
500 ～ 999人	7.64	5.61	3.50	3.38	2.99	2.87
300 ～ 499人	9.66	7.13	5.38	4.95	4.54	4.44
100 ～ 299人	12.02	9.65	8.18	7.38	7.01	6.63
〔強 度 率〕						
規 模 計	0.88	0.64	0.45	0.43	0.36	0.42
1,000人 以上	0.80	0.52	0.43	0.42	0.29	0.42
500 ～ 999人	0.81	0.69	0.38	0.33	0.29	0.28
300 ～ 499人	0.97	0.57	0.45	0.44	0.36	0.45
100 ～ 299人	0.95	0.82	0.51	0.49	0.44	0.49
〔平均労働損失日数〕						
規 模 計	96.1	97.8	88.1	90.3	81.4	98.2
1,000人 以上	114.0	132.7	167.4	155.7	134.3	185.0
500 ～ 999人	106.1	112.5	107.4	96.9	97.5	98.4
300 ～ 499人	99.7	82.2	82.9	88.3	79.2	100.4
100 ～ 299人	79.2	84.6	61.7	66.9	63.5	73.4

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」

2) 度数率は第44表の〔備考〕, 強度率は第45表の〔備考〕参照。

第 47 表 産業大・中分類別労働災害による死傷者 1 人当たり
労働損失日数の推移（規模 100 人以上）

（単位：日）

産	業	1970年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
	計	96.1	97.8	88.1	90.3	81.4	98.2
林	業	93.4	74.7	71.1	51.2	58.9	71.8
鉱	業	81.0	92.4	172.8	181.3	137.6	176.5
建	設	211.3	209.7	189.5	269.4	168.2	279.5
製	造	109.6	106.3	83.9	90.2	80.3	102.9
食	料	品	・	た	ば	こ	
織	維	99.8	105.7	45.4	104.7	82.1	84.0
衣	服	181.9	12.1	56.9	31.8	37.5	61.6
木	材	87.4	87.8	89.9	72.0	97.1	117.5
家	具	90.8	79.3	47.2	57.8	81.2	88.0
パ	ル	プ	・	紙			
出	版	・	印	刷			
化	学	124.7	111.6	54.0	77.6	79.9	126.7
石	油	・	石	炭			
ゴ	ム	111.8	119.2	185.1	88.2	74.3	93.7
な	め	し	か	わ			
窯	業	・	土	石			
鉄	銅	221.3	220.2	157.7	180.7	121.0	223.1
非	鉄	金	属				
金	属	製	品				
一	般	機	械				
電	気	機	器				
輸	送	用	機	器			
精	密	機	器				
そ	の	他					
運	輸	・	通	信	業		
電	気	・	ガ	ス	・	水	道
サ	ー	ビ	ス	業			

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」

第 48 表 産業別重大災害発生状況

産 業	1970年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
	件	件	件	件	件	件
〔発生件数〕						
計	398	331	272	276	275	246
製 造 業	137	83	69	94	95	60
建 設 業	166	177	159	123	125	116
運輸業・貨物取扱業	30	22	9	12	6	20
林 業 ・ 漁 業	18	15	10	10	7	11
そ の 他	47	34	25	37	42	39
	人	人	人	人	人	人
〔死傷者数〕						
計	2,458 (269)	1,953 (297)	1,423 (178)	1,523 (200)	1,430 (186)	1,276 (194)
製 造 業	1,051 (69)	554 (51)	383 (35)	517 (47)	533 (35)	338 (24)
建 設 業	879 (106)	909 (118)	812 (118)	593 (91)	594 (101)	568 (94)
運輸業・貨物取扱業	182 (16)	136 (20)	38 (1)	53 (11)	33 (7)	97 (18)
林 業 ・ 漁 業	122 (34)	68 (22)	73 (8)	47 (4)	43 (3)	50 (8)
そ の 他	224 (44)	286 (86)	117 (16)	313 (47)	227 (40)	223 (50)

〔備考〕 1) 労働省「重大災害報告」
2) 重大災害とは一時に3人以上の死傷者をつくった労働災害のことである。
3) 死傷者欄の（ ）内は死亡者数。

種 類 別 業 務 上 疾 病 発 生 状 況

1976 年							
製 造 業	鉱 業	建 設 業	交 通 輸 送 業	貨 取 扱 業	農 水 産 業	商 業 ・ 金 融 ・ 広 告 業	そ の 他
3,925	460	2,392	2,178	719	388	870	803
1,372	60	507	499	299	51	166	157
1,166	87	570	81	29	120	37	70
6	—	—	—	—	—	—	—
8	13	2	—	—	2	—	3
2,940	54	640	200	57	40	226	472
626	705	411	11	1	—	—	3
—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	4	—	—	8	—	—
1	—	1	—	—	1	—	—
44	44	10	2	—	329	—	1
18	1	19	1	—	3	2	1
20	—	2	—	1	—	4	6
9	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
19	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	2	—	—	—
1	—	1	—	—	—	—	—
6	—	3	—	—	—	—	—
5	—	1	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	2
26	1	46	—	1	3	3	8
5	—	—	—	—	—	—	3
199	5	15	15	4	—	2	12
14	—	—	1	—	—	—	1
44	—	7	—	1	—	—	2
40	—	11	1	2	1	—	1
40	—	23	1	1	30	1	5
4	—	—	1	—	—	—	—
109	—	11	7	19	2	3	20
2	—	—	—	—	—	—	3
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	2	—	—	3	—	—
—	—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	—	—
452	23	177	70	22	135	38	112
(26)	(1)	(5)	(—)	(—)	(—)	(1)	(2)
(3,549)	(409)	(1,650)	(1,522)	(662)	(226)	(552)	(574)
11,108	1,453	4,855	3,068	1,158	1,116	1,352	1,686

ので、正規の名称でない。

第 49 表 産 業 お よ び 疾 病 の

疾 病		1966年	1974年	1975年	合 計
1	負傷に起因する疾病	6,048	9,833	9,810	11,735
2	重激業務による運動器の疾病	3,242	5,626	4,211	3,111
3	高热・ガス・光線等による眼の疾病	3,162	1,810	1,958	2,160
4	有害放射線による疾病	20	3	1	6
5	日射病, 熱射病	198	11	25	28
6	熱傷・凍傷(第2度以上)	5,229	5,427	5,009	4,629
7	じん肺症	607	1,294	1,557	1,757
8	地下作業による眼球震盪症	—	—	—	—
9	異常気圧下における疾病	28	14	27	13
10	製糸等の業務による手指の蜂窩織炎および皮ふ炎	42	—	1	3
11	振動による神経炎	49	280	307	430
12	騒音による耳の疾病	20	35	29	45
13	電信手等の手指の痙攣および書痙等	1	107	53	33
14	鉛中毒	21	24	18	9
15	水銀中毒	60	—	—	1
16	マシンの油等による皮膚炎	—	—	—	—
17	クロム・ニッケル等による潰瘍	9	2	38	19
18	金・銅等による熱傷	10	—	4	5
19	砒素中毒	—	—	2	2
20	燐中毒	8	1	4	2
21	硝気・亜硫酸ガス中毒等	19	11	17	9
22	硫酸水素中毒等	24	12	15	6
23	二硫化炭素中毒等	3	—	—	2
24	一酸化炭素中毒等	141	107	141	88
25	青酸中毒等	12	3	—	8
26	酸・アルカリ等による腐蝕	384	295	306	252
27	ベンゼン等による中毒等	41	10	5	16
28	アセトン等による中毒等	32	42	31	54
29	上記27, 28以外の中毒等	30	45	54	56
30	油・タール等による皮膚疾患	234	83	35	101
31	タール, ピッチ等による上皮癌	—	—	—	5
32	14~32以外の中毒・皮膚炎等	263	174	239	171
33	病原体による伝染病	6	15	10	5
34	湿潤地におけるウイルス性病	1	—	—	—
35	屋外労働による恙虫病	1	3	—	5
36	動物性のもの等による炭疽病等	4	17	1	1
37	上記各号の外大臣の指定するもの	—	—	—	—
38	その他業務によることの明らかな疾病	614	786	1,045	1,029
(33のうち酸欠症)		(53)	(35)	(83)	(35)
(1, 2, 38のうち腰痛)		(—)	(8,684)	(8,208)	(9,144)
合	計	20,563	26,071	24,953	25,796

〔備考〕 1) 労働省「業務上疾病調べ」
2) 疾病の種類は、労働基準法施行規則第35条に規定する業務上の疾病を簡略に記載したもの
なお、左端の番号は、同規則同条の各号別の番号である。

業二八・〇四、ついで林業二一・六九、サービス業一八・二七の順になる。製造業のなかでは、木材九・九二、家具九・四四が高い。他方、産業別の強度率をみると、七七年でもっとも高いのが、鉱業四・九五、林業一・五六、建設業一・二六の順となる。製造業では、木材一・一七、家具〇・八三が目立つ。

なお、これまで度数率、強度率とも、規模三〇人以上で表示されていた。だが、七七年より規模一〇〇人以上で表示され、さかのぼって統一されているので、この点、利用上の留意を要する。全体としていえば、度数率、強度率とも、従来統計より低く現われている。たとえば七六年の度数率の産業計は、規模三〇人以上では六・六四にたいし、規模一〇〇人以上では四・三七、同じく七六年の強度率の産業計は、〇・四四が〇・三六に、というごとくである。

つぎに、同じく労働省「労働災害動向調査」によつて、企業規模別の災害度数率、強度率、平均労働損失日数をみておこう（第46表、ただし、これまでに発表されていた五〇〇九人、三〇〇四九人規模はドロップしている）。

まず度数率を七七年についてみると、一〇〇〇人以上二・二七にたいし、五〇〇〇九人二・八七、三〇〇〇四九人四・四四、一〇〇〇二九人六・六三と規模が小さいほど度数率は上昇している。強度率もほぼ同様であり、一〇〇〇人以上〇・四二、ただし五〇〇〇九人〇・二八でもっとも低く、あとは三〇〇〇四九人〇・四五、一〇〇〇二九人〇・四九となっている。だが、度数率ほどの大きな差はない。

この点、平均労働損失日数との関連でみる必要がある。七七年で、一〇〇〇人以上一八五・〇日でもっとも長く、五〇〇〇九人

人九八・四日、三〇〇〇四九人一〇〇・四日、一〇〇〇二九人七三・四日となっている。つまり、企業規模が大きいほど、災害のひん度は少ないが、災害の「重篤度」は相対的に重いということが、これによって、いっそう明らかになっている。

重大災害発生状況

災害の「重篤度」、重大災害発生状況はどうであろうか。第47表は、労働災害による死傷者一人当たり労働損失日数を示している。労働損失日数は、産業計では、七六年八一・四日から、七七年九八・二日へといちじるしく増加した。産業別にみると、建設業二七九・五日、鉱業一七六・五日、電気・ガス・水道業一〇五・八日、製造業一〇二・九日などが、七二年において目立っており、しかも前年よりいちじるしく増大している。製造業でも、鉄鋼が七六年一二一・〇日から七二年二三・一日に増大し、一気に製造業中の最高を記録している。

つぎに、一時に三人以上の死傷者をもなった重大災害の発生状況をみておこう（第48表）。まず発生件数では、七六年二七五件から七七年二四六件へと減少している。とくに製造業が、七六年九五件から七七年六〇件へと大きく減ったことが目立つ。これを反映し、死傷者数も、七六年一四三〇人から七七年一二七六人へと減ったが、逆に死者数は七六年一八六人から七七年一九四人へと増加している。

なお同じく、労働省「重大災害報告」によつて、「事故の種類別重大災害発生件数」をみると、七七年の二四六件のうち、爆発三六件（うち可燃性ガス二〇件）、土砂崩壊二件、倒壊一二件、墜落一三件のほか、交通事故九〇件、火災・高熱物二〇件、中毒・薬傷二〇件などが目立っている。災害の痛ましき、悲惨さの一端が、こ

ここにも如実に示されている。

2 職業病

産業別規模別発生状況

業務上疾病に関する労働省統計は、七六年までしか発表されていない。そのかぎり、若干の特徴をみておこう（第49表）。まず発生件数は、七四年二万六〇七一件、七五年二万四九五三件、七六年二万五七九六件であり、減少していない。七六年の発生件数を産業別にみると、製造業が一万一一〇八件と圧倒的に多く、ついで建設業四八五五件、交通運輸業三〇六八件、鉱業一四五三件、商業・金融・広告業一三五二件とつづいている。

つぎに、同じ第49表により、疾病の種類別にみると、負傷に起因する疾病一万一七三五件と断然多く、ついで熱傷・凍傷四六二九件、重激業務による運動器の疾病三一一件、高熱・ガス・光線等による眼の疾病二一六〇件、じん肺症一七五七件とつづいている。また、負傷に起因する疾病、重激業務による運動器の疾病などのなかで、近年問題化している腰痛の多いことが目をひく。七六年九一四四件であるが、産業を問わず、いずれにもまたがって発生しているのが特徴である。

職業病と疲労・健康障害の増大

第49表にも一部明らかなように、最近では産業、職種を問わず、精神・神経疲労をふくむ身体各部に多様な症状を現わす疾病、たとえば過

労性の腰痛、頸肩腕症候群、自律神経失調症などが発生している。また振動による神経炎なども、とくに林業の白ろう病などとして問題化している。さらに、じん肺症の増大など、全体として、いわゆる「合理化」病が、産業・職種を問わず発生している。

それゆえ、今日、その職業に固有の疾病（狭義の職業病）という概念だけでは律しきれない疾病の一般的増大に目を向ける必要がある。いわば職業性疾病の多様化と一般化であるが、その広大な分野を形成しているものとしての疲労・健康障害の増大、慣性化傾向に改めて留意すべきであろう。

たとえば、運輸労連の調査によれば（七七・一一・九）、トラック運転手のうち半数が、なんらかの持病を有していること、その八五％はトラックに乗務してからと答えている。とくに、腰痛、神経痛、手足のしびれ、胃腸病などが目立っている。運輸労連にかぎらず、組合自身による、この種の調査は決して少なくはない。こうした調査と同時に、組合、労働者自身による労働災害、職業病にたいする補償をふくむ対策活動の活発化が望まれるところでもある。

【参考資料】(1)労働省『昭和五二年労働経済の分析』、(2)関連単産七七年大会関係資料、(3)雑誌『海員』、『月刊運輸労連』、『月刊全電通』、『電通共闘レポート』、『全通時報』、総評教宣局「労働ニュース」、(4)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『経済』、『労働運動』、『月刊労働組合』、『労政時報』、『労務管理通信』、『週刊労働ニュース』

V 労働者の生活

概要□消費者物価の動向と勤労者生計費諸指標——一九七七年総理府統計局全国消費者物価指数の上昇率八・一％／政府の物価見通しと春闘共闘「生計費指数」上昇率一〇・八％／東京都「都市生活に関する世論調査」結果と都の「勤労者生計指標」／労働者生活構造の今日の特徴——労働者家計の収入と支出——概況／首都圏労働者の家計（春闘共闘家計調査結果）／失対労働者の家計（全日自労家計調査結果）／低所得層の家計（全生連家計調査結果）／標準生計費——人事院の標準生計費／厚生省の生活保護基準／総評の理論生計費／同盟とIMF・JCの「生涯生活ビジョン」

概

要

一、総理府統計局の全国消費者物価指数（一九七五年＝一〇〇）によると、一九七七年平均では一一八・一、前年にくらべて八・一％上昇と、七六年の同じ上昇率九・三％にひきつづきなんと一〇％を割る枠のなかに収まった。とはいえ、この消費者物価の上がり方は、預金金利をかなりに上回り、おカネの値打ちをむしろむいんフレがつづいていることにはかわりはない。この年三月、四月、九月三回の公定歩合引下げ幅あわせて二・二五％に追隨して、たとえば一年定期預金金利は一・五％引き下げられて五・二五％となり、物価の上昇に加えて庶民のふところの目減りはなおいっそう加速されていたことになる。しかも、この年の消費者物価上昇率を費目内容でみると、雑費を中心に政府主導による公共料金値上げの影響が大きく、国鉄運賃法定制緩和を突破口とするその動向は、国債増発による「財政インフレ」とあいまって、物価上昇の懸念を強めるものであることが予想される。

一、国民春闘共闘会議が、その独自の家計調査結果をもとに、価格データ対象品目を約半分にしぼり、税金や保険料、ローン返済の負担分を加えた「生計費指数」を試算したところ、七七年一年間の東京都区部での上昇率は一〇・八％と、総理府の同じ東京都区部消

費者物価指数八・三％よりも三割近く高い数字となった。庶民が日常的な暮らしのなかでハダでうけとめる「実感的」物価上昇率と、総理府消費者物価指数のそれとはかなりのくい違いがあるとの批判をふまえて、七八年四月東京都生計費指数問題研究会（会長・三淵信邦筑波大教授）は、インフレにあえぐ都民の生活実態をより具体的に現わす勤労者の「生計指標」づくり提案をとりまとめ、美濃部都知事に提出した。

一、国民春闘共闘会議編「一九七八年春闘白書」では、今日の労働者生活が、「不況で賃金が上がらず福祉が抑圧され、生活基盤が貧困なままに放置され」ているなかで、「消費萎縮、消費停滞」がつづく半面、労働者の個人的処理がますます困難になる社会的生活諸課題、たとえば疾病・事故、教育、住宅、失業と老後生活にたいして「自助努力」としての高貯蓄を維持せざるをえない事態におこまれている、と指摘されている。こうした傾向は、労働者の消費生活の内容、すなわち労働力再生産構造の質的変容をふくめて進行しているものとみられ、およそつぎの三点にしばって特徴づけることができる。①高度資本主義が、その統制力、支配力を拡大していく過程で、労働者家計もまた金融資本の支配によって高蓄積機構にくみこまれ、ますます「資本の生産および再生産の一契機でしかなく」なってきた。②とりわけ家計支出の面では、国家および公共機関を通ずる「共同消費手段」の消費やサービスの利用から、一律あるいは所得段階差をつけた料金、合理的な受益者負担にいたるまでさまざまな形での変容を生じている。③労働力再生産費の「社会化」と生活様式の均質化は、労働者の欲望水準を刺激し、強制的な生活必要経費つまり「公共性料金品目」出費を社会的に固定

化しつつ、家計支出規模の増大をよぎなくしてきている。

一、総理府統計局の家計調査報告でみた、一九七七年の全国勤労者世帯（平均世帯主年齢四一・二歳、世帯人員三・八人）月平均税込実収入は二八万六〇三九円で、これを前年にくらべて一〇・八％増であったが、物価上昇の影響をのぞいた実質では二・五％の増加であった。この実質増加は妻および他の世帯員収入増に負うところが大きい。天引きされる税金、社会保険料など非消費支出は、実収入中の一〇・二％と一割余を占めるにいたり、実収入からそれらの非消費支出を差し引いた可処分所得二五万六三四〇円は、前年比名目九・八％、実質で一・六％増と、実収入より低い伸び率にとどまっている。一方、消費支出は一九万七九三七円で、前年にくらべて名目九・六％、実質一・四％の増加であった。実質消費支出の推移をたどると、一九七四年に前年比二・四％を記録したのち、七五年には四・五％増とやや回復したもの、七六年にはふたたび〇・五％減と落ちこみ、七七年の一・四％増と一進一退の停滞をくりかえしてきている。これを要するに、七七年の勤労者家計では、妻のパートや他の世帯員の就業増によって、世帯主収入の停滞に対処しようとしたが、税金や社会保険料等の負担は実収入の一割を超え、それらを差し引いた可処分所得の伸びは実収入の増加を下回っており、支出面では将来の生活不安に備えて貯蓄をふやし、住宅ローンの支払いその他を先取りされるなかで、食料費、被服費の実質切りつめなどで工夫をこらし、家計のやりくりに追われている姿が示されている。また、国民春闘共闘会議の第四回家計調査結果（一九七七年一〇月実施）によっても、労働者の消費生活回復の歩みはきわめておそく、第一回調査開始時の一九七四年を一〇〇

とした七七年の実質消費支出の伸びは一〇七・二%とわずがであり、加えて、公共料金的大幅値上げ気運や相次ぐ預金金利の引下げが、労働者の先行き不安に追打ちをかける結果となって、労働者の生活諸課題にたいする社会的制度的な解決がますます急務とされつつあることがうかがえる。

一、厚生省の一九七四年厚生行政基礎調査報告によって、全日自労の失対労働者家計調査結果（同年一〇月実施）における一世帯平均実支出額六万五七九五円を基準に、その金額以下の世帯数を取りあげてみると、全国で一二〇〇万世帯（総世帯数の三四・一%）にもおよんでいた。七六年一〇月に実施された全日自労の同じ家計調査結果においては、失対労働者世帯（平均世帯主年齢六二・一歳、世帯人員一・九人）の平均消費支出が七万六六六〇円、対前年比で四%増と、総理府の全国消費者物価指数対前年同月上昇率八・六%の半ばしか埋めあわせされていなかった。このことによって、失対労働者世帯では世帯主年齢の老齢化のもとでその生活水準の低下や家族規模の縮小をよぎなくされていることが注目される。全生連の第一回家計調査結果（七七年三月実施）もまた、そうした低所得層家計の実態を明らかにしている。対象世帯の実収入が生活保護基準の一・三一・五倍であることをめやすとした同調査結果によると、低所得世帯（平均世帯主年齢三七・三歳、世帯人員四・四人）の消費支出額一五万二七六四円は、総理府家計調査結果における一般勤労者世帯のその七四・九%であった。また、生活保護世帯（平均世帯主年齢四五・三歳、世帯人員三・六人）における消費支出額九万八三四一円の同じ割合は四八・二%にしかすぎなかった。

1 消費者物価の動向と勤労者 生計費諸指標

一九七七年総理府統計
局全国消費者物価指
数の上昇率八・一%

一九七五年を一〇〇とした、総理府統計
局の全国消費者物価指数（CPI）でみ
ると（第50、52表）、七七年平均では一
八・一となり前年平均にくらべて八・一

%の上昇を示した。最近年次の対前年上昇率をみると、一九七二年四・五%、七三年一一・七%、七四年二四・五%、七五年が一・七%となっており、物価の異常騰貴がはじまった七三年以降三年連続一〇%以上の大幅上昇であったが、七七年では前年の九・三%にひきつづきなんとか一〇%を割る上昇に収まった。とはいっても、消費者物価の上がり方は、預金金利よりもはるかに高く、おカネの値打ちをむしろインフレがつづいていることにかわりはない。すなわち、この年三月、四月、九月三回の公定歩合引下げ幅あわせて二・二五%に追隨して、たとえば一年定期預金金利は一・五%引き下げられ、物価の上昇に加えて庶民のふところの目減りはなおいっそう加速されていたわけだ。こえて七八年四月からは、同じ一年定期預金金利は、公定歩合の〇・七五%引下げに連動して四・五%となり、銀行、農協、郵便局などに預け入れられている個人預貯金の

第 50 表 物 価 指 数 表

(1975年=100)

年 次	卸売物価 指数 ¹⁾	全 国 消 費 者 物 価 指 数 ²⁾								
		総 合	食 料		住 居	光 熱	被 服	雑 費	季節商品 をのぞく 総合	持家の 属家賃を 含む総合
			計	うち主食						
1972年平均	63.8	64.3	61.3	61.6	67.1	65.3	62.9	68.1	64.6	65.1
1973 "	73.9	71.9	69.3	66.9	73.8	68.9	76.5	73.2	72.1	72.6
1974 "	97.1	89.4	88.5	82.9	93.2	88.1	94.3	87.4	89.2	89.5
1975 "	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1976 "	105.0	109.3	109.1	111.9	106.2	107.2	107.5	111.7	108.8	109.4
1977 "	107.0 (1.9)	118.1 (8.1)	116.4 (6.7)	121.7 (8.8)	112.4 (5.8)	117.4 (9.5)	114.0 (6.0)	123.9 (10.9)	117.4 (7.9)	118.3 (8.1)
1977年 1 月	105.6	119.6	117.2	127.6	114.7	117.6	115.5	126.3	119.9	120.0
2 月	105.7	120.1	118.2	127.8	115.2	117.4	112.9	127.5	120.1	120.6
3 月	105.6	121.2	119.9	128.0	115.4	117.4	114.3	128.1	120.6	121.7
4 月	105.2	122.5	120.8	128.0	116.3	117.4	115.7	130.2	121.7	123.0

〔備考〕 1) 日本銀行の卸売物価指数。
2) 総理府統計局の消費者物価指数、カッコ内は、1977年平均の対前年平均比騰貴率を示す。

その目減りのみでも九八〇〇億円（日本銀行「個人貯蓄実績」からの同行算出）にのぼるものと見積もられている。同時に、いぜんとして高水準を維持している七七年の消費者物価上昇率を費目別にみると、雑費で一〇・九％ともっとも大きく、ついで光熱九・五％、食料六・七％、被服六・〇％、住居五・八％となり、とくに雑費の大幅上昇については、電話料金、国鉄運賃、バス・タクシー代をふくむ交通通信費三四・一％、教育費一八・三％各増など政府主導の公共料金値上げの影響が大きく、国会審議ぬきの大権限による運賃値上げに道をひらく国鉄運賃法定制緩和を突破口とする今後のその動向は、国債増発による「財政インフレ」とあいまって、物価上昇の懸念を強めるものであることが予想される。

各費目の年間の上昇が、総合指数の上昇率八・一％にどのように影響したかを寄与率でみると、雑費が四三・六％（総合指数の上昇率八・一％のうち三・五％）、食料三四・三％（同二・八％）、被服九・四％（同〇・八％）、住居七・六％（同〇・六％）、光熱五・一％（同〇・四％）となっており、さらに中分類項目では、交通通信が一九・四％（同二・六％）ともっとも大きく寄与しており、ついで教養娯楽の九・八％（同〇・八％）、生鮮魚介七・四％（同〇・六％）、教育六・七％（同〇・五％）、外食六・六％（同〇・五％）、衣料六・四％（同〇・五％）、主食五・五％（同〇・四％）が目立っている。とくにこの年の公共料金の動きについて、特殊分類に組みかえた公共料金指数によってみると、年平均で二〇・八％上昇となり、七五年の一四・四％、七六年一四・六％の上昇率を大きく上回った。この公共料金上昇の消費者物価にたいする寄与率でも、七七年は二九・七％と七六年の一七・一％を一三ポイント近く超えている。

第 51 表 全国中分類消費者物価指数

(1975年=100)

費 目	1975年 平 均	1976年 平 均	1977年 平 均	上 昇 率 (%)			寄 与 率 (%)	
				75/74	76/75	77/76	76/75	77/76
総 合	100.0	109.3	118.1	11.8	9.3	8.1	100.0	100.0
食 料	100.0	109.1	116.4	13.0	9.1	6.7	39.8	34.3
主 食	100.0	111.9	121.7	20.6	11.9	8.8	6.2	5.5
副 食	100.0	109.1	115.7	9.7	9.1	6.0	19.0	14.5
生 鮮 魚 介	100.0	116.1	137.1	13.8	16.1	18.1	5.4	7.4
塩 干 魚 介	100.0	105.4	129.0	12.0	5.4	22.4	0.8	3.6
肉 類	100.0	110.7	110.3	14.1	10.7	-0.4	4.8	-0.2
乳 卵	100.0	102.6	106.7	8.5	2.6	4.0	0.6	1.1
野 菜	100.0	119.7	115.3	-1.5	19.7	-3.7	5.9	-1.4
乾 物	100.0	104.7	116.2	1.5	4.7	11.0	0.3	0.8
加 工 食 品	100.0	103.6	111.8	10.1	3.6	7.9	1.2	3.0
調 味 料	100.0	99.8	100.8	14.5	-0.2	1.0	0	0.2
し 好 食 品	100.0	107.0	114.2	14.1	7.0	6.7	7.0	7.7
菓 子	100.0	104.3	109.1	13.3	4.3	4.6	1.3	1.6
果 物	100.0	107.4	121.5	19.5	7.4	13.1	1.9	3.9
酒 類	100.0	109.8	111.5	8.0	9.8	1.5	2.0	0.3
飲 料	100.0	107.7	115.3	15.1	7.7	7.1	1.8	1.9
外 食	100.0	109.7	117.7	16.3	9.7	7.3	7.6	6.6
住 居	100.0	106.2	112.4	7.3	6.2	5.8	7.1	7.6
家 賃	100.0	110.1	121.4	9.5	10.1	10.3	3.0	3.6
設 備 修 繕	100.0	109.6	118.6	8.8	9.6	8.2	2.2	2.2
水 道 料	100.0	135.5	145.4	17.9	35.5	7.3	1.9	0.5
家 具 什 器	100.0	100.1	102.2	4.8	0.1	2.1	0	1.3
光 熱	100.0	107.2	117.4	13.5	7.2	9.5	3.3	5.1
電 気 ガ ス 代	100.0	106.7	119.6	12.7	6.7	12.1	2.0	4.2
その他の光熱	100.0	108.1	113.3	14.4	8.1	4.8	1.3	0.9
被 服	100.0	107.5	114.0	6.0	7.5	6.0	10.1	9.4
衣 料	100.0	108.1	114.4	4.7	8.1	5.8	7.9	6.4
和 服	100.0	112.1	122.1	7.0	12.1	8.9	1.4	1.2
洋 服	100.0	110.2	115.5	7.9	10.2	4.8	4.1	2.3
シャツ・下着	100.0	106.9	113.3	2.2	6.9	6.0	1.6	1.6
他の衣料	100.0	103.6	109.5	0.7	3.6	5.7	0.8	1.3
身の回り品	100.0	105.7	113.1	9.6	5.7	7.0	2.2	3.0
雑 費	100.0	111.7	123.9	14.5	11.7	10.9	39.7	43.6
保 健 医 療	100.0	108.2	113.7	12.9	8.2	5.1	2.5	1.8
理 容 衛 生	100.0	108.6	119.1	11.7	8.6	9.7	3.0	3.9
交 通 通 信	100.0	114.4	153.4	15.5	14.4	34.1	6.7	19.4
自動車等関係費	100.0	105.6	107.9	8.3	5.6	2.2	2.7	1.2
教 育	100.0	124.7	147.5	26.0	24.7	18.3	6.9	6.7
文 房 具	100.0	100.3	103.5	3.7	0.3	3.2	0	0.1
教 養 娯 楽 用 品	100.0	107.4	114.9	16.8	7.4	7.0	9.2	9.8
印 刷 物	100.0	102.8	105.0	17.8	2.8	2.1	1.0	0.9
教 養 娯 楽 サ ー ビ ス	100.0	104.4	108.0	9.5	4.4	3.4	1.3	1.1
た ば こ	100.0	149.0	149.0	0	49.0	0	7.9	0
その他の雑費	100.0	113.2	123.8	13.2	13.2	9.4	0.8	0.7

第52表 全国特殊分類消費者物価指数

(1975年=100)

費 目	1975年 平 均	1976年 平 均	1977年 平 均	上 昇 率 (%)			寄 与 率 (%)	
				75/74	76/75	77/76	76/75	77/76
総 合	100.0	109.3	118.1	11.8	9.3	8.1	100.0	100.0
商 品	100.0	108.0	113.8	9.9	8.0	5.4	56.9	44.1
農 水 畜 産 物	100.0	113.0	121.1	15.0	13.0	7.2	22.7	15.1
米 麦	100.0	114.7	126.2	29.1	14.7	10.0	5.0	4.2
生 鮮 食 料 品	100.0	112.6	119.9	10.9	12.6	6.5	17.7	10.9
工 業 製 品	100.0	106.6	112.0	7.4	6.6	5.1	33.2	28.2
大企業性製品	100.0	107.5	110.5	8.0	7.5	2.8	17.4	7.2
中小企業性製品	100.0	105.8	113.2	6.9	5.8	7.0	15.8	21.0
食 料	100.0	105.4	111.8	10.2	5.4	6.1	10.4	12.9
大企業性製品	100.0	105.7	108.5	11.8	5.7	2.6	4.3	2.2
中小企業性製品	100.0	105.3	114.0	9.4	5.3	8.3	6.1	10.7
織 維 製 品	100.0	108.0	114.5	4.8	8.0	6.0	8.2	7.1
大企業性製品	100.0	104.5	108.7	—	4.5	4.0	0.2	0.2
中小企業性製品	100.0	108.2	114.8	—	8.2	6.1	8.0	6.9
耐 久 消 費 財	100.0	101.4	102.5	3.9	1.4	1.1	1.0	0.7
大企業性製品	100.0	101.6	102.4	—	1.6	0.8	1.0	0.5
中小企業性製品	100.0	100.2	102.7	—	0.2	2.5	0	0.2
その他の工業製品	100.0	109.8	114.9	6.6	9.8	4.6	13.6	7.5
大企業性製品	100.0	113.1	117.5	7.5	13.1	3.9	11.9	4.3
中小企業性製品	100.0	103.6	109.9	4.8	3.6	6.1	1.7	3.2
出 版 物	100.0	102.8	105.0	17.8	2.8	2.1	1.0	0.8
サ ー ビ ス	100.0	112.0	126.5	16.3	12.0	12.9	43.1	55.9
民 営 家 賃 間 代	100.0	110.2	120.3	9.7	10.2	9.2	2.8	3.0
公 共 料 金	100.0	114.6	138.4	14.4	14.6	20.8	17.1	29.7
個 人 サ ー ビ ス	100.0	111.3	122.6	18.9	11.3	10.2	15.6	16.6
外 食	100.0	109.7	117.7	16.3	9.7	7.3	7.6	6.6

〔備考〕 1) 大企業製品：原則として調査銘柄の商品が資本金1億円以上かつ従業員数300人以上の企業で製造されるもの。

2) 耐久消費財：電気器具、時計、ミシン、乗用車、カメラなど。

3) 出版物：新聞代、雑誌、辞書など。

4) 公共料金：公営家賃、水道料、電気・ガス代、入浴料、国鉄・私鉄・バスの運賃、郵便料、国公立学校授業料など。

5) 個人サービス：仕立代、洗たく代、大工工事費、理髪料、私立学校授業料、月謝など。

七十七年度政府の物価見
通しと春闘共闘「生計費
指数」上昇率一〇・八%

総理府統計局が発表した、一九七八年三月までの七十七年度平均全国消費者物価指数は一一九・三、これを前年度平均とくらべた上昇率は六・八%となった。

政府の七十七年度物価見通しでは、この年度平均の上昇率を八・四%と見込んでいたが、七十七年一二月に、物価は「沈静」しつつあるとしてそれを六・九%に修正していた。そこで、政府は物価目標を達成できたとし、「物価の安定傾向は強まった」というわけなのである。しかし、大野省治全国消費者団体連絡会事務局長は、「実感として、物価高の鎮静化には遠いですね。不況にもかかわらず、これまで大企業製品や、公共料金がものすごく上がった。それがいま生活を圧迫している」として、消費者の立場から公共料金抑制、大企業製品の値上げ監視など、抜本的な物価対策への対応の必要性を指摘する。

一方、国民春闘共闘会議は、総理府統計局の消費者物価指数が庶民の実感より低いとし、独自の家計調査結果をもとに、価格データ対象品目を約半分にしぼり、税金や保険料、ローン返済の負担分を加えた「生計費指数」を試算したところ、七十七年一年間の東京都都区の上昇率は一〇・八%と、総理府の同じ東京都都区消費者物価指数八・三%よりも三割近く高い数字となった(第53・54表)。

総理府統計局の消費者物価指数調査対象品目は、四八五品目からなるが、そのうちには、木炭、石炭、レンタン、旅行カバン、ハンドバッグ、指輪、登山グッズなど定期的には購入されていないと思われるものをふくんでいるため、同会議の生計費指数では、それらの品目や家計の総支出に占めるウェイトが一万分の一〇以下の品目をの

第53表 春闘共闘・生計費指数対前年上昇率

(1975年=100)

年 月	B 指 数							A 指 数	C P I (東京都 区 部)
	総 合	食料費	住居費	光熱水費	被服費	雑 費	非消費出 支		
1977年 9 月	10.8 (2.5)	6.9	10.4	6.4	3.9	13.1	19.1	9.3 (1.0)	8.3
10 月	10.4 (2.7)	6.6	10.6	0.0	3.1	12.8	19.1	8.8 (1.1)	7.7
11 月	9.1 (2.8)	3.7	10.7	0.0	4.7	11.2	19.1	7.2 (0.9)	6.3
12 月	8.2 (3.2)	3.8	10.3	0.0	4.2	8.9	19.1	6.1 (1.1)	5.0
77年平均	10.8 (2.5)	5.8	11.0	9.6	5.7	12.9	19.1	9.2 (0.9)	8.3

〔備考〕 1) A指数は、232品目、「消費支出」を10000としたウェイト指数。B指数は、237品目、労働組合費、勤労所得税、損害保険料、社会保険料のほか、住宅ローンを住居費に加えた指数。

2) 「総評新聞」第1277号、1978年2月3日による。以下第54・55表とも同じ。国民春闘共闘会議「労働者の生活実態一第4回家計調査・生計費指数報告」(1978年4月刊)参照。

ぞき二三七品目について、七四年から七六年まで、毎年秋に首都圏の二六単産に加盟する組合員約一〇〇〇世帯で実施した家計簿調査の結果にもとづく新たなウェイトがとりあげられている。「世帯主三五、六歳で、子供二人の標準的労働者世帯を選んでいるので、この方が生活実感に近いはず」と担当者は説明する。また、このほか勤労所得税や社会保険料などは給料から天引きされており、台所の実感としては手取り額が問題となる。さらに、基礎データとされた約一〇〇〇世帯のうち、三分の一は住宅ローンの返済をしているところから、「家を買わざるをえない立場に追いこまれている首都圏の標準的家庭における家計実態を配慮して、税金、保険料に住宅ローンも対象品目に入れた『生計費指数』の方が、生活水準の指標としては、消費者物価指数より適切だ」としている。同生計費指数を内訳で見ると、税金や保険料、手数料といった「非消費支出」が対前年比一九・一％もの大幅上昇となっているほか、教育費や交通

第54表 総理府統計局消費者物価指数と春闘共闘生計費指数との間での月収階層差額

賃金月額	C P Iとの差	月額差	年収の差(一時金5ヵ月)
150,000円	2.5%	3,750円	63,750円
180,000	〃	4,500	76,500
210,000	〃	5,250	89,250

第55表 過去1カ年間の実感的物価上昇率

(1977年10月調査)

区 分	百分比	実人員
10%未満	1.8%	6人
10% ～	9.7	32
15% ～	16.0	53
20% ～	45.6	151
30% ～	18.4	61
無 回 答	8.5	28

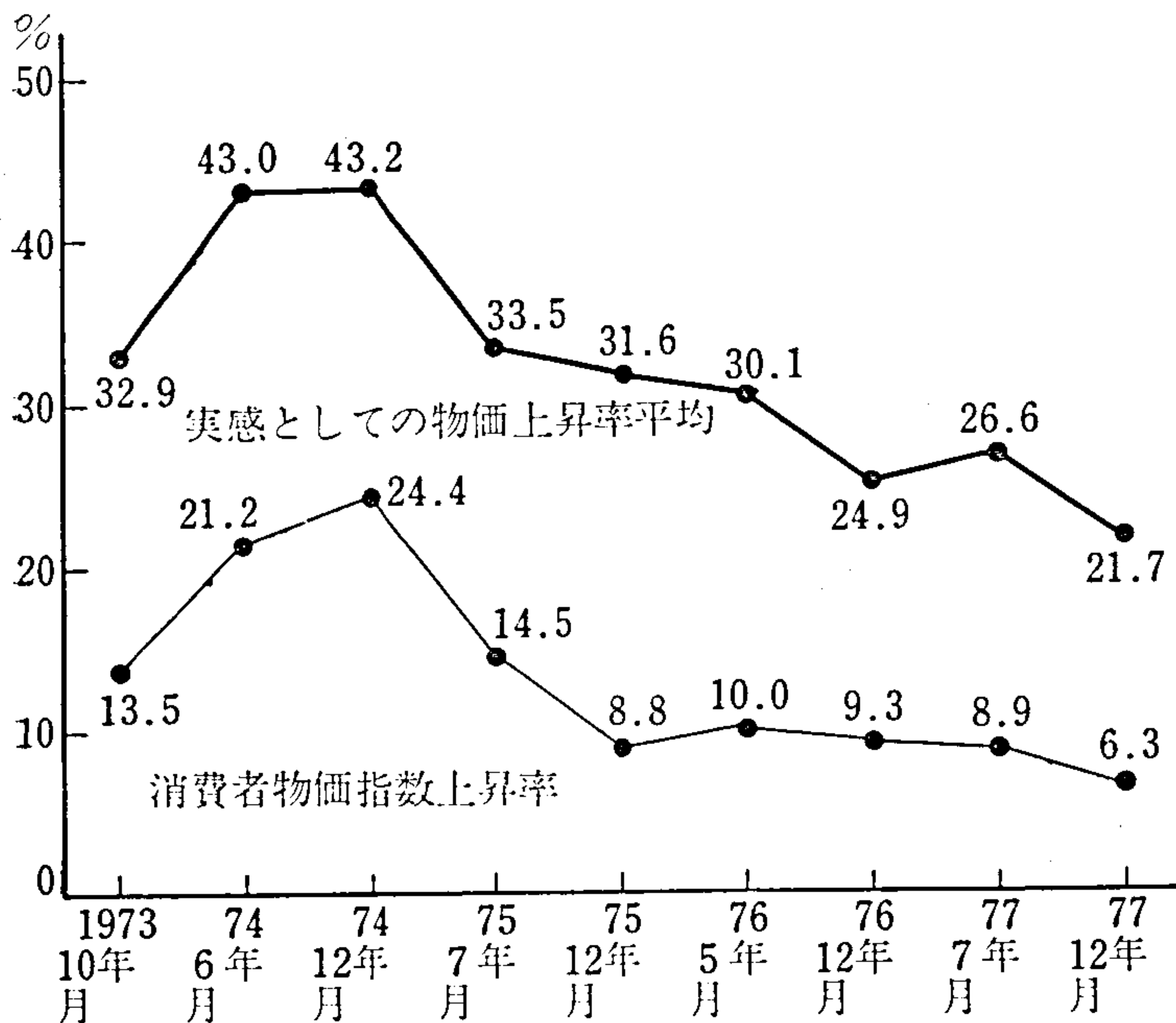
費、通信費などの雑費が一二・九％、ローンをふくめた住居費が一・〇％と平均を上回るアップ率となっている。これにたいし被服費は五・七％、食料費は五・八％と低い伸び率だった。

家計簿調査に関連したアンケート結果によると、内職やパートの収入割合が毎年ふえつづける一方、七七年秋の回答では、衣料や耐久消費財、レジャーなどが切りつめられ、三人に二人が「貯金ができなくなった」と訴えていた。また、「あなたの実感として、物価は去年の今頃と比べて平均どの位上っているか」との問にたいして、約半数の人が二〇％台と答えており、一〇％未満というのは一・八％にすぎなかった。総理府統計局の三浦由己消費統計課長は、「春闘共闘会議のように品目数を減らすのは、いわば消費者物価指数の部分指数であり、総合指数にはなりえない。また、税金や保険料、ローン返済分は消費の範ちゅうではなく、これらを加えて試算しても消費者物価指数とはいえない。『生計費指数』を消費者物価指数と比較すること自体に無理がある」(七八年一月二九日付『朝日新聞』)というが、春闘共闘会議は、そうした実態から当面「総理府の消費者物価上昇率をかなり上回る賃上げがないと実質生活水準はダウンするうえ、政府見通しの七％成長率を達成するためにも、ニケタ近い賃上げ率は不可欠だ」と、政府や経営側に迫る構えである。

東京都「都市生活に関する世論調査」結果と都の「勤労者生計指標」

東京都の都民生活局が、七七年一二月に都内に住む男女三〇〇〇人を対象に実施した「都市生活に関する世論調査」結果(回収率七三・七％)によると、都民の過半数五三％は、将来の生活について「住みにくくなる」と悲観的で

第4図 都民の実感としての物価上昇率と消費者物価指数
(東京都区部) との比較



- 〔備考〕 1) 消費者物価指数上昇率は、世論調査調査時前月つまり12月調査の場合は、11月指数の対前年同月比上昇率を示す。
2) 東京都都民生活局「都民生活に関する世論調査」結果による。

あり、また、この一年間における都民の実感としての物価上昇率は平均で二一・七％、前年調査の二四・九％よりやや低い、総理府統計局の七七年一月東京都区部消費者物価指数対前年同月上昇率六・三％とのあいだには、一五％もの開きがあった(第4図)。

消費者物価指数は、庶民が日常的な暮らしのなかでハダでうけとめる「実感的」物価上昇率とはかなりにくい違っているとの批判をふまえ、不況とインフレにあえぐ都民の生活実態を、より具体的に現わす勤労者の「生計指標」づくりを検討してきていた東京都生

計費指数問題研究会(会長・三瀧信邦筑波大教授)は、七八年四月その最終報告書を取りまとめ、美濃部都知事に提出した。この指標は、「階層・類型別生計費指数」「階層・類型別家計調査」と「重要商品価格動向」の三つを中心とし、物価上昇で生活を圧迫されやすい階層の生計実態を明らかにすることをねらいとしたもので、都は七月から家計調査を開始し、一〇月からの暫定指数公表が期待されている。

同報告書によると、指標作成のもとになる家計調査の対象世帯は世帯主の職業によって五つの階層に分けられる。すなわち、①小企業(従業者五～一九人)の生産労働者、②中企業(二〇～二九九人)の生産労働者、③中企業(一〇～二九人)の販売・サービス労働者、④大企業(一〇〇〇人規模以上)の事務労働者、⑤特定世帯のうちの年金者である。①から④までの世帯主の年齢は、三〇～四九歳、家族構成は夫婦と子供二人。①から④までのグループにはいるのは約七五万世帯で、都内三八三万世帯の約二割にあたる。このように調査対象世帯をしぼることにより、全都民、全階層を平均して現わす消費者物価指数とちがって勤労都民の具体的・客観的な生計の実態がつかめるとし、この家計調査結果をもとに「階層・類型別生計費指数」が算出されるが、前掲春闘共闘の試算と同じ主旨で生計費の範囲を、消費財やサービス料金といった「消費支出」にのみ限定せず、税金や社会保険料、また土地や家屋の購入費をも加えていることが特徴である。消費者物価指数では、土地や家屋の購入費を「投資」とみている。しかし、この報告書では、「都民の生活困難のなかで、一番大きなものの一つが住宅問題。土地、家屋購入費をぬきにして生計支出は語れない」こと、さらに、「名目賃金か

ら実質賃金を算出するための除数としては、生計費指数こそが妥当」であり、「消費支出に限定している総理府CPIは実質賃金の算出に用いられるべきではない」ことが強く指摘されている。同時に、労働組合が賃上げのよりどころとした生計費指数をつかう場合、この指数は「物価上昇による負担増だけを測定する」ものでたとえば、子供の成長にともなう費用増をふくめての生活水準の維持、向上に必要な費用増大分は見込まれておらず、したがって「賃金要求ではそれらの部分を考慮すべきだろう」とのべられている。

2 労働者生活構造の今日の特徴

国民春闘共闘会議編「一九七八年 春闘白書」(労働経済社、一九七八年一月刊)では、今日の労働者生活が、「不況で賃金が上らず福祉が抑圧され、生活基盤が貧困なままに放置され」ているなかで、「消費萎縮、消費停滞」がつづく半面、労働者の個人的処理がますます困難になる社会的性格をおびた生活諸課題、たとえば疾病、事故、教育、住宅、老後生活にたいして「自助努力」としての高貯蓄を維持せざるをえない事態においこまれている、と指摘されている。また、勤労者世帯におけるその「消費萎縮、消費停滞」の実態は、経済企画庁編「昭和五二年版 国民生活白書」(七七年一〇月刊)においても、工場・商店経営者や自由業者など一般世帯と勤労者世帯のそれ

ぞれの家計消費の対比によってとりあげられており、一九七七年度の一般世帯の消費の伸びが一五・五%、消費者物価上昇の影響を差し引いた実質でも五・六%各増とかなり高率であったのにたいし、一方、勤労者世帯の消費の場合には、所得の鈍化を主因としてその伸びが名目で八・四%増、実質では〇・九%であったことが示されている。今日の労働者生活におけるそうした傾向は、たんに量的な問題にのみとどまるものではなく、労働者の消費生活の内容、すなわち労働力再生産構造の質的変容をふくめて進行しているといえるのであり、その今日の特徴をおよそつぎの三点にしぼって考えることができる(伊藤セツ「家計統計にみる労働者生活構造の今日の特徴」『経済』七八年三月号所収参照)。

第一に、成瀬龍夫氏(同「労働者生活の現代の特徴と労働運動」『経済』七七年二月号)は、「生活の『社会化』が進行し、それによって、労働者階級のもとめる社会保障体制による労働力再生産費の社会的達成の方向か、それとも金融資本による家計消費支配のいっそうの拡大の方向かという対立が強まり、そこに今日、福祉問題としての労働運動と政府・独占とのあいだの生活構造再編成をめぐる分岐点があらわれている」と指摘した。また、池上淳氏(同「現代資本主義財政論」、有斐閣、一九七四年刊)も、現段階での労働者階級の貧困化の過程は、「予備的貯蓄の増大と、国家的金融機関を中心とした金融機関への零細貯蓄の集中と、租税、インフレーションによる賃金上昇分の確実な捕捉の過程として進行」し、それは同時に、「零細資金の国家への集中の基盤として家計が位置づけられ」、労働者家計にたいする統制力、支配力を国家独占資本主義が拡大していく過程であるとされた。したがって、そうした過程で、労働者家計は金融資本の支配によって資本の高蓄積機構に結びつけられ、ますます「資本の生産および再生産の一契機でしかなく」なっている。

二、資本の高蓄積の進行過程での生産の社会化の進展は、労働力再生産費の「社会化」と生活様式の均質化をもたらし、家計構造に大きく影響を

及ぼしつつあり、とりわけ支出の面では、国家および公共機関を通ずる「共同消費手段」の消費やサービスの利用から、一律あるいは所得段階差をつけた料金、全面的な受益者負担にいたるまでさまざまな形で家計支出構造を変容させている。

三、労働力再生産費の「社会化」と生活様式の均質化は労働者の社会的欲望水準を高め、強制的な生活必要経費つまり「公共性料金品目」出費を社会的に固定化し、家計支出の規模を増大させつづけてきた。共働きによる「労働力の価値分割」にみられる家計のあり方は、今日における労働者の本来的個人消費をめぐる諸矛盾の集中といった観を呈している。

以下、前掲伊藤セツ論文により、かくのごとく特徴づけられた事実の要点をかがげれば、つぎのごとくである。

(一) 金融資本による家計支配の実態——第56・57表は、総理府統計局「家計調査」ならびに「貯蓄動向調査」によって、全国勤労者世帯の家計が、租税公課負担、貯金・保険、借金等をつうじて、資本蓄積機構にいかに関わりつづけているかをみたものである。まず第一に気づくことは、かりに一九六五年を一〇〇とすると、衣食住その他の労働力再生産に直接かわりあう支出（消費支出）は、一九七六年で約三七〇であるのに、租税公課（非消費支出）は四四〇、貯金・保険・借金返済への支出（実支出以外支出）は五八〇となつて、日々の生活費の支出よりは、賃金から天引きされて国家財政に吸収される部分が伸び、さらにそれよりも、将来の消費にむけての「予備的貯蓄」や「労働力のスクラップ化に備えた、消極的」生活防衛のための支出」としての保険、年収の何倍にも及ぶマイホーム購入のための金融機関から借りた金の長期にわたる返済や、独占資本から買った耐久消費財にたいして割増しに後払いする月賦払い、すでに消費や支出をしてしまった生活費への後からの穴埋め等にむける部分が大きいというのである。

一九六〇年代には八〇％台であった可処分所得（実収入から非消費支出を差引いた残額）に占める消費支出の割合（平均消費性向）が、七〇年代

にはいつて七〇％台に落ち、実収入中にしめる租税公課負担の割合は、六〇年末期から七〇年代初めにかけて一時下がったがそれ以降ふたたび上昇をはじめ、七六年には九・六％と、ほぼ世帯の実収入の一割が、あらかじめ労働者のもとから天引きされて国家に集中していることがわかる。……可処分所得中にしめる貯蓄（貯金＋保険掛金）純増の割合、すなわち平均貯蓄性向および貯蓄率（年間収入中にしめる貯蓄純増額）はこの一二年間増加しつづけて、また同時並行的に、借金をしている世帯の全勤労者にたいする割合（負債保有率）、借金の保有額（負債現在高）も増加しつづけている。銀行等市中金融機関をつうじての借金は、七六年の負債現在高七八万九〇〇〇円中二九万七〇〇〇円で三八％、住宅公庫・公団からは一〇万五〇〇〇円で一三％、一九七〇年にはそれぞれ二四％、一三％であったから、この間労働者が銀行から借金する割合が急速に高まったといえる。……「昭和五二年版 国民生活白書」は、実支出以外の支出中返済金や保険料等、先にきまっていたとしても返したり払わなければならないもの（「契約貯蓄」とよんでいる）、いわば「天引き返済」、「天引き支払」で自分の手許に残らないものにたいする支出純増が可処分所得にしめる割合（契約貯蓄率）の上昇テンポが最近高くなったことを指摘している。「白書」は「これは実は住宅のような固定資産購入が増えると、住宅ローンの返済が必然的に増大するからである。つまり住宅ローンの返済増大が契約貯蓄率を高めているのである。……使途自由ローンの性格をもつものとしてのいわゆる「サラリーマン金融」も最近増大している」といっているが、これこそ、生活費をきりつめて生命保険をかけ、かつ住宅ローンの返済に追われ、生活費の不足分を「サラリーマン金融」で穴埋めして、またその返済に追われるという、全生活が資本支配のもとにしばりつけられて「見えないうえ」で確実にあやつられている労働者生活の実態をみごとにいいあらわしているといえよう。

(二) 労働力再生産費の「社会化」と家計——労働力再生産費の「社会化」現象を、家計統計で計量的に把握すること自体がきわめて困難であり、限定された面しかとらえられない。第58表に、これに関連すると思われる諸指標を一括して示した。……支出の面では、労働力再生産費の「社会化」

第56表 全国勤労者世帯主要家計指標の推移

(単位:人,円,%)

年	世帯 人員	有業 人員	実収入		世帯主定期収入		妻の収入		消費支出		エンゲ ル係数	雑費 係数	消費者物 価指数	平均消 費性向
			実額A	実質実収入 指数	実額B	B/A ×100	実額C	C/A ×100	実額D	実質消費 支出指数				
1965	4.13	1.53	65,141	62.0	42,787	65.7	2,823	4.3	49,335	66.7	36.2	38.0	44.5	82.8
1966	4.07	1.54	71,347	64.5	46,523	65.2	3,060	4.3	53,599	69.0	35.2	39.5	46.8	82.4
1967	4.04	1.53	78,725	68.5	51,347	65.2	3,396	4.3	58,763	72.8	34.7	40.2	48.6	81.6
1968	3.96	1.54	87,599	72.5	56,542	64.5	4,115	4.7	65,477	77.0	33.6	40.8	51.2	81.4
1969	3.89	1.53	97,667	76.8	61,389	62.9	4,677	4.8	72,603	81.1	32.8	41.2	53.9	80.8
1970	3.90	1.55	112,949	82.4	70,212	62.2	5,049	4.5	82,582	85.7	32.2	42.2	58.0	79.7
1971	3.88	1.54	124,562	85.7	78,139	62.7	6,133	4.9	91,285	89.4	31.4	42.7	61.5	79.9
1972	3.86	1.53	138,580	91.3	88,110	63.6	7,070	5.1	99,346	93.0	31.0	43.5	64.3	78.4
1973	3.85	1.53	165,860	97.6	102,567	61.8	9,394	5.7	116,992	98.1	30.1	44.5	71.9	77.5
1974	3.83	1.52	205,792	97.4	126,274	61.4	12,304	6.0	142,203	95.7	30.8	44.1	89.4	75.7
1975	3.81	1.50	236,152	100.0	149,450	63.3	15,294	6.5	166,032	100.0	30.0	45.9	100.0	77.0
1976	3.79	1.50	258,237	100.1	165,899	64.2	15,951	6.2	180,663	99.5	30.1	46.4	109.3	77.4
1977 (上半期)	3.78	1.47	250,558	90.8	176,924	70.6	16,817	6.7	185,231	95.5	29.2	47.9	116.9	83.0

〔備考〕 総理府「家計調査」「消費者物価指数」より。

第57表 全国勤労者世帯の租税、公課負担、貯蓄、負債の推移

区 分		1965	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976		
可 処 分 所 得 〈家〉円		59,557	103,634	114,309	126,697	150,935	187,825	215,509	233,462		
租 税 ・ 公 課	非 消 費 支 出〈家〉円	5,584	9,315	10,253	11,883	14,925	17,967	26,644	24,766		
	勤 労 所 得 税〈家〉円	1,959	2,989	3,245	3,948	5,437	5,464	5,633	7,135		
	他 の 税〈家〉円	1,315	2,110	2,374	2,803	3,416	4,253	5,154	6,247		
	社 会 保 障 費〈家〉円	2,169	4,067	4,476	4,923	5,804	7,979	9,574	11,032		
	他 の 非 消 費 支 出〈家〉円	141	148	158	208	268	271	342	362		
	租 税 公 課 負 担 率〈家〉%(1)	8.6	8.2	8.2	8.6	9.0	8.7	8.7	9.6		
実支出 外	実 支 出 以 外 の 支 出〈家〉円	20,516	46,611	48,207	54,336	68,732	84,525	101,680	118,319		
	可 処 分 所 得 実 外 支 出〈家〉%	34.4	41.1	42.2	42.9	45.5	45.0	47.2	50.7		
貯 蓄	貯 金 純 増〈家〉円(2)	4,576	9,471	10,942	13,468	17,369	23,729	24,137	23,086		
	保 険 掛 金〈家〉円	2,402	4,492	5,043	5,532	6,297	7,192	8,547	10,070		
	貯 蓄 現 在 高〈貯〉千円	658.9	1262.3	1419.1	1730.4	1935.3	2252.0	263.6	3,151		
	貯蓄保有率 (3)	{ 定期性 (4) {	郵便局〈貯〉%	35.0	40.7	42.5	43.3	44.0	43.4	44.9	46.7
			銀行*〈貯〉%	34.0	44.7	45.6	45.7	46.3	50.4	51.6	54.5
			有 価 証 券〈貯〉%	32.2	31.6	31.4	29.7	28.0	29.6	29.7	29.0
	平 均 貯 蓄 指 向〈家〉%(5)	11.1	13.0	13.6	14.6	15.3	16.1	14.8	13.8		
	貯 蓄 率〈貯〉%(6)	10.1	15.0	16.7	16.9	17.2	17.1	17.3	17.3		
流 動 性 貯 蓄 率〈貯〉%(7)	—	11.1	13.2	11.3	9.0	10.4	11.8	13.1			
総 貯 蓄 率〈貯〉%(8)	—	21.6	22.4	23.4	25.4	23.5	24.8	25.0			
負 債	負 債 保 有 率〈貯〉%(3)	34.7	41.1	42.0	45.5	45.4	44.0	45.5	44.2		
	土 地 家 屋 借 入 金 返 済〈家〉円	—	1,218	1,424	1,929	2,753	3,549	4,470	5,925		
	月 賦 ・ 掛 買 払〈家〉円	3,886	5,404	5,784	5,746	6,666	7,424	7,663	8,459		
	負 債 現 在 高〈貯〉千円	61.3	109.6	239.6	363.6	484.6	614.4	719	789		
	銀 行 * 〈貯〉千円	9.4	46.6	64.2	137.7	197.1	252.6	246	297		
	住 宅 公 庫 ・ 公 団〈貯〉千円	10.5	24.8	26.5	33.7	49.5	65.8	125	105		
	仕 事 土 地 の た め の 負 債 保 有 率〈貯〉円	—	16.1	18.9	20.1	20.8	22.1	22.5	23.0		
	負 債 率〈貯〉%(6)	—	3.9	3.5	5.6	8.2	6.6	5.4	4.2		
そ の 他	自 動 車 関 係 費〈家〉円	477	2,077	2,693	2,877	4,164	4,553	5,975	6,675		
	自 動 車 関 係 費 / 消 費 支 出	1.0	2.5	3.0	2.9	3.6	3.2	3.6	3.7		

〔備考〕 1) (1)非消費支出÷実収入×100 (2)貯金—貯金引出し(貯蓄純増とは異なる) (3)貯蓄・負債をもっている世帯の全世帯に対する割合 (4)定期, 定額, 積立の貯金及び預金 (5)貯蓄純増÷可処分所得×100 (6)貯蓄(負債)純増額÷年間収入 (7)(貯蓄—負債)÷年間収入 (8)(貯蓄—負債+実物投資)÷年間収入
2) 総理府「家計調査」(表中<家>)で示す。総理府「貯蓄動向調査」(表中<貯>)で示す。 * 市中の金融機関を含む

第58表 家計の「社会化」に関連する諸指標

(単位：円，%)

区 分		1965	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	備 考
全国勤労者勤め先収入		60,739	105,468	116,760	130,354	155,867	194,186	222,455	243,061	
同1965=100とした指数		100.0	173.6	192.2	214.6	256.6	319.7	366.2	400.2	
A	社会収入に占める割合									
	全国勤労者世帯平均	396	659	690	768	813	1,151	1,586	2,052	
	同実収入中に占める割合	0.60	0.58	0.55	0.55	0.49	0.56	0.67	0.79	夫が世
	世帯主65歳以上の世帯	2.6	4.8	4.6	3.8	3.8	6.2	7.2	10.0	帯主
	母親と18歳未満の子の世帯	6.6	2.6	4.3	2.2	3.4	5.4	3.9	11.5	
消 費 支 出		49,335	82,582	91,285	99,346	116,992	142,203	166,032	180,663	
B	公共的料金比率									
	CPI公共料金ウェイト ¹⁾	1,293	1,257	—	—	—	—	1,091	—	
	都生計分析公共的料金負担率	—	—	—	—	16.8	16.1	17.1	17.7	
	CPI公共的料金ウェイトA	1,960	1,713	—	—	—	—	1,458	—	
	B	2,837	2,349	—	—	—	—	2,216	—	
	C	3,053	2,663	—	—	—	—	2,571	—	
C	社会的固定費Ⅰの消費支出比	24.9	(14.4) 24.7	(14.5) 25.2	(14.9) 25.9	(14.3) 25.2	(13.8) 25.1	(14.0) 26.0	(14.8) 26.4	
	Ⅱの実支出比	32.5	32.6	32.8	33.8	33.9	33.5	34.2	35.3	
D	社会的消費負担率Ⅰ	—	—	15.2	15.7	15.1	14.6	14.9	16.0	
	Ⅱ	—	—	23.7	24.7	24.7	24.2	24.3	26.2	
E	標準による指標 ²⁾									
	生活費	57,937	98,650	109,314	119,423	142,397	171,954	202,211	—	
	個人的支出	44,703	75,362	83,243	90,461	106,633	130,405	151,966	—	
	(同生活費比)	77.2	76.4	76.2	75.7	75.0	75.8	75.2	—	本
	社会的支出	13,234	23,288	26,071	28,762	35,566	43,548	50,245	—	文
	(同生活費比)	22.8	23.6	23.8	24.3	25.0	24.2	24.8	—	参
	私的負担部分	13.4	14.3	14.6	14.5	14.7	13.8	14.8	—	照
	公的負担部分	9.4	9.3	9.2	9.8	9.7	10.2	10.0	—	
	生活費/消費支出	117.4	116.6	116.6	120.2	121.7	120.9	121.8	—	

〔備考〕 1) 東京都生計分析調査の勤労者世帯における公共的料金が「生計費」に占める比率である。

2) 電通共闘・全国電気通信労働組合「実質生活水準の改善をめざして」1977年8月，14頁，20頁より。

* () 内は，江口氏の計算方式から「その他」という項目をさし引いたもの。

3) 「家計調査」「消費者物価指数」「東京都生計分析調査」より。

は、社会的消費元本の形成と公的共同サービスの供給によって達成されていくが、これらの消費にたいする一部あるいは全部の共同負担費は、多くは公共料金という形態をとっている。消費支出中にしめる公共料金の割合はどう動いているのであろうか。第58表中のBにおいてそれを把握しようと試みたが、まず消費者物価指数の特殊分類でいう公共料金のウェイトを一九六五、七〇、七五年それぞれの基準時でみると、一二九三→一二五七→一〇九一（一万分比）と低下してきている。第59表に示したように、CPIでいう公共料金の範囲（A）は、そのほとんどが公的に供給される共同消費手段の消費やサービス利用にたいして課されるものにかぎられているので、このウェイトの推移は、それらにたいする家計負担の割合を反映していることになるが、総理府発表のものは、全国の消費者世帯全体のウェイトであり、とくに勤労者世帯のそれではない。これに私的消費手段ではあるが価格決定が政府によるもの（B）をくわえ、さらに価格決定が自治体あるいは公共機関で決定されるか、私的に決定されてもその価格が社会的に一般的影響を及ぼすもの（C）（D）等をくわえ、広義に公共的料金という範囲をつくってみると、CPIのウェイトで計算して一九六五、七〇、七五年基準で、それぞれ三〇五三→二六六三→二五七一となり、やはり家計支出中にしめるその比率は低下している。基準時に固定されたウェイトではなく、七六年に全国勤労者世帯で公共料金費目に実際に支出した金額を品目分類にそってとり出して消費支出にしめる割合をみると（第59表の右半分）、むしろCPIウェイトで固定したものより低くでている。すなわち、（A）でいう公共料金支出は年額二三万一千八百円となり、消費支出の一〇・七％、（A）+（B）で一四％であった。しかし、東京都「生計費分析」によれば、第59表中に記入したとおり、都勤労者世帯の公共料金負担率は、ほぼ（A）、（B）のほか（C）の費目もふくんで七六年で一七・七％となっているが、都の公共的料金品目をもちいると、CPIの品目ウェイトでは二・一、七六年全国勤労者世帯の実際の支出額では一九・九と都勤労者より高い数値がえられる。また、江口英一氏は、『公共性料金品目』は、それを支出する人にとっては家計における固定費用を形成する」とされ、これを「社会的固定費」とよんで一九七〇年から七四年までの社会的固定費

の家計支出にしめる割合を計算され、「一九七〇年以後、一貫して増大」していると結論された（『本年鑑一九七六年版第四六集、第一部V「労働者の生活」の項参照」。

以上の諸指標からいえることは、少なくとも今日の労働者家計の一割は、狭義の公共料金への支出で固定されており、さらに価格が公に設定されて広範な消費者に影響を与える品目をふくめた広義の公共料金によって四分の一の家計枠をしっかりとにぎられてしまい、これに公課負担をふくめれば実支出の三分の一は固定されるということである。

（三）共働きの家計構造——共働き家庭にかんする諸資料を分析すれば、支出面ではほぼつぎのようなことが結論づけられる。まず第一に、外食を代表とする支出増は、賃労働により削られた家庭内労働時間の不足を補う「労働者家族の生産費の増加」に相当するが、この種の支出増はけっして「家族的労働の支出の減少」に見合うほどに大きくはないということである。このことは共働き妻の家事労働負担が大きいなかでかろうじてこの種の支出増をこの程度におさえているということが推測される。第二に、女子用洋服、交通費、こづかい等に見られる支出増は、妻が、労働力商品として売るために必要とされる「労働者家族の生産費の増加」に相当し、第三に、社会的文化費等に代表される支出増は、夫の低賃金ではとうてい不可能なぎりぎりの生活水準のレベルアップを志向する支出増という性格をもっている。第四に、妻も稼げば、夫が一人で生活の資を稼いでいたときの数倍の勤労所得税、その他税をとられ、それだけ税の吸収源になり、第五に、貯金、ローン返済等で政府ならびに金融機関に流れこむ金額も数倍になる。こうして、資本は、共働きの二個の労働力に分割された家族の労働力の購入には、たしかに夫一人の労働力を購入するより、数割増しほどの費用をかけている。そのかわりに、労働者家族の提供する一労働日が二労働日となって、資本は二労働日の剰余価値を取得する。そのうえ妻の賃金として与えた数割増しの費用のまた数割を今度は租税公課としてとり戻し、このとり戻した額を、保育料の算定基準にいて高い保育料を徴集する手段としたり、またこの数割増しのおかげで児童手当等の福祉的給付の所得制限水準をオーバーし、それにたいする共働き家庭の権利を放棄させ

第59表 公共的料金が家計に占める位置に関する指標

項	目	C P I の品目のウェイト			1976年全国勤労者世帯の品目分 による実際の支出のウェイト ⁴⁾			
		基 準 時			平 均	第 I 分位 ⁵⁾	第 V 分位 ⁵⁾	
		1965	1970	1975				
I 公的共同的消費手段のサービス購入に関して生じる料金	(A) 政府公共料金指数	公用水電	26	32	19	50	107	19
		ガス	47	52	49	54	69	45
		道路	210	197	191	151	188	132
		家賃	92	78	93	84	80	86
		資料代	241	239	148	164	184	129
		代料	—	—	18			
		料	—	—	19			
		国立	52	31	20	19	43	8
		公立	7	2	3			
		大中小	7	2	3			
		市内電車	29	18	17	14	18	11
		私鉄	7	4	—			
		バス	46	51	47			
		タクシー	131	154	90	321	324	323
		航空	59	61	45			
		高速自動車	51	58	44			
		郵便	—	8	11	8	8	8
		電話	21	21	15			
		通話料	1	1	1			
		授業料	63	145	182	24	19	26
		幼稚園・保育料	118	42	25			
		放送受信料	11	6	3			
印刷鑑証明手数料	—	9	10	84	83	41		
戸籍抄本	74	38	20					
自動車免許	—	2	2					
自動車計	—	2	3	74 ⁶⁾	48 ⁶⁾	101 ⁶⁾		
自動車計	—	4	3					
自動車計	1,293	1,257	1,091				1,068	1,196
II 個人的消費手段の購入価格が	(B) 政府参考 ¹⁾	米穀 (中配給米)	748	497	319	275 ⁷⁾	358 ⁷⁾	223 ⁷⁾
		たばこ	(514)	(225)	(215)	62	106	41
		食塩	147	227	150	2	2	1
	(A)+(B)計		6	4	2			
			1,960	1,713	1,458	1,407	1,662	1,211
	(C) 東京都生計分析調査 ²⁾	学校給食代	—	—	86	52	58	36
		プロパンガス代	60	59	89	75	111	50
		灯油代	32	45	53	50	59	42
		洗濯代	85	76	72	52	46	57
		パーマ代	56	41	34	22	29	16
		新間代	71	61	70	38	41	36
		小学校 (PTA会費)	197	134	140	81	104	64
		中学校 (私立)	55	30	26	20	18	16
		高等学校 (私立)	56	23	19	23	12	33
		幼稚園 (私立)	121	47	40	39	16	60
(D) 京都 ³⁾	酒	73	58	56	50	5	112	
	幼稚園 (私立)	* 71	62	73	84	83	41	
	計	877	636	758	586	582	563	
(C)+(D)	自動車ガソリン	216	206	187	152	184	120	
	自動車計	—	108	168	94	116	74	
	自動車計	216	314	355	246	300	194	
I + II		1,093	950	1,113	832	882	757	
		3,053	2,663	2,571	2,239	2,544	1,968	

〔備考〕 1) 経済企画庁「物価レポート」'76, '77年による。

2) 東京都生計分析調査の費目による。

3) 京都府勤労者生計実態調査の費目による。

4) 品目分類1世帯年間支出額/年間消費支出×10000

5) 年間収入5分位である。

6) 品目分類でこの品目は、雑費中「その他」の〈その他〉に含まれるので、その合計をあげた。

7) 米穀の合計をあげた。

8) 総理府「家計調査」「消費者物価指数」による。

ることになり、この数割増しはさらに何倍にもなって社会的費用の節約に役立ち、かつまた、数割増しの何割かは貯金、借金返済として国家独占資本の機構の手中に戻り、このようにして資本は、共働きの夫婦「労働者から受けとるもの」からはもちろん、「彼らに与えるもの」からも大いに利得するというわけである。

3 労働者家計の収入と支出

概況 一九七七年における労働者家計収入と支出を、ここではまず総理府統計局の「家計調査報告」によって概観してみよう。

同報告(第60表)により、全国勤労者世帯(平均世帯人員三・八人、有業人員一・五人、世帯主の平均年齢四一・二歳)の家計収入についてみると、一カ月当たり実収入は二八万六〇三九円で、前年にくらべ一〇・八%の増加であったが、物価上昇の影響をのぞいた実質では二・五%の増加となった。この実質増加は妻および他の世帯員収入増に負うところが大きい。すなわち、実収入の内訳をみると、世帯主収入は二三万八七一四円で、そのうちの定期収入一八万二七〇二円は名目で一〇・一%、実質で一・九%のそれぞれの増加であったが、臨時・賞与収入五万六一二円は実質で一・〇%減と、このところ三年連続の実質減少がつづいている。

この世帯主収入の停滞とはうらはらに、妻の収入一万九三〇四円、他の世帯員収入一万一一四〇円はそれぞれ実質で一・二%、一六・四%増と、前年の実質減少から一転していずれもその大きな伸びが目立っている。また、実収入から天引きされる税金、国民健康保険、厚生年金などの社会保障費をふくむ非消費支出は、実収入中の一〇・二%と一割余を占めるにいたり、実収入からそれらの非消費支出を差し引いた可処分所得二五万六三四〇円は、前年比名目九・八%、実質で一・六%各増と、実収入より低い伸び率にとどまっている。

一方、消費支出は一カ月当たり一九万七九三七円で、これを前年にくらべて名目九・六%、実質一・四%の増加であった。実質消費支出の推移をたどると、一九七四年に対前年比二・四%減を記録した後、七五年には四・五%増とやや回復したものの、七六年にはふたたび〇・五%減と落ちこんだが、七七年では一・四%増と一進一退の停滞をくりかえして、狂乱物価、石油ショック、不況とつづく過去五カ年平均の実質消費支出増は〇・七%にとどまる。消費支出の五大費目別内訳では、電気・ガス料金値上げの影響で光熱費で四・四%と高い実質増加率を示したのをはじめ、同じく実質で住居費二・五%、雑費一・五%増にたいして、食料費、被服費はともにそれぞれ〇・一%、一・九%減となっている。食料費のうちでは魚介類、乾物、果物など値上がりの顕著なもので減少し、相対的に安値の肉の実質購入増が四・〇%と目立っている。

これを要するに、七七年の勤労者家計では、妻のパートや他の世帯員の就業増によって、世帯主収入の停滞に対処しようとしたが、税金や社会保険料等の負担は実収入の一割を超え、それらを差し引

第60表 1977年平均1ヵ月間の勤労者世帯家計収支（全国）

項 目	実 数	対前年 増加率	構成比	項 目	実 数	対前年 増加率	構成比
集 計 世 帯 数	5,326	* 5,390	—	設 備 修 繕	円 3,231	% - 0.5	% 1.6
世 帯 人 員	3.79	* 3.79	—	家 具 什 器	8,398	7.2	4.2
有 業 人 員	1.48	* 1.50	—	光 熱 費	7,663	14.3	3.9
世 帯 主 の 年 齢	41.2	* 41.1	—	電 気 代	3,360	22.8	1.7
				ガ ス 代	1,693	12.0	0.9
実 収 入	286,039	10.8	100.0	他 の 光 熱 費	2,609	6.1	1.3
勤 め 先 収 入	269,159	10.7	94.1	被 服 費	19,302	4.0	9.8
世 帯 主 収 入	238,714	9.4	83.5	和 服	1,490	- 1.4	0.8
定 期	182,702	10.1	63.9	洋 服	6,735	3.1	3.4
臨 時・賞 与	56,012	7.0	19.5	シ ャ ッ 下 着	3,213	5.2	1.6
妻 の 収 入	19,304	21.0	6.7	他 の 衣 料	2,826	1.8	1.4
他の世帯員収入	11,140	25.8	3.9	身 の 回 り 品	5,037	7.7	2.5
事業内職収入	5,374	6.3	1.9	雑 費	94,314	12.6	47.6
他 の 実 収 入	11,506	13.7	4.0	保 健 医 療	4,826	5.3	2.4
実収入以外の収入	79,111	13.5	—	理 容 衛 生	5,062	11.9	2.6
				交 通 通 信	7,433	28.9	3.8
実 支 出	227,637	10.8	—	自動車等関係費	8,073	20.9	4.1
消 費 支 出	197,937	9.6	100.0	教 育	5,242	18.7	2.6
食 料 費	57,956	6.6	29.3	教 養 娛 楽	16,073	6.3	8.1
主 食	8,263	8.6	4.2	た ば こ	1,229	13.8	0.6
米 類	5,377	8.2	2.7	仕 送 り 金	3,715	16.2	1.9
副 食 品	30,592	4.8	15.5	交 際 費	15,631	7.3	7.9
生 鮮 魚 介	4,920	6.4	2.5	非 消 費 支 出	29,699	19.9	—
肉 類	6,829	3.6	3.5	勤 労 所 得 税	8,175	14.6	—
乳 卵	3,595	3.2	1.8	他 の 税	7,306	17.0	—
野 菜	4,612	1.0	2.3	社 会 保 障 費	13,808	25.2	—
加 工 食 品	5,161	9.3	2.6	実支出以外の支出	133,707	13.0	—
調 味 料	2,623	1.5	1.3				
し 好 食 品	11,993	7.1	6.1	現 物 総 額	10,421	—	—
菓 子	3,429	2.9	1.7	可 処 分 所 得	256,340	9.8	—
果 物	3,086	1.7	1.6				
酒 類	2,650	12.1	1.3	黒 字	58,402	10.6	—
飲 料	2,829	14.9	1.4	貯 蓄 純 増	37,308	15.6	—
外 食	7,108	11.1	3.6	土 地 家 屋 借 金 純 減	4,907	34.9	—
住 居 費	18,703	8.4	9.4				
家 賃 地 代	5,917	14.3	3.0	平均消費性向（%）	77.2	* 77.4	—

〔備考〕 1) *印は前年の実数を示す。主要項目のため内訳と計とは必ずしも一致しない。

2) 総理府統計局「家計調査報告（1977年平均，速報）」による。

いた可処分所得の伸びは実収入のそれを下回り、それでも支出面では将来の生活不安に備えて貯蓄をふやし、住宅ローンの支払いを先取りされるなかで、工夫をこらし、家計を切りつめざるをえなかった。電気代の値上げで光熱費の実質増加はさけられず、生活の基本である食料費では、高い魚をさけて相対的に安値の肉の消費をふやし、被服費も減らしていたということになる。

首都圏労働者の家計――

春闘共闘の一九七七年

第四回家計調査結果

国民春闘共闘会議で、一九七七年一〇月に実施した第四回家計調査結果が、「労働者の生活実態――第四回家計調査・生計費指数報告――」（一九七八年

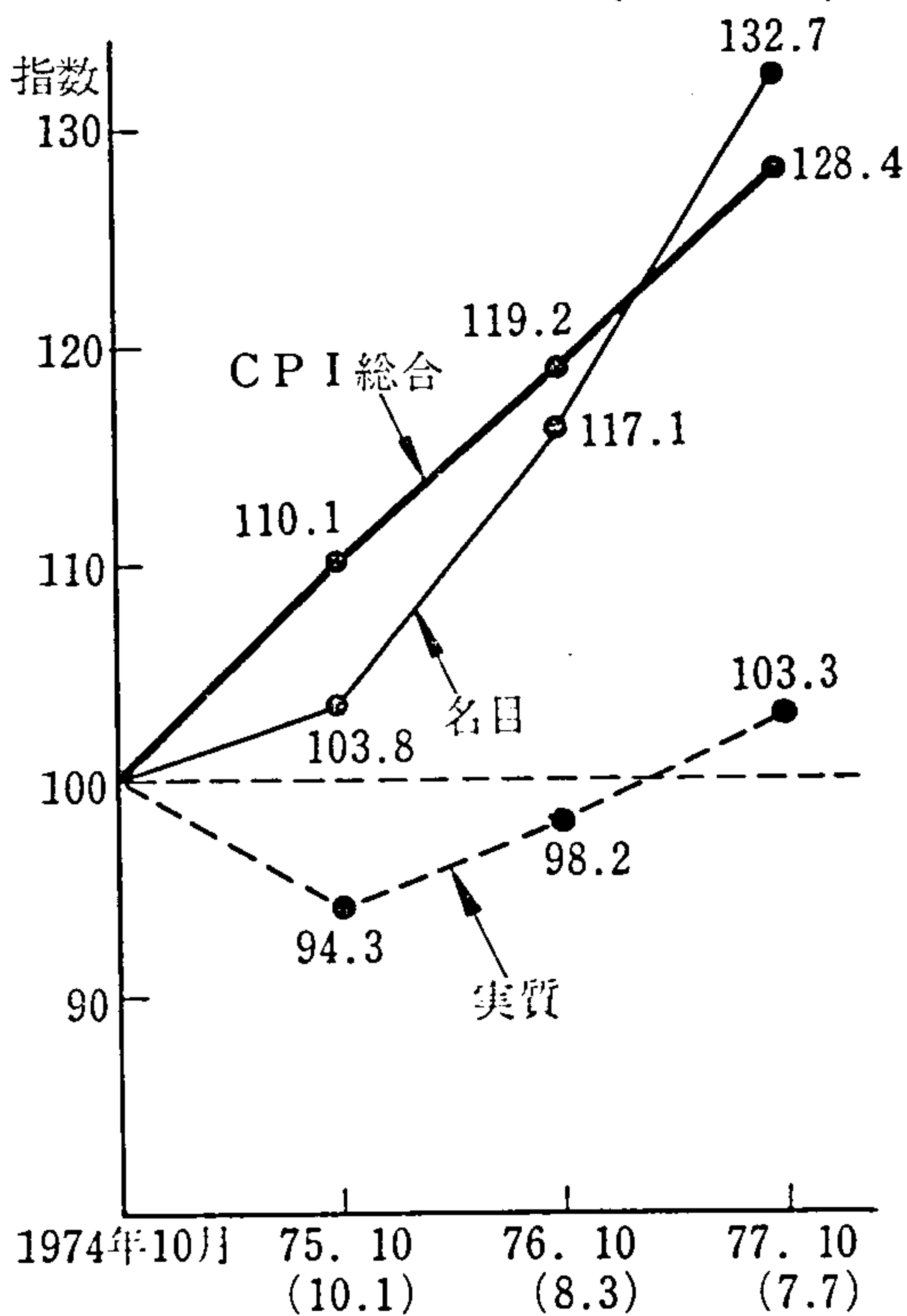
四月刊）として刊行された。同報告は、首都圏二六単産から選ばれた三八〇世帯（世帯主一人の収入で主たる生計を営んでいる一般世帯三五〇世帯と共働き世帯三〇世帯）を対象として調査された結果であって、そこで示される労働者の生活実態では、七七年春闘が前年にひきつづき一ケタにおさえ込まれたこと、実質所得減税ゼロによる税金の増大、社会保険料の引上げによって公課負担率が高まっていることが特徴的である。そのため労働者の消費生活回復の歩みはきわめておそく、第一回調査開始時の一九七四年を一〇〇とした七七年の実質消費支出の伸びは一〇七・二とわずかであり、不況業種と好況業種、また職業階層や年齢階層による格差をふくみながらも、全体としての生活水準はなおいぜんとして停滞しつつある。とくに、七七年末の国鉄運賃法定制緩和を突破口とする公共料金的大幅値上げ気運や相次ぐ預金金利の引下げは、労働者の先行き不安に追打ちをかける結果となり、住宅、教育、老後、病気など労働者の四大不安にかかわる課題にたいする社会的制度的な解決が、ますます

す急務とされつつあることが示されている（第61表）。

(一) 収入――調査結果による集計三三一世帯（平均世帯人員四・〇一五・八年）の七七年一〇月一世帯平均実収入は二万三千八百八十四円、このうちの九二・六％を占める二万二千九百一十七円が世帯主の勤め先収入であり、さらにその基準内賃金一九万〇九百九十四円は同じく実収入の七九・九％に当たる。これを七四年を一〇〇とした実収入の推移でみると、実質で一〇三・三ほとんど変化がないうえに、今回の調査対象の平均年齢の高さを考慮すれば、この間の賃上げは物価上昇によって相殺され、三年前の生活水準をかるうじて維持するに足る収入でしかないことになる（第5図）。

(二) 支出――一方、一世帯平均実支出二万五千八百九十七円のうち、消費支出が二〇万八千一百六十八円、非消費支出は二万七千七百二十九円であり、非消費支出の実収入における割合（租税公課負担率¹）は一一・六

第5図 実収入の名目指数と実質指数 (1974=100)



〔備考〕カッコ内はCPI、都区部総合対前年同月比増減率。

第61表 春闘共闘分類1世帯当たり収入と支出

区 分				区 分			
項 目	純平均	民間単産平均	官公労単産平均	費 目	総平均	民間単産平均	官公労単産平均
調査対象世帯(世帯主年齢(年)対年数(人)平均世帯人員(人))	331 37.6 15.8 4.0 1.1	183 37.1 15.0 3.9 1.1	148 38.5 16.9 4.0 1.1		円	円	円
収入総額	377,643	393,269	353,174	他 の 光 熱 費	617	557	617
勤め先収入	238,894	243,298	231,997	水 道 費	1,795	1,925	1,591
世帯主収入	226,209	231,044	218,638	被 服 費	16,542	16,816	16,113
基準内賃金	221,117	225,222	214,689	和 洋 シ ャ ツ ・ 下 着 服 料	1,634	1,358	2,066
基準外賃金	190,994	190,826	191,258	他 の 衣 料 品 費	6,881	7,439	6,008
妻の収入	28,432	31,714	23,294	身 の ま わ り の 被 服 費	1,583	1,706	1,390
他の世帯員の収入	1,690	2,683	136	雑 保 医 理 衛 生 通 信 育 金	2,487	2,328	2,736
内職収入	4,201	4,362	3,949	他 の 被 服 費	2,702	2,665	2,760
世帯主内職収入	891	1,460	0	保 医 理 衛 生 通 信 育 金	1,256	1,321	1,152
妻内職収入	5,882	4,827	8,379	健康 療 容 生 通 信 育 金	98,031	98,378	97,488
他の世帯員内職収入	656	537	843	交 通 教 育 金	1,251	1,279	1,206
他 の 実 収 入	5,044	3,750	7,070	学 校 納 入 金	2,781	2,642	3,000
財産収入	181	0	465	〈学校給食〉	2,880	2,727	3,119
土地家屋売却	6,802	7,966	4,980	〈学校給食〉	5,814	5,749	5,917
土地家屋売却	495	316	775	通 学 諸 経 費	4,096	4,081	4,121
社会保険給付金	0	0	0	学 校 補 充 ・ 進 学 準 備 金	18,385	17,775	19,337
受贈・仕送り金	1,488	1,505	1,461	養 育 費	10,558	11,093	9,720
組合からの収入	3,722	5,114	1,541	学 校 給 食 費	〈1,633〉	〈1,461〉	〈1,902〉
その他	447	442	456	通 学 諸 経 費	2,503	2,181	3,006
実収入以外	651	590	746	学 校 補 充 ・ 進 学 準 備 金	5,248	4,501	6,417
貯蓄	74,183	79,974	65,113	養 育 費	76	0	194
入金	66,412	72,784	56,434	教 育 費	14,427	15,035	13,475
入金	298	488	0	社 会 的 文 化 費	2,125	1,496	3,109
入金	7,144	6,350	8,389	社 会 的 活 動 費	624	559	727
入金	246	0	632	交 通 費	4,896	5,295	4,271
入金	430	198	793	交 通 費	578	381	887
入金	1,057	—	2,713	交 通 費	175	139	233
入金	4,276	4,749	3,536	交 通 費	0	0	0
入金	1,135	1,403	715	交 通 費	798	844	727
入金	76	0	194	交 通 費	21,164	22,267	19,437
入金	0	0	0	交 通 費	18,794	19,891	17,077
入金	76	0	194	交 通 費	246	175	358
入金	253	353	96	交 通 費	2,123	2,201	2,001
入金	64,567	69,997	56,064	交 通 費	8,820	9,521	7,724
入金	377,643	393,269	353,174	交 通 費	1,172	1,107	1,274
支出総額	235,897	235,082	237,173	交 通 費	5,741	5,329	6,388
食料	208,168	206,882	210,182	交 通 費	233	106	430
主食	67,686	66,871	68,961	交 通 費	27,729	28,200	26,992
米・麦・雑穀	8,805	8,583	9,151	交 通 費	3,743	3,969	3,389
パン・その他	5,249	5,028	5,594	交 通 費	6,834	6,250	7,749
副食	1,889	1,949	1,794	交 通 費	16,947	17,850	15,533
生鮮食品	1,668	1,607	1,763	交 通 費	172	97	288
肉・魚・卵・野菜・果物	35,486	34,795	36,569	交 通 費	32	33	32
加工食品	4,878	4,857	4,911	交 通 費	76,824	88,038	57,265
食料品	1,878	1,791	2,015	交 通 費	45,719	56,790	28,382
食料品	7,790	7,616	8,062	交 通 費	10,278	11,263	8,736
食料品	4,943	4,962	4,913	交 通 費	13,829	13,511	14,327
食料品	5,725	5,520	6,046	交 通 費	2,263	1,376	3,653
食料品	838	830	852	交 通 費	3,507	3,777	3,083
食料品	6,332	6,182	6,567	交 通 費	489	544	402
食料品	3,102	3,038	3,203	交 通 費	318	522	0
食料品	13,607	13,673	13,504	交 通 費	421	255	682
食料品	4,019	3,822	4,328	交 通 費	64,922	70,149	56,736
食料品	3,964	3,799	4,222	交 通 費	12,596	13,160	11,712
食料品	2,694	3,021	2,181	交 通 費	△10,713	△5,219	△19,316
食料品	2,930	3,031	2,773	交 通 費	0	777	488
食料品	9,788	9,820	9,737	交 通 費	355	152	672
食料品	1,633	1,461	1,902	交 通 費	12,944	12,858	13,076
食料品	3,766	4,025	3,359	交 通 費	2,997	8,216	△5,176
食料品	4,389	4,333	4,476	交 通 費	28.8	28.8	28.9
食料品	17,140	16,082	18,795	交 通 費	32.5	32.3	32.8
食料品	953	10	2,429	交 通 費	98.6	96.2	102.5
食料品	6,102	6,820	4,977	交 通 費	11.6	11.6	11.6
食料品	3,879	4,571	2,795	交 通 費	12.5	12.5	12.6
食料品	6,206	4,681	8,593	交 通 費	211,165	215,090	205,005
食料品	8,771	8,736	8,826	交 通 費	△20,693	△15,994	△28,052
食料品	3,449	3,500	3,368	交 通 費	89.5	95.8	90.5
食料品	2,910	2,753	3,156	交 通 費	81.0	81.2	80.6

〔備考〕 1) 教育費計には学校給食費を含まない。

2) 春闘共闘「労働者の生活実態—第4回家計調査報告—」(1978年4月刊)による。

%、世帯主収入中に占める割合（租税公課負担率²⁾）は一二・五%という高い比重を示す。また、実支出以外の支出七万六八二四円の五九・五%は貯金に、保険掛金と借金返済にそれぞれ一三・四%、二一・二%がふりむけられていた。一九七四年を一〇〇とした七七年の名目消費支出は一三七・六の伸びだが、実質では一〇七・二という低い水準で、これを年齢階層別消費支出の対前年比でみた場合、第62表のごとく四〇歳以下の層では実質減か、同程度とむしろ悪化しており、四〇歳以上層で実質増がみられる。すでにふれたごとく、この四〇歳以上年齢層が、今回の調査対象の三八%（前年調査では二八%）におよんでいたところから、収支ともに全体としての平均値を高める結果となり、実質消費水準の停滞は数字をさらに下回るものであることが考えられる。それはとにかく、一九七四年との比較で、税金、社会保険料等非消費支出の七七年一〇月指数は一六八・一、さらに貯金・掛金・賦払返済等からなる実質以外の支出指数は二倍を超えるにいたっている（第63表）。

失対労働者の家計――
 厚生省の一九七四年厚生行政基礎調査報告における一カ月間の家計現金支出階級・世帯業態別世帯構成表によって、全日自労の一九七七年
 第四回家計調査結果
 日自労が同年一〇月に実施した失対労働

者家計調査結果の一世帯当たり実支出額六万五七九五円を基準に、その金額以下の世帯数を取りあげてみると、全国で一二〇〇万世帯（総世帯数の三四・一%）にも達していることがわかる。また、とくに雇用労働者世帯中のその類型別数では、常用労働者世帯で六五〇万世帯（同じ労働者世帯総数の三一・四%）、臨時雇用者世帯二一万世帯（同五八・三%）、日雇労働者世帯では三〇万世帯（同五八・四

第 62 表 年齢階層別消費支出の対前年増減の状況

調査区分 年齢階層	1976. 10	1977. 10		
	調査全世帯平均	調査全世帯平均	名目増減率	実質増減率
平均 ¹⁾	円 179,698 ²⁾	円 207,215 ²⁾	15.3	7.1
20 ～ 24歳	158,065 ²⁾	107,087	△ 32.3	△ 37.1
25 ～ 29	152,502	165,005	8.2	0.5
30 ～ 34	171,824	182,401	6.2	△ 1.4
35 ～ 39	190,659 ²⁾	187,830 ²⁾	△ 1.5	△ 8.5
40 ～ 44	197,686	230,582	16.6	8.2
45 ～ 49	214,634	251,881 ²⁾	17.4	9.0
50 ～ 54	250,945	315,031	25.5	16.5

〔備考〕 1) 官民合計，平均。
 2) 住居購入改築費を差し引いた額。

第 63 表 支出主要項目の推移

年 月	1974. 10	1975. 10	1976. 10	1977. 10				
集 計 世 帯 数	339	186	192	183	対名 目上 昇率 ¹⁾	対名 目上 昇率 ²⁾	対実 質上 昇率	東京C上 都P I 区対 部前 年率
世帯主平均年齢	36.3	35.3	35.3	37.1				
平均世帯人員	3.9	3.9	3.9	3.9				
実 支 出	円 167,100	円 191,630	円 204,981	円 235,082	14.7			
消 費 支 出	150,323	171,279	179,698	206,882	15.1		6.9	7.7
食 料 費	49,727	55,220	61,421	66,871	8.9		1.5	7.3
住 居 費	15,477	19,833	¹⁾ 15,105	¹⁾ 16,082	6.5	7.9	2.5	5.3
光 熱 水 費	6,245	6,441	¹⁾ 7,165	¹⁾ 8,736	21.9	21.9	21.8	0.1
被 服 費	14,398	15,247	13,664	16,816	23.1		20.1	2.5
雑 費	64,476	74,538	82,344	98,378	19.5		6.8	11.9
非消費支出	16,777	20,351	25,284	28,200	11.5			
実支出以外の支出	43,780	66,112	66,336	88,038	32.7			
貯 金	27,474	33,322	39,172	56,790	45.0			
保 険 掛 金	5,243	8,357	9,444	11,263	19.3			
借 金 返 済	7,128	9,842	13,568	14,887	9.7			
月 賦・掛 買	3,605	4,724	2,892	4,321	49.4			
そ の 他	329	9,842	1,261	777	△ 38.4			
繰 越 金	57,875	57,558	68,513	70,149	2.4			
消 費 性 向	90.0	99.8	94.7	96.2				
エ ン ゲ ル 係 数	33.1	32.2	34.2	32.3				
雑 費 係 数	42.9	43.5	45.8	47.6				
租税公課負担率 1	9.1	10.6	11.8	11.6				
” 2	10.0	11.2	12.5	12.5				
可処分所得に占める 実支出以外支出の割合	26.2	33.5	36.1	40.9				

〔備考〕 1) 住居費，光熱水費は総理府分類による。

2) ¹⁾ の住居費－購入改築費＋水道料)
¹⁾ の光熱水費－水道料

で計算した対前年上昇率。

3) なお購入改築費は1976年10月でゼロ，77年10月で10円であった。

%)の存在をよみとることができる。

これら低所得層に位置している人々の生活実態を明らかにするうえで、全日自労を実施主体として、一九七三年に開始された失対労働者世帯対象の家計調査結果は欠かしがたいものといえる。その第一回目は、同年九月に実施され、「悪性インフレ下の低所得層の暮らしと対応」という表題をもつ報告書でその結果がとりまとめられている。第二回つまり翌七四年一〇月に実施された調査結果は、「狂乱物価」以降まさに「生活崩壊」の危機に追いこまれようとする失対労働者の生活実態を明らかにし、さらに七五年一〇月の第三回調査結果では、その暮らしに現われる生活不安の諸相がとりあげられて、それぞれ全日自労『季刊学習』(七六年八月)その他刊行物のうえで発表されている。

以下、第64・65表によって失対労働者の生活を、第四回調査結果(七六年一〇月実施)によってみればつぎのごとくである(失対労働者世帯の暮らしと意見―一九七六年度全国家計調査報告―、全日自労『季刊学習』七七年八月所収および本年鑑一九七六年版第四六集第一部V「労働者の生活」参照)。

(一) 収入――調査結果による集計一八三世帯(平均世帯人員一・九人、有業人員一・四人、世帯主年齢六二・一歳)の七六年一〇月一世帯平均実収入は七万三六八一円で、対前年同月比三・五%の減少となった。しかも、これを総理府家計調査結果の全国勤労者世帯における同じ月の実収入二万四一三九円にくらべると、その三四・四%にしか達していない。失対賃金つまり実収入中の世帯主定期収入をみると、五万〇一七七円と対前年同月比一二・五%増、その実収入中に占める割合は六八・一%となり、前年の五八・四%にくら

べて同じく比重を高めているのも、全体としての実収入の減少によるものであって、世帯主年齢の高齢化のもとでその生活規模や家族規模の縮小をよぎなくされていることに注目したい。

この世帯主定期収入は、総理府調査全国勤労者世帯のそれにくらべて、失対労働者世帯平均で三〇・三%、同单身世帯三一・六%、同夫婦世帯二九・四%、同その他世帯二九・六%と、実収入の格差を上回る低所得水準である。

(二) 支出――失対労働者世帯平均消費支出は七万六六六〇円、対前年同月比で四・〇%増と同じ月の全国消費者物価指数対前年同月比上昇率八・六%の半ばしか埋めあわされていないことになる。この失対労働者世帯の消費支出の大きさは総理府家計調査の同月全国勤労者世帯消費支出の四四・二%にしか達していない。世帯類型別消費支出額は、失対单身世帯で六万六〇二二円(対前年同月比一六・八%増)、夫婦世帯八万二四六九円(同一七・三%増)、その他世帯九万四八六七円(同〇・八%増)であり、また、総理府家計調査結果との格差では、单身世帯でその三八・〇%、夫婦世帯四七・五%、その他世帯五四・七%にしかならない。この消費支出における構成の推移を過去三回の調査結果でみるため、食料費、被服費を「個人的費目」とし、住居費、光熱費、保険衛生、交通通信費を「社会的強制費目」としてくくってみると、個人的費目は一九七四年五三・〇%、七五年五四・〇%、七六年五三・〇%とほぼ固定的な数値を示し、一方、社会的強制費目では二六・三%、三四・四%、三五・九%と年ごとに逡増してきている。このことは、失対労働者世帯をふくむ低所得階層の場合、その低消費水準の枠組みのなかで、その特有な消費構成からもたらされる硬直性がますます増大しつつあるこ

第 64 表 失対労働者世帯平均家計収支

区 分	1976年10月		1975年10月		対前年同月 増加率
集 計 世 帯 数	183		128		
世 帯 人 員	1.89		1.82		
有 業 人 員	1.36		1.34		
世 帯 主 年 齢	62.1		61.4		
実 収 入	73,681 ^円	100.0	76,348 ^円	100.0	— 3.5
勤 務 先 収 入	65,131	88.4	65,063	85.2	0.1
世 帯 主 収 入	54,539	74.0	54,351	71.2	0.3
事 業 ・ 内 職 収 入	952	1.3	991	1.3	— 3.9
他 の 実 収 入	7,598	10.3	11,285	14.8	— 32.7
実 以 外 収 入	10,535		3,194		229.8
繰 入 金	9,445		14,367		— 34.3
実 支 出	78,949		76,573		3.1
消 費 支 出	76,660	100.0	73,737	100.0	4.0
食 料 費	33,234	43.4	34,173	46.3	— 2.7
主 食	6,033	7.9	6,878	9.3	— 12.3
副 食	16,542	21.6	18,064	24.5	— 8.4
し 好 食 品	5,546	7.2	7,074	9.5	— 21.6
外 食	5,113	6.7	2,157	2.9	137.0
住 居 費	9,218	12.0	6,081	8.2	51.6
家 賃 ・ 地 代	4,963	6.5	2,074	2.8	139.3
光 熱 費	3,405	4.4	3,638	4.9	— 6.4
電 気 料	1,223	1.6	1,174	1.6	4.2
被 服 費	7,337	9.6	5,696	7.7	28.8
雑 費	23,466	30.6	24,149	32.8	— 2.8
保 健 衛 生	5,779	7.5	3,763	5.1	53.6
交 通 通 信	3,029	4.0	2,963	4.0	2.2
教 養 娛 楽	6,141	8.0	4,235	5.7	45.0
負担費・交際費その他	8,517	11.1	8,967	12.2	— 5.0
非 消 費 支 出	2,289		2,836		— 19.3
実 以 外 支 出	10,237		8,637		18.5
	(赤字 2,978円)		(赤字 225円)		

〔備考〕「失対労働者の暮らしと意見—1977年度家計調査報告」
(全日自労『季刊 学習』77年8月号所収)による。

第 65 表 失対労働者世帯と一般勤労者世帯の水準比較（1976年10月）

区 分	一般勤労者世帯 (全国平均) A		失対労働者世帯 (全世帯平均) B		B/A
調 査 世 帯 数	5,428		183		
世 帯 人 員	3.79		1.89		
有 業 人 員	1.50		1.36		
世 帯 主 年 齢	41.1		62.1		
実 収 入	214,139 ^円	100.0	73,681 ^円	100.0	34.4
勤 め 先 収 入	199,789	93.3	65,131	88.4	32.6
世 帯 主 収 入	178,873	83.5	54,539	74.0	30.5
定 期	172,052	80.3	50,177	68.1	29.1
臨 時	5,953	2.8	4,362	5.9	73.3
妻・家族員の収入	20,916	9.8	10,592	14.4	50.6
事業・内職収入	4,982	2.3	952	1.3	19.2
他の実収入	9,367	4.4	7,598	10.3	81.1
実収入以外の収入	66,591		10,535		15.8
繰 入 金	75,917		9,445		12.4
実 支 出	194,972		78,949		40.5
消 費 支 出	173,492	100.0	76,660	100.0	44.2
食 料 費	54,902	31.6	33,234	43.4	60.5
住 居 費	16,406	9.5	9,218	12.0	56.2
光 熱 費	6,152	3.5	3,405	4.4	55.3
被 服 費	18,816	10.8	7,337	9.6	38.9
雑 費	77,216	44.5	23,466	30.6	30.4
非 消 費 支 出	21,480		2,289		10.7
実支出以外の支出	85,625		20,237		11.9
(黒 字)	+19,167		－ 2,979		

〔備考〕 一般勤労者世帯全国平均は、総理府統計局「家計調査結果」による。以下同じ。

とを示すものである。

(三) 栄養実態から算出した最低生活費——一九七六年一〇月調査の単身二世帯、夫婦二五世帯について栄養分析がおこなわれ、その購入カロリーを基礎とする同時点での最低生活費が、つぎのように算出された。すなわち、

まず単身世帯の場合、外食をのぞき一日当たり食料費支出が六九〇円、同摂取カロリー二一〇六であったから、一購入カロリー当たりの単価は〇・三二八円となる。軽作業の肉体労働に必要な一日当たりカロリーを二五〇〇カロリーとすれば、一日の必要食料費は八二〇円となり、一カ月では二万五四二〇円。この金額を、総理府家計調査結果における全国勤労者世帯の同月エンゲル係数三二・六％に見合うものとして、消費支出額を算出すると七万七九七五円をうる。したがって、これを月間二二日就労するとして一日当たりの必要生活費を計算すると三五四四円となり、これを失対賃金の平均額二二八〇円にくらべれば、結局必要生活費の六四・四％しかみたされていないことになる。

同様に夫婦世帯では、外食をのぞき一日当たり食料費支出額が九二三元、同摂取カロリー四二〇一であったから、一購入当たりカロリー単価は〇・二二円となる。夫は軽作業に従事、妻を無就業とすると一日四五〇〇カロリーとなり、その購入に必要な金額は、一日当たり九九〇円、一カ月にして三万〇六九〇円となる。この金額を、単身者の場合と同じ要領でエンゲル係数三二・六％によって一カ月の必要消費支出額におきかえると、九万四一四一元となる。ふたたび一カ月二二日就労とすれば一日当たり必要生活費四二七九円をうる。これと対比すれば、実際の失対賃金平均額二二八〇円はそ

の五三・三％にしか当たっていないなかったのである。

低所得層の家計——全生連の第一回家計調査結果

全国生活と健康を守る会連合(全生連)では、一九七七年三月、給与収入による世帯で、実収入が生活保護基準の

一・三〜一・五倍を目安とし、全国各地方ブロック別に二つの都道府県組織からそれぞれ五世帯を選んで第一回家計調査を実施した。

それは、七三年九月に社会保障研究会のもとで、全日自労、全生連が協力しておこなった生活実態調査報告「悪性インフレ下の低所得階層の暮しと対応」につづくもので、全生連が生存権じゅうりんの実態をひろく社会に訴える運動の一環として位置づけられており、「低所得者のくらしの実態と『現代の貧困』——全生連第一回生計費・家計簿調査報告——」(全生連『生活と健康』No.五〇〇、七七年二月)において、生活保護世帯七世帯、その他世帯四八世帯計五五世帯の調査結果がつぎのようにとりあげられている(第66表)。

(一) 低所得世帯の家計収支——低所得世帯(平均世帯人員四・四人、有業人員一・四人、世帯年齢三七・三歳)の七七年三月一世帯平均実収入は一六万三八二二円、そのうち世帯主の定期収入が一二万三三四円で、三世帯に一人の割で妻が働いている。それでも勤め先収入一四万三三一二円では、実収入にたいして一万八四九一円の不足を生じている。この不足を補うものが「他の実収入」二万〇一五一円であり、そのうちでは子どもの学用品代をはじめ、近隣知人などからの暮しのうえでのこまごまとした贈答が一万二四五九円と目立つが、低所得層の場合こういった受贈の大部分は社交的なものというよりは、「仕送り金」一〇三二円とあわせて生活補給的な性格をもつものとして考えることができる。家計のバランス面でみ

第 66 表 低所得世帯平均の家計収支 (1977年 3 月)

区 分	低 所 得 世 帯				生活保護 世帯全国 平均	一般勤労 者世帯全 国平均
	全国平均	1 級 地	2 級 地	3・4級地		
世帯数	48	22	17	9	7	5,332
世帯人員	4.35人	4.27人	4.24人	4.78人	3.57人	3.79人
有業人員	1.35人	1.50人	1.18人	1.00人	0.71人	1.46人
世帯主年齢	37.3歳	39.6歳	33.8歳	38.0歳	45.3歳	40.9歳
消費単位	3.32	3.39	3.01	3.67	2.97	
実収入	163,822	166,824	162,616	158,762	102,297	253,779
勤め先収入	143,312	141,477	142,472	149,383	27,398	233,071
世帯主収入	129,692	123,776	137,565	129,279	14,987	207,590
妻・他の世帯員収入	13,621	17,701	4,907	20,104	12,411	25,481
事業内職収入	359	80	812	187	—	5,574
他の実収入	20,151	25,267	19,332	9,192	74,899	15,132
実収入以外収入	19,267	25,644	20,500	1,349	8,201	79,676
可処分所得	154,783	157,303	152,805	152,360	101,748	226,996
実支出	161,803	177,980	152,621	139,603	98,890	230,656
消費支出	152,764	168,459	142,810	133,201	98,341	203,873
食料費	57,682	64,220	49,079	57,950	46,015	56,940
主食費	8,701	9,072	7,811	9,480	9,686	8,416
副食費	29,588	32,550	26,392	28,377	26,229	29,788
嗜好食費	13,972	15,265	11,208	15,788	7,738	11,957
外食費	5,421	7,233	3,668	4,304	2,362	6,778
住居費	15,373	16,667	18,327	6,632	10,516	16,808
(家賃地代)	(9,043)	(13,200)	(7,241)	(2,239)	(6,357)	(6,131)
光熱費	6,831	7,883	6,706	4,495	6,857	9,350
被服費	13,744	15,236	14,028	9,563	7,116	21,050
雑費	59,134	64,453	54,670	54,561	27,837	99,725
保健医療費	3,008	3,655	2,864	1,702	1,341	4,942
理容衛生費	4,297	5,112	3,373	4,049	2,606	5,103
交通通信費	6,706	6,865	7,809	4,233	3,870	7,928
自動車関係費	5,174	2,941	7,822	5,629	143	7,744
教育費	4,976	7,649	2,611	2,909	5,630	7,368
文房具費	1,168	1,452	744	1,278	871	730
教養娯楽費	14,203	17,846	11,430	10,528	4,442	17,489
タバコ	1,363	1,867	711	1,360	2,357	1,256
負担費	1,683	1,790	1,739	1,319	687	1,632
損害保険料	1,356	1,610	1,508	452	150	814
その他の料	10,332	9,519	10,468	12,061	3,310	22,585
交際費	4,868	4,147	3,591	9,041	2,430	18,213
非消費支出	9,039	9,521	9,811	6,402	549	26,783
実支出以外支出	37,314	33,957	44,719	31,538	8,096	104,273

〔備考〕「全生連第1回生計費・家計簿調査報告—低所得者の実態と“現代の貧困”—」(全生連『生活と健康』No.500, 77年12月号所収)による。

ると、実収支で辛うじて黒字となっているにしても、実支出以外の支出が三万七三一四円と大きく、そのなかでも借金返済分、月賦掛買支払分をあわせて一万五二二〇円にもなり、また、実収入以外の収入では、貯金引出しが一万二九二五円、借金等が五三三六円というやりくり家計であることが示されていて、こうした実態は、低所得世帯の全体に共通したものとなっている。

一方、一世帯平均実支出は一六万一八〇三円、消費支出一五万二七六四円であり、これを級地別で見ると、一級地と二級地では実支出で二万五三五九円、消費支出で二万五六四九円の差を生じ、また二級地と三・四級地では実支出で一万三〇一八円、消費支出で九六〇九円の差がある。一、二級地と三・四級地の差に影響を与えているのは、雑費、食料費、そして被服費であり、とくに雑費はそれだけで一級地と三・四級地の格差のうちの九・一に当たる。その雑費のなかで一級地との格差の大きいものは、教養娯楽費、教育費、保健医療費、理容衛生費など、逆に交際費は三・四級地で一級地の二倍以上である。こうした格差は、地域ごとの生活のありようのちがいを反映したものであると同時に、国民生活の基準となる諸需要たとえば教育、医療などの充実の必要を示すものといえる。

(二) 生活保護世帯の家計収支——生活保護世帯（平均世帯人員三・六人、有業人員〇・七一人、世帯主年齢四五・三歳）の一世帯平均実収入は一〇万二三九七円、このうち勤め先収入二万七三九八円は実収入中の二六・八％を占めにすぎない。「他の実収入」七万四八九九円のうち六万六三一〇円が生活保護費であった。一方、一世帯平均実支出は九万八八九〇円、そのほとんどが消費支出で九万八三四一円となっている。

(三) 一般勤労者世帯との比較——右の低所得層の家計収支を、総理府家計調査結果（七七年三月）による全国勤労者世帯のそれとの比較で見ると、全国勤労者世帯における消費支出額は二〇万三八七三円であった。これにたいして低所得世帯の消費支出一五万二七六四円は、その七四・九％に当たる。世帯員一人当たりの食料費、住居費ではあまり格差はみられない。それが大きいのは雑費、そして被服費である。すなわち、雑費の世帯員一人当たり格差は五一・七、その内訳では、交際費で二六・七、その他雑費で四五・七、医療保健で六〇・八、教育で六七・五、教養娯楽で八一・二となっている。生活保護世帯の消費支出額は、全国勤労者世帯のその四八・二％とさらに低くなっている。世帯員一人当たりでみた格差は五一・二となる。消費支出の内容で見ると、やはり雑費の差が大きく、同じ世帯員一人当たりで二九・六、その内訳では交際費一三・三、その他雑費一四・七、教養娯楽二五・四の格差が目立つ。

4 標準生計費

最低生活費もしくは標準生活費の算出方法は、通常ローソトリ方式（マーケット・バスケット方式というのもこのうちにふくまれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生計費の各費目ごとに、最低生活の維持に必要なとされる品目、物量を計算し、それぞれの市場

価格によって貨幣換算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を食料費についてだけおこない、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出をもつ実態生計費から生活費の全体を算出する方式である。現在発表されているもののうち、人事院、各県人事委員会の標準生計費、総評の理論生計費などは前者の、一方、厚生省の生活保護基準は後者の代表例であるが、人事院や厚生省が算出する生計費には、間接的とはいえ賃金規制等の政策的意図がひめられており、そのよって立つ基盤によって生計費水準は大幅に異なっている。

人事院の標準生計費

これは、現在争議権を奪われている国家公務員の給与改訂の参考資料として算出され

ている。しかし、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも大きな影響を与える性格をもっている。一九七七年の世帯人員別生計費では、四人世帯（東京）で一八万二七三〇円となっている（第67・68表）。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費をいい、この最低生活水

準を下回るものにたいしては、所得補充がおこなわれる建前になっている。第69表によると、東京など一級地の生活保護標準世帯（夫婦と子ども二人の計四人）にたいする一九七七年度支給額は月額九万五七九四円となっている。大臣の諮問機関である社会保障審議会では、一九六二（昭和三七）年に「生活保護基準は昭和四五年には昭和三六年当初の水準から実質三倍にするよう」という勧告を出しているが、すでにその到達時点から七年余を経過しても実質二・

七倍となお三倍になっていない。また、前掲全生連の家計調査結果（七七年三月実施）によると、生活保護世帯の消費支出額は、一般勤労者世帯の四八・二％にしかすぎない。

総評の理論生計費

人事院の標準生計費や厚生省の生活保護基準が、民間の賃金水準を規制する役割を果たすのにたいして、労働組合が算定する理論生計費は、今日の社会において、労働者が世間なみの人間らしいくらしをするのに必要な生計費という意味をもっている。この理論生計費を総評は、全物量マーケット・バスケット方式にもとづいて、一九七三年八月基準四人世帯について消費支出三〇万五〇〇二円、預貯金三万四七〇〇円、非消費支出一一万〇七〇〇円、合計四万五万六〇〇〇円と算出した（本年鑑一九七五年版第四五集の同項参照）。

同盟とIMF・JCの

「生活生涯ビジョン」

同盟とIMF・JCは、共同作業で「働くものの生涯生活ビジョン」と題する報告書を一九七五年八月にまとめた。それによると、八〇年までに実現されるべき労働者の生計費水準目標値を、たとえば四人世帯生計費のピーク時年齢四八歳持ち家型で四〇万〇七五〇円、同賃貸住居型で三六万三八二〇円（いずれも一九七四年一〇月現在価格表示）と示している（本年鑑一九七七年版第四七集の同項参照）。

【参考資料】(1)伊藤彰彦「住宅ローン返済と家計」『統計』一九七八年四月号、(2)三宅喜代子「勤労者家計構造と生活課題」『賃金と社会保障』七四二、七八年三月下旬、(3)鈴木諒一「低成長下における家計の構造について」『三田商学研究』二〇一六、七八年二月、(4)高橋菊江「春闘共闘における「生計費指数」の基本的視点と特徴」『労働法学会報』一二一

第 67 表 人事院算出の東京における独身男子（18歳程度）標準生計費（1977年 4 月）

区 分		金 額 等	備 考
独身男子 1 人 1 日 当 た り 基 準 熱 量		Cal 2,820	厚生省「国民栄養調査成績」および栄養審議会の算定に係る「日本人の栄養所要量」等を参考として、従来どおり 2,820 Cal とした。
独身男子 1 人 1 日 当 た り 食 料 費		803.43円	家計調査、国民栄養調査における食品の摂取状況を参考として作成したマーケット・バスケットに、家計調査における昭和52年 4 月の実効価格を用いて算定した。
月 額	食 料 費	24,440 ^円	食料費は、上欄の金額に $\frac{365}{12}$ 日 を乗じて算定した。 食料費以外は、総理府統計局家計調査における 1977年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別換算乗数を乗じて算定した。
	住 居 ・ 光 熱 費	11,150	
	被 服 費	4,420	
	雑 費	24,990	
	合 計	65,000円	

第 68 表 同上世帯人員別標準生計費（1977年 4 月）

（全 国）

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	21,720 ^円	37,720 ^円	51,360 ^円	61,540 ^円	68,240 ^円
住 居 ・ 光 熱 費	9,690	16,140	19,350	20,320	20,820
被 服 費	4,370	8,080	11,120	13,500	11,220
雑 費	21,900	41,900	56,240	66,180	71,720
合 計	57,680	103,840	138,070	161,540	176,000

（東 京）

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	24,440 ^円	42,450 ^円	58,120 ^円	70,080 ^円	78,380 ^円
住 居 ・ 光 熱 費	11,150	18,850	23,110	24,250	24,810
被 服 費	4,420	8,220	11,410	13,990	15,950
雑 費	24,990	46,980	63,140	74,410	80,800
合 計	65,000	116,500	155,780	182,730	199,890

〔備考〕 世帯人員 1 人欄の額は、独身男子（18歳程度）の額である。

第 69 表 厚生省の生活保護基準（1級地，4級地）

区 分		標 準 4 人 世 帯				母 子 3 人 世 帯			
		35歳男(日雇) 30歳女(無職)		9歳男(小3) 4歳女		30歳女(無職) 9歳男(小3)		4歳女	
		1976年度		1977年度		1976年度		1977年度	
		1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生 活 扶 助 加 算		円 84,961	円 62,199	円 95,794	円 70,100	円 63,025 (母子加算) 11,880	円 46,131 (母子加算) 11,880	円 71,063 (母子加算) 13,720	円 52,004 (母子加算) 13,720
		—	—						
計	世帯当たり 1人当たり	84,961 21,240	62,199 15,550	95,794 23,949	70,100 17,525	74,905 24,968	58,011 19,337	84,783 28,261	65,724 21,908
教 育 扶 助		1,110	1,110	1,190	1,190	1,110	1,110	1,190	1,190
住 宅 扶 助		5,500	2,300	9,000	3,200	5,500	2,300	9,000	3,200
業種別基礎控除		13,590	12,230	15,330	13,800	—	—	—	—
合計	世帯当たり 1人当たり	105,161 26,290	77,839 19,460	121,314 30,329	88,290 22,073	81,515 27,172	61,421 20,474	94,973 31,658	70,114 23,371

- 〔備考〕 1) このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、労働組合費、通学費等の実費が控除される。また、家賃、地代等が上記の住宅扶助基準を上回る場合には、特別基準が設定される。
- 2) 級地区分については、生活水準を考慮して市町村別に定められている（おおむね1級地は主要な都市，4級地は町村である）。詳細は全国社会福祉協議会「生活保護手帳」参照。
- 3) 「業種別基礎控除」は、日雇労働者にたいする基礎控除額である。
- 4) 1976年度，77年度とも，9月の米価補正後の数値である。

九、七八年三月一〇日）、(5)伊藤秋子『生活水準』（光生館、七七年一月）、(6)本田二郎「消費者物価指数の問題点と労働組合の指数作成運動」（『月刊全電通』一五八、七七年二月）、(7)「労働者と税金問題」（『労働運動』一四二、七七年一〇月）、(8)「特集・最近の労働者生活（労働力再生産はどうなっているか）」（『労働の科学』三一〇、七七年九月）、(9)藤本武「生活水準の国際比較」（『月刊合化』一八一五、七七年七・八月号）、(10)「特集・変貌する労働者生活」（『現代の労働』九、七七年七月）、(11)松崎桑太郎「インフレ・不況下における労働者の生活実態」（『こころう調査』二三、七八年二月）、(12)「国鉄労働者の家計簿——七七年度調査結果の概要」（同上）、(13)「特集・電機労働者の生活と家計」（『電機労連調査時報』一三八、七八年三月）、(14)「第六回家計調査特集（七七年九月調査）」（『鉄鋼労連調査時報』一一九、七八年二月）、(15)「家計簿分析（昭和五二年）」（『日建協調査時報』五二、七八年二月）、(16)「家計調査分析」（『月刊全国セメント』一三一、七八年一月）、(17)「ゴム産業労働者の家計（七七年一月実施）」（『ゴム労働情報』二五、七八年二月）、(18)「化学労働者のこんにちの生活——合化七七年家計調査結果報告（I）」（『月刊合化』一五六、七七年一一月）、(19)「私鉄・バス・ハイタク労働者の生活実態」（『私鉄総連調査月報』一一五、七八年二月）、(20)「造船重機労働者の生活白書——構造不況に備えた耐乏生活」（『造船重機労連、七七年二月刊』）、(21)古賀誠「勤労者世帯の消費関数の分析」（『日本労働協会雑誌』二二九、七七年六月）

VI 農家の状態と農民の

生活

概要□農家と農家人口——農家人口と農家数
…農家人口と農家数／経営耕地規模別農家数
／専業農家と兼業農家…専業別農家構成／
農家の兼業種類／農業従事者と兼業従事者…
農業就業人口／基幹的農業従事者／兼業従事
者／農家の人口異動…農家人口の異動／農家
労働力の産業間異動状況／農家世帯員の出稼
ぎ状況／農家子弟学卒者の動向…農家子弟の
学卒者数／農家子弟学卒者の卒業後の状況／
農家経済と農民の栄養状態——農家経済…農
家経済と所得／経営耕地規模別農家経済／農
家と勤労者世帯との所得の比較／農家の費目
別家計費／農民の栄養状態…農民の栄養摂取
量

概

要

一、一九七七年一月一日現在の農家人口は前年より一・五％減少し二二五五万人となり、総人口にたいするその割合は一九・九％となった。

一、農家数は前年比一・一％減り四八四万戸となった。

一、都道府県農家の階層分化の基軸はふたたび上向し、二・五ha以上層の微増と二・五ha以下層の全般的減少となった。

一、農家の兼業化は長期不況の影響により鈍化したがいぜん兼業化は進行した。また、第一種兼業農家が減少し、第二種兼業農家が増加するという形態はつづいた。この結果、二兼農家の割合は六七％となった。

一、農業就業人口は前年より三・四％減少し、七七年一月には七二三人となった。この数年、女子の割合が若干低下している傾向をみせているが、いぜんとして六二％を占めている。女子と六〇歳以上の男子は五五六万人で全体の七七％であった。同じくこれを基軸的農業従事者でみるとその割合は前年と同じく六九％であった。

一、農家の兼業従事者は七四年以降減少傾向にあったが雇われ兼業・自営兼業ともに前年にくらべて微増し八三四万人となった。雇われ兼業のうち出稼ぎ・日雇・臨時雇などの不安定兼業は三割を超

えている。

一、一九七六年一年間の農家の人口異動は増加五八万人、減少九〇万人で、差引き純減少は三二万人であった。農家人口異動の絶対数は、増加・減少の両者とも減少しつづけている。

一、七六年の一年間に六カ月以上の予定で他産業に就職した農家世帯員は前年にくらべ一三%減じ四九・五万人であり、他方、他産業を離職し農家に還流した者は一〇%減少し二〇・六万人であった。農家の兼業化を反映し、通勤形態での就職・離職ともに七割を超えている。

一、農家世帯の出稼ぎ者は前年の大幅減少にくらべると鈍化した、なお六%減少し一八万人となった。

一、一九七七年三月中学校以上の学校を卒業した農家世帯員は前年比一%弱の減で八五万人であった。このうち農業に就業したものは前年より微増し一・二万人で、その農業就業率は四%となった。

一、七六年度の全国農家一戸当たり平均農家所得は前年比七%増加し三六六万円であった。このうち農業所得は一%弱の増加にすぎず、増加率の大半は農外所得の一%の増によるものであった。この結果、農業依存度は三一・六%に、農業所得による家計費充足率は三九・七%に低下した。

一、農家一戸当たり平均家計費は前年度にくらべ一〇%増加し二九一万円となった。そのうち雑費のウェイトがもっとも高く五〇%を超えた。エンゲル係数は前年とほぼ同じ二六であった。

一、七六年度の農民の全国平均栄養摂取量は、熱量とビタミンCが基準量を超えているだけで、他の栄養素はいずれも基準以下であった。この傾向はたん白質の摂取が基準量に達しつつある点をのぞ

けばほとんど変わっていない。

1 農家と農家人口

1 農家人口と農家数

農家人口と農家数

一九七七年一月一日現在の農家人口は前年にくらべ一・五%減少し二二五五万人となった（第70表、資料は農林省統計情報部『農業調査結果報告書』一九七八年三月刊による。この「農業調査」と「世界農林業センサス」の調査方法、利用上の留意点については本年鑑第四八集一六二―一六三頁の説明を参照のこと）。農家人口の年々の減少につれ、総人口にたいする割合も低下し七七年には一九・九%と始めて二割を割った。男女別にみると、男子四八・五%、女子五一・五%でその割合はほとんど変化がみられない。表示はしていないが年齢別には六〇歳以上の高年齢層のみが増加し、それ以下の層はいずれも減少し、前者の割合は二〇%に近づいた。

また、農家数もひきつづき減少し、四八四万戸となった。これは前年にくらべ約六万戸、一%強の減少であった。地域的に減少率の

第 70 表 農家人口と農家数の推移

(単位：千戸，人，%)

	農家人口	同 指 数	総人口に 対する農 家人口の 割合	男女別農家人口 の割合		農 家 数	同 指 数	農家1戸 当たり人 数 (人)
				男	女			
1973年1月1日	24,672	106.4	22.7	48.2	51.8	5,157	104.1	4.78
74・1・1	24,085	103.8	21.9	48.3	51.7	5,081	102.6	4.74
75・2・1	23,195	100.0	20.7	48.5	51.5	4,953	100.0	4.68
76・1・1	22,895	98.7	20.4	48.4	51.6	4,891	98.7	4.68
77・1・1	22,551	97.2	19.9	48.5	51.5	4,835	97.6	4.66

- 〔備考〕 1) 1975年は「農業センサス」、他の年は「農業調査」の結果である。
2) 「総人口に対する農家人口の割合」で利用した「総人口」は73, 74年は総理府統計局の推計人口(10月1日), 75年「国勢調査」, 76, 77年は自治省行政局「住民基本台帳に基づく全国人口」による。
3) 「農家人口」には住みこみの雇い人は含まれない。以下同じ。
4) ラウンドの関係で総数と割合が一致しないことがある。以下同じ。
5) 資料は農林省農林経済局統計情報部『昭和52年農業調査結果報告書』(1978年3月刊), 同部編『ポケット農林水産統計』(1978年3月刊)。

もっとも高いのは北海道の二・七%、ついで九州一・七%、中国一・二%の順であり、減少率の最低は東北の〇・七%であった。

経営耕地規模別農家数

都府県全農家の経営耕地規模別階層構成の動きをみたのが第71表であるが、その

特徴はつぎのとおりである。

(1) 農家数の減少する傾向のなかで増加したのは二・五ha以上層である。高度経済成長過程で農家の階層分化基軸が上向してきたことは本年鑑で再三指摘してきたことであるが、最近その基軸はほぼ二・五ha層に定着しつつある傾向がみられる。この結果、二・五ha以上層農家の割合は三・六%となった。

(2) 二・五ha未満層の農家のうちその減少数は〇・五〜一ha層の二・一万戸が最高で、ついで一〜一・五ha層、〇・五ha未満層、一・五〜二ha層の順となっている。しかし、減少率では一〜一・五ha層、一・五〜二ha層が二・三%で最高、ついで〇・五〜一ha層の一・五%減となっている。全農家にたいする一ha以下層の割合は七〇%程度であり構成比でみて大きな変化はみられない。

(3) 農業地域別の経営耕地規模別農家数の構成をみると、二・五ha以上層の割合の高い地域は東北の一・一%を最高に、北陸・関東の順であるが、これに沖縄県を考慮すると沖縄は第二位に位置する。他方、一ha以下層の割合の高い地域をみると近畿・東山・中国・東海・四国の各地方で、これらはいずれも八〇%を超える構成をとっている。とくに近畿地方では〇・五ha未満層の農家が五五%を占めている。これまでと同じく東北・北陸など米単作地帯の経営耕地規模が大きいことには変わりはない。

最後に、表示はしていないが北海道の経営耕地規模別農家数の動

第 71 表 経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位，千戸，％）

		総 数	0.5 ha 未 満	0.5～1 ha	1～1.5 ha	1.5～2 ha	2～2.5 ha	2.5～3 ha	3 ha 以 上
実 数 （構成比）	1974年1月1日①	4,939 (100.0)	1,934 (39.2)	1,517 (30.7)	794 (16.1)	373 (7.6)	171 (3.5)	74 (1.5)	76 (1.5)
	75・2・1 ②	4,819 (100.0)	1,995 (41.4)	1,436 (29.8)	727 (15.1)	349 (7.2)	162 (3.4)	74 (1.5)	76 (1.6)
	76・1・1 ③	4,761 (100.0)	1,920 (40.3)	1,437 (30.2)	727 (15.3)	347 (7.3)	164 (3.4)	78 (1.6)	88 (1.9)
	77・1・1 ④	4,709 (100.0)	1,911 (40.6)	1,416 (30.1)	710 (15.1)	339 (7.2)	162 (3.4)	80 (1.7)	90 (1.9)
対前 年増 減数	② — ①	△ 120	61	△ 81	△ 67	△ 24	△ 9	0	0
	③ — ②	△ 58	△ 75	1	0	△ 2	2	4	12
	④ — ③	△ 52	△ 9	△ 21	△ 17	△ 8	△ 2	2	2
農 業 地 域 別 構 成 比 （一九七七年）	東 北	100.0	24.7	25.8	18.2	12.1	7.6	4.8	6.6
	北 陸	100.0	32.2	30.1	17.3	10.0	5.1	3.0	2.4
	関 東	100.0	32.8	29.0	19.6	10.6	4.8	1.7	1.6
	東 山	100.0	47.2	35.1	12.5	3.8		1.9	
	東 海	100.0	48.9	32.4	12.4	4.3		1.7	
	近 畿	100.0	54.5	31.4	9.9	2.7		1.3	
	中 国	100.0	49.4	32.5	12.9	3.6		1.6	
	四 国	100.0	45.6	35.2	12.4	4.0		3.0	
	九 州	100.0	42.2	27.9	15.3	7.6	3.7	1.7	1.5
	沖 縄	100.0	47.8	26.1	13.0	6.5	4.3	2.2	4.3

〔備考〕 1) カッコ内の数値は構成比であり△印はマイナスを示す。以下，ことわりのないかぎり同じ。

2) 0.5ha 未満には例外規定農家が含まれている。

3) 「東山」から「四国」までの規模別階層農家構成のうち「2 ha」以上層の各階層の数値はすべて「2ha以上」層に統括したものである。

3) 資料は前表に同じ。

向の特徴をみておこう。総農家数は前年にくらべ二・七％減少し二万七〇〇〇戸となったが、それは七・五ha以上層の微増とその他階層の減少によるものであった。減少率のもっとも高い階層は一ha層の一〇％、ついで二ha層の八％、三ha層の七％であった。階層分化基軸はこの数年、一定していないがここでも零細規模層が落層ないし脱農している傾向は不変である。

2 専業農家と兼業農家

専業別農家構成

専業農家は長期経済不況の影響のもとで七五年にようやく増加に転じたが、七六年を通じてふたたび減少した（第72表）。すなわち、専業農家は七七年一月一日現在、前年比二％減少し六四万戸となった。しかし、減少率はわずかであったことと、総農家数の絶対的減少により専業率は前年とほぼ同じ一三％にとどまった。農林省統計情報部はこの現象を「北日本を中心とした冷害などによる農業生産の減少や、農産物価格の上昇テンポの鈍化により農業所得の伸びが鈍化し、専業農家の一部が農外に臨時的な就労の機会を求めた動きなどがあるもの」と推論している（前掲『農業調査結果報告書』九頁）。

この結果、兼業化率は前年より〇・二ポイント増になった程度であったが、その内訳をみると農業を主とする一兼農の七万戸（七％）減にたいし、二兼農家は三万戸（一％）増加を示している。半プロレタリア層である二兼農家は増加しつつ、七七年一月現在三二六

第 72 表 専業別農家数の推移

（単位：千戸，％）

		総農家数	専業農家	兼 農 業 家		
				計	第一種兼業	第二種兼業
実 数 (構成比)	1973年1月1日①	5,157 (100.0)	688 (13.3)	4,469 (86.7)	1,313 (25.5)	3,155 (61.2)
	74・1・1 ②	5,081 (100.0)	639 (12.6)	4,442 (87.4)	1,230 (24.2)	3,212 (63.2)
	75・2・1 ③	4,953 (100.0)	616 (12.4)	4,337 (87.6)	1,259 (25.4)	3,078 (62.1)
	76・1・1 ④	4,891 (100.0)	659 (13.5)	4,233 (86.5)	1,002 (20.5)	3,231 (66.1)
	77・1・1 ⑤	4,835 (100.0)	643 (13.3)	4,192 (86.7)	931 (19.3)	3,261 (67.4)
対前年増減率	②／①	△ 1.5	△ 7.1	△ 0.6	△ 6.3	1.8
	③／②	△ 2.5	△ 3.6	△ 2.4	2.4	△ 4.2
	④／③	△ 1.3	7.6	△ 2.4	△ 20.4	4.7
	⑤／④	△ 1.1	△ 2.3	△ 2.3	△ 7.1	0.9

〔備考〕 資料は前表に同じ。

第 73 表 家としての主な兼業種類別農家数

(単位：千戸，%)

			兼業農家 総 数	雇 わ れ 兼 業				自営兼業
				計	恒常的勤務	出 稼 ぎ	日 雇・ 臨 時 雇	
第 一 種 兼 業	農家数 (構成比)	1974年1月1日①	1,229 (100.0)	1,138 (92.6)	539 (43.8)	99 (8.1)	500 (40.7)	92 (7.4)
		75・2・1 ②	1,259 (100.0)	1,120 (89.0)	531 (42.2)	80 (6.4)	509 (40.4)	139 (11.0)
		76・1・1 ③	1,002 (100.0)	925 (92.3)	466 (46.5)	67 (6.7)	393 (39.2)	77 (7.7)
		77・1・1 ④	931 (100.0)	856 (91.9)	431 (46.3)	53 (5.7)	372 (40.0)	75 (8.1)
	対前年増減	②－①	30	△ 18	△ 8	△ 19	9	47
		③－②	△ 257	△ 195	△ 65	△ 13	△ 116	△ 62
		④－③	△ 71	△ 69	△ 35	△ 14	△ 21	△ 2
第 二 種 兼 業	農家数 (構成比)	1974・1・1・①	3,210 (100.0)	2,553 (79.5)	2,144 (66.8)	98 (3.0)	312 (9.7)	656 (20.5)
		75・2・1 ②	3,078 (100.0)	2,512 (81.6)	1,873 (60.9)	98 (3.2)	541 (17.6)	566 (18.4)
		76・1・1 ③	3,231 (100.0)	2,624 (81.2)	2,155 (66.7)	75 (2.3)	394 (12.2)	607 (18.8)
		77・1・1 ④	3,261 (100.0)	2,652 (81.3)	2,170 (66.7)	67 (2.1)	415 (12.7)	609 (18.7)
	対前年増減	②－①	△ 132	△ 41	△ 271	0	229	△ 90
		③－②	153	112	282	△ 23	△ 147	41
		④－③	30	28	15	△ 8	21	2

〔備考〕 資料は前表に同じ。

万戸をかぞえ、全農家にたいするその割合は六七％になった。

統計表は示さないが、農業地域別に専業別農家構成をみると、専業率のもっとも高いのは北海道の四六％を別格に、ついで九州の二一％、四国の一五％となり、前年第三順位であった関東地域は一ポイント低下し一四％となった。また、全国平均より二兼農家率の高い地域は近畿地方の八二％を筆頭に東海（七九％）・中国（七七％）・北陸（七五％）・東山（七一％）・四国（六九％）の順であった。北海道のこの割合は二五％程度にとどまっている。この傾向は経済不況と兼業機会、農業経営形態などの関係にも左右されるが、一般に商品経済の浸透度の強い都市近郊地域で兼業化がすすんでいる。

農家の兼業種類 第73表は兼業農家の兼業種類を示し

たものである。これによれば七七年一月一日現在、一兼農家の九二％、二兼農家の八一％が「雇われ兼業農」であり、この傾向はこの数年大きな変化は認められない。「雇われ兼業」は「恒

常的勤務」(恒常的職員勤務と恒常的賃労働勤務)、「出稼ぎ」、「日雇・臨時雇」の諸形態に分類されているが、このうち「恒常的勤務」は二兼農家に多く、兼業総数の六七%を占め絶対的にも増加している。これに反し一兼農家における「恒常的勤務」は減少傾向にある。これは二兼農家の半プロ化↓プロ農化が進行していることを示すものでもある。

また、二兼農家では「出稼ぎ」をのぞくすべての賃労働形態で増加を示し、それだけ兼業農家総数を増加させたのであるが、一兼農家にあつてはいずれの形態も絶対的に減少を示した。ただ、一兼農家の「日雇・臨時雇」の割合が大きく、四〇%を占めていることがこの農家の特徴でもある。

「自営兼業」は総数としてはわずかではあるが、二兼農家に比較的に多く一九%を占め、一兼農家では八%程度にとどまっている。この傾向も近年ほぼ定着している。

3 農業従事者と兼業従事者

農業就業人口

一六歳以上の農業就業人口(自家農業従事者のうち自家農業だけに従事した者とその他の仕事にも従事したが自家農業が主な者)は七七年一月一日現在七二三万人である(第74表)。これは前年同時点にくらべ三・四%の減少である。農業就業人口の年々の減少にともない全国総就業人口にたいする割合も低下傾向をたどっている。ちなみに、これを総理府統計局の「労

働力調査」による一九七六年一年間の一五歳以上の総就業人口五二八二万人に対する割合をみると、同じ一五歳以上の農業就業人口は一〇・八%に低下している(昭和五二年度「農業白書附属統計表」)。

同じ第74表により農業就業人口を男女別にみると男女ともに減少しているが、女子の減少率が男子のそれを上回るという最近の傾向はつづいている。すなわち、女子は前年比三・六%の減、男子は三・一%の減少であつた。この結果、農業就業人口に占める女子の割合は前年より〇・二ポイント低下し六二%となつた。なお、表示はしていないが、七七年一月現在の女子と六〇歳以上の男子の農業就業者は五五六万人で全体の七七%であつた。

基幹的農業従事者

第75表は日常主として自家農業に従事した基幹的農業従事者を男女別・年齢別にみたものである。七七年一月の基幹的農業従事者は前年にくらべ六%(三〇万人)減少し、四七三万人となつた。これは農業就業人口を上回る減少率であつた。

これを男女別にみると女子が六・七%減じ二五七万人に、男子が五%減少し二一六万人になり、女子の割合は五四%となつた。また、年齢別にみるといずれの年齢層も前年にくらべ減少しているが、その減少率は一六〜二九歳層が最高で七・七%、ついで三〇〜五九歳層の六・六%、六〇歳以上層の三・五%となっている。しかし、絶対数では三〇〜五九歳層が二三万人と総減少数の七六%を占めた。この結果、六〇歳以上層の割合は前年の二二%から一ポイント比重を高め二三%になった。

若年労働力である一六〜二九歳層の構成比は男女ともに一〇%以下にすぎず、農業労働力の老齡化の進行はとどまるところを知らな

第 74 表 農業就業人口の推移 (16歳以上)

(単位：千人，%)

		総 数	男	女
実 数 (構 成 比)	1973年1月1日①	8,571 (100.0)	3,227 (37.7)	5,345 (62.4)
	74・1・1 ②	8,099 (100.0)	3,030 (37.4)	5,069 (62.6)
	75・2・1 ③	7,907 (100.0)	2,975 (37.6)	4,932 (62.2)
	76・1・1 ④	7,480 (100.0)	2,829 (37.8)	4,650 (62.2)
	77・1・1 ⑤	7,225 (100.0)	2,743 (38.0)	4,482 (62.0)
対 前 年 増 減 数	②—①	△ 472	△ 197	△ 276
	③—②	△ 192	△ 55	△ 137
	④—③	△ 427	△ 146	△ 282
	⑤—④	△ 255	△ 86	△ 168
対 前 年 増 減 率	②／①	△ 5.5	△ 6.1	△ 5.2
	③／②	△ 2.4	△ 1.8	△ 2.7
	④／③	△ 5.4	△ 4.9	△ 5.7
	⑤／④	△ 3.4	△ 3.1	△ 3.6

〔備考〕 1) 「農業就業人口」は「16歳以上の農家世帯員で、自家農業だけに従事した者と、農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計」である。

2) 資料は前表に同じ。

第 75 表 年齢別・男女別基幹的農業従事者数

(単位：千人，%)

		農業従事者数	16～29歳	30～59歳	60歳以上
総 数 (構 成 比)	1975年2月1日	4,889 (100.0)	391 (8.5)	3,311 (67.7)	1,186 (24.3)
	1976年1月1日	5,034 (100.0)	429 (8.5)	3,491 (69.3)	1,114 (22.1)
	1977年1月1日	4,733 (100.0)	396 (8.4)	3,262 (68.9)	1,075 (22.7)
男 (構 成 比)	1975・2・1	2,298 (100.0)	211 (9.2)	1,343 (58.4)	743 (32.3)
	76・1・1	2,276 (100.0)	223 (9.8)	1,353 (59.4)	700 (30.8)
	77・1・1	2,160 (100.0)	213 (9.9)	1,273 (58.9)	673 (31.2)
女 (構 成 比)	1975・2・1	2,591 (100.0)	180 (6.9)	1,968 (76.0)	443 (17.1)
	76・1・1	2,758 (100.0)	206 (7.5)	2,137 (77.5)	415 (15.0)
	77・1・1	2,573 (100.0)	182 (7.1)	1,989 (77.3)	402 (15.6)

〔備考〕 1) 「基幹的農業従事者」とは主として自家農業に従事した者。

2) 資料は前表に同じ。

第 76 表 兼業種類別男女別農業従事者数

(単位：千人，％)

	兼業従事者	雇 わ れ 兼 業			自 営 兼 業		
		計	男	女	計	男	女
1974年1月1日	8,798	7,222 (100.0)	4,627 (64.1)	2,595 (35.9)	1,576 (100.0)	930 (59.0)	646 (41.0)
75・2・1	8,670	7,318 (100.0)	4,707 (54.3)	2,611 (35.7)	1,562 (100.0)	1,010 (64.7)	552 (35.3)
76・1・1	8,250	6,793 (100.0)	4,382 (64.4)	2,411 (35.5)	1,457 (100.0)	865 (59.4)	592 (40.6)
77・1・1	8,339	6,854 (100.0)	4,387 (64.0)	2,467 (36.0)	1,485 (100.0)	878 (59.1)	607 (40.9)

〔備考〕 1) 1人で2種類以上の兼業に従事した場合、従事日数のもっとも多いものに分類されている。しかし、75年の数値は重複計上されているので総数とその内訳は一致しない。
2) 資料は前表に同じ。

第 77 表 雇われ兼農種類別従事者数

(単位：千人，％)

		総 計	主に恒常的勤務	主に出稼ぎ	主に日雇・臨時雇
総 (構成比) 数	1974年1月1日	7,222 (100.0)	4,976 (68.9)	293 (4.1)	1,953 (27.0)
	75・2・1	7,318 (100.0)	4,673 (63.9)	282 (3.9)	2,362 (32.3)
	76・1・1	6,793 (100.0)	4,764 (70.1)	215 (3.2)	1,814 (26.7)
	77・1・1	6,854 (100.0)	4,786 (69.8)	189 (2.8)	1,878 (27.4)
男 (構成比)	1974年1月1日	4,627 (100.0)	3,208 (69.3)	268 (5.8)	1,151 (24.9)
	75・2・1	4,707 (100.0)	3,053 (64.9)	253 (5.4)	1,401 (29.8)
	76・1・1	4,382 (100.0)	3,103 (70.8)	197 (4.5)	1,081 (24.7)
	77・1・1	4,387 (100.0)	3,102 (70.7)	175 (4.0)	1,110 (25.3)
女 (構成比)	1974年1月1日	2,595 (100.0)	1,768 (68.1)	25 (1.0)	802 (30.9)
	75・2・1	2,611 (100.0)	1,620 (62.0)	29 (1.1)	961 (36.8)
	76・1・1	2,411 (100.0)	1,660 (68.9)	18 (0.7)	734 (30.4)
	77・1・1	2,467 (100.0)	1,684 (68.3)	15 (0.6)	768 (31.1)

〔備考〕 資料は前表に同じ。

い。比重が若干低下しつつあるとはいえ女性化の傾向も定着している。七七年一月現在の女子労働力と六〇歳以上の男子の基幹的農業労働力は三二五万人で六九%であった。

兼業従事者

七七年一月現在、一六歳以上の農家世帯員の兼業従事者（雇われ兼業に年間三〇日以上従事するか、年間五万円以上の販売収入のある自営兼業従事者）は前年にくらべ一%増加し八三四万人となった。このことは四八四万戸の全国農家一戸当たり平均一・七人が兼業労働に従事したことを示している。第76・77表によりこの兼業従事者の男女別兼業種類の特徴をみるとつぎのとおりである。

(1) 「雇われ兼業」従事者の割合が「自営兼業」従事者にくらべ高い点はこれまでと変わらず、前者が八二%、後者が一八%程度で、「雇われ兼業」「自営兼業」とともに微増した。また、この点は男女別にみても同じであるが、増加率では女子が男子にくらべて若干高いことを指摘できる。

(2) 「雇われ兼業」従事者を種類別にみると「主に日雇・臨時雇」が前年にくらべ三・五%増加し一八八万人、「主に恒常的勤務」が〇・五%増の四七九万人となったが、「主に出稼ぎ」は一・二%減じ一九万人となった。後者の減少傾向は「オイルショック」以来のもので、この結果出稼ぎ従事者の比重は三%を割った。

(3) さらにこれを男女別にみると、「恒常的勤務」のうち男子従業者数の増加率は停滞し三一〇万人にとどまったが、女子のそれは若干増加し、一六八万人になった。しかし、これまでと同じく男子の割合が六五%を占め、いぜん高い点は変わっていない。また「出稼ぎ」は男女ともに大幅に減少し、前年にくらべ男子一一%減、女子

一七%減であった。「出稼ぎ」の圧倒的多数（九三%）が男子従事者であるのは明らかである。「日雇・臨時雇」が男女ともに増加し、男子が二・七%増の一一一万人、女子が四・六%増加し七十七万人となった。したがって兼業種類別構成でこの形態の賃労働は男子二五%、女子三一%を占めた。

4 農家の人口異動

農家人口の異動

一年間における農家世帯員の異動の状態を形態別に示したのが第78・79表である。以下、この表により七六年の農家人口の異動の特徴を摘記する。

(1) 七六年一・一二月の増加人口は前年にくらべ五・四%減の五八万人、減少人口は一三%減の九〇万人となり、差引き減少数は三二万人であった。このように農家人口は減少をつづけているが、この数年その減少数、減少率はともに鈍化しているのが特徴となっている。すなわち、年頭初の農家人口総数にたいする純減少率は七〇年二・七%、七三年二・六%、七四年二%、七五年一・八%、七六年一・四%と、その減少率は傾向的に低下している。

(2) 七六年の農家世帯員の増加人口のうちいちじるしい特徴を示したのは「農家の増加」によるもので、七五年の五四%、四万人増から一転して前年にくらべ五一%減の二万人にとどまった。また、他の諸形態による増加要因も「勤務者の転入」によるものをのぞき前年の増加数を下回った。

第 78 表 農 家 の 人 口 異 動

(単位：千人，%)

		総 数	社 会 的 異 動				自然的異動
			離職転入	勤務者の入 転	その他の入 転	農家の増加 による	出 生
増加人口 (構成比)	1973年①	739.7 (100.0)	57.3 (7.7)	123.7 (16.8)	274.1 (37.1)	23.7 (3.2)	260.8 (35.3)
	74 ②	652.8 (100.0)	53.2 (8.1)	95.5 (14.6)	238.2 (36.5)	27.6 (4.2)	238.4 (36.5)
	75 ③	616.8 (100.0)	51.9 (8.4)	87.2 (14.1)	225.1 (36.5)	42.4 (6.9)	210.4 (34.1)
	76 ④	583.4 (100.0)	47.7 (8.2)	88.6 (15.2)	220.8 (37.8)	20.6 (3.5)	205.7 (35.3)
対前年増減率	②／①	△ 11.8	△ 7.2	△ 22.9	△ 13.1	16.5	△ 8.6
	③／②	△ 5.5	△ 2.4	△ 8.7	△ 5.5	53.6	△ 11.7
	④／③	△ 5.4	△ 8.1	1.6	△ 1.9	△ 51.4	△ 4.7
		総 数	社 会 的 異 動				自然的異動
			就職転出	勤務者の出 転	その他の出 転	農家の減少 による	死 亡
減少人口 (構成比)	1973年①	1,383.8 (100.0)	223.4 (16.1)	129.0 (9.3)	474.5 (34.3)	320.5 (23.2)	236.3 (17.1)
	74 ②	1,132.9 (100.0)	190.3 (16.8)	89.7 (7.9)	398.1 (35.1)	215.8 (19.0)	239.1 (21.1)
	75 ③	1,034.2 (100.0)	167.8 (16.2)	80.9 (7.8)	381.0 (36.8)	189.6 (18.3)	215.1 (20.8)
	76 ④	900.5 (100.0)	145.4 (16.1)	83.1 (9.2)	344.7 (38.3)	124.6 (13.8)	202.6 (22.5)
対前年増減率	②／①	△ 18.1	△ 14.8	△ 30.5	△ 16.1	△ 32.7	2
	③／②	△ 8.7	△ 11.8	△ 9.3	△ 4.3	△ 12.1	△ 10.0
	④／③	△ 12.9	△ 13.3	2.7	△ 9.5	△ 34.3	△ 5.8

〔備考〕 1) 「就職転出」は就職のため6カ月以上にわたる予定で家を離れ農家世帯員でなくなった場合、この逆の場合が「離職転入」である。

2) 「勤務者の転入・転出」は異動の前後とも勤務者であることに変わりのないものの転入、転出である。

3) 「その他の転出入」には縁事転出入、勤務者および就離職による転出入に伴うその家族の転出入を含む。

4) 資料は農林省統計情報部『昭和51年農家就業動向調査報告書』(1978年3月刊)。

第 79 表 農家人口の異動形態別純増減数

(単位：千人，％)

	純 増 減 総 数	社 会 的 異 動				自然的異動 出生・死亡
		離職転入 就職転出	勤務者の 転入・転出	その他の 転入・転出	農家の増減	
1973年	△ 644.1 (100.0)	△ 166.1 (25.8)	△ 5.1 (0.8)	△ 200.4 (31.1)	△ 296.8 (46.1)	24.5 (△ 3.8)
74	△ 480.1 (100.0)	△ 137.1 (28.6)	5.7 (△ 1.2)	△ 159.9 (33.3)	△ 188.2 (39.2)	△ 0.7 (0.1)
75	△ 417.5 (100.0)	△ 115.9 (27.8)	6.3 (△ 1.5)	△ 155.9 (39.3)	△ 147.2 (35.3)	△ 4.7 (1.1)
76	△ 317.1 (100.0)	△ 97.7 (30.8)	5.5 (△ 1.7)	△ 123.9 (39.1)	△ 104.0 (32.8)	3.1 (△ 1.0)

〔備考〕 資料は前表に同じ。

(3)減少人口が増加人口を上回る停滞をみせたのは、「勤務者の転出」をのぞくすべての減少要因が前年対比マイナスで、しかもその減少数が大きかったからである。すなわち、前年対比「農家の減少」によるものが最高の三四％（七万人）減、ついで「就職転出」一三％（二万人）減、「その他の転出」一〇％（四万人）減、「死亡」によるもの六％減であった。この結果減少要因における「農家の減少」による割合は前年の一八・三％から

四・五ポイント低下し一三・八％に低下した。

(4)農家人口の異動純増減数のうち増加人口が減少人口を上回っている要因は、「勤務者の転入・転出」と「自然的異動」によるものだけで、その数は二万人に満たない。他の諸要因はいずれも一〇万人前後の減少で構成比で三割を超える減少割合を示している。ただ、「離職転入・就職転出」による減少要因のウェイトが高まっているのにたいし、「農家の増減要因」のそれが低下傾向にあることは注目してよい。この後者の要因は七四年まで第一位の減少構成要因であったが、七五年以来第三位に低落した。これはさきにも指摘したように農家の離農によるものが大幅に減少したことの現われであった。

最後に、統計表は示さないが、農家人口の異動を農業地域別にみると、いずれの地域でも減少している。これを年頭初農業人口にたいする純増減数の割合でみると、平均より減少率の高い地方は北海道の三・一％を最高に、ついで南九州・北九州・山陰・南関東の五地域で他の地域はいずれも全国平均以下であった。とくに東海地方は一割に満たぬ全国最低の減少率であった。

農家労働力の
産業間異動状況

第80表は六カ月以上の予定で他産業に就職した農家世帯員と他産業から農家に還流した農家世帯員の異動状況の推移を示したものである。いずれの異動も出稼ぎ異動は除かれている。この表により農家労働力の特徴をみるとつぎのとおりである。

(1)一九七六年一年間の農家世帯員の他産業就職者は四九・五万人、他産業を離職し農家に還流した者二〇・六万人で、差引き二九万人の農家労働力が流出した。他産業就職者は離職還流者にくらべ

第 80 表 農家労働力の産業間異動状況 (単位：千人，%)

	総数	就 職 形 態		性 別	年 齢	世帯上の地位 (男)						
		就職転出	在宅就職									
		1973年	実数 (構成比)	男	女	19歳以下	20～34歳	35歳以上	世帯主	あとつぎ	その他	
他産業への就職者	①	786.2 (100.0)	223.4 (28.4)	562.9 (71.6)	371.0 (47.2)	415.3 (52.8)	380.7 (48.4)	190.4 (24.2)	215.3 (27.4)	96.0 (25.9)	149.8 (40.4)	125.2 (33.7)
	②	638.4 (100.0)	190.3 (29.8)	448.1 (70.2)	303.4 (47.5)	335.0 (52.5)	331.9 (52.0)	148.8 (23.3)	157.9 (24.7)	68.9 (22.7)	128.3 (42.3)	106.2 (35.0)
	③	567.8 (100.0)	167.8 (29.6)	400.2 (70.5)	268.8 (47.3)	299.1 (52.7)	295.3 (52.0)	142.4 (25.1)	130.4 (23.0)	55.5 (20.6)	117.0 (43.5)	96.3 (35.8)
	④	494.5 (100.0)	145.4 (29.4)	349.1 (70.6)	233.6 (47.2)	260.9 (52.8)	263.2 (53.2)	134.7 (27.2)	96.6 (19.5)	42.6 (18.2)	104.0 (44.5)	86.9 (37.2)
	対増 前減 年率	② ③ ④	△ 18.8 △ 11.1 △ 12.9	△ 14.8 △ 11.8 △ 13.3	△ 20.4 △ 10.7 △ 12.8	△ 18.2 △ 11.4 △ 13.1	△ 19.3 △ 10.7 △ 12.8	△ 12.8 △ 11.0 △ 10.9	△ 21.8 △ 4.3 △ 5.4	△ 26.7 △ 17.4 △ 25.9	△ 28.2 △ 19.4 △ 23.2	△ 14.4 △ 8.8 △ 1.1
他産業からの離職者	①	283.4 (100.0)	57.3 (20.2)	226.1 (79.8)	139.6 (49.3)	143.9 (50.8)	29.9 (10.6)	126.8 (44.7)	127.0 (44.9)	70.1 (50.2)	44.1 (31.6)	25.5 (18.3)
	②	239.4 (100.0)	53.2 (22.2)	186.3 (77.8)	110.6 (46.2)	128.9 (53.8)	20.4 (8.5)	103.2 (43.1)	115.9 (48.4)	55.4 (50.1)	34.0 (30.7)	21.2 (19.2)
	③	228.3 (100.0)	51.9 (22.7)	176.5 (77.3)	109.7 (48.1)	118.7 (52.0)	17.9 (7.8)	99.3 (43.5)	111.2 (48.7)	57.5 (52.4)	31.5 (28.7)	20.7 (18.9)
	④	205.7 (100.0)	47.7 (23.2)	158.0 (76.8)	102.5 (49.8)	103.2 (50.2)	13.4 (6.5)	94.1 (45.7)	98.1 (47.7)	52.5 (51.2)	30.6 (29.9)	19.4 (18.9)
	対増 前減 年率	② ③ ④	△ 15.5 △ 4.6 △ 9.9	△ 7.2 △ 2.4 △ 8.1	△ 17.6 △ 5.3 △ 10.5	△ 20.8 △ 0.8 △ 6.6	△ 10.4 △ 7.9 △ 13.1	△ 31.8 △ 12.3 △ 25.1	△ 18.6 △ 3.8 △ 5.2	△ 8.7 △ 4.1 △ 11.8	△ 21.0 △ 3.8 △ 8.7	△ 22.9 △ 7.4 △ 2.9

〔備考〕 資料は前表に同じ。

数において絶対的に多く、そのため年々労働力が農村から流出しているのが常態となつてはいるが、離職還流者の減少率よりも他産業就職者の減少率が上回っているため、総体としての農家労働力の流出率は低下傾向にある。これは長期不況の影響によることはいうまでもないが、高度成長期を通じての農村からの大量の労働力の流出と、その結果生じた農業労働力の質の問題に大きな関係をもつことはいうまでもない。

(2) 他産業就職者のうち、「在宅就職」は前年比一三%減少し三五万人となったが、「就職転出」もそれとほぼ同率の減少があつたため、他産業就職者中に占める「在宅就職」の割合は前年度と同じく七一%を維持した。このように在宅・通勤形態の就職が多数を占めているのは、農家の兼業化の拡大と密接な連関を有しているためである。このことは、他産業離職者のうち「在宅離職」が絶対数・比率ともに減少しているにもかかわらず、それがなお他産業離職者中七七%の多くを占めていることをみてもわかる。

(3) 男女別に農外就職者をみると、いずれも前年比一三%程度の減少で、しかも男子四七%、女子五三%という構成比にほとんど変化がみられない。これを離職者でみても、女子の割合が男子をわずかに上回っている点は共通している。いずれにせよ総体として女子の他産業流出へのウェイトが高いという傾向はつづいている。

(4) 他産業就職者を年齢別にみると、「一九歳以下」の若年労働者の農外就職は前年対比一一%減少し二六万人となったが、そのウェイトは一ポイント高くなり五三%を占めた。これは農家人口の絶対的減少に加え新規学卒者総数の減少と進学率の上昇による反面、長期不況による高齢者の就職難により「三五歳以上層」が前年対比二六

%という大幅減を来したことになるものとみられる。「三五歳以上」層の農外就職者のウェイトは年々低下し、一九七六年には二割をわった。若年層および高齢者層の前年対比二ケタの減少率にくらべ、「二〇〜三四歳」層は七五年以来一ケタ減にとどまった。この結果、七六年におけるこの層のウェイトは前年より二ポイント上昇し二七%になった。

他方、他産業からの離職者をみると「一九歳以下層」は年々その比重を低下させ、七六年には前年比二五%減少した。「二〇〜三四歳層」、「三五歳以上層」もともに絶対数は減少しているが、その割合はともに四〇%台を維持している。

(5) つぎに男の世帯上の地位別にみた農外就業者をみると、「世帯主」の前年対比二三%減と、「あとつぎ」のわずか一%程度の減少が対照的な特徴を示している。この結果、男の総数にたいする割合は、「世帯主」一八%（四万人）、「あとつぎ」四五%（二〇万人）、「その他」三七%（九万人）となった。「あとつぎ」のウェイトは年々高まる傾向にある。同じくこれを他産業からの離職者についてみると、いずれも前年対比一ケタの減にとどまり、そのウェイトに大きな変化はみられなかった。そのため「世帯主」の離職者はいぜん五一%（五万人）を超える割合を維持し、「あとつぎ」のそれは三〇%（三万人）であった。

(6) 最後に、統計表は示さないが、七六年一年間における農外就職者の産業種類をみると「製造業」に就職した者が三〇・五%（一五万人）を占め最高、ついで「卸売・小売業」二〇・一%（一〇万人）、「サービス業」二〇%（九・九万人）、「建設業」一一・八%（六万人）の順であった。絶対数としては前年にくらべいずれの産業の

第 81 表 農家世帯員の出稼ぎ状況

(単位：千人，％)

		実 数 (構 成 比)			対前年増減率		
		1974 年	1975 年	1976 年	1974年	1975年	1976年
総 数		251.2(100.0)	190.4(100.0)	179.0(100.0)	△ 17.0	△ 24.2	△ 6.0
性 別	男	232.2 (92.4)	175.5 (92.2)	164.0 (91.6)	△ 16.0	△ 24.4	△ 6.6
	女	19.1 (7.6)	14.9 (7.8)	15.1 (8.4)	△ 26.8	△ 22.0	1.3
男の世帯上 の地位	世 帯 主	148.1 (63.8)	113.6 (64.7)	111.9 (68.2)	△ 16.3	△ 23.3	△ 1.5
	あとつぎ	71.2 (30.7)	53.1 (30.3)	42.3 (25.8)	△ 13.8	△ 25.4	△ 20.3
年 齢 別	34歳以下	69.7 (27.7)	49.6 (26.1)	42.3 (23.6)	△ 20.9	△ 28.8	△ 14.7
	35～49歳	115.5 (46.0)	86.8 (45.6)	80.9 (45.2)	△ 15.3	△ 24.8	△ 6.8
	50～59歳	49.8 (19.8)	40.8 (21.4)	43.8 (24.5)	△ 13.5	△ 18.1	7.4
	60歳以上	16.5 (6.6)	13.3 (7.0)	11.9 (6.6)	△ 19.1	△ 19.4	△ 10.5
産業種類別	農林漁業	7.1 (2.8)	5.5 (2.9)	5.8 (3.2)	△ 26.8	△ 22.5	5.5
	建 設 業	170.9 (68.0)	132.9 (69.8)	116.6 (65.1)	△ 22.5	△ 22.2	△ 29.5
	製 造 業	56.0 (22.3)	39.5 (20.7)	44.6 (24.9)	5.5	△ 12.3	12.9
	そ の 他	17.2 (6.9)	12.5 (6.6)	12.0 (6.7)	△ 16.9	△ 27.3	△ 4.0

- 〔備考〕 1) 出稼ぎとは1カ月以上1年未満の予定で居住地を離れ、他に雇われて就労するもので、就労期間後は居住地に帰る農家世帯員。
- 2) 産業種類別出稼ぎ者の「その他」は「卸売、小売業」「金融、保険、不動産業」「運輸、通信業」、「サービス業」等を含む。
- 3) 資料は前表に同じ。

就職者も減少したが、ウェイトでみるかぎり「卸売・小売業」「サービス業」が年々高まり、「製造業」「建設業」が低下傾向にあることが特徴である。また、農外就職者総数に占める新規学卒者の割合を産業別にみると、新卒の占める比重は総数で五八％、「公務」七四％、「卸売・小売業」六九％、「サービス業」六三％、「運輸・通信業」六二％、「製造業」五五％等々で比較的そのウェイトは高いが、「農林漁業」は一四％でもっとも低く、ついで「建設業」は三〇％程度の就職割合であった。

農家世帯員の出稼ぎ状況 一カ月以上一年未満の予定で居

住地を離れ他に雇われて就労し、その就労期間経過後居住地に帰る農家世帯員、すなわち農家の出稼ぎ労働者の動向を前掲の農林省統計によってみたのが第81表である。これによると七六年中の出稼ぎ労働者は全国で一八万人で前年にくらべ六％減少した。

この出稼ぎ労働者の九二％（二六・四万人）は男子で前年比六・六％の減であったが、女子は一・三％増となり八％（一・五万人）を占めた。また、男子のうち「世帯主」である者が前年を三・五ポイント上回り六八％を占

め、「あとつぎ」は四・五ポイント低下し二六％となった。これを年齢別にみると「三五～四九歳」層がもっとも比重が高く四五％（八万人）を占めているが、より高年齢層である「五〇～五九歳」層では年々比重を高め二五％近くを占めた。この年齢層の出稼ぎ者は他の年齢層にくらべ一般に減少率が低いというだけでなく、七六年にあってはこの層のみが前年対比で七％増加した。

つぎに出稼ぎ先の産業種類別構成では、「建設業」が六五％（一二万人）で第一位にある点はこれまでと同じであるが、七六年は前年比三〇％減であったこともあり比重を低下させた。これにくらべ「製造業」では前年比一三％の増加をみせ、二五％と比重を高めた。また、「農林漁業」も前年にくらべわずか増加したとはいえ、その構成比は三％程度にすぎなかった。いずれにせよ出稼ぎ先の主流が肉体労働にあることは従来と変わらない。

表示はしないが、最後に出稼ぎ労働者の出身地をみると、東北地域が第一位で六六％、ついで北陸地域一一％、九州地域九％の順となっており、この三地域で全体の八六％を占めた。また、県別では青森二二％、秋田一七％、山形一二％でこの三県で出稼ぎ総数の五割を超えており、⁽¹⁾ 水稻単作地帯に出稼ぎ労働者が集中していることを如実に示している。

(1) 資料は農林省統計情報部『農家就業動向調査報告書』によるが、この調査結果は「絶対値として用いるよりも、時系列比較、地域別比較」等の相対的な動向をみることに重点があるとされているだけでなく、もと本調査の出稼ぎ者数は実数より過少に評価されていることは、本年鑑でもこれまでしばしば指摘したところである。

第 82 表 農家子弟の新規学卒者数

(単位：千人，％)

		総 数	中 卒	高 卒	短大・大学卒	その他卒
実 数 (構成比)	1974年3月卒 ①	992 (100.0)	496 (49.9)	426 (43.0)	39 (4.0)	30 (3.1)
	75・3 ②	918 (100.0)	431 (46.9)	415 (45.3)	43 (4.6)	29 (3.2)
	76・3 ③	854 (100.0)	396 (46.4)	386 (45.2)	46 (5.4)	26 (3.0)
	77・3 ④	848 (100.0)	373 (44.0)	394 (46.5)	49 (5.8)	32 (3.8)
対前年増減率	②	△ 7.5	△ 13.2	△ 2.6	9.0	△ 3.7
	③	△ 7.0	△ 8.1	△ 7.1	9.2	△ 11.4
	④	△ 0.7	△ 5.8	2.1	4.9	26.2

〔備考〕 1) 「卒業者」は中学校以上の学校を卒業した者のうち卒業当時農家世帯員で、卒業前のふだんの状態が「通学が主」であった者。
2) 「その他卒」は農業教育施設等各種学校の卒業者。
3) 資料は農林省統計情報部，昭和52年農家就業動向調査『農家子弟の新規学卒者の動向』（1977年3月卒業者の4月30日現在調査結果），1978年1月刊。

第 83 表 農 家 子 弟 学 卒 者 の 卒 業 後 の 状 況 (単位：千人，%)

	卒業者 総数	進学	就業 総数	他産業就職			農業 就業	家事 その他	農業就業率			
				計	転出	通勤			計	男	うち おとこ	
総数	1975年3月卒	917.6 (100.0)	577.5 (62.9)	311.6 (34.0)	297.3 (32.4)	142.0 (47.8)	155.3 (52.2)	9.9 (1.1)	28.6 (3.1)	3.2	5.2	8.1
	76・3・"	853.7 (100.0)	544.2 (63.7)	281.5 (33.0)	267.5 (31.3)	120.3 (45.0)	147.2 (55.0)	10.2 (1.2)	27.9 (3.3)	3.6	5.8	9.1
	77・3・"	848.4 (100.0)	523.1 (61.7)	298.2 (35.1)	282.0 (33.2)	117.3 (41.6)	164.7 (58.4)	12.0 (1.4)	27.2 (3.2)	4.0	7.1	9.6
新卒	1975年3月卒	430.7 (100.0)	400.3 (92.9)	27.7 (6.4)	26.4 (6.1)	21.7 (82.2)	4.7 (17.8)	0.8 (0.2)	2.7 (0.6)	2.9	5.2	10.6
	76・3・"	395.9 (100.0)	373.6 (94.4)	20.5 (5.2)	19.6 (5.0)	14.4 (73.5)	5.2 (26.5)	0.7 (0.2)	1.8 (0.5)	3.4	5.6	13.3
	77・3・"	372.9 (100.0)	353.6 (94.8)	17.4 (4.7)	16.4 (4.4)	12.4 (75.6)	4.0 (24.4)	0.8 (0.2)	1.9 (0.5)	4.8	9.2	10.4
新高卒	1975年3月卒	415.3 (100.0)	166.6 (40.1)	230.8 (55.6)	220.2 (53.0)	107.3 (48.7)	112.9 (51.3)	8.1 (2.0)	17.8 (4.3)	3.5	6.0	9.1
	76・3・"	385.7 (100.0)	160.3 (41.6)	209.0 (54.2)	198.9 (51.6)	93.3 (46.9)	105.6 (53.1)	8.1 (2.1)	16.4 (4.3)	3.9	6.4	9.8
	77・3・"	394.4 (100.0)	156.0 (39.6)	223.2 (56.6)	211.5 (53.6)	91.9 (43.5)	119.6 (56.5)	9.1 (2.3)	15.2 (3.8)	4.1	7.3	10.3

〔備考〕 1) 「就業」は他産業への就職，自家農業就業，農業以外の自営兼業への就業である。
2) 「他産業就職」には自営兼業はふくまない。
3) 「転出」，「通勤」の構成比は「他産業就職計」に占める割合である。
4) 資料は前表に同じ。

5 農家子弟学卒者の動向

農家子弟の学卒者数

農林省統計情報部『農家子弟の新規学卒者の動向』（昭和五二年農家就業動向調査）昭和五二年三月卒業者の四月三〇日現在調査結果）によると、一九七七年三月に中学校以上の学校を卒業した農家子弟は八五万人で、前年対比一％以下の減少にとどまった（第82表）。

これは「中卒」が前年にくらべ六％減の三七万人であったのにたいし、「高卒」二％増の三九万人、「短大・大学卒」五％増の五万人、「その他卒」の二六％増の三万人等「高卒」以上の学卒者が増加したためであった。この結果、これまで学卒者の一位を占めていた「中卒」の割合は四四％と二位におち、かわって「高卒」が四七％を占め最高になった。この「高卒」のウェイトの増大と同じく「短大・大学卒」も年々ウェイトを高め、その農家子弟は六％となった。これらの現象が農家子弟総数の減少と進学率の上昇の結果であることとは明らかである。

農家子弟学卒者の卒業後の状況

農家子弟学卒者の進学・就業状況をみたのが第83表であるが、その特徴をあげるとつぎのとおりである。

(1) 農家子弟学卒者総数のうち「進学」が五二万人、「就業」が三〇万人であった。これは前年にくらべ進学者が四％減じ、就業者が六％増加した結果であり、総数にたいするウェイトは前者が前年にく

らべ二ポイント減の六二％、後者が同じく二ポイント増の三五％になった。高度成長期の過程で農家子弟の進学率の上昇にともなう進学者の増加傾向は、七五年以来の絶対的減少、七七年の絶対的相対的減少という学卒者の動向をみるかぎり、ようやく限界に達したかにみえる。もっともこのことは進学者が相対的に減少したとはいえ「中卒」の進学率の上昇傾向はつづいており九五％（三五万人）に、「高卒」のそれが停滞し四〇％（一五・六万人）になったことによるものであり、このことは今後の景気循環や社会情勢のなかであらためて検討さるべき問題であろう。

(2) 自営業をのぞく新規

第 84 表 新規学卒者（あとつぎ・男）の経営耕地規模別農業就業率

(単位：％)

	全国平均	都府県平均	0.5 ha 未満	0.5～0.7 ha	0.7～1 ha	1～1.5 ha	1.5～2 ha	2 ha 以上
1973年3月卒	10.6	9.9	1.1	3.2	7.4	13.5	24.0	39.7
74・3	9.8	8.7	1.1	1.9	7.0	12.5	21.7	39.6
75・3	8.0	7.3	0.4	0.0	3.4	12.2	17.5	41.2
76・3	9.1	8.1	1.3	1.0	6.9	10.8	19.4	34.0
77・3	9.6	8.5	1.1	4.2	6.7	12.8	19.4	36.1

〔備考〕 1) 「農業就業率」は就業者総数に対する自家農業就業者の割合である。
2) 資料は前表に同じ。

学卒者の農外就職者総数は前年対比五・四％上回り、二八万人となった。このうち「転出」による者が四二％、「通勤」による者五八％で、年々「通勤」形態が増加している。これは農外就職者の多くを占める高卒者の動向に明確に示されている。

(3) 自家農業に従事した農業就業者は前年に引続きわずかではあるが増加し一万二〇〇〇人となった。これを「中卒」でみるとほとんど前年と変化はみられないが、「高卒」の農業就業者が前年にくらべ一〇〇〇人増加したことによるものである。これは長期不況による雇用情勢の悪化や農政の転換等の影響が複雑にからみ合って現われた一時的現象であるかどうか、今後の推移をみなければならぬ。

(4) つぎに自家農業就業者の就業者総数にたいする割合を示す農業就業率をみると、七七年のそれは前年をわずかに上回り四％になった。これを男子についてみると七％、男子のうち「あとつぎ」では一〇％であった。前年以来、農業就業率が上昇したとはいっても、いぜんとして一〇％未満であった。なお、農業就業者が相対的に多い「高卒」で四％、そのうち男子のそれが七％、「あとつぎ」でようやく一〇％台に達しているにすぎない。

最後に、第84表により都府県における農業就業者男子のうち、「あとつぎ」の農業就業率をその農家の経営耕地規模別にみると、経営規模が大きいほど農業就業率が高いことは明らかである。しかし、平均的な農業就業率が高まっているなかで〇・五ha未満、〇・七～一ha層では低下し、一・五～二ha層で同率であった。なお農業就業率の最高は二ha以上層の三六％であった。

2 農家経済と農民の栄養状態

1 農家経済

農家経済と所得

農林省統計情報部編『昭和五一年度農家経済調査報告』および同報告『昭和五一年度農家生計費統計』により一九七六年度の農家経済の概要を述べる。はじめに全国農家一戸当たり平均の農家経済を第85表により総括すると、つぎのような特徴があげられる。

(1) 一九七六年度の一戸当たり農家所得は前年までの上昇率を大きく下回り七％増の三六六万円にとどまった。これはなによりも農業所得増加率の停滞の結果であったことは明らかで、一九五九年以来の低い伸び率であった。

(2) 農業所得は一一六万円で、前年にくらべ一％弱の伸びにすぎなかった。これは冷害や農産物価格の低迷により農業粗収益が前年比六％増であったのにたいし、農業経営費が一三％を超える上昇をしたからであった。この農業所得の低迷は、対前年比減少を示した第一次米生産調整の時期以来のことであった。

第 85 表 農家経済の推移（全国1戸当たり平均）

（単位：千円，％）

	実 数			対 前 年 増 減 率		
	1974年度	1975年度	1976年度年	1974年度	1975年度	1976年度
農 業 所 得	923.0	1,146.0	1,155.6	24.4	24.2	0.8
農 外 所 得	2,022.9	2,268.4	2,506.4	29.1	12.1	10.5
農 家 所 得	2,945.9	3,414.4	3,662.0	27.6	15.9	7.3
租税公課諸負担	349.9	389.7	448.9	17.9	11.4	15.2
可 処 分 所 得	3,050.4	3,571.0	3,830.5	27.7	17.1	7.3
家 計 費	2,299.9	2,650.0	2,908.1	23.4	15.2	9.7
農家経済余剰	750.7	921.0	922.4	42.9	22.7	0.2
農 家 総 所 得	3,400.3	3,960.7	4,279.4	26.6	16.5	8.0
農 業 依 存 度	31.3	3.6	31.6			
家計費充足率	40.1	43.2	39.7			

- 〔備考〕 1) 「農家総所得」は農家所得に出稼ぎ・被贈扶助等の収入を加算したもの。
 2) 「農業依存度」は農家所得にたいする農業所得の割合である。
 3) 「家計費充足率」は家計費にたいする農業所得の割合である。
 4) 資料は農林省統計情報部『昭和51年度農家経済調査報告』（1977年12月刊）。

第 86 表 経営耕地規模別農家経済（都府県1戸当たり平均）

1976年度（単位：千円，％）

	農 家 所 得			可 処 分 所 得	家 計 費	農家経済 余 剰	農 業 依 存 度	家計費 充足率
	計	農業所得	農外所得					
都府県平均	3,657.4	1,104.2	2,553.2	3,820.1	2,904.5	915.6	30.2	38.0
0.1～0.5 ha	3,506.1	284.9	3,221.2	3,709.6	2,799.5	910.1	8.1	10.2
0.5～1 ha	3,563.7	922.8	2,640.9	3,754.7	2,896.8	857.9	25.9	31.9
1～1.5 ha	3,718.1	1,622.1	2,056.0	3,769.9	2,910.7	859.2	44.7	57.1
1.5～2 ha	3,847.0	2,226.0	1,621.0	3,954.8	2,992.9	961.9	57.9	74.4
2～2.5 ha	3,929.3	2,717.4	1,211.9	4,082.3	3,005.8	1,076.5	69.2	90.4
2.5～3 ha	4,524.1	3,084.7	1,439.4	4,606.8	3,359.6	1,247.2	68.2	91.8
3 ha 以上	4,781.0	3,812.7	968.3	4,909.4	3,625.5	1,283.9	79.7	105.2

〔備考〕 資料は前表に同じ。

(3) 農外所得は一一％増加し二五一万円になった。この農外所得の対前年上昇により、かろうじて農家所得は名目的な意味でマイナスにならずにすんだ。しかしこの農外所得の上昇率にしても、農家所得と同じく一九五九年度以来の低さである。長期不況の影響による農外所得の鈍化は、これまで農外所得に依存してきた農家経済を大きくゆるがしている。

(4) 以上の結果、七六年度の農業依存度は前年を二ポイント下回り三二％とふたたび低下した。また、農業所得による家計費充足率も三・五ポイント低下し四割を割った。

経営耕地規模別農家経済

第86表は七六年度における北海道をのぞく都府県一戸当たり平均の農家経済を経営耕地規模別にみたものである。以下はその特徴である。

(1) 農家所得の平均は三六六万円で「〇・一〇・五ha」層の三五一万円を最低に、経営耕地規模の階層序列があがるにつれ増加し、「三ha以上」層の四七八万円の最高であった。このように耕地面積と農家所得の大小が一致するようになったのは最近の傾向であることは、本年鑑でもたびたび指摘しているところである。

(2) 農業所得の都府県農家平均は一一〇万円にすぎず、その対前年度比も全国平均と同じく一％に満たぬ増であった。農業所得が経営耕地規模に応じて高くなっていることはいうまでもないが、対前年比で「二ha以上」層のすべての階層がマイナスになった。すなわち、表示はしていないが「二〇・二・五ha」層の四・一％減を最高に、「二・五〇三ha」層二・五％減、「三ha以上」層一・九％の減であった。

(3) これを農外所得でみると、農外所得の平均対前年度上昇率一一

％を超える層としては「二・五〇三ha」層の二四％、「二・五〇二ha」層一三％、「三ha以上」層の二二％、「一〇・一・五ha」層一一・二％の増で、総じて上層階層にみうけられた。絶対額では「〇・一〇・五ha」層が最高の三二二万円、最低は「三ha以上」層の九七万円であった。

(4) 農業所得の相対的低下により農業依存度は全階層で低下した。「二・五〇三ha」層は前年度にくらべ四・九ポイント低下し六八％に、「二・五〇二ha」層は二・七ポイント下回り五八％に低下した。農業依存度のもっとも高い「三ha以上」層は二・一ポイント減の八〇％となった。また、農業所得による家計費充足率も全階層で低下した。「一ha以下」層はいずれも平均（三八％）以下であるが、最高は「三ha以上」層の一〇五％であった。前年度家計費充足率が一〇〇％を超えていた「二〇・二・五ha」層はいずれも九一％前後に低下した。

統計表は掲げないが、一九七六年度の全国一戸当たり平均の農家経済を専業農家にみると、専業農家の農家所得は前年比一・二％増の二七五万円であったが、一兼農家のそれは七・七％増加し三九五万円に、二兼農家は八・六％増の三八八万円であった。これを見ると、二兼農家の農家所得は一兼農家のそれにわずかおよばないが、専業農家の所得にくらべ四一％も上回っていることがわかる。同じ年度の専業農家の農業依存度は八七％でその農業所得は二三九万円にすぎないが、農業依存度の低い二兼農家の農外所得は三三三万円で前者より一〇〇万円近い所得増であった。農家経済における兼業の有利性が如実に示されている。

さらに、これを農家兼業員一人当たりの可処分所得でみると、二兼農家のそれが最高の八七万円で専業農家の所得を一一％、一兼農

第 87 表 農家と勤労者世帯との所得の比較（全国平均）

（単位：千円，％）

		1972年度	1973年度	1974年度	1975年度	1976年度
農 家	1 戸 当 り 農 家 総 所 得 A	2,150.1	2,690.0	3,406.1	3,966.5	4,286.6
	就業者1人当り農家総所得 B	814.4	1,030.7	1,320.2	1,549.4	1,674.5
	世帯員1人当り可処分所得 C	410.6	516.9	665.8	784.4	849.0
	世帯員1人当り家計費 D	311.5	380.5	467.6	546.4	600.3
勤 労 者	1 戸 当 り 実 収 入 a	1,713.0	2,048.4	2,584.5	2,897.2	3,172.5
	有業者1人当り実収入 b	1,119.6	1,338.8	1,711.6	1,931.5	2,129.2
	世帯員1人当り可処分所得 c	407.1	483.6	616.5	693.5	756.7
	世帯員1人当り家計費 d	303.8	359.5	444.9	510.3	558.5
対 比	A/a	125.5	131.3	131.8	136.9	135.1
	B/b	72.7	77.0	77.1	80.2	78.6
	C/c	100.9	106.9	108.0	113.1	112.2
	D/d	102.5	105.8	105.1	107.1	107.5

〔備考〕 1) 勤労者所得は、総理府「家計調査」による。
2) 資料は前表に同じ。

第 88 表 農家の費目別家計費（全国1戸当たり平均）

（単位：千円，％）

		総 計	飲 食 費	被 服 費	光 熱 費	住 居 費	雑 費		
							計	うち 教育費	うち 臨時費
実 数 （構成比）	1972年度	1,550.9 (100.0)	407.1 (26.2)	154.9 (10.0)	49.3 (3.2)	213.4 (13.8)	726.2 (46.9)	127.8 (8.2)	109.2 (7.0)
	73年度	1,863.5 (100.0)	481.0 (25.8)	195.2 (10.5)	58.0 (3.1)	249.7 (13.4)	879.6 (47.2)	147.0 (7.9)	139.5 (7.5)
	74年度	2,299.9 (100.0)	599.7 (26.1)	227.2 (9.9)	76.1 (3.3)	293.8 (12.8)	1,103.1 (48.0)	178.5 (7.8)	172.9 (7.5)
	75年度	2,650.0 (100.0)	687.4 (25.9)	242.3 (9.1)	84.7 (3.2)	328.8 (12.4)	1,306.8 (49.3)	214.2 (8.1)	194.3 (7.3)
	76年度	2,908.1 (100.0)	747.6 (25.7)	263.7 (9.1)	100.3 (3.4)	338.0 (11.6)	1,458.5 (50.2)	239.5 (8.2)	208.9 (7.2)
対 前 年 増 加 率	73年度	20.7	18.4	26.8	17.8	17.7	21.9	15.6	28.8
	74年度	23.4	24.7	16.4	31.2	17.7	25.4	21.4	23.9
	75年度	15.2	14.6	6.6	11.3	11.9	18.5	20.0	12.4
	76年度	9.7	8.8	8.8	18.4	2.8	11.6	11.8	7.5

〔備考〕 資料は農林省統計情報部『昭和51年度農家生計費統計』（1978年3月刊）。

家のそれを六%超えている。この二兼農家の有利性は一人当たり家計費の比較においても明らかである。すなわち二兼農家は六七万円、専業農家五九万円、一兼農家六一万円であった。このことから半プロ農家である二兼農家が増加し、専業農家が減少傾向にあることの経済的基礎を知ることができる。

農家と勤労者世帯との所得比較

七六年度における農家と勤労者世帯の所得を第87表によりみると、一戸当たり総所得、世帯員一人当たり可処分所得はいずれも農家が勤労者の収入を上回っている。この点は世帯員一人当たり家計費についてもいえることである。この傾向は最近の五年間を通じ明らかになっている。しかし、この傾向は大きなウェイトを占める農外所得の増大によるものであり、農業経営の好転によるものでないことはすでに指摘してきた。しかも七六年度にあつては、一戸当たり総所得にしても可処分所得にしても、両者間の格差がわずかではあるが縮小した。

ところで、労働投下量による所得比較を示す就業者一人当たりの総所得の格差は、いぜんとして農家にとって不利である。七五年度まではこの格差は縮小する傾向にあつたが、七六年度にはふたたび八割をわって七九%になった。農家が現在の生活水準を維持するため、勤労者にくらべより多量の労働を充用しつつあることがわかる。

農家の費目別家計費

第88表は全国一戸当たりの農家の家計費を費目別にみたものである。これによると、七六年度の平均家計費は前年比一〇%増加し二九一万円となった。まず、費目別に平均より高い増加率をみせたものをみると「光熱費」

一八%、「教育費」一二%（「雑費」一二%）の二項目にかぎられた。この結果、生計費総額にたいする割合は「教育費」を含む「雑費」がその過半（一四六万円）を占め、ついで「飲食費」の二六%（七五万円）、「住居費」一二%（三四万円）になった。この順位にほとんど変化はみられないが、注目すべきことは「雑費」が年々ウェイトを高め七六年度にはじめて五割を超えたことであろう。

2 農民の栄養状態

農民の栄養摂取量

『昭和五一年度農家生計費統計』に集録されている「農民栄養統計」により農家の栄養摂取量の推移をみたのが第89表である。その特徴はつぎのとおりである。

(1)七六年度の農民一人一日当たりの栄養摂取量は「熱量」で二三一八カロリー、「たん白質」六七グラム、「脂質」三一グラム、「カルシウム」五〇〇ミリグラム、「食塩」二〇グラム、「ビタミンA」一三二九国際単位、「ビタミンB₁」〇・九ミリグラム、「ビタミンB₂」〇・九ミリグラム、「ビタミンC」九九ミリグラムであった。「食塩」をのぞきすべての栄養摂取量が前年にくらべ減少した。ただし、「たん白質」に占める動物性たん白質の割合」は年々増加し七六年度に三六%となった。

(2)この農民の栄養摂取量を国民栄養審議会による栄養基準量と比較すると、「熱量」で八%、「ビタミンC」で二倍程度高く、「たん

第 89 表 農家の栄養摂取量の推移（全国1人1日当たり平均）

	熱量 cal	たん白質 g	脂 質 g	カルシウム mg	食 塩 g	ビタミンA I.U	ビタミンB ₁ mg	ビタミンB ₂ mg	ビタミンC mg	たん白質に 占める動物 性の割合 %	熱量に占め る穀類、割 合の割合 %
1972年度	2,388	71.15	31.12	527	20.71	1,485	1.02	1.03	114	33.1	56.4
73 "	2,383	71.17	31.15	527	20.09	1,421	1.07	0.97	113	33.1	55.9
74 "	2,364	70.25	31.48	526	19.93	1,374	1.06	0.99	112	34.2	55.8
75 "	2,339	69.93	32.01	521	19.68	1,384	1.00	0.98	106	34.3	53.7
76 " A	2,318	66.95	30.65	500	20.19	1,329 (1,063)	0.89 (0.62)	0.89 (0.67)	99 (50)	35.9	54.2
栄養基準量B	2,150	70	48	610	—	2,000	1.0	1.1	50		
国民栄養量C	2,159	78.7	52.4	548	—	1,724	1.18	1.02	117	48.4	
比率 A/B A/C	107.8 107.4	95.6 85.1	63.9 58.5	82.0 91.2		66.5 77.1	89 75.4	80.9 87.3	198 84.6		

〔備考〕 1) 「栄養基準量」は栄養審議会が1975年度を目標にした基準量である。
2) 「国民栄養量」は厚生省「国民栄養調査」による1976年度の栄養摂取量である。
3) カッコ内の数値は調理による損失を考慮した数値である。
4) 資料は前掲「農家生計費統計」(付)「農民栄養統計」による。

白質」が同水準にあるだけで、他の栄養素はいずれも基準量を大きく下回っている。前年同水準にあったビタミンB₁・B₂も一〇%から二〇%下回った。

はすべて下回った。たん白質に占める動物性たん白質の割合も二三ポイントの差がみられた。

また、同じ七六年度の厚生省「国民栄養調査」による国民栄養摂取量と比較しても、「熱量」がわずかに上回っている程度で他の栄養素

